

目 次  
第1号（9月12日）

告 示 .....	1
応招議員 .....	1
議事日程 .....	3
本日の会議に付した事件 .....	5
出席議員 .....	7
欠席議員 .....	8
事務局職員出席者 .....	8
説明のため出席した者の職氏名 .....	8
開 会 .....	8
会議録署名議員の指名 .....	9
会期の決定 .....	10
諸般の報告 .....	10
町長提出第101号議案 .....	12
町長提出第102号議案 .....	13
町長提出第103号議案 .....	13
町長提出第104号議案 .....	13
町長提出第105号議案 .....	13
町長提出第106号議案 .....	13
町長提出第107号議案 .....	13
町長提出第108号議案 .....	13
町長提出第109号議案 .....	13
町長提出第110号議案 .....	13
町長提出第111号議案 .....	20
町長提出第112号議案 .....	20
町長提出第113号議案 .....	20
町長提出第114号議案 .....	20
町長提出第115号議案 .....	20
町長提出第116号議案 .....	34
町長提出第117号議案 .....	34
町長提出第118号議案 .....	34
町長提出第119号議案 .....	34
町長提出第120号議案 .....	34
町長提出第121号議案 .....	34
町長提出第122号議案 .....	34

町長提出第123号議案	34
町長提出第124号議案	34
町長提出第125号議案	34
町長提出第126号議案	34
町長提出第127号議案	53
町長提出報告第7号	58
町長提出報告第8号	59
町長提出報告第9号	60
町長提出報告第10号	64
町長提出報告第11号	68
町長提出報告第12号	70
町長提出報告第13号	76
議員派遣の件	76
散会	77
署名	78

#### 第2号（9月13日）

議事日程	79
本日の会議に付した事件	79
出席議員	79
欠席議員	79
事務局職員出席者	79
説明のため出席した者の職氏名	80
開議	80
会議録署名議員の指名	80
一般質問	80
7番 寺戸 昌子君	81
2番 川田 剛君	97
1番 後山 幸次君	116
6番 丁 泰仁君	130
4番 岡田 克也君	149
散会	160
署名	161

#### 第3号（9月14日）

議事日程	163
------	-----

本日の会議に付した事件	163
出席議員	163
欠席議員	163
事務局職員出席者	163
説明のため出席した者の職氏名	164
開 議	164
会議録署名議員の指名	164
一般質問	164
5番 草田 吉丸君	164
3番 米澤 宕文君	181
11番 板垣 敬司君	194
10番 京村まゆみ君	214
8番 御手洗 剛君	229
散 会	248
署 名	249

#### 第4号（9月15日）

議事日程	251
本日の会議に付した事件	252
出席議員	253
欠席議員	253
事務局職員出席者	253
説明のため出席した者の職氏名	253
開 議	254
会議録署名議員の指名	254
町長提出第101号議案	255
町長提出第102号議案	256
町長提出第103号議案	256
町長提出第104号議案	257
町長提出第105号議案	258
町長提出第106号議案	258
町長提出第107号議案	259
町長提出第108号議案	260
町長提出第109号議案	261
町長提出第110号議案	261
町長提出第111号議案	265

町長提出第112号議案	280
町長提出第113号議案	280
町長提出第114号議案	281
町長提出第115号議案	282
散 会	282
署 名	283

#### 第5号（9月27日）

議事日程	285
本日の会議に付した事件	286
出席議員	287
欠席議員	288
事務局職員出席者	288
説明のため出席した者の職氏名	288
開 議	288
会議録署名議員の指名	289
町長提出第116号議案	289
町長提出第117号議案	289
町長提出第118号議案	289
町長提出第119号議案	289
町長提出第120号議案	289
町長提出第121号議案	289
町長提出第122号議案	289
町長提出第123号議案	289
町長提出第124号議案	289
町長提出第125号議案	289
町長提出第126号議案	289
町長提出第127号議案	289
町長提出第128号議案	309
町長提出第129号議案	311
町長提出報告第14号	312
発議第2号	314
木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告について	315
文教民生常仕委員会の所管事務調査報告について	317
木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の閉会中の継続調査について	319

総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について	3 2 0
文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について	3 2 0
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	3 2 0
閉 会	3 2 1
署 名	3 2 2

津和野町告示第 71 号

平成 28 年第 7 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成 28 年 9 月 1 日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成 28 年 9 月 12 日
- 2 場 所 津和野町役場日原第 2 庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

後山 幸次君	川田 剛君
米澤 舩文君	岡田 克也君
草田 吉丸君	丁 泰仁君
寺戸 昌子君	御手洗 剛君
三浦 英治君	京村まゆみ君
板垣 敬司君	沖田 守君

---

○9 月 13 日に応招した議員

---

○9 月 14 日に応招した議員

---

○9 月 15 日に応招した議員

---

○9 月 27 日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

??

??

平成 28 年 第 7 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 28 年 9 月 12 日 (月曜日)

??

議事日程 (第 1 号)

平成 28 年 9 月 12 日 午前 9 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 101 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画 (平成 28 年度～平成 32 年度) の変更について
- 日程第 5 町長提出第 102 号議案 津和野町定住支援体制整備基金条例の制定について
- 日程第 6 町長提出第 103 号議案 津和野町公共交通整備基金条例の制定について
- 日程第 7 町長提出第 104 号議案 津和野町 I C T 機器整備基金条例の制定について
- 日程第 8 町長提出第 105 号議案 津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第 9 町長提出第 106 号議案 津和野町障害者福祉センター設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 10 町長提出第 107 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 108 号議案 津和野町税条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 109 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 110 号議案 国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 111 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 15 町長提出第 112 号議案 平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 16 町長提出第 113 号議案 平成 28 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

- 日程第 17 町長提出第 114 号議案 平成 28 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 町長提出第 115 号議案 平成 28 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 町長提出第 116 号議案 平成 27 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 町長提出第 117 号議案 平成 27 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 町長提出第 118 号議案 平成 27 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 町長提出第 119 号議案 平成 27 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 町長提出第 120 号議案 平成 27 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 町長提出第 121 号議案 平成 27 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 町長提出第 122 号議案 平成 27 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 町長提出第 123 号議案 平成 27 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 町長提出第 124 号議案 平成 27 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 町長提出第 125 号議案 平成 27 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 町長提出第 126 号議案 平成 27 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 町長提出第 127 号議案 平成 27 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 町長提出報告第 7 号 平成 27 年度津和野町町財政健全化判断比率等について
- 日程第 32 町長提出報告第 8 号 株式会社津和野の経営状況について
- 日程第 33 町長提出報告第 9 号 株式会社石西社の経営状況について
- 日程第 34 町長提出報告第 10 号 株式会社柚の里よこみちの経営状況について
- 日程第 35 町長提出報告第 11 号 株式会社日原リゾート開発の経営状況について
- 日程第 36 町長提出報告第 12 号 株式会社フロンティア日原の経営状況について
- 日程第 37 町長提出報告第 13 号 平成 27 年度教育委員会事業点検評価報告書につ

いて

日程第 38 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 101 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の変更について
- 日程第 5 町長提出第 102 号議案 津和野町定住支援体制整備基金条例の制定について
- 日程第 6 町長提出第 103 号議案 津和野町公共交通整備基金条例の制定について
- 日程第 7 町長提出第 104 号議案 津和野町 I C T 機器整備基金条例の制定について
- 日程第 8 町長提出第 105 号議案 津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第 9 町長提出第 106 号議案 津和野町障害者福祉センター設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 10 町長提出第 107 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 108 号議案 津和野町税条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 109 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 110 号議案 国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 111 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 町長提出第 112 号議案 平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 町長提出第 113 号議案 平成 28 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 町長提出第 114 号議案 平成 28 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 町長提出第 115 号議案 平成 28 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 町長提出第 116 号議案 平成 27 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の



認定について

- 日程第 20 町長提出第 117 号議案 平成 27 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 町長提出第 118 号議案 平成 27 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 町長提出第 119 号議案 平成 27 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 町長提出第 120 号議案 平成 27 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 町長提出第 121 号議案 平成 27 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 町長提出第 122 号議案 平成 27 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 町長提出第 123 号議案 平成 27 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 町長提出第 124 号議案 平成 27 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 町長提出第 125 号議案 平成 27 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 町長提出第 126 号議案 平成 27 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 町長提出第 127 号議案 平成 27 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 町長提出報告第 7 号 平成 27 年度津和野町町財政健全化判断比率等について
- 日程第 32 町長提出報告第 8 号 株式会社津和野の経営状況について
- 日程第 33 町長提出報告第 9 号 株式会社石西社の経営状況について
- 日程第 34 町長提出報告第 10 号 株式会社柚の里よこみちの経営状況について
- 日程第 35 町長提出報告第 11 号 株式会社日原リゾート開発の経営状況について
- 日程第 36 町長提出報告第 12 号 株式会社フロンティア日原の経営状況について
- 日程第 37 町長提出報告第 13 号 平成 27 年度教育委員会事業点検評価報告書について
- 日程第 38 議員派遣の件

---

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君

2 番 川田 剛君

3番 米澤 舩文君	4番 岡田 克也君
5番 草田 吉丸君	6番 丁 泰仁君
7番 寺戸 昌子君	8番 御手洗 剛君
9番 三浦 英治君	10番 京村まゆみ君
11番 板垣 敬司君	12番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君		
参事（兼健康福祉課長）	齋藤 等君		
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	吉田 智幸君
つわの暮らし推進課長	内藤 雅義君		
商工観光課長	藤山 宏君	農林課長	久保 睦夫君
環境生活課長	和田 京三君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君	教育次長	羽多野寿子君
会計管理者	山本 典伸君	代表監査委員	水津 正君
????????????????????			

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。

ことしも8月には台風が数たくさん日本に上陸をしたり、尊い人命が奪われたり、甚大な被害が東北や北海道を中心に、災害が発生いたしました。

ことしはオリンピックがああして開催されて、ただいまではパラリンピックが引き続きリオで開催をされておると、こういう状況でもあり、きのう、おとといは久々に、25年ぶりと言われておりますが、広島カープがリーグ優勝を果たしたと、そんなようなニュースが昨今のニュースであります。

本日、平成28年度第7回津和野町議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはおそろいでお出かけをいただきまして、まことにありがとうございます。



## 日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月27日までの16日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月27日までの16日間と決定いたしました。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

## 日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

6月定例会以降における、議会行事及び各報告事項につきましてはお手元に配付のとおりであります。

### 諸般の報告

#### 【6月定例会以降】

6月	24日（金）	議員研修会	
	25日（土）	笹山水源池水源祭（笹山）	議長代理副議長
	27日（月）	鹿足土木協会監査	議長
	29日（水）	議会広報編集委員会	
7月	3日（日）	シルバー人材センター10周年記念式典（山開セ）	議長
	4日（月）	高津川漁協振興協議会（益田市）	議長
	5日（火）	議会広報編集委員会	
	8日（金）	議会広報編集委員会	
		益田地区広域市町村圏事務組合議会（益田市）	
	12日（火）	第5回臨時会、全員協議会	
	14日（木）	鹿足土木協会総会・県要望活動（松江市）	議長
	21日（木）	高齢者福祉大会（山開セ）	議長代理副議長
	27日（水）	町営英語塾 HAN-KOH 津和野高校生徒との意見交換会	
8月	8日（月）	文教民生常任委員会所管事務調査	
	17日（水）	島根県町村議会広報研修会（松江市）	
	18日（木）	山陰自動車道整備促進決起大会（萩市）	
	24日（水）	文教民生常任委員会所管事務調査	
	25日（木）	町幹線道路整備促進期成同盟会（山開セ）	議長
	26日（金）	第6回臨時会、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会	
9月	1日（木）	議会運営委員会、議会広報編集委員会	
	7日（水）	議会運営委員会、交通安全運動推進会議（山開セ）	議長



業における I C T 機器整備基金積立事業費といたしまして、平成 28 年度 2,000 万円、平成 29 年度 2,000 万円、平成 30 年度 2,000 万円、平成 31 年度 2,000 万円、平成 32 年度 2,000 万円の合計 1 億円を概算事業費として見込んでおります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

日程第 5. 議案第 102 号

日程第 6. 議案第 103 号

日程第 7. 議案第 104 号

日程第 8. 議案第 105 号

日程第 9. 議案第 106 号

日程第 10. 議案第 107 号

日程第 11. 議案第 108 号

日程第 12. 議案第 109 号

日程第 13. 議案第 110 号

○議長（沖田 守君） 日程第 5、議案第 102 号津和野町定住支援体制整備基金条例の制定についてより、日程第 13、議案第 110 号国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上 9 案件につきましては、会議規則第 37 条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 102 号でございますが、津和野町定住支援体制整備基金条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

議案第 103 号でございますが、津和野町公共交通整備基金条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第 104 号でございますが、津和野町 I C T 機器整備基金条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から説明を申し上げます。

議案第 105 号でございますが、津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第106号でございますが、津和野町障害者福祉センター設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第107号でございますが、津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第108号でございますが、津和野町税条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

議案第109号でございますが、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

議案第110号でございますが、国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては教育次長から説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第102号について御説明をいたします。

この条例は、県から交付を受ける過疎地域市町村定住支援体制整備推進交付金を活用し、UIターン希望者への定住支援体制の整備を図るため、津和野町定住支援体制整備基金を設置するものでございます。

県から交付を受けます過疎地域市町村定住支援体制整備推進交付金は、市町村の定住支援の基礎的な体制整備に向けた取り組みをする経費について、過疎債のソフトを財源としまして、実施する事業の元金償還費用の一部を県から交付することにより、市町村における定住促進を図るため、平成27年4月1日に島根県が制定したものでございまして、交付金を基金として積み立て、定住支援体制の整備に必要な財源に充てるものでございます。

なお、本町に対しましての県からの交付金は事業費上限が1,000万円、交付率10分の2とされておりまして、県交付金200万円が一括交付されることになっております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第103号について御説明をいたします。

この条例は、県から交付を受ける島根県萩・石見空港東京線運航支援交付金及びその他の公共交通整備に係る交付金を活用し、公共交通の整備を図るため、津和野町公共交通整備基金を設置するものでございます。

島根県萩・石見空港東京線運航支援交付金は、島根県萩・石見空港利用拡大促進協議会及び全日本空輸株式会社間で締結をいたしました、萩・石見空港東京羽田路線の運航

に係る覚書に基づきまして、市町が運航支援として、過疎債ソフトを財源に負担した場合に、起債の元利金償還費用等の一部を県から交付することにより、路線維持に向けた取り組みを促進するため、平成28年7月22日に島根県が制定したもので、交付金を基金として積み立てまして、公共交通の整備に必要な財源に充てるものでございます。

なお、県からの交付額は、交付対象経費に10分の3を乗じて得た額の2分の1とされておりまして、本町の場合、平成27年度の運航支援負担金411万円に対し、県交付金は62万1,000円で、平成28年度一括交付されることとなっております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 失礼いたします。では、議案第104号を御説明を申し上げます。

津和野町ICT機器整備基金条例の制定でございます。この条例は、ICT機器整備基金積立事業によりまして、平成28年から32年の5カ年間で毎年基金として積み立てをいたします。小中学校のIC機器の整備をし、さらなる教育環境の充実の財源に充てるというものでございます。

なお、この条例につきましては、附則として、公布の日から施行するものでございます。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉田 智幸君） 議案第105号津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について説明させていただきます。

国は、企業の地方拠点の強化及び地方移転を税制面から支援することにより、安定した良質な雇用創出を通じて、地方へ新たな人の流れを生み出し、本地域経済の活性化を実現するため、地域再生法の一部を改正しました。

この条例は、地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、本社機能を移転する施設を整備する事業を地域再生計画に位置づけ、一定の要件を満たす設備を新設し、または増設した認定業者に対し、国税及び県税を含む課税の特例適用のほか、当該条例の制定により、固定資産税の不均一課税の特例を適用させるものでございます。

第1条は、これは趣旨を書いております。

2条は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方活力向上地域において、企業の本社機能を移転、拡充を行う事業者に対し、不均一課税を講ずるものでございます。建物、構築物、償却資産の特別償却設備で合計取得価格が大企業で3,800万円、中小企業者、中小企業及び連結法人等は1,900万円以上のものを新設し、または増設した場合、3カ年に限り、固定資産税の不均一課税を適用させるものでございます。



ただし、津和野町固定資産税の減免に関する条例の課税減免を受けたもの、または津和野町産業振興条例で指定を受けたものは除くものでございます。

表中の事業区分の17条の2の第1項第1号に規定する事業とは、東京23区にある本社機能に移転し、特定業務設備を整備する移転型事業と言われてまして、1年目は0.15%、2年目は0.375%、3年目は0.75%の税率でございます。第17条の2第1項、第2項の規定する事業とは、地方にある本社機能を拡充し、特定業務施設を整備する拡充事業と言われるもので、1年目で0.15%、2年目で0.5%、3年目で1%の税率でございます。

3条につきましては、固定資産税の不均一課税の適用を受けようとするものは、指定日までに規則に定めるところにより申請する規定でございます。

4条はこの条例の施行に関し、必要な事項を規定したものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 議案106号を御説明いたします。この条例につきましては、津和野町障害者福祉センターの設置、管理に関するものでございます。

主なものを御説明させていただきます。

まず、第2条の設置であります。障害及び障害児並びにその家族の福祉の増進を図るため、センターを設置するものでございます。名称及び位置につきましては、名称を津和野町障害者福祉センターはなみずきとし、位置につきましては、津和野町池村1997番地1でございます。

次に、第3条の指定管理による管理につきましては、町長が指定する法人その他の団体が行うこととしております。

第4条で指定管理者が行う業務の内容について、第5条で休館日及び開館時間について示しておりますけれども、開館時間につきましては、午前8時30分から午後10時を設定しております。

第10条のセンターの利用につきましては、障害福祉目的としての利用に限られますので、無料と設定しております。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成28年11月1日を予定しております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、議案第107号につきまして説明させていただきます。津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正でございます。

一部改正につきましては、別表第1条、第3条関係中、産業後継者育成推進協議会の項の次に、美しい森林づくり委員会出務1日つき7,300円を加えるものでございます。これは美しい森林づくり条例に基づきまして、委員会を設置しておりますが、その報酬につきまして追加するものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉田 智幸君） それでは、議案第108号津和野町税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため、日台民間租税取決めが締結されたことを受け、外国居住者等の所得に対する、相互主義による所得税等の非課税に関する法律が一部改正されました。これに伴い、津和野町税条例の一部を改正する条例でございます。

それでは、新旧対照表の1ページ目をごらんください。附則第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当に係る個人の住民税の課税の特例の創設でございます。台湾所在の投資事業組合等を通じて得た、利子及び配当に係る個人住民税については、日台民間租税取決めが適用され、源泉徴収等を通じた課税ができなくなるため、所得割の納税義務者が申告に基づき、3%の町民税の所得割を分離課税するものでございます。

6ページ目以下は、附則第20条の2の新制することに伴う条のずれでございます。この条例は、平成29年1月1日より施行するものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 議案第109号を御説明いたします。

この条例改正につきましては、税務住民のほうから、前議案108号で一部改正がありましたけれども、これと同等の内容でございまして、同じく条例の附則に特例適用利子等及び特例適用配当等に係る、個人の国民健康保険税の課税の特例項目を追加するものでございます。

なお、この施行日につきましては、税の条例と同じく、29年1月1日スタートするものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 失礼いたします。議案第110号国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

国指定名勝「旧堀氏庭園」の旧畑迫病院のつきましては、11月開館を目指し、最終段階を迎えているところでございます。このたびの条例改正では、旧畑迫病院完成に伴い、施設の設置及び利用料等を追加するための条例を一部改正するものでございます。



続いて、議案第112号平成28年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ614万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億9,305万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第113号平成28年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ111万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億6,051万円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第114号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,035万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億3,034万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第111号平成28年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ344万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億8,415万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

よろしくお願いたします。

大変失礼しました。最後議案、下水道事業特別会計補正予算でございますが、議案第115号でございます。おわびを申し上げ、訂正をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第111号を御説明いたします。

まず、5ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正の追加でございます。まず、石見空港利用促進助成金でございますが、萩・石見空港東京線の航空会社と地元とのリスク分担に伴う地元負担金といたしまして、今年度を含め4カ年間の助成事業で、期間を平成29年度から31年度、限度額を萩・石見空港利用拡大促進協議会への負担金にかかわる、萩・石見空港利用促進に要する額とするものでございます。

次に、伝統的建造物群保存地区防災計画策定業務の実施に伴いまして、今年度を含め2カ年間の事業で、期間を平成29年度、限度額を257万3,000円とするものでございます。

最後に、藩校養老館保存修理工事の実施に伴いまして、今年度含め3カ年間の事業で、期間を平成29年度から30年度、限度額を1億1,070万円とするものでございます。

次に、6ページをお開きください。第3表、地方債補正の変更でございます。総額で2億2,205万7,000円の増額補正をしております。詳細につきましては、後ほど、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明をいたしますので、24ページをお開きください。また、お手元のほうに補正予算の概要資料を用意いたしておりますので、あわせてごらんいただければというふうに思っております。

それでは、総務費の企画費でございます。後段でございます。報酬といたしまして、柚の里よこみちの再生支援に伴います、地域おこし協力隊員計上分をこのたび、集落支援員に切りかえるため、144万6,000円の減額、委託料といたしまして、1枚めくっていただきまして、同じく切りかえによりファウンディングベース事業委託料75万円を減額をしております。

また、ふるさと納税の管理システム構築が、他社の手数料サービス内で利用可能となったことによりまして、ふるさと納税管理システム構築業務委託料367万2,000円を減額をしております。

負担金補助及び交付金といたしまして、平成27年度の萩・石見空港リスク分担金の確定に伴います、石見空港利用拡大促進協議会負担金19万6,000円を増額をしております。

また、任期を終了いたします地域おこし協力隊員の起業経費に対しての津和野町地域おこし協力隊起業支援補助金100万円を新たに計上をしております。

積立金といたしまして、県からの公共交通整備に係る交付金を活用した津和野町公共交通整備基金積立金62万1,000円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、28ページでございます。定住対策費の委員報酬といたしまして、津和野町女性会議委員報酬36万5,000円、委託料といたしまして、女性会議支援コーディネーター業務委託料50万8,000円を新たに計上をしております。

積立金といたしまして、県からの過疎地域定住支援に係る交付金を活用いたしました、津和野町定住支援体制整備基金積立金200万円を新たに計上をしております。

それから、生活バス対策費の負担金補助及び交付金といたしまして、下寺田及び畳の町営バス待合所設置補助金20万円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、30ページでございます。道の駅管理費の工事請負費といたしまして、グラウンドゴルフ場の電源設置等にかかりますシルクウェイにちはら周辺環境整備工事129万7,000円を新たに計上をしております。

負担金補助及び交付金といたしまして、なごみの里の厨房プレハブ冷蔵庫取りかえ等のなごみの里修繕工事負担金571万7,000円を増額をしております。

それから、柚の里施設費の報酬といたしまして、柚の里よこみちの再生支援に係ります企画費の地域おこし協力隊員報酬を集落支援に切りかえまして、委員報酬として96万4,000円を新たに計上をしております。委託料といたしまして、先ほどの集落支援員の活動費を柚の里への交付金から委託料へ組み替えたことによりまして、柚の里施設管理委託料171万2,000円を増額をしております。負担金補助及び交付金とい

たしまして、同じく組み替えによりまして、柚の里活性化交付金113万2,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、32ページをごらんください。賦課徴収費の償還金利子及び割引料といたしまして、固定資産税の誤課税によります還付金及び還付加算金に係る町税還付金279万9,000円を増額をしております。

それでは飛びまして38ページをごらんください。民生費でございます。社会福祉総務費の委託料といたしまして、特定個人情報データレイアウトの改版に係ります社会保障・税番号制度システム整備委託料142万5,000円を増額をしております。

工事請負費といたしまして、障害者福祉センターのカーテン等工事請負費174万6,000円を新たに計上をしております。備品購入費といたしまして、障害者福祉センターの事務用品等の庁用器具費644万7,000円及び電化製品等の機械器具費233万9,000円を新たに計上をしております。

負担金補助及び交付金といたしまして、にちはらデイサービスセンターの訪問入浴サービス車等の購入に係る、津和野町介護サービス提供支援事業補助金250万円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、上段でございますが、平成28年度分の臨時福祉給付金684万3,000円、同じく障害・遺族年金受給者向け給付金462万円を新たに計上をしております。

繰出金といたしまして、国保、介護特会への繰出金203万7,000円を増額をしております。

それから、1枚めくっていただきまして、42ページでございます。児童福祉総務費の負担金補助及び交付金といたしまして、山のこども園うしのしっぽの園舎整備に係る保育所等整備補助金2,692万5,000円を新たに計上をしております。

それから、2枚めくっていただきまして、46ページをごらんください。衛生費の保健衛生総務費の委託料といたしまして、B型肝炎予防接種追加に伴います、健康情報管理システム等委託料の86万4,000円を新たに計上をしております。

繰出金といたしまして、簡易水道特別会計への繰出金1,673万9,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、医療対策費の積立金といたしまして、退学によります看護学生修学資金返還に伴います、地域医療推進基金積立金132万円を新たに計上しております。

それでは、飛びまして54ページをごらんください。農林水産業費でございます。農業振興費の貸付金といたしまして、鳥獣被害防止に係る交付金等の確定により、津和野町有害鳥獣被害対策協議会貸付金657万5,000円を増額をしております。

それから、後段でございますが、林地崩壊防止事業費の工事請負費といたしまして7月初旬の豪雨によります相撲ヶ原地域での林地崩壊防止工事608万7,000円を新

たに計上をしております。負担金補助及び交付金としまして、7月初旬及び8月中旬の豪雨によります相撲ヶ原及び邑輝地域での林地崩壊防止対策事業補助金100万円を新たに計上をしております。

それでは、1枚めくっていただきまして、商工費でございます。商工振興費の負担金補助及び交付金といたしまして、日本三大芋煮会実施に伴う広告等に係る日本三大芋煮会実行委員会への補助金112万7,000円を増額をしております。

観光費の需用費といたしまして、殿町公衆トイレ手洗い器センサーの修繕料87万7,000円を新たに計上をしております。

委託料といたしまして、1枚めくっていただきまして、次年度からの第2期津和野町観光計画改定業務委託料277万6,000円を新たに計上をしております。

それから、真ん中の項ですが、歴史的風致維持向上事業費の委託料といたしまして、行政技術の支援に係る歴史的風致維持向上事業推進支援業務委託料626万6,000円を新たに計上、それから、JR津和野駅トイレ改修設計監理業務委託料102万2,000円等の増額等、合わせまして1,076万5,000円を増額をしております。

工事請負費といたしまして、重点地区のサイン整備に係る旧城下町等サイン整備工事2,322万円を新たに計上、それから、JR津和野駅トイレ改修工事及びその附帯工事2,149万1,000円を増額、JR津和野駅周辺整備工事2,149万7,000円を減額をいたしまして、合わせて2,321万4,000円を増額をしております。

それでは、62ページをごらんください。土木費でございます。土木総務費の繰出金といたしまして、下水道特別会計への繰出金309万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、道路維持費の委託料といたしまして、高岡通りの路面下の空洞調査委託料257万円及び町道草刈り等の委託料を含めまして、道路維持業務委託料、総額で464万5,000円を増額をしております。

工事請負費といたしまして、町道3路線修繕等及び河川2カ所修繕工事請負費2,928万4,000円を増額をしております。

2枚めくっていただきまして、68ページをごらんください。住宅管理費の委託料といたしまして、第2次津和野町耐震改修促進計画策定業務委託料313万2,000円を新たに計上をしております。

それでは、飛びまして74ページをごらんください。教育費でございます。1枚めくっていただきまして、教育諸費の使用料及び賃借料といたしまして、小中学校のICT機器の更新に係りますリース料615万2,000円を新たに計上をしております。積立金といたしまして、同じく整備充実に係ります津和野町ICT機器整備基金積立金2,000万円を新たに計上をしております。

それでは、82ページをごらんください。社会教育総務費の委託料といたしまして、日原山村開発センター耐震改修工事設計監理委託料500万円、同じく耐震改修工事請負費1億円を新たに計上をいたしております。

公民館費の教育委員会の需用費といたしまして、1枚めくっていただきまして84ページの後段でございますが、滝元分館の屋根塗装等の修繕料266万8,000円を新たに計上しております。

それから、2枚めくっていただきまして88ページをごらんください。町民センター費の需用費といたしまして、空調設備地下タンク返油管修繕料295万5,000円を新たに計上しております。

それから、旧堀氏庭園管理費の報酬といたしまして、畑迫病院の管理運営に係る集落支援員の委員報酬80万3,000円を新たに計上しております。

委託料といたしまして、畑迫病院の周辺環境整備や広報のウェブ制作委託等の建物管理委託料合わせまして221万3,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、旧堀氏庭園の買い上げに係ります補償調査業務委託料635万5,000円を新たに計上、公有財産購入費といたしまして、同じく買い上げに係ります用地購入費6,000万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして92ページ、旧堀氏庭園修復事業費の委託料といたしまして、工事変更増に伴います設計監理業務委託料217万円を増額しております。同じく工事請負費といたしまして、隣接の護岸の石積み補修及び花畑等の整備に係る事業費増に伴います、畑迫病院修理工事195万6,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、体育施設費の日原地区体育施設費の需用費といたしまして、左鍬弓道場の屋根葺き替え及び日原体育館各種修繕料208万1,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、災害復旧費でございます。現年農地農業用施設災害復旧費の工事請負費といたしまして、8月中旬の豪雨による中曽野及び吉ヶ原地域の用排水路災害復旧工事請負費218万円を計上しております。

現年の林道災害復旧費の委託料といたしまして、7月初旬の豪雨によります林道三子山線災害測量設計業務委託料220万4,000円を新たに計上しております。

過年の農地農業用施設災害復旧費の工事請負費といたしまして、25年災害に係ります単独農地農業用施設災害復旧工事請負費1億1,029万5,000円を増額しております。

負担金補助及び交付金といたしまして、25年災害に係ります県への津和野川河川災害復旧助成事業負担金545万2,000円を新たに計上しております。

それから、過年林道災害復旧費の工事請負費といたしまして、27年災害に係ります林道火の谷分谷線災害復旧工事請負費460万8,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、現年の公共土木施設災害復旧費の工事請負費といたしまして、7月初旬の豪雨によります町道鉄砲丁耕田線及び相撲ヶ原川の災害復旧工事1,273万6,000円を新たに計上しております。過年の公共土木施設災害復旧費の



工事請負費といたしまして、25年災害に係ります単独公共土木施設災害復旧工事請負費2,278万2,000円を増額をしております。

それでは、歳入のほうを御説明いたしますので、12ページにお戻りください。

まず、地方交付税でございますが、普通交付税を1億4,300万円計上をしております。

それから、国庫支出金の災害復旧費国庫負担金といたしまして、現年公共土木災害及び過年の農地農業用施設災害復旧費に係ります負担金994万2,000円を増額をしております。

民生費国庫負担金といたしまして、平成28年度分の臨時福祉給付金給付事業費補助金753万円、同じく障害・遺族年金受給者向け給付金給付事業費補助金462万円を新たに計上をしております。

また、山の子ども園うしのしっぽ園舎整備に係る保育所等整備交付金1,795万円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして14ページ、商工費国庫補助金といたしまして、JR津和野駅改修工事等の事業費変更に伴います都市再生整備事業費補助金1,125万円を増額をしております。

土木費国庫補助金といたしまして、小川団地の公営住宅等ストック総合改善事業が補助対象外となったことによりまして、減額等により、社会資本整備総合交付金893万4,000円を減額をしております。

教育費国庫補助金といたしまして、畑迫病院保存修理工事費等の増に伴いまして、旧堀氏庭園整備事業費補助金206万2,000円を増額、畑迫病院買い上げに係ります用地購入に伴いまして、旧堀氏庭園買上げ事業費補助金5,397万6,000円を新たに計上をしております。

それから、県支出金でございます。総務費県補助金といたしまして、UIターン希望者への定住支援体制等の整備に係る過疎地域市町村定住支援体制整備推進交付金200万円を新たに計上をしております。

萩・石見空港東京線の関係自治体運航支援に係ります島根県萩・石見空港東京線運航支援交付金62万1,000円を新たに計上をしております。

農林水産業費県補助金といたしまして、7月の豪雨によります相撲ヶ原地域での林地崩壊防止工事に係る県単林地崩壊防止事業費補助金304万3,000円を新たに計上をしております。

それから、県の査定に伴いまして、1月末の雪害に係る災害被害森林復旧対策事業費補助金131万2,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、教育費県補助金といたしまして、畑迫病院保存修理工事費等の増に伴いまして、旧堀氏庭園整備事業費補助金62万7,000円を増額、そ

れから、畑迫病院買い上げに係ります用地購入に伴いまして、旧堀氏庭園買い上げ事業費補助金449万8,000円を新たに計上しております。

災害復旧費補助金といたしまして、27年災害に係ります林道火の谷分谷線災害復旧工事費増額に伴います、林道災害復旧費補助金375万6,000円を新たに計上しております。

それから、繰入金でございます。財政調整基金繰入金1億円を増額をしております。ふるさと納税管理システム構築業務委託料の減額等に伴いまして、ふるさと津和野基金繰入金342万4,000円を減額をしております。

小中学校のICT機器の更新に係るリース支払いに伴う津和野町ICT整備基金繰入金615万1,000円を新たに計上をしております。

諸収入でございます。諸収入の貸付金元利収入といたしまして、鳥獣被害防止に係ります交付金等の確定に伴いまして、津和野町有害鳥獣被害対策協議会貸付金返還金657万5,000円を増額をしております。

それから、退学による返還に伴います津和野町看護学生修学資金貸付金返戻金132万円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、町債でございます。総務債の臨時財政対策債といたしまして、普通交付税の代替財源であります臨時財政対策債の確定によりまして、臨時財政対策3,224万3,000円の減額をしております。

農林業債の一般単独事業債といたしまして、7月初旬の豪雨によります県単林地崩壊防止工事に係る防災対策事業300万円を新たに計上、それから公有林整備事業といたしまして、雪害に係ります災害被害森林復旧対策事業費補助金の減額決定に伴います町行造林事業340万円を増額にしております。

商工債の過疎対策事業債といたしまして、JR津和野駅トイレ改修工事等の歴史的風致維持向上事業に伴います観光施設整備事業1,660万円を増額をしております。

土木債の公営住宅建設事業債としまして、一般単独事業債への財源振替に伴いまして公営住宅建設事業850万円の減額、一般単独事業債としまして、小川団地の公営住宅等ストック総合改善事業が補助対象外となったことによります社会資本整備総合交付金の減額と、公営住宅債の財源振替に伴いまして合併特例4,750万円を新たに計上をしております。

教育債の過疎対策事業債といたしまして、旧堀氏庭園の買い上げに係ります用地購入に伴いまして、地域文化振興事業890万円を新たに計上しております。小中学校のICT機器の整備充実に係ります津和野町ICT機器整備基金積立事業等に伴いまして、過疎地域自立促進特別事業2,130万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして20ページでございます。日原山村開発センターの耐震改修工事に伴います緊急防災・減災事業1億500万円を新たに計上をしております。

災害復旧債の農林水産業施設災害復旧債といたしまして、現年及び過年農地農業用施設及び林道災害復旧事業費の増等に伴いまして、農林水産業施設災害復旧事業1,540万円を増額をしております。公共土木施設災害復旧債といたしまして、現年及び過年の公共土木施設災害復旧事業費の増等に伴いまして、公共土木施設災害復旧事業2,520万円を増額をしております。

最後に、民生債でございます。過疎対策事業債といたしまして、にちはらデイサービスセンターの訪問入浴サービス車等の購入に伴う社会福祉施設整備事業210万円を新たに計上しております。それから、山の子ども園うしのしっぽの園舎整備に伴います合併特例850万円を新たに計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） それでは、議案第112号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、10ページのほうをお開きください。

総務費一般管理費の旅費9万1,000円の増につきましては、平成30年度国保保険、国保の県一本化に向けた国保総合システム導入のための会議、研修等開催に伴うものでございます。同じく、印刷製本費の26万円の増につきましては、国保の仕組みを被保険者の皆様に周知するためのパンフレットの印刷代でございます。委託料198万7,000円の減につきましては、国保保険者事務処理システム改修業務の確定によるものでございます。

めくっていただきまして12ページ、保険給付費の出産育児一時金168万円及び支払手数料1,000円につきましては、出産予定者の増によるものでございます。

めくっていただきまして14ページ、諸支出金の償還金27万4,000円の増につきましては、前年度国民健康保険特定健康診査・特定保健指導の実績が確定したことによるものでございます。

戻っていただきまして、歳入のほう8ページをお開きください。

一般被保険者国民健康保険税の現年度分546万3,000円、それから介護納付金分の現年課税分66万1,000円、及び退職被保険者等国民健康保険税の現年度分41万円7,000円、介護納付金分の現年課税分11万8,000円につきましては、今年度の保険税改正による増でございます。

国庫支出金の国民健康保険税制度関係業務準備事業費補助金100万4,000円は、歳出でも説明しましたが、国保保険者事務処理システム改修業務に対する国の補助金であります。

県支出金の県財政調整交付金299万2,000円の減につきましては、当初予算時において、前に説明しました国保の保険者事務処理システム改修業務に対する歳入に、県財政調整交付金を予定しておりましたが、国の補助金に変更になったことによりまして、金額、業務の上限額で予算計上したため減額するものでございます。

繰入金の一般会計繰入金147万1,000円は、歳出で説明しました旅費等の物件費並びに出産育児金の町持ち出し分の増によるものでございます。

続きまして、議案113号を御説明いたします。

歳出より説明いたします。10ページをお開きください。

保険給付費の居宅介護サービス給付費並びに地域密着型介護サービス給付費7,425万円の増減につきましては、平成28度4月の制度改正によりまして、定員18名以下の小規模な通所介護、津和野町でいいますとつわぶきデイホーム、希翔会、ホリデイ等がありますが、その事業所さんが、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに移行になったことによるものでございます。

めくっていただきまして12ページ、地域支援事業費介護予防一次予防事業費の消耗品84万2,000円の増につきましては、いきいき百歳体操のおもり購入に伴うものでございます。

めくっていただきまして14ページ、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の職員手当等37万円増につきましては、包括支援センター職員の時間外手当でございます。任意事業費の成年後見制度利用支援事業助成金9万1,000円の増につきましては、利用実績によるものでございます。

戻っていただきまして、歳入に移ります。8ページをお開きください。

上から国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の各介護予防事業交付金21万円、それから23万5,000円、10万5,000円の増、及び一般会計繰入金の介護予防事業費繰入金10万5,000円の増につきましては、歳出で説明しました介護予防一次予防事業費の増に伴う国、県等からの交付金の増であります。

同じく一般会計繰入金の包括的支援事業・任意事業繰入金46万1,000円につきましては、歳出で説明しました職員手当、成年後見制度利用支援事業助成金の増に伴うものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、議案第114号について御説明いたします。

まず、4ページをごらんください。第2表の債務負担行為の変更でございます。簡易水道統合に伴う公営企業法適用推進支援業務委託について、統合時期が平成30年に変更になった関係で、公営企業法の推進業務委託を平成29年度まで延長するものでございます。

5ページをごらんください。第3表の地方債の補正の追加でございます。水道施設災害復旧事業債の借入限度額を300万円追加するものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明いたします。

それでは、歳出12ページをお開きください。

水道管理費でございます。職員手当等につきましては、工事の設計業務、漏水箇所の修繕等によりまして、職員の時間外を28万円増額計上するものでございます。

需用費につきましては、修繕料としまして邑輝浄水場の仕切弁の交換に189万円、戸谷浄水場の汚濁計のバルブ修繕で23万円7,000円、本管漏水の対応の修繕5カ所分につきましては200万円の合計412万8,000円を計上しております。

役務費につきましては、蒸発残留物の検査またフッ素化合物の検査の追加によりまして、1万9,000円を計上しております。

委託料につきましては、統合の延期によりまして認可変更設計業務委託料570万6,000円を減額し、簡易水道の経営戦略のための策定業務委託料246万2,000円、麓耕地区の水道探査業務委託料としまして1,570万6,000円を計上して、合計1,246万3,000円を計上しております。

工事請負費としまして、町道店屋丁茶ノ木原線改良工事に伴います配水管移設工事に35万円を計上しております。

備品購入としまして、公営企業移行に伴います耐火金庫の購入で5万1,000円計上しております。

補償補償及び賠償金としまして、今回笹山築造工事の際の設計ミスによります再入札のための落札者への賠償金としまして、6万8,000円を計上しております。

続きまして、めくっていただきまして14ページをお開きください。簡易水道施設災害復旧費でございます。門林配水池の災害が、作業道が崩壊し50メートルにわたりまして導水管がむき出しになつてゐる状態となっております。このまま放っておきますと導水管が破損するおそれがあるため、設計業務の委託料としまして300万円計上しております。

戻りまして、歳入のほう10ページをお開きください。

加入分担金につきましては、障害者福祉センター水道加入分担金27万円、一般会計繰入金としまして1,673万9,000円を計上しております。

雑入では、町道店屋丁茶ノ木原線改良工事に伴います工事の移設補償費35万円、それから簡易水道災害復旧債としまして300万円を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第115号を御説明いたします。

歳出より説明いたします。10ページをごらんください。

営業費の給料職員手当等につきましては、下水道の設計業務及び管理業務の時間外を29万円計上しております。委託料としまして、下水道の経営戦略策定支援業務としまして280万円を計上しております。

1ページめくっていただきまして、施設整備費では、町道店屋丁茶ノ木原線の改良工事に伴います下水道工事の移設工事に伴いまして、35万円を計上しております。



決算となったわけですが、この中に繰越明許費繰越額が1億2,687万7,000円でございますので、実質収支額といたしましては1億3,313万5,873円となったものでございます。

議案第117号平成27年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額1億9,427万3,960円、歳出総額1億5,970万3,346円で、差し引きいたしまして3,457万614円の黒字決算となったものでございます。

議案第118号平成27年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が1億3,352万6,411円、歳出総額が1億3,276万8,222円で、差し引きいたしまして2,075万2,419円の黒字決算となったものでございます。

議案第119号平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が2億8,520万8,647円、歳出総額が2億8,452万3,179円で、差し引きいたしまして68万5,468円の黒字決算となったものでございます。

議案第120号平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が4億4,967万4,686円、歳出総額が4億3,713万4,114円で、差し引きいたしまして1,254万5,722円の黒字決算となったものでございますが、この中に繰越明許費繰越額が876万3,000円ございますので、実質収支額といたしましては377万7,572円となったものでございます。

議案第121号平成27年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が4億3,366万1,060円、歳出総額が4億3,246万6,143円で、差し引きいたしまして119万4,917円の黒字決算となったものでございますが、この中に繰越明許費繰越額が8万4,000円ございますので、実質収支額といたしましては111万9,177円となったものでございます。

議案第122号平成27年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が625万8,391円、歳出総額が610万2,366円で、差し引きいたしまして15万6,025円の黒字決算となったものでございます。

議案第123号平成27年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が1,325万4,878円、歳出総額が1,325万4,878円で、歳入歳出差し引きゼロの決算となったものでございます。

議案第124号平成27年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が1億5,799万9,815円、歳出総額が1億5,799万9,815円で、差し引きゼロの決算となったものでございます。

議案第125号平成27年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が7,882万5,033円、歳出総額が7,737万7,004円で、差し引きいたしまして144万8,029円の黒字決算となったものでございます。

議案第126号平成27年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が4億6,287万302円、歳出総額が4億5,521万7,387円で、差し引きいたしまして765万2,915円の黒字決算となったものでございます。

以上、概要を御説明をいたしました。各会計につきましては黒字決算とすることができましたことを大変ありがたく思っております。なお、詳細につきましては会計管理者のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、監査委員の審査意見の報告を求めます。失礼。会計管理者。

○会計管理者（山本 典伸君） それでは、議案第116号から第126号の平成27年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

説明につきましては歳入歳出決算書を要約して御説明いたしますので、詳細につきましては、これから設置されます決算審査特別委員会において、各担当課長からお受けいただきたいと思っております。

それでは、一般会計の歳入から御説明いたします。歳入歳出決算書、歳入の1、2ページをお開きください。

歳入です。第1款の町税は、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税を合わせた収入済額は7億1,626万579円で歳入全体の7.2%で、前年度比1.1%の減となっております。不納欠損額が730万734円計上され、収入未済額は4,723万7,107円となっております。収納率は92.9%で前年度比0.1ポイントの上昇となっております。

第2款地方贈与税は、収入済額7,048万円で、前年度比4.7%の増となっております。

次に交付金ですが、第3款利子割、第4款配当割、第5款株式等譲渡所得割、第6款地方消費税、第7款自動車取得税、第8款地方特例、第10款交通安全対策特別の七つの交付金を合わせた収入済額は1億6,373万1,000円で前年度比61.3%の増となっております。

第9款地方交付税は、収入済額45億4,710万2,000円で、歳入全体の45.3%を占め、前年度比0.4%の減となっております。

第11款分担金及び負担金は、収入済額4,986万7,268円で、主なものとしまして、分担金では農林水産業費分担金の農業費分担金、負担金では社会福祉負担金の老人ホーム措置費、児童福祉費負担金の保育所、放課後児童クラブ負担金で、前年度比0.



5%の減となっております。また、収入未済額176万9,002円が計上され、うち126万2,000円は繰越明許費の財源分で、それを除きまして収納率は99%で、前年度比2.4%の上昇となっております。

第12款使用料及び手数料は、収入済額1億5,086万6,672円で、主なものとしまして、使用料では町営バス、斎場、観光リフト、住宅使用料、各施設使用料、入館料です。手数料では戸籍住民、清掃手数料で、前年度比10.4%の増となっております。また、収入未済額592万4,541円が計上され、このうち589万7,941円が住宅買い上げ賃貸住宅の未済額分で、収納率は91.4%となっております、前年度比3.9ポイントの上昇となっております。

第13款国庫支出金は、収入済額13億9,604万3,278円で、歳入全体の18.1%を占め、前年度比23.6%の減となっております。

負担金では、主なものとしまして障害者自立支援給付費、生活保護費、児童手当、子供のための教育保育給付費、災害復旧費負担金であります。負担金の収入未済額3億3,692万1,000円は、災害復旧費負担金の繰越明許費の財源分であります。

補助金では、主なものとしまして臨時福祉給付金給付事業費補助金、伝統的建造物群保存地区修理事業費補助金、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金、旧掘庭園整備事業費補助金、津和野城跡災害復旧工事費補助金であります。

また、収入未済額1億4,352万2,000円が計上されていますが、これは繰越明許費分の財源分でありまして、主なものとしまして、まち・ひと・しごと創生事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、津和野城跡整備事業分であります。

3ページ、4ページをお開きください。第14款県支出金は、収入済額5億4,671万2,382円で、歳入全体の5.6%を占め、前年度比2.8%の減となっています。主なものとしまして、負担金では保険基盤安定、障害者自立支援給付費、子供のための教育保育給付費で、補助金では再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金、中山間地域等直接支払事業費交付金、地籍調査事業費、災害復旧費で、委託金では県民税徴収委託金、県知事及び県議会議員選挙委託金であります。収入未済額2,488万2,000円は、繰越明許費の財源分であります。

第15款財産収入は、収入済額7,014万8,056円で、前年度比11.6%の増で、主なものとしましてミュージアムグッズの売り払い収入であります。

第16款寄附金は、収入済額749万8,500円、第17款繰入金は、収入済額2億36万9,126円、第18款繰越金は、収入済額1億4,488万8,746円となっております。

第19款諸収入は、収入済額1億5,392万885円で、歳入全体の1.1%を占めています。

歳入最後の款、町債ですが、収入済額16億9,576万1,000円で、歳入全体の14%を占め、前年度比19.8%の増となっております。また、収入未済額5億2,450万円は繰越明許費の財源分であります。

歳入合計は、収入済額合計99億1,264万9,495円で、不納欠損額合計730万734円で、収入未済額合計10億8,475万5,650円で、収納率90.1%となっております。

それでは、5ページ、6ページの歳出をおめぐりください。

歳出、第1款議会費は、支出済額7,717万8,276円で、執行率99.3%です。

第2款総務費は、支出済額13億7,711万5,329円、執行率93%で、主なものとしましては総務管理費の一般管理費、財政管理費、企画費、情報処理費です。総務管理費に26年度繰越明許費7,195万4,618円が含まれています。これは社会保障・税番号制度システム整備事業、電気自動車急速充電器整備事業、まち・ひと・しごと創生事業です。

また、翌年度繰越額9,181万5,000円が計上されていますが、これは情報セキュリティ強化対策事業2,639万2,000円、津和野暮らしお試し住宅整備事業642万1,000円、口屋橋バス待合所整備事業700万2,000円、まち・ひと・しごと創生事業5,200万円であります。

第3款民生費は、支出済額16億170万5,763円、執行率86.7%で、主なものとしまして社会福祉費の社会福祉総務費、障害者福祉費、児童福祉費の児童福祉総務費、児童福祉施設費、生活保護費であります。社会福祉総務費、児童福祉総務費に、それぞれ26年度繰越明許費、社会保障・税番号制度システム整備事業493万5,000円、児童クラブ建設事業1,371万8,800円が含まれています。

また、繰越額2億3,000万24万3,000円が計上されていますが、これは年金生活者支援臨時福祉給付金給付事業5,583万1,000円と、障害福祉センター整備事業1億7,441万2,000円であります。

第4款衛生費は、支出済額7億740万7,233円、執行率99.7%で、主なものとしまして保健衛生費の保健衛生総務費、斎場費、保健事業費、清掃費のじんかい処理費、し尿処理費であります。

第5款労働費は、支出済額59万4,000円、執行率99.2%で、主なものとしまして負担金補助及び交付金であります。

第6款農林水産業費は、支出済額4億2,352万6,139円、執行率93.7%で、主なものとしまして農業費の農業総務費、振興費、農地費、中山間地域等直接支払制度事業、林業費の林業振興費、町行造林事業費及び林道費であります。また、繰越額2,570万8,000円が計上されていますが、これは農業施設等災害復旧事業であります。

第7款商工費は、支出済額3億5,051万9,671円、執行率81.3%で、主なものとしまして商工総務費、商工振興費、観光費、歴史的風致維持向上事業費、日本遺産センター準備費です。商工振興費、景観対策費、歴史的風致維持向上事業費にそれぞれ26年度繰越明許費、まちなか再生総合事業468万7,200円、稲成丁クロマツ保全事業185万6,520円、歴史的風致維持向上事業1,927万8,000円が含まれています。

なお、繰越額4,554万4,000円が計上されていますが、これは青野山モデル歩道整備事業、駅前第2駐車場整備事業、まちなか再生総合事業分です。

第8款土木費は、支出済額5億9,789万3,323円、執行率95.2%で、主なものとしまして土木管理費、道路橋梁費、住宅費であります。

なお、支出済額のうち、925万4,144円の26年度繰越明許事業が含まれています。また、繰越額2,759万7,000円が計上されていますが、これは道路橋梁費の城山線道路改良事業、滝元線排水路整備事業等の事業分です。

第9款消防費は、支出済額5億8,934万6,907円、執行率99.6%で、主なものとしまして非常備消防費、災害対策費、広域市町村圏事務組合消防費であります。

7ページ、8ページをお開きください。第10款教育費は、支出済額13億7,083万139円、執行率93.7%であります。支出済額のうち、26年度繰越明許事業費が4億9,949万7,600円含まれておりますが、これは教育総務費の木部小学校校舎耐震補強改修事業及び、青原小学校校舎改築事業費分であります。繰越額7,960万2,000円は、日原小学校屋内運動場天井の撤去、側溝整備事業3,552万4,000円、津和野城跡整備事業3,686万5,000円、文化財施設整備事業721万3,000円であります。

第11款災害復旧費は、支出済額11億2,617万8,673円、執行率54.9%であります。26年度繰越明許事業費が、農林水産施設災害復旧費に2億1,526万2,127円、公共土木施設災害復旧費に3億2,717万8,231円含まれております。また、繰越額6億5,745万5,000円が計上されていますが、これは過年農地農業用施設災害復旧費4億35万3,000円、現年・過年林道災害復旧費2,670万5,000円、過年公共土木施設災害復旧費2億3,039万7,000円であります。

第12款公債費は、支出済額13億9,495万9,285円で、元金12億6,511万4,281円、利子1億2,984万5,004円であります。

第13款諸支出金は、支出済額3,538万1,884円で、第14款の予備費はゼロとなっております。

歳出合計は、支出済額合計96億5,263万6,622円で、翌年度繰越額合計11億5,796万4,000円、不用額合計3億5,965万2,378円でございます。歳入歳出差し引き合計2億6,001万2,873円から繰越明許費繰越額1億2,687

万7,000円を差し引きしまして、実質収支額1億3,313万5,873円となっております。

続きまして、議案第117号の国民健康保険特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入歳出決算書の1、2ページの歳入のほうをお開きください。

歳入、第1款の保険税は、収入済額1億5,043万3,910円で、歳入全体の12.6%で、前年度比8.9%の減となっております。収入未済額は2,015万1,854円で、収納率は88.2%となっており、前年度比1ポイントの上昇となっております。

第3款国庫支出金と第6款県支出金を合わせた支出金は、収入済額2億5,182万9,778円で、歳入全体の21.1%で、前年度比0.3%の増となっております。

第4款療養給付費交付金、第5款前期高齢者交付金、第7款共同事業交付金を合わせた三つの交付金は、収入済額6億7,634万3,463円で、歳入全体の56.6%で、前年度比23.3%の増となっております。

歳入合計は、収入済額合計11億9,427万3,960円で、収入未済額合計2,015万1,854円で、収納率98.3%となっています。

3ページ、4ページの歳出をお開きください。

歳出につきましては、主なものとしまして第2款保険給付費が、支出済額7億2,252万7,586円で、歳出全体の62.3%を占め、前年度比1.5%の増であります。

第3款後期高齢者支援金は、支出済額1億844万2,424円で、支出全体の9.4%を占め、前年度比2.3%の減であります。

第7款共同事業拠出金が、支出済額2億3,897万367円で、歳出全体の20.6%で、前年度比102.8%の増であります。

歳出合計は、支出済額合計11億5,970万3,346円で、不用額合計3,280万2,654円となっており、歳入歳出差し引き残額3,457万614円であります。

続きまして、議案第118号の介護保険特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入の1、2ページをお開きください。

第1款介護保険料は、収入済額2億2,217万2,300円で、歳入全体の16.4%で、前年度比9.7%の増となっております。また、不納欠損額が77万500円が計上され、収入未済額は173万8,100円となっており、収納率は99.2%で0.2ポイントの上昇となっております。

第3款国庫支出金と第5款の県支出金を合わせた支出金は、収入済額5億3,714万265円で、歳入全体の39.7%で、前年度比7.5%の減となっております。

第4款支払基金交付金は、収入済額3億4,279万9,350円で、歳入全体の25.4%で、前年度比4.2%の減となっております。

歳入合計は、収入済額合計13億5,352万641円で、不納欠損額合計77万5000円で、収入未済額合計173万8,100円、収納率99.8%となっています。

3ページ、4ページの歳出をお開きください。

歳出につきましては、主なものとしまして第2款保険給付費が、支出済額12億649万2,608円で、歳出全体の90.5%を占め、前年度比2.4%の減であります。

第5款地域支援事業が、支出済額4,199万5,180円で、歳出全体の3.2%で、前年度比0.4%の減であります。

歳出合計は、支出済額合計13億3,276万8,222円で、不用額合計2,268万778円となっており、歳入歳出差し引き残額2,075万2,419円であります。

続きまして、議案第119号の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入歳出決算書1、2ページの歳入のほうをお開きください。

歳入、第1款の医療保険料は、収入済額7,796万800円で、歳入全体の27.3%で、前年度比9%の減となっております。収入未済額24万7,010円となっておりまして、収納率99.7%で、前年度比0.2ポイント下降、下がっております。

第3款繰入金は、収入済額1億9,673万3,772円で、歳入全体の69%で、前年度比8.9%の増となっております。

第4款諸収入は、収入済額975万4,537円で、歳入全体の3.4%で、前年度比54.6%の減となっております。

歳入合計は、収入済額合計2億8,520万8,647円で、収入未済額合計24万7,010円で、収納率99.9%となっております。

3ページ、4ページの歳出をお開きください。

歳出につきましては、主なものとしまして、第2款後期高齢者医療広域連合会納付金が、支出済額2億7,977万6,579円で、歳出全体の98.3%を占め、前年度比0.9%の減であります。

歳出合計は、支出済額合計2億8,452万3,179円で、不用額合計9万821円となっておりまして、歳入歳出差し引き残額68万5,468円であります。

続きまして、議案第120号の簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入の1、2ページをお開きください。

歳入、第2款の使用料及び手数料は、収入済額1億7,692万3,089円で、歳入全体の39.4%で、前年度比2.2%の増となっております。また、不納欠損額が279万6,341円が計上され、収入未済額は636万867円となっておりまして、収納率は96.5%であります。前年度比2.3ポイントの上昇となっております。

第5款繰入金は、収入済額1億3,180万7,000円で、歳入全体の29.3%で、前年度比5.3%の減となっております。

第7款町債は、収入済額8,650万円で、歳入全体の19.2%となっております。歳入合計は、収入済額合計4億4,967万4,686円で、不納欠損額合計279万6,341円で、収入未済額合計6,364万8,867円で、収納率87.1%となっております。

3ページ、4ページの歳出をお開きください。

歳出につきましては、第1款簡易水道事業費は、支出済額1億9,809万6,471円で、前年度比41.4%の減であります。26年度繰越明許費が、水道管理費に1,199万1,240円、災害復旧費に108万円含まれています。

第3款公債費は、支出済額1億8,276万3,163円で、前年度比5.3%の減であります。

歳出合計は、支出済額合計4億3,713万4,114円で、翌年度繰越額合計6,605万1,000円、不用額合計646万5,886円で、歳入歳出差し引き残額は1,254万572円となっております。歳入歳出差し引き残額から繰越明許費繰越額876万3,000円を差し引きしまして、実質収支額は377万7,572円となっております。

続きまして、議案第121号の下水道事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入1、2ページをお開きください。

歳入、第2款使用料及び手数料は、収入済額4,968万8,025円で、歳入全体の11.5%で、前年度比3.8%の増となっております。また、不納欠損額が9万4,797円が計上され、収入未済額は173万8,435円となっております。収納率は96.4%であります。前年度比0.3ポイントの下降、下がっております。

第3款国庫支出金は、収入済額1億168万3,556円で、歳入全体の23.4%で、前年度比21%の増となっております。また、収入未済額として1,902万2,040円が計上されていますが、これは翌年度繰越明許費の財源分であります。

第5款繰入金は、収入済額1億918万4,000円で、歳入全体の25.2%で、前年度比3%の増となっております。

第7款町債は、収入済額1億6,460万円で、歳入全体の38%で、前年度比21.6%の増となっております。また、収入未済額として2,760万円が計上されていますが、これは翌年度繰越明許費の財源分であります。

歳入合計は、収入済額合計4億3,366万1,060円、不納欠損額合計9万4,797円、収入未済額合計4,836万475円で、収納率89.9%となっております。

3ページ、4ページの歳出をお開きください。

歳出につきましては、第1款下水道事業は、支出済額2億6,891万6,040円で、前年度比26.6%の増であります。なお、事業費の施設整備費に26年度繰越明許費が1億207万1,320円が含まれています。また、繰越額として4,670万6,000

0円が計上されていますが、これは施設整備費の下水道管布設工事の繰越明許費分でございます。

第2款公債費は、支出済額1億6,355万103円で、前年度比4.1%の減であります。

歳出合計は、支出済額合計4億3,246万6,143円、翌年度繰越額合計4,670万6,000円、不用額合計22万6,857円でございます。歳入歳出差し引き残額119万4,917円から繰越明許費繰越額8万4,000円を差し引きしまして、実質収支額は111万917円となっております。

続きまして、議案第122号の農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入の1、2ページをお開きください。

歳入、第1款の使用料及び手数料は、収入済額85万3,938円で、歳入全体の13.6%で、前年度比0.3%の増となっております。

第2款繰入金は、収入済額535万5,000円で、歳入全体の85.6%で、前年度比19%の増となっております。

歳入合計は、収入済額合計625万8,391円で、収入未済額ゼロ、収納率100%となっております。

3ページ4ページの歳出をお開きください。

歳出につきましては、第1款農業集落排水事業費は、収入済額209万6,871円で、前年度比44.1%の増であります。

第2款公債費は、支出済額400万5,495円で、前年度比0.1%の減であります。

歳出合計は、支出済額合計610万2,366円で、不用額合計21万7,634円となっており、歳入歳出差し引き残額15万6,025円であります。

続きまして、議案第123号の奨学基金特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入歳出決算書、1、2ページの歳入をお開きください。

歳入、第3款の繰入金は、収入済額600万円で、歳入全体の45.2%で、前年度比72.4%の増となっております。

第4款諸収入は、収入済額724万6,100円で、歳入全体の54.7%で、前年度比7.2%の減となっております。

歳入合計は、収入済額合計1,325万4,878円で、収入未済額ゼロ、収納率100%となっております。

3ページ、4ページの歳出をお開きください。

歳出につきましては、奨学金費が、支出済額1,325万4,878円で、前年度比17.3%の増で、不用額合計1,122円で、歳入歳出差引残額はゼロであります。

続きまして、議案第124号の電気通信事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入の1、2ページをお開きください。

歳入、第3款の繰入金は、収入済額1億1,668万2,659円で、歳入全体の73.8%で、前年度比102.3%の増となっております。

第5款諸収入は、収入済額2,076万7,585円で、歳入全体の13.2%で、前年度比1.4%の減となっております。

第7款町債は、1,930万円であります。

歳入合計は、収入済額合計1億5,799万9,815円で、収入未済額ゼロ、収納率100%となっております。

3ページ、4ページの歳出をお開きください。

歳出につきましては、第1款地域情報化推進事業費は、支出済額5,033万9,200円で、前年度比135.7%の増であります。

第2款公債費は、支出済額6,077万7,980円で、前年度比5.4%の増であります。

第4款災害復旧費は、支出済額4,688万2,635円となっております。

歳出合計は、支出済額合計1億5,799万9,815円で、不用額合計112万8,185円となっております。歳入歳出差引残額はゼロであります。

続きまして、議案第125号の診療所特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入歳出決算書の歳入の1、2ページをお開きください。

歳入、第1款の診療収入は、収入済額7,215万9,255円で、歳入全体の91.5%で、前年度比9.4%の減となっております。

第3款諸収入は、収入済額346万9,700円で、歳入全体の4.4%で、前年度比28.8%の増となっております。

第4款繰入金は、収入済額4,047万9,000円あります。

歳入合計は、収入済額合計7,882万5,033円で、収納率100%となっております。

3ページ、4ページの歳出をお開きください。

歳出合計は、支出済額合計は、総務費、総務管理費の7,737万7,004円で、前年度比6%の減となっております。不用額合計184万4,996円で、歳入歳出差引残額は144万8,029円あります。

続きまして、議案第126号の介護老人保健施設事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入の1、2ページをごらんください。



歳入、第1款の介護老人保健施設事業は、収入済額3億9,435万2,586円で、歳入全体の85.2%で、前年度比2.7%の減となっております。

第2款訪問介護事業は、収入済額2,777万2,386円で、歳入全体の6%で、前年度比6.8%の増となっております。

歳入合計は、収納率100%で、収入済額合計4億6,287万302円で、前年度比5.3%の減となっております。

3ページ、4ページの歳出をお開きください。

介護老人保健施設事業が支出済額4億2,629万4,126円、訪問介護事業が支出済額2,892万3,261円で、歳出合計は支出済額合計4億5,521万7,387円で、前年度比0.3%の増となっております。不用額合計450万1,613円で、歳入歳出差引残額は765万2,915円であります。

以上で、平成27年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について説明を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより監査委員の審査意見の報告を求めます。

一般会計から順次お願いを申し上げます。監査委員。

○代表監査委員（水津 正君） おはようございます。

それでは、さきに町長宛てに提出いたしました平成27年度歳入歳出決算審査意見書につきまして、御報告を申し上げます。

1ページをごらんください。地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付された平成27年度津和野町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに関係諸帳簿、証書類等を審査した結果、その概要及び意見は次のとおりである。

審査の対象でございますが、一般会計歳入歳出決算書並びに国民健康保険特別会計以下10の特別会計の歳入歳出決算書でございます。

審査の期間は、平成28年8月4日から8月29日までの間でございます。

審査の総括意見、町長より審査に付された各会計の決算書について、関係諸帳簿、伝票並びに証書類等との照合、関係資料の分析、比較検討等、通常実施すべき審査を実施した。

この結果、各会計とも決算書数値は正確で、かつ合法的であり、関係帳簿、証書類と整合しており、財産運用管理もおおむね適切であると認めた。

以下、内容について記述します。

2ページをごらんください。以下表を全部読み上げとつたら、大分時間かかりますので、かいつまんで御説明申し上げます。

1、決算規模でございますが、一般会計及び特別会計の決算は次のとおりである。一般会計の歳入総額は99億1,264万9,495円で、それに対し歳出総額は96億5,263万6,622円で、差引2億6,001万2,873円となっております。

特別会計でございますが、合計で申し上げます。歳入総額は44億3,554万7,413円、歳出総額は43億5,654万6,454円で、差し引き7,900万959円でございます。

続いて、一般会計の決算状況でございますが、(1)年度別決算状況につきましては省略させていただきます。

(2)決算収支状況でございますが、今年度の実質収支は1億3,313万5,873円でございます。単年度収支に置きかえますと、6,501万9,127円で、さらに実質単年度収支に置きかえますと、財政調整基金等の積み立てあるいは取り崩し、さらに地方債の繰り上げ償還等ございましたので、1億2,756万145円となっております。

次に、(3)歳入の状況でございますが、これにつきましては、表の中は説明を省略させていただきます。

(4)歳出の状況でございますが、これにつきましても、表中は省略させていただきます。

5ページですが、(5)性質別歳入歳出決算状況につきまして、まず歳入でございますが、自主財源は小計で14億9,382万円でございます。前年度比で4,814万3,000円減額となっております。

それから、6ページに移っていただきまして、依存財源でございますが、小計で申し上げますと43億1,882万9,000円で、前年度比で1億2,081万9,000円減額となっております。

次に、②の歳出についてでございますが、義務的経費につきましては、合わせて46億289万2,000円、前年度比で言いますと2億6,983万6,000円増えております。

投資的経費では、小計で27億1,772万1,000円、前年度比で2億5,883万4,000円減額となっております。

その他経費では、23億3,202万3,000円でございます。前年度比で2億9,508万9,000円の減額でございます。

次の(6)の財政構造の分析でございますが、経常収支比率で申し上げますと、87.0%で、前年度比で1.2ポイント下がっております。

公債費率では24.8%で、前年度比で0.8ポイント下がっております。

人件費比率が22.3%で、前年度比0.5ポイント下がっております。

物件費率では13.2%で、これも0.4ポイント下がっております。

一つ飛ばしまして、実質公債費比率でございますが、10.9%で、前年度比で0.5ポイント下がっております。

標準財政規模では、49億6,791万8,000円でございますが、前年度比で1,467万7,000円減額となっております。

8ページをごらんください。(7)町税の収納状況ですが、町民税以下の徴収額の合計は、7億1,626万579円で行いました。収納率は92.9ポイントでありまして、前年度と比べますと0.1ポイント上昇しております。なお、未収額につきましては、前年度比で791万5,518円下がっております。

次の(8)不納欠損状況でございますが、これにつきましては省略させていただきます。

(9)使用料及び手数料の状況でございますが、使用料につきましては、合計で1億2,702万4,230円で行いました。昨年度に比べまして、1,337万3,768円増加しております。3年前の災害で、観光は少し落ち込みましたが、徐々に回復してきているのではないだろうかと思っております。

10ページの②の手数料でございますが、これにつきましては省略させていただきます。

次の貸付金状況、(11)の一時借入金状況は、以下のとおりでございます。

(12)地方債現在高状況でございますが、今年度末の現在高は123億6,006万9,000円で行いまして、前年度と比較しますと、4億3,064万6,000円増加しております。ちなみに、町民1人当たりの負担額に置きかえますと、1人当たり157万8,000円となります。

(13)債務負担行為の状況でございますが、当年度末の現在高は、1億293万6,295円となっております。

(14)基金残高の状況であります。当年度末の現在高は41億7,818万8,829円となっております。

(15)滞納額状況でございますが、町民税と税の関係で申し上げますと、4,723万7,107円となっております。前年度と比較いたしますと、791万5,518円改善されております。負担金あるいは使用料等の状況でございますが、643万1,543円で、前年度と比べますと417万4,360円改善されております。

12ページ、(16)時間外勤務状況につきましては、省略させていただきます。

13ページの3、特別会計の決算状況でございますが、各会計別執行状況総括表といたしまして、合計で申し上げますと、収入済額は44億3,554万7,413円で行いまして、それに対しまして、歳出が43億5,654万6,454円、差引額で申し上げますと、7,900万959円となっております。

(2)基金残高状況につきましては、合計で申し上げますと、当年度末の現在高で3億8,458万2,000円となっております。

(3)滞納額状況でございますが、合計で申し上げます。3,023万6,266円で行いまして、前年度と比較いたしますと、515万3,688円減額となっております。

15ページの奨学基金関係で、貸付金状況及び貸付金及び返還金状況につきましては、省略させていただきます。

最後に、審査意見でございます。本年度の決算は、普通会計ベースで前年度に比し、経常的経費は4,492万5,000円増、投資的経費は2億5,945万7,000円減で、歳出合計は2億5,785万8,000円減となっている。

経常収支比率は、前年度比1.2ポイント下がって87.0%となっている。公債費比率は、計画的な繰り上げ償還の効果もあって、0.8ポイント下がって24.8%、人件費比率も0.5ポイント下がって22.3%、物件費比率も0.4ポイント下がって13.2%となっており、健全化に向かっている努力がうかがえる。

しかし、今後、経常一般財源の増加は見込めず、標準財政規模も縮小傾向にあることから、財政運営は厳しくなっていくことが予想される場所である。

一般会計においては、歳入総額は99億1,264万9,000円で、対前年度比1億6,896万2,000円減、歳出総額は96億5,263万6,000円、対前年度比で2億8,408万7,000円減となっている。

歳入では、対前年度比で、地方消費税交付金が増税の影響もあって、5,991万7,000円増、災害復旧が終盤を迎えたこともあって、国庫支出金が4億3,014万4,000円減、繰入金が1億742万2,000円減等が主なものとなっている。

歳出では、対前年度比で、補助費等が1億1,193万3,000円減、公債費が繰り上げ償還に伴い、1億2,522万2,000円増、普通建設事業費が1億1,814万3,000円増、積立金が1億9,053万円減、災害復旧費が3億7,697万7,000円減等が主なものとなっている。

特別会計においては、10会計合わせて歳入総額は44億3,554万7,000円、歳出総額は43億5,654万6,000円となっている。

収納の状況は、一般会計においては、未収額合計が対前年度比1,078万4,000円減で、5,366万9,000円となっている。主なものは、地方税が791万6,000円減で、4,723万7,000円、住宅使用料が224万円減で、589万8,000円となっており、収納努力を認める場所であるが、引き続き、滞納整理に向けて一層の努力を望む場所である。

特別会計においては、未収額合計が対前年度比515万4,000円減で、3,023万6,000円となっており、主なものは、国民健康保険税が3万1,000円減で、2,015万2,000円、介護保険料が22万4,000円減で、173万8,000円、簡易水道使用料等が428万8,000円減で、636万1,000円、下水道使用料等が24万4,000円減で、173万8,000円となっており、いずれも未収額は減少しており、収納努力を認める場所であるが、公平性確保の上から、引き続き、滞納整理に努められたい。

なお、一般会計で730万1,000円、特別会計で380万3,000円、それぞれ不納欠損処分がなされているが、できる限りそこへ至らしめぬよう不断の努力を望むものである。

終わりに、一般財源の確保は先行き不透明な中、多様化する行政需要に応えるため、気を緩めることなく、財政の安定化と行政コストの効率化を図り、引き続き住民福祉の向上に努められたい。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

それでは、ただいま審査意見の報告をいただきましたが、監査委員さんに対して、質疑がありましたらお受けをいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、一般会計に対する質疑を終結します。

次に、各特別会計につきまして、一括して質疑を受けますが、ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。特別会計に対する質疑を終結いたします。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

### 日程第30. 議案第127号

○議長（沖田 守君） 続きまして、日程第30、議案第127号平成27年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第127号平成27年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、監査委員さんの意見書を添えまして議会の認定に付するものでございます。

収益的事業では、当年度純利益670万708円に対し、前年度繰越利益剰余金がありませんでしたので、当年度未処分利益剰余金が670万708円となったものでございます。

資本的事業でございますが、収入支出差し引き3,662万8,682円の不足額が生じたので、過年度分損益勘定留保資金から補病をいたしまして、決算をさせていただいたものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） それでは、議案127号について御説明をいたします。

昨年度に引き続きまして、利用代行制を導入し、診療報酬等は全て町の収入となり、医療法人橘井堂を指定管理者として管理運営を行いました。

それでは、病院事業会計決算書をごらんください。

発生主義の公営企業である病院事業の決算につきましては、基本的に消費税を除いた税抜き処理で実施することになっておりますが、1ページから4ページの決算報告書につきましては、税込み処理となっております。

それでは、1、2ページの上段である収入であります病院事業収益決算額は、7億6,619万2,984円で、うち仮受消費税及び地方消費税は346万7,305円となります。下段の支出であります病院事業費用決算額は、7億5,791万6,676円となります。

次ページの3ページ、4ページをごらんください。上段の資本的収入の決算額は5,775万8,081円、下段の資本的支出の決算額は9,438万6,763円となり、うち仮払消費税及び地方消費税は157万5,600円となります。

続きまして、5ページの損益計算書について説明します。損益計算書については、収益的収入支出の3条予算の税抜き収支に対し、1年間の経営状況をあらわすものでございます。損益計算書は税抜き処理となっております。

1の医業収益は5億8,379万2,047円、2の医業費用は7億4,401万1,241円、3の医業外収益は1億7,887万3,858円、4の医業外費用は1,390万5,435円となり、経常利益は474万9,229円となります。5の特別利益の過年度損益修正益195万1,479円となり、当年度純利益は670万708円となります。

6ページ以降の貸借対照表、収益費用明細書等については、決算審査特別委員会にて御説明をいたします。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで監査委員の審査意見の報告をお願いをいたします。監査委員。

○代表監査委員（水津 正君） それでは、平成27年度津和野町病院事業会計決算審査意見書について御説明を申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に、審査に付された平成27年度津和野町病院事業会計決算書並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1、審査の概要ですが、（1）審査の期日は平成28年6月23日でございます。審査の場所は、この第2庁舎監査室でございます。（3）審査の方法ですが、津和野町病









○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

### 日程第32. 報告第8号

○議長（沖田 守君） 日程第32、報告第8号株式会社津和野の経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第8号でございますが、株式会社津和野の経営状況について御報告をするものでございます。

内容につきましては、担当課長から御報告をいたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、報告第8号株式会社津和野の経営状況について報告をさせていただきます。

まず、損益計算書をごらんください。第17期平成27年6月1日から平成28年5月31日までの決算状況につきましては、売上高が2億841万8,118円、前年に対しまして1,449万9,068円の増でございます。施設利用者数が24万5,000人、前年に比べて2万2,000人増となっております。前年と比較いたしまして、売上高が7.5%増加、利用者数が9.9%増加いたしました。

販売費及び一般管理費等を除いた営業利益は、マイナス2,740万6,724円となり、前年比マイナス幅が27.7%、額にいたしまして1,048万7,452円減少しております。経常利益は141万9,060円となり、前年と比較し125.6%増加をしたということでございます。地域公共交通対策事業補助金による特別利益から圧縮損を除いた当期利益は、668万8,860円となったということでございます。

次に、貸借対照表をごらんください。資産の部合計5,462万6,645円に対しまして、負債の部合計2,173万6,516円となっております。資本金7,200万円に対し利益剰余金マイナスの3,910万9,871円で、純資産の部合計は3,289万129円となっているところでございます。

今回、この経営状況の報告にあわせまして、株式会社津和野、株式会社石西社、株式会社日原リゾート開発、この3社の合併の検討について御報告をさせていただきます。

第三セクターにつきましては、平成28年3月に策定をさせていただきました第3次津和野町行財政改革大綱実施計画において、行財政改革の重点課題として第三セクターの見直しに関し、経営統合の検討を行うこととしているところでございます。

このたび、合併検討の考え方を各社の定時株主総会で報告をさせていただきます。去る8月9日にこの3社によります第1回の合併準備委員会を開催をしたところでございます。

町といたしましては、合併することで道の駅等各施設の有効利用、安定した財政基盤の確立を図るとともに、買い物支援など地域課題の解決に向けた新しい取り組みなども行ってまいりたいと考えております。具体的には、平成29年4月1日の合併を目標といたしまして、今後、合併準備委員会を中心に3社の合併の検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上、株式会社津和野の経営状況の報告がございました。皆さんから質疑があればこれを許しますが、ありませんか。

統合計画等も一部経過報告がございましたが、御意見ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

### 日程第33. 報告第9号

○議長（沖田 守君） 日程第33、報告第9号株式会社石西社の経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第9号でございますが、株式会社石西社の経営状況について御報告をするものでございます。

内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 報告第9号株式会社石西社の経営状況について報告をさせていただきます。

損益計算書をごらんください。第21期平成27年4月1日から平成28年3月31日までの決算状況につきましては、売上高が1億1,781万2,689円、前年に比ベまして1,133万2,017円の増となりました。施設利用者数は30万6,000人、前年に比べこれにつきましては2,000人減少となっております。前年と比較いたしまして、売上高が10.6%増加、利用者数は0.6%減少しました。販売費及び一般管理費等を除いた営業損失は1,848万7,282円となり、前年比1.7%減少いたしまして、経常利益は59万2,853円となり、前年に比べて26.6%減少しております。当期利益は25万1,053円となりました。

次に、貸借対照表をごらんください。資本の部合計1億228万5,620円に対しまして、負債の部合計2,154万5,552円となっており、資本金8,000万円に対しまして利益剰余金74万68円で、純資産の部合計は8,074万68円となっております。

○議長（沖田 守君） 以上で報告は終わりましたが、質疑があれば許します。ありませんか。

担当課長、私から質問していいかどうかわかりませんが、お伺いしますが。

株式会社津和野しかり、それからこの石西社しかり、そして株式会社リゾート日原しかり、この3社の合併のお話が今出ました。第1回の準備会というか、その話し合いも行われたとこういうことであります。それはまことに結構なことの一环ではないかと思えます。が、このそれぞれの第三セクターの会社というのは、株式構成がそれぞれ個人株主が入ったり、そして中には個人株主と同等の商店が入ったり等々、各種団体が加入したりというような株主の構成であります。現段階ではそこまで踏み込んだ議論になっておるかわかりませんが、来年の4月1日を合併ということで進めるということになると、非常にネックになるのが個人株主の扱いの問題が、問題になってくるのではないかと思います。そこら辺の経過がわかりましたらお願いしたいと思います。

つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 定時の株主総会で町としての方針を説明をさしていただいて、先般は準備委員会の第1回目ということで、各会社の社長または専務あるいは支配人ということで、そういった方々に出席をしていただいて、この合併の具体化のところに向けてどういうふうに進めるべきかということでお話し合いを持ったということでございます。

私どもが今やっております、先ほども御説明しましたが、買い物支援等含めてシャープ株式会社とも連携をしながら、そして、シャープとあと合銀ということでこの合併につきましても、合銀がコンサルタント業務を担うということで、今現状、合銀のほうに各会社の資料提出をしていただいたというのが、8月の最初の第1回目のところの準備委員会のお話ということでございます。その資料につきましても、会社概要、財務的なもの、不動産、人事、契約、許認可その他ということで、多岐にわたる書類を出させていただいたと。その中で、議長さんのほうから御質問にあった財務状況、こういったところの株価のところの部分等が、今後合併に向けては非常に調整するところで、検討を要する内容になるということでもあります。

こういったところについては、各社の状況をまずは出して、その中で今度第2回目を9月の下旬に予定をしておりますが、各社集まっていいただいて、またその中身を見ていただいて、今後合併するとしたらどういう形がいいかというところを、皆さんでお話をさしていただきたいというふうに思っております。

各社、株主の皆さんに対する対応につきましても、石西社等については、この合併準備委員会の中身のところも資料をもって送付をしたということで、お聞きをしているところでございますが、議長さんから指摘のあった日原リゾート開発等については、個人株主がたくさんおられます。

また、商工会等も今回株主として、この三セクの部分ではかかわっているということ、ある程度私どもとしましたらこの資料を用いてどういった状況になっているか、今後合併に対してどういう形がいいのか、そのためにはどんな課題があるのかというところを、第2回目のところから洗い出しを行って、各社に持ち帰っていただいてその中身を検討していただくというような、まだ1回目の段階ということでございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

はいじゃもう一点お伺いしておきますが、要するに株の調整が、まず今、担当課長がお話のように、非常に課題になると私は思います。すなわち、それぞれの会社がもとの資本金を食い込んで、いくなれば債務超過の状況にありますから、資本が半分近くになったり、あるいは、これから報告いただくリポートやなんかについても大きく割り込んで、純資本がかなりマイナスになっておると、こういう状況ですから、この3社を一緒にするというのには非常に課題があるのではないかと思います、地方自治法との絡みが今後出てくるのかどうか。

要するに、議会議決を、それぞれの資本を拋出するときに、町とすれば議会議決を、これは合併前の話ですが、全ての町村というか、津和野もやり、日原もやり、そうして議会議決の中で資本金をそれぞれ出しておるといこういう経過の中で、終局的に合併の話が煮詰まったときに、議会との関係、地方自治法との関係これがどうなるか。今現時点で答えられれば答えてほしいと思います。

課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 私どもといたしましては、この資料を持ち寄って合銀のほうでまとめていただくということでございます。

議長のほうから先ほど御指摘ありましたように、繰越利益剰余金、3社ともマイナスの状況になっております。資本金を食い込んでいる状況というのは、今回の合併協議でも初めからわかっているところがございますが、この辺をどのようにしていくかというところと、あと地方自治法の関係については、ある程度第2回目のところで、現状と今後こういうふうなことだったら、こういうふうになるというようなところの将来的な方向が若干でも見えましたら、地方自治法の関係で、島根県の市町村課等とも話を協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

#### 日程第34. 報告第10号

○議長（沖田 守君） 日程第34、報告第10号株式会社杣の里よこみちの経営状況について執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第10号でございますが、株式会社柚の里よこみちの経営状況について御報告をするものでございます。

内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、報告第10号株式会社柚の里よこみちの経営状況について御報告をさせていただきます。

損益計算書をごらんください。第26期平成27年4月1日から平成28年3月31日までの決算状況につきましては、売上高が1,121万7,517円、前年に比べまして326万9,293円増額をしております。宿泊・食事等施設利用者数が1,039人、前年に比べまして272人増加となっているところでございまして、前年と比較し、売上高は41.4%増加、利用者数が35.4%増加をしたところでございます。

販売費及び一般管理費等を除いた営業損失は583万6,603円となり、前年に比べまして7.7%マイナス幅は増加いたしました。経常損失は8万731円となり、前年と比較し、67%マイナス幅が減少しておるということでございます。当期損失は29万2,521円、前年が42万2,836円ということでマイナス幅につきましては13万342円減少となったということでございます。

次に、貸借対照表をごらんください。資産の部合計881万1,638円に対して、負債の部合計378万4,548円となっております。資本金1,205万円に対しまして、利益剰余金等を除いた純資産の部合計は502万7,090円となっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 報告終わりました。質疑があればこれを許します。ありませんか。6番、丁君、どうぞ。

○議員（6番 丁 泰仁君） ちょっと一般質問に私かけておりますので、その関係からちょっと聞いておいていいですか。（「どうぞ、どうぞ」と呼ぶ者あり）

損益計算書で営業外収益がありますよね。578万291円、これ受取りストわかります。雑収入もわかります。事業受託収入と6事業負担金とありますよね。これちょっと詳しく内訳を教えてくださいませんか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず、事業受託収入でございます。これにつきましてはグリーンツーリズム。これについては、島根県のグリーンツーリズムということで協定を結んでございまして、活性化事業のための委託を受けております。この辺の関係が132万円でございます。それから、この事業受託収入の中には指定管理料ということで、これについては16万6,000円の2回分と、それから最後16万7,000円ということで3回に分けて指定管理料をこの中に入れているということであります。

それから、6次の島根ブランド推進課のほうから、島根県からでございますが、135万4,000円と29万4,000円、合計164万8,000円、これが今回6次産業のブランドの関係の補助金というところでございます。それから、奥谷のトイレ管理料ということで10万円ということで、トータル442万2,317円、ちょっと計算が合いましたか。

○議員（6番 丁 泰仁君） グリーンツーリズムで132万円でしょ。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） はい。

○議員（6番 丁 泰仁君） それから事業受託ですね。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） そうです。

○議員（6番 丁 泰仁君） 6次業のほうは135万円、補助金が出る。あと大きく132万円（ ）350万円ぐらい、これが指定管理料で16万6,000円（ ）。約300万円前後の大きいところはちょっと（ ）。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） グリーンツーリズムは132万円で、島根ブランド推進課のほうから164万8,000円、今2回に分けて入っております。164万8,000円です。あと、指定管理料が、先ほど言いました16万6,000円の3回プラス1,000円というような形で40幾らあると思いますが。それから、安蔵地山の道刈りに35万2,008円、それからヨコオさんという個人の方から50万3,237円、受託収入として今回決算がされているということで、このトータルが442万2,317円、そういうふうになると思います。（「これは毎年出るの」と呼ぶ者あり）

指定管理料は毎年ということで、グリーンツーリズムはことしで一応地域おこし協力隊員の任期が終わりますので、ここについてはことしということになるかと思いますが、28年度もあるということです。あと、奥谷のトイレ等の管理料については、これは毎年あるものと思います。登山道の道刈りなどもあるものと思っております。今回、6次産業分のところが27年度で終了ということになると思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 販売費及び一般管理費のところ、若干気になったんですが、給与手当と役員報酬の額に比べて法定福利費の額ってのが、ちょっと差があり過ぎるんじゃないかなと思うんですが、これは別のところ、兼業されているということで、この会社からは支払い義務が発生してないのでこういう金額になっているのかなと。もう、どういう金額でこれだけ低い法定福利費になっているのかと、お願いします。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） あと、ちょっと調べさせてください。

○議長（沖田 守君） ほかにあり、4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 先ほどの説明の中で41.4%増という売り上げ、利用者数等と大変ふえて、先回でしたか、ドレッシングの件で大きく損失を出したとい

うことで、株主総会でもさまざまな意見があったということでお聞きしておるわけ  
ありますけれども、売り上げそのものは大変堅調にしておりますし、今回の予算で  
も計上されておりますように、柚の里よこみちに関しましては、經常の業務につい  
ては大変好評で好調であると思います。今回も含めて、ドレッシングで損失を出したわ  
けでありますけども、これは柚の里そのものが損失を出したというよりも、それにか  
かわる人の中で損失が出たということになります。今後順調にいけば近い将来に大  
体回復していくのではないかと思います。そこら辺の見通しということは考えてお  
られるのかお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） ドレッシングということで、これでいいま  
すと、これは損益の中にもドレッシングの部分も含んだ決算状況ということでありま  
す。ドレッシングだけの損益でいいますとマイナス245万2,000円ぐらいの額  
の計上ということでございます。本来でしたらこの分だけは、決算上も好転している  
ような状況になっていたということでございます。

私どもが今回ドレッシングの問題より前にあったのが、柚の里よこみちのマンパワー  
の減少というのが非常に大きな課題になっているということでもあります。

そのようなことがありまして、基本的には地域おこし協力隊1名を、後で全協のほう  
でも申し上げますが、もともと配置をさしていただいてことしが3年目ということであ  
ります。そういった方々にも入っていただいて、みその加工であるとかワサビ漬けの加  
工であるとか、あるいは宿泊者の増ということで携わっていただいたということであ  
ります。

ちょっと一般質問でもございますけど、ドレッシングの分がまだなかなか、柚の里自  
体として検討がなかなか及ばないというのが、その当事者も今おらないようになって、  
機械等は残っておりますが、基本的にはそのノウハウを含めて今後どうしていくかとい  
うところの部分で、まだ動き出してないところがございます。

そうはいいまして、今回柚の里を活性化するというところで6月では議会でお認めを  
いただいて、集落支援へ今のところ1名増員をさしていただいたという状況でございま  
して、今新しいバーベキュー施設をつくるかそういったところで集落支援員を活用して、  
いろんなところにチャレンジをしていただいているようなところもございますので、そ  
ういったところ、現状あるようなところを堅実に取り組んでいきたいというところと、  
ドレッシングの部分についてもある程度機械等もございますので、今後も継続して本当  
はやってきたいというところで、それについても一からということにはなろうかと思  
いますが、柚の里内部で検討していくような今考え方でおるということでございま  
す。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。



**日程第35. 報告第11号**

○議長（沖田 守君） 日程第35、報告第11号株式会社日原リゾート開発の経営状況について、執行部より報告を求めます。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第11号でございますが、株式会社日原リゾート開発の経営状況について御報告をするものでございます。

内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、報告第11号株式会社日原リゾート開発の経営状況について御報告をいたします。

損益計算書をごらんください。第31期平成27年4月1日から平成28年3月31日までの決算状況につきましては、売上高が1,457万4,350円、前年に比べまして28万7,816円の減少でございます。施設利用者数これにつきましては2万7,801人、前年に比べまして225人減少となっております。前年と比較いたしまして売上高が1.9%減少、利用者数が0.8%減少をいたしました。

販売費及び一般管理費等を除いた営業損失は436万6,622円となり、前年比3.4%マイナス幅が増加いたしました。経常利益は56万3,523円となり、前年と比較し15.8%減少しております。当期利益は23万4,523円となりました。

次に、貸借対照表をごらんください。資産の部合計は555万1,451円に対して、負債の部合計200万3,421円となっております。資本金1,350万円に対しまして、利益剰余金等を除いた純資産の部合計は354万8,030円となっております。

○議長（沖田 守君） 報告終わりました。質疑がありましたら受けます。ありませんか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今、合併する株式会社津和野それから株式会社石西社ですか、それから今、株式会社日原リゾート開発ですか、この3社が合併するわけですね。今報告聞きますと、大体3社とも営業は全部損失を出しておるわけですね。何とか最後に持ち直してるのは営業外収益ですか、これはもろもろの補助金が出て、これで助かって何とか最後に利益を出しとる形になつとるんですよね。思いますに、合併しますと、こういう補助金は従来どおりついてくるものですかね。

それともう一つ考えなきゃいけないのは、やはりマイナスを出すとこが販売費及び一般管理費ではほとんど全部マイナスになってきてるわけですね。そうしますと、これは販売費及び一般管理費というと、人件費の部分が大きいんだと思うんですけど、こちら辺も要するに統合によって合理化すると、要するに人員を切るというような恐らくそういうことも考えなきゃいけないんだと思うんですけどね。

そうしますと、せっかく今、人間をふやそうと思って、人口をですね、町が努力してこういうところでどんどん若い者を雇用しようとする、そういう政策と相反するようなことが、将来生じてくるんじゃないかと思うんで、そういうところも非常に危惧するわけですね。

それから、この3社の合併をするときに十分気をつけてほしいのはそういうところで、いかにして補助金、要するに目当てで何とかやっていけばいいんじゃないかと。ほいで最後につじつまを合わせて利益が出てるような格好になるんだけど、これは現実的に言って経済の活性化じゃないわけよね。だから、そういうところをよく今から考えまして、ぜひやってほしいなとそういうふうに一言言いますが。

合併に関しましてどうですか、こう今私が言いましたようなところで、トータル的に課長どういうふうに思われますか。

○議長（沖田 守君） 課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回の3社というのは、公の施設の指定管理者として、今までもずっと業務をやってこられたということでありまして。先ほど議員が御指摘になられました利用外のところの指定管理料というのは、今後もこの3つの公の施設を維持管理、運営していくためには、今までと同じような形で、積算的には若干変わってくるかもしれませんが、今までと同じような形で継続していくものと私どもは考えております。

先ほど御説明をした合併のところでございますが、今回この3社をただ単に合併していただくということではなくて、新しい地域課題の解決を考えてみようということで、今から一緒に取り組んでいきます買い物支援、これが宅配サービスというようなことで今考えておりますが、この宅配サービスあるいは見守りというところを誰が担うのかというところが、一番、今回、私どもが正直今から取り組みますが、課題になっております。

これが制度化して、中山間の高齢者の方々にこういった宅配サービスを提供するというところでいうと、なかなかいろいろ私どもも検討してまいりましたが、一日の売り上げが、それに見合うだけのやはり人件費、そういったところがなかなか捻出をされないような状況がございまして、民間でやっていただきたいところがなかなか民間でできないということで、福祉的な要素も含めて今回新しく合併した折には、先般のこの準備委員会でも御説明をいたしました、地域課題の解決に当たるということで、宅配事業等もその道の駅等で担っていただきたい。

先ほど議員が御指摘になった人のリストラとかっていうようなところがございまして、そういったところの合併をすることによって、効果的に人の動きというのが出るとすれば、この地域課題の解決のほうにも人員を割り当てていただいて、今回の事業等、来年度以降こういった公の施設でやることができないかというところをあわせて検討

しているということでごさいます、この内容については、株主総会のところでも御説明をさしていただいたという状況でごさいます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） ありませんね。ないようでありますから、質疑を終結します。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

### 日程第 3 6. 報告第 1 2 号

○議長（沖田 守君） 日程第 3 6、報告第 1 2 号有限会社フロンティア日原の経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第 1 2 号でごさいます、株式会社フロンティア日原の経営状況について御報告をするものでごさいます。

内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） まず、議案のところ、有限会社フロンティア日原とあるようですが、これは年度途中で株式会社に変更になりまして、株式会社フロンティア日原の決算報告ということで報告をさしていただきます。

まず、損益計算書のほうをごらんください。第 2 0 期の決算状況につきましては、水稻作付の主食米のコシヒカリから「つや姫」に品種変更して、安定した収量確保を図りましたが、収穫期の長雨による影響で収量及び販売額は計画を下回る結果となりました。

また、育苗が終了した後のハウス活用や露地で野菜生産に取り組み、通年労働体系の確立と経営安定化を図っています。野菜づくりには研修生受け入れが大きく影響しており、営農事業の収入増につなげ、当期純利益が 3 0 2 万 6, 0 0 0 円の黒字決算となりました。

それでは、貸借対照表のほうをごらんください。先ほど申しましたように、有限会社から株式会社になったわけですが、これは今年度有限会社 J A 日原山菜加工場との合併を見据え、会社を有限会社から株式会社に変更し、1 2 月 1 日の合併を予定しています。

そのため、J A 株を一部増資する措置がなされました。その結果、貸借対照表の資産合計 2, 8 2 2 万 7, 0 0 0 円に対して、負債合計 1, 1 3 5 万 9, 0 0 0 円と資本金 1, 0 5 5 万円と資本剰余金、これが増資分に当たる額だそうですが 9 万円、繰越利益剰余金を合わせた純資産合計は 1, 6 8 6 万 7, 8 8 2 円となっております。

○議長（沖田 守君） 報告が終わりましたが、質問はありませんか。

課長、これ 5 日の全員協議会で議会に説明がないことはない。1 回は説明があつたんじゃから、説明は確かに聞いとりますが。そもそもフロンティア日原というものを立ち上げるときの経過というのをよく検討してかからないと、山菜加工場と農協の共同会社

である農協の別会社と一緒にすりゃええというようなものでは私は決してないような感じがするんですが、もう既に合併を前提に有限会社が株式会社が変わったり、もろもろいろいろ協議がなされておるさなかでありますから、変なクレームをつけるのはどうかと思いますが、本来フロンティア日原というのは、どういう目的でこの会社を立ち上げたというふうに理解をしておいでになるか、まずそれから聞きたい。

農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） フロンティア日原ができたころには、私も農業関係の担当におったと思いますが、農作業請負を主とした業務として立ち上がってきたということであります。対する旧津和野では法人を立ち上げて、農地の受けそれから借りということが起こっておったんですが、旧日原ではフロンティア日原が請け負うという形で、会社のほうは進んできた経緯にあります。

ただ、こういった請負業務をやってきておったわけですが、先ほどの説明にもありますように、育苗だけのハウスではもったいないということで、野菜生産を順次行ってきているところがございます。

そういったものとJA山菜加工場で加工部門とあわせてやっていくことによって、相乗効果が生まれるんじゃないかということで、合併の話が出てきておると思います。

事実、野菜生産のほうも伸びておりますし、そういった加工部門もしながら6次産業化をして、有利販売をしていくことはいいことだと思いますので、私自身はこの合併はいい方向にいくんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 担当課長からは今のような説明でありましたが、もう一度私は後から聞きますが。4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今、議長からも話がありましたけども、一つにはこれと同時に山菜加工場の決算が出ていると思います。聞くところによると、少し赤字幅もふえてるということと、先日前お聞きした中では、原材料が、ワサビのしょうゆ漬けの原材料がどうも足りなくなるおそれがあるということで、そういうことも含めて、総務経済委員会でワサビの増産体制について所管事務調査をする予定だったわけですけれども、台風到来によってちょっと延期になっておりますが、そこら辺のまず山菜加工場の決算状況とそして今後の原材料確保の見込みの見通しについて、お答えいただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 山菜加工場での加工原料のみを目的につくったわけではないんですが、ハウスを5棟作りまして、リースハウスをJAのほうで経営していただくということをしておったり、それから、今、新規就農の中でワサビを複合経営としてやっていきたいという方々がおりまして、今ハウス建設も進んでるところです。そういったところから、生産体制はふえてくるものと思うんですが、実際にJAを通さないで出ていくものが結構多い結果、原材料が足らなくなっていることがありますの

で、その辺をわさび生産組合を中心に一致団結した形で、農協への販売高がふえるような方法をとらないといけないというふうに思っています。（「決算状況、山菜加工場の」と呼ぶ者あり）山菜加工場の決算状況は私今持ってないです。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

課長さん、先ほどの続きですが、担当課長とすればまことに望ましいことだというふうにお話になりますが、ただいままでのそれぞれ第三セクターの会社の経営等が報告がありました。唯一、三セクらしい会社の中で、経営が大変は大変じゃけど安定しておるといなのがフロンティア日原なんよね、この数字上見ると。あとは非常に苦心をしておる、苦労しておる。辛うじて、町からの指定管理料等で賄いを何とかしておるといのが、第三セクターの実態なんですよ。

そこへ、農業協同組合の別会社だろうと思うんですが、別会社にして今経営しとると思うんですが、そこの経営状況が極めて悪い。お話を聞くと毎年、先ほど岡田議員からお話があったように、赤字が毎年出ているという状況の中で、ここと一緒にしたらますます日原地区の本町の日原地区の農地の保全のために、何とか頑張ってもらわなきゃらんこのフロンティアさえ、だめにしてしまう可能性が非常に高いと私は思うの。しかし、随分合併の話が進んどると言うんですから、今さらそんなお話をしてもどうしようもならん。町のトップと農協のトップの合意の中で進んどると思いますので、余りのことは申し上げられませんが、これが禍根を残すようなことがあっては私は相ならんところだと思いますので、1回、そういう初会合の中では議会からというても、これ私個人の意見のようなことでありますが、クレームがついとるといことは強く申し上げていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。御返事は（発言する者あり）まあ、町長からでもいいよ。

町長、お願いいたします。

○町長（下森 博之君） まず、今回の合併でございませう。農林課長も申したとおりでありますが、基本的にやはり山菜加工場の目的というのがもともとあって、それはやはりワサビを生かしていこうという、この非常に前向きな中での始まった会社であります。

今は、経営的には厳しい状況にはなりますけれども、しかし本町の農林施策としてもこのワサビの生産振興というのは力を入れていくという方針でありますから、そうした中で、またこの付加価値をつけるという意味での山菜加工場の役割というのは非常に大きいものがあるということでありまして、そしてまた本町はCASを、そういう観点からも導入をしております、これを農協にお願いをして、そして一緒にやりましょうということも我々からお願いをしてきたということでもあります。

その山菜CASをつかさどるのが山菜加工場でもありますから、今回それをより効率的に進めていく上で、フロンティアと山菜加工場との合併ということに相なったという

ような経過でありますので、我々もしっかりこれが成功していくように努力をしていきたいというふうに考えておるところであります。

合併話を両者で進めている中で、どういう形で私が、役員のひとりでもありますが、きょうのその御意見を言えばいいのかというのは、正直、回答に困るというのが率直な思いでございまして、私の思いからすれば、早い段階からやはり議会の御意見もお伺いしたいという思いがあって、早い段階での全員協議会をお願いをして、そこで御報告をさせていただいて、いろんなその御意見をいただきたいという思いでやってきたということで、そのときにもいろいろ御意見をいただきましたが、おおむね私は議会の了承を得られたというふうに思っておりますので、これまでの両者の合併話でも、私もひとり役員として出て行って、前を向いて進めてきたという段階でもあるので。

この、もう11月という合併が迫った段階で、しかも議会の意見として申し上げていいのか、議長の御意見として申し上げていいのか、というようなことも出てまいりますし、それをまた私が代弁をすると……。

○議長（沖田 守君） まあ、一部そういう意見があるというて、おっしゃっていただきゃあいいです。

○町長（下森 博之君） せっかく今、合併で前向きに両者が頑張ろうというふうに進んでいる中に、なかなかその意見として、この期に及んででありますけど、特にですけれども、なかなかその意見という、どういう伝え方をすればいいのかというのは困るところも実際あるわけではありますが、そういうどこかのタイミングでも議会としても、この事業の成功に対して、そういう心配の声も上がっているということ、それぞれのフロンティアと山菜加工場の創業の精神というのは、しっかり把握した上で、合併後も努力をして頑張ってもらいたいという御意見もあったというようなところでお話をさせていただければというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今、町長からそういうお話でありましたけども。

先般、総務経済常任委員会を開こうと思ったのも、ワサビ生産者と山菜加工場とフロンティアと、そして、JAと町議会と町の担当課と、今後ワサビの加工場というものをなくしていこうというんじゃなくて、より採算がとれるように支援をしていこうという、そういう意味でも計画しておったわけでありましてけれども、台風で延期になっておりますけれども、町としてもそこら辺はやはり、そういうふうなものを認めていくというような形である以上、やはりフロンティア日原の経営というものが悪化していかないように、さまざまな形で支援をしていくべきだと私は思っております。

そういう意味で申し上げました。以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ないようでありますから、置きたいと思っておりますが、最後に申し上げておきたいと思っておりますが、これは、町長や担当課長に頭の中に入れておいてもらいたいと思っておりますのは、紛れもなく、加工場とフロンティアを



お諮りをいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定いたしました。

なお、本日までに受理した要望書は、既に配付のとおりであります。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたしたいと思っております。御苦勞でございました。

午後 1 時 55 分散会

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員



---

平成 28 年 第 7 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)  
平成 28 年 9 月 13 日 (火曜日)

---

議事日程 (第 2 号)

平成 28 年 9 月 13 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宥文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	下森 博之君	副町長 .....	島田 賢司君
教育長 .....	世良 清美君		
参事 (兼健康福祉課長) .....			齋藤 等君
総務財政課長 .....	福田 浩文君	税務住民課長 .....	吉田 智幸君

つわの暮らし推進課長 ..... 内藤 雅義君  
商工観光課長 ..... 藤山 宏君 農林課長 ..... 久保 睦夫君  
環境生活課長 ..... 和田 京三君 医療対策課長 ..... 下森 定君  
建設課長 ..... 田村津与志君 教育次長 ..... 羽多野寿子君  
会計管理者 ..... 山本 典伸君

---

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。昨日から9月定例会が始まりました。引き続きお出かけをいただきまして、まことにありがとうございます。これから2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、後山幸次君、2番、川田剛君を指名します。

---

**日程第2. 一般質問**

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序1番、7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 通告に従い、2項目質問させていただきます。

1項目めは、就学援助制度についてです。

津和野町は子育て世代の若者が安心して暮らせる、また、暮らしたい津和野町にするために、さまざまな施策を試みています。しかし、利用者の立場からは、既存の施策にも充実を望まれるものがあります。

そのうちの一つとして、自治体独自の特色を出しやすい就学援助制度があります。御存じのように、就学援助制度は、経済的理由で就学の困難な小中学校の児童生徒に対して、学用品や給食費など就学に必要な経費を援助するものです。

就学援助は、子供の教育費が生活に大きな影響を持つ子育て世代にとって、非常に重要な施策と考えます。私たちの生活は憲法で守られており、義務教育の無償もそこに定められています。しかし、就学するといろいろなお金がかかります。学校に上がると、学用品代がその都度必要でどきどきするという保護者の話も聞いたことがあります。津和野町の就学援助は、近隣の自治体よりも手厚いとは感じています。しかし、経済的に

苦しい家庭にとってはまだまだ十分とはいえない点が残っており、より充実させるべきと考えています。

そこで、以下の点についてお伺いします。

一つ目、目で見てわかるような貧困状態にある子供と出くわすことが少ない現代では、子供の貧困がとてつもなく大きくなっています。しかし、経済的に苦しい子供は必ずいます。津和野町の子供の貧困率の実態調査を行っているのでしょうか。もし、行っていればその方法と結果を教えてください。

二つ目、2013年に安倍政権は生活保護基準の引き下げを行いました。3年間で約1割引き下げられています。この生活保護基準の引き下げは生活保護を受けていない人にとっても影響を及ぼしています。

就学援助の認定基準も、これにより影響を受けています。就学援助の認定基準となる生活保護基準の引き下げで、その対象から外れてしまう家庭とか、以前なら対象になっていたが対象から外れてしまった家庭などがあると思いますが、その家庭に対する対策は、どのようにとられているのでしょうか。

三つ目、就学援助の現状をお尋ねします。津和野町の就学援助率は、現在どのようになっているのでしょうか。また、これまでの10年間の傾向と、その予測できる原因を教えてください。

4番目、保護者に対する就学援助制度の周知方法は、わかりやすく漏れなく行われるべきと考えますが、どのように現在行われているのでしょうか。

5番目、支給方法についてお尋ねします。入学前には制服やランドセル、通学かばんなどをそろえたりと、かなりの負担が保護者にかかります。対象の新入学児には、年度初めに支給することはできないのでしょうか。学用品、給食費など月ごとに支給できないのでしょうか。まとめた支給では負担が大きいです。

特に、修学旅行費については保護者が毎月積み立てを行います。現在の修学旅行実施後に支給では、かなり負担が多く感じられます。改善策はないのでしょうか。

六つ目、修学旅行費に関しては、生活保護の家庭への就学援助も行われていますが、生活保護家庭の就学援助制度への申請が漏れていれば、これを受けることができません。漏れなく申請されているのでしょうか。また、漏れなく申請されるようにどのような工夫がされているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。

本日から一般質問でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

7番、寺戸議員より就学援助制度について御質問いただいております。回答につきましては、教育長からさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 改めまして、皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、7番、寺戸議員よりの就学援助制度についての一般質問について、回答をさせていただきたいと思います。

まず最初の、貧困率の実態調査でございますけれども、この貧困率の実態調査については現在のところ行っておりません。

続きまして、2番目の生活保護基準の引き下げに伴う対象から外れた家庭、あるいは以前なら対象になっていたはずの家庭に対する対策についてでございますけれども、準要保護世帯の認定基準については、津和野町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱におきまして、父母または親権者の所得の合算が生活保護基準の1.3倍以下と定められておりますけれども、所得では判断できない事情がある場合、民生委員の意見や本人への確認等、事情を考慮した上で認定を行っております。

三つ目の、就学援助の現状、津和野町の就学援助率、ここ10年間の経年の傾向とその原因についてでございますけれども、経年10年間で見ますと、津和野町の就学援助率は、平成18年度が13%で年々少しずつ上昇しておりましたけれども、平成25年度の19%をピークにここ二、三年は減少傾向にあり、今年度につきましては13%となっております。

その原因につきましては、平成18年度から25年度の間で児童生徒数が約200人以上減少しておりますのに対しまして、就学援助者は数人の減という程度になっております。そのため、就学援助率が上昇し、平成26年度につきましては児童生徒数の減少率もおさまり、あわせて就学援助者も減少したためでございます。

四つ目の、保護者に対する就学援助制度の周知方法についてでございますが、年度初めに学校を通しまして、町内に住所を有する児童生徒の保護者に対して「就学援助制度について」という文書を配布しております。また、学校や民生児童委員に対しましても、手続や保護者からの相談を受けていただけるよう依頼をしております。

五つ目の支給方法についてでございますが、新入学児へ年度初めに支給することについては、前年度分の所得を認定基準としていることから、所得証明が出ます6月以降でなければ正式な認定の審査ができません。そのため、年度初めに支給した場合、所得確定後の取り消し等のおそれもあることから、現在のところ、年度初めの支給は難しいと考えております。

学用品、給食費などの月ごとの支給につきましては、学校の事務負担がふえるため、学校と教育委員会で協議し、よりよい方法があるか検討してみたいと思っております。また、修学旅行費も含めまして、保護者が一度支払い清算した上で学校から交付するという流れが基本であります。概算払いで実施することとなれば、過不足の調整などにより、ミスにつながるおそれがあるとともに事務が煩雑になるおそれがありますので、現状では検討しておりません。

六つ目の、修学旅行費に関しての工夫でございますが、生活保護の世帯につきましては、福祉事務所と連携をいたしまして、漏れのないよう把握に努めております。また、学校との情報提供も相互に行っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 貧困率の実態調査を行われていないということですが、なかなか貧困率っていうのは出すのは難しいのでそこは大変かなと思いますが、やはり子供の現状をまずつかまなくては、家庭からの申請のみで貧困状態を把握するというのはなかなか難しいことだと思います。

沖縄県では、県として調査をされて貧困な家庭の状態を把握されたときに、統計を出してみたところ、就学援助を受ける権利がある御家庭の40%の方が利用をされてなかったという結果が出たそうです。

津和野町、小さな町ですので、何か、この貧困率っていうその言葉にぴったり合うものじゃなくても、子供の実態を知ることをもうちょっとしていただいて、漏れのないようしていただけたらなと思います。

次の2番目の、生活保護基準が引き下げられたことによって受けられない人が出ていたら、その人たちの対応はどうされるのかという質問なんですけど、民生委員の意見や本人の確認などをされているということですが、この就学援助制度自体を知らない保護者さんもおられるみたいです。私、ちょっと、若いお母さんとお話をしたときに、その御家庭が受けるレベルの貧困状態とかそういうのは関係なしにお聞きしたんですけど、就学援助制度っていう名前は聞いたことあるけどそれなみに、みたいな反応もあつたり、そんなものがあるんですか、もうしっかり知ってるよっていう方もたくさんおられましたけど、中には知らない方もおられました。

ほんとに生活が困窮している場合、わらをもつかみたい思いなのに制度を知らないという方もおられるので、その辺配慮して、周知できるような方法がないかなと私は思いました。特に、生活保護基準の引き下げがこの3年で行われているので、漏れてる方がこの津和野町にないようにしていただきたいなと思います。

3番目の、就学援助の方は、26年度以降は津和野町では、減っておられるということで喜ぶべきなのか。その実態がつかめずに、就学援助を受けられる方が減っているということなので、ちょっともろ手を挙げて喜ぶわけにはいかないなと感じます。

4番目の周知方法ですが、先ほども言いましたように、保護者の方にちゃんと伝わってないことがありそうな雰囲気です。

いろんな自治体で、やはり工夫をされてます。ちょっと小耳に挟んだので、事実かどうか大田市には確認してないんですが、大田市さんでは若者が文書を読むというのがなかなか苦手ということをお訴えられて、漫画で就学制度のことを説明される文書をつくられたんじゃないかというお話を聞きました。津和野町での、そのお知らせの文書を見せ

ていただいたんですが、かなり興味を持ってしっかり読み込まないと、自分の家庭がそれに当てはまるのかどうかというのを判断するのが難しいと感じました。

相談する相手が、行政側から見れば学校とか民生委員さんっていうのがありますよっていうことなんですが、なかなかちょっとこう、ちょっと聞いてみたいっていうときに聞けなくて保護者同士でお話をしてるっていうことはよく聞きます。学校のほうに相談っていうのはハードル高いんじゃないかなと思うので、その周知の方法をもう少し工夫をしていただいて、わかりやすい紙を出していただけたらなと思います。

どこの自治体か忘れましたが、全部の保護者に、御家庭に、津和野町も就学援助制度がありますから当てはまると思われた方は申請してくださいっていうのを全部の御家庭にお配りしとるんですが、就学しておられる御家庭に、しかし、それが返ってくるのは申請する人だけということで。ほかのどこの自治体か忘れましたが、するにせよしないにせよ全部返ってくるという方法にすると、就学援助制度を利用される方がふえたという自治体もあると聞きましたので、そういう工夫もされたらいかがかなと思います。

それから、私は津和野町の就学援助制度のことを知りたくて、まず津和野町のホームページを見ました。「就学援助制度」で検索したんですが、出てきませんでした。もしホームページに載ってたら済みませんが、ホームページで就学援助のことを知ることができなかつたので、学校に相談するよりも民生委員さんに話をするよりも、まずインターネットで見れたら、子育て世代にとってはありがたいんじゃないかなと思うので、ホームページのほうにわかりやすく載せていただけたらなと思います。

後で、スクールネットのほうには載っているとお聞きしましたが、スクールネット自体の周知もなかなかできてないので、その辺も工夫をしていただけたらなと思います。

その辺のお答えをいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、貧困率の調査でございますけれども、これについては、なかなかどういった形でやれるかというのは、教育委員会サイドでなかなか把握しづらい部分があるということと、それから所得がどうしてもベースになりますので、その辺の中で子供の貧困率について調査をするという、その労力に対するはね返りといいますか、その成果というものがどれだけあるのかなというのが若干ありますので、教育委員会としてこの貧困率の調査をしようということを、今のところ考えておりません。

それから次の、いわゆる以前なら認定を受けていたはずの所得基準の方が、確かに何件か、落ちる段階の中で発生をしておるのも事実でございます。年に1件とか2件とか、以前ならこれは認定の基準になるのになという方が実際におられます。そういった家庭につきましては、先ほどのお答えの中にありましたけれども、現状で苦しい理由、そういったものを確認、申し立て書を本人から書いていただいて、その辺をまた民生委員さんとかにお持ちいただいて、事情を説明をして確認をしていただいたり、それから、学

校のほうの様子等もお伺いをしたりということで、ほとんどの場合は認定を受けております。本来なら一気に線を引いてしまうとこれは認定から外れるという家庭でも、今のところ津和野町の中では、それをもってして認定から外れたという件はないというふうに思っております。

それから、保護者に制度の周知をするという部分ですけれども、これはなかなか、議員さん言われるように、こちらからすれば全世帯に、保護者のほうには配っておりますけれども、その文書自体を読み解くのがなかなか難しい家庭も中にはおられるかなというふうに思います。それじゃあどういう形なら確実に伝わるかという、これもまた難しい部分がございます。

先ほど一つの例として、全員の世帯に受ける受けんの、受けない場合でも返してもらうと、それは一つのアイデアかなというふうに、今はお聞きしながら思いましたので、またこのことはできるかどうかも含めて検討して、来年度の部分につきましては、そういったことも可能であればやるような方向で検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、その制度自体をネットでわかるようにということでございますが、スクールネットについては、大体、学校の情報というのをいろんな形で様式も含めて出すようにしております。ただ、そのスクールネット自体を保護者がどこまで知っているかというのがありますので、またそういったこともこういうのがあるよということを、随時学校等の広報も含めて周知をしていくようにしたいというふうに思っております。

このスクールネットを立ち上げた当初は、もう全世帯、対象の御家庭にはそういったものを立ち上げたということはお伝えはしておりますけれども、それからもう数年たってきておって、新たな世帯も学校のほうに入っておられるということもありますので、また改めてそういった情報提供もさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） スクールネットは、とつても学校の現状がわかりやすいので、ほんと周知させていただいたらなと思います。

それと、津和野町では認定基準に同居のおじいちゃん、おばあちゃんの所得が関係なく、親権者の方のみの所得ということですばらしい、これはもうほんとにすばらしいと思います。同居はして電気代、水道代、お世話になってるけど、子供の就学費ぐらいは自分で何とかしたいという思いを持っておられる保護者の方に、実際そういうお話を聞いたこともあります。ですので、そういう制度すばらしいと思いますが、ほかの自治体で合算したりしとるところがあるので、それをわかっもらえる保護者もちょっと少ないかもしれないなっていうのを思ったので、それをわかりやすく周知させていくのは、もったいないので、そこの辺もお願いしたいと思います。

5番目の支給方法についてなんですが、先日、朝日新聞でも就学援助のことが取り上げられまして、学校集金に自分の収入が間に合わないの、いわゆるサラ金からお金を

借りて自転車操業をされてるっていう話とかが載ってました。津和野町の方でそれをされてる人がおられるかどうかはわからないんですが、一般に、普通に暮らせる貧困状態でない御家庭だったら、計画的にお金を回していくっていうことで、計画性で解消できるんですが、貧困の部類に入ってしまう御家庭っていうのは、その日のお金を何とかしようっていう、計画的にっていう段階じゃなくて計画的に使うことができない状態なので、まとめて払うっていうのは非常に大変なことだと思います。

日本共産党の田村議員が、参議院の文教科学委員会で質問されてるんですが、「支給が必要なときに、就学援助の支給ができるようにできないか」って質問されたときに、文科省の小松初等中等教育局長さんが、「児童生徒が援助を必要とする時期に、速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知しているが、市町村に引き続き働きかけていく」と答弁されています。これ5月25日付の新聞に載ってましたが、わかっちゃいるけど、こちらの行政側からしたらなかなか大変だということ、工夫が大変必要とは思いますが、現在困ってられる方を救うための制度、義務教育は無償なのに、でもやっぱりお金がいるから何とかしなくちゃとあがいておられる方々のために使いやすい制度にしてもらいたいと思いますので。

就学、例えば入学するときにランドセルを買うちゅうとき、今はもう何千円っていうランドセルはなかなか目につかない、何万円っていうランドセルしかない、そのために月々お金をためていくっていうのはなかなか大変なことだと思います。それを捻出して買って、で就学援助制度にやっとならされると思ったら、7月にならないと、その就学のために使ったお金をいただくことができない。だから、4月までに買うので、4、5、6、7、4カ月間のブランクっていうのは大変なものだと思います。お金が何とかなる方にとっては、その就学援助いただくまで貯金ができてるっていう感覚かもしれませんが、ない方にとっては、もうその日あしたあさって来週どうしようっていう方にとっては大変なことだと思いますので、ぜひ、よりよい方法の検討をしていただきたいと思いますが。

御回答で、学校と教育委員会で協議し、よりよい方法があるか検討してみたいと思いますと御回答いただいたので希望を持っているのですが、大体どの辺で、協議をされる時期とかはわからないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 御回答をさしていただきました内容の協議の時期ということでございますけれども、この就学援助制度認定自体は、今でいえば来年度になってしまうわけですが、議員さんの趣旨からいいますと、それまでに、入学するまでに何とか手当てができないかということでございますので、せっかくこうやって御意見をいただいたので、近いところで、年内のところでは校長会等に投げかけまして、御協議をさしていただきたいとは思っております。



ただ、回答的にどういう成果が出てくるかというのは、今どういうこと、ここで明言ができることではございません。それと、先ほど最初の回答のところでも申しましたけれども、本来からいうと、その所得が確定をしないと正式な決定になりませんので。仮に、仮認定のような形でスタートしたときに、ほとんどの家庭は余り支障がないと思うんですけれども、8割、9割の家庭は問題はないと思うんですが、残りの1割、2割の家庭については、やはり申請を出された内容と認定基準とが整合しないという場合があり得る、あるおそれがありますので、そのこのところの対策がどういうふうにとれるか、そのこのところにかかってくるのかなというふうに思います。

全国的には、言われるように、4月までの入学時に交付を暫定的にやっとする自治体もどうもあるようではございますので、その辺のやり方等もちょっと調べたりしまして、参考にして実際にできるのかどうか、超法規的にそこがやっとするのかどうかわかりませんので、その辺ちょっと検討をさしていただいた上で協議を重ねていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 5番目の、修学旅行費の生活保護の御家庭が漏れないかどうかの質問なんです、福祉事務所と連携して漏れないように把握されてるということなんです、その辺ちょっと具体的に、どのように連携をされてるかを教えていただけたら。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今現在はその対象者がおりませんが、仮にお子さんをお持ちの御家庭が生活保護世帯に認定をされますと、その時点で福祉事務所からうちのほうへ、その通知がございます。仮にそれで抜けた場合も、学校等でそういった情報が御家庭から入る場合がありますので、その場合は学校のほうからうちのほうへ連絡がございますし、二重には網がかかるのかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） ありがとうございます。

入学の準備のための支給っていうのはなかなか難しいかなと思いますが、前々年度の所得で判断をされる自治体もあるとも聞いてますので、ぜひ、いろいろな自治体のやり方を調べていただいて、やっていただけたらなと思います。

就学援助制度は、もともと義務教育無償の第一歩として始まったようです。しかし、小泉内閣による三位一体改革で、それまでは要保護者、準要保護者への就学援助費の2分の1が国庫補助の対象になってました。それが、2005年度に準要保護者への就学援助の国庫補助が全て廃止されて一般財源化されています。これで、その一般財源にそのまんま全て国が出してくれたかということ、そうはなっていません、やっぱり。国の財政措置分は減らされてきています。だから、市町村、自治体に対する負担が大きくなっ

ていますが、反面、津和野町はこうやってるんだよってというのが主張できる制度でもあります。

就学援助制度は義務教育の無償と一体的に考えていく必要があると、私は考えています。実際、私も無知だったので、小学校に上がれば子供の教育にお金をかけなくてもいいと思っていたところ、長男が就学したところ、ぼつりぼつりとお金を用意しなければいけなくなったというのを、昔の話ですが覚えています。どの子もお金のことを心配しないで通える学校であるために、要件を満たせば誰でも気軽に、気軽にですね、利用できる就学援助制度を津和野町でつくってほしいと思います。

また、津和野町独自の特色を出すことができますので、子育て世代に、津和野町に住めば安心して子育てできる、もし万が一のようなことがあって収入が減っても子供を学校に通わせるのに心配は要らないという、そういう、どの家庭も当たり前安心して子供を育てられるという町をアピールできる町にしていきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

次の質問は、買い物弱者対策についてです。津和野町は、高齢者の独居世帯が増加しているのが現状です。買い物弱者をどう支えていくかは、重要な課題と考えています。

現在でも、買い物に行く手段がないので、自分で買い物に出かけたい、人に世話にならずに買い物がしたい、必要と思った時に買い物がしたいなどの願いを持たれる方はいます。また、買い物をするという事は、生活に必要というだけではなく楽しみでもあり、日々の生活を豊かにします。

これまでに、津和野町では買い物弱者対策として、国が行う地域おこし協力隊の企業版である官民それぞれの相乗効果が期待される地域おこし企業人の制度を取り入れており、また、後継者づくりの制度を整えたり移動販売の車両取得に補助を行ったりと、多くの施策を行っています。住民も、まちづくり委員会や自治会単位で模索をしています。

そこで、以下の点についてお尋ねします。

一つ目、町営バスを利用して買い物する場合、長い待ち時間があるなど、利用しにくいダイヤにはなっていないでしょうか。

2番目、複数の地域で、買い物のためのバスツアーがまちづくり委員会や自治会で行われていますが、把握されているでしょうか。現状をお尋ねします。

3番目、町内で移動販売が行われていますが、現状はどのようになっているでしょうか。また、移動販売に福祉の視点を加えてはどうでしょうか。

4番目、買い物支援と高齢者見守りの事業に従事目的で地域おこし企業人の方に来ていただいています。現在はどのような活動をされているのでしょうか。

5番目、タクシーを買い物に利用する3人から4人の友人と一緒に1台のタクシーを利用して買い物に行く、町から少しの補助が出る、このような買い物タクシーのシステムをつくってはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、買い物弱者対策についてお答えをさせていただきます。

町営バスは、通院や買い物もしくは通勤・通学等、住民生活の交通手段として運行しているところでございます。運行に当たっては、町内各地域13路線、68便を運行しており、買い物等でも利用しやすいよう町の中心部に向けた路線に設定しております。

町といたしましては、住民ニーズの把握に努め、費用対効果も考慮した上で、より利便性の高い町営バスの運行に努めてまいりたいと考えております。

二つ目の御質問になりますが、買い物のためのバスツアーについては、青原地域まちづくり委員会が平成24年から26年度に地域提案型助成事業を活用し実施しております。その他の地域については把握をしておりますが、買い物不便者対策として、地域提案型助成事業を活用し、地域内の商店へ商品を配送する取り組みや先進地視察研修などの取り組みを行っておられるところでございます。

三つ目の御質問であります。町内での移動販売については、ことしから町内で新たに1業者が販売を開始しているほかは、益田市から4業者、山口市から1業者が、山間地域に海産物を中心として移動販売を実施しております。

高齢者の見守りなど、福祉的要素を加えて買い物支援をすることは効果的であると認識をしておりますが、今後は宅配による買い物支援と調整しながら検討してまいりたいと考えます。

四つ目の御質問であります。買い物支援と高齢者の見守りについて、2名の地域おこし企業人がシャープ株式会社から出向されており、テレビを活用した高齢者見守りや買い物不便者支援に取り組んでおります。

現在、まちづくり委員会との意見交換会や地域住民への説明を経て、町内で50世帯を抽出し、9月から段階的に実証実験を開始しているところでございます。

五つ目の御質問であります。議員御指摘のとおり、山間部等において利便性の高い公共交通の確保が重要になってくるものと認識をしているところでございます。一方で、行政による過度な交通事業は、民間交通事業者に対しての民業圧迫も懸念をされるところでございます。

御提案をいただいた買い物タクシーについては、先進的事例等を参考にしながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 町内の町営バスは、目的が余り絞られてないのでなかなか利用がしにくいのかもしれません。

町民の方からお聞きした話では、病院に行くついでに買い物もして帰るんだって言うておられました。で、そのためには、「お弁当をつくっていかんと、とても半日じゃ帰ってこれない。お弁当はすわろう家で食べるんであればすごい助かってる」と、それは

言われてましたが、買い物にするために1日かかり、病院にも寄られるので時間がかかるんですが、それが解消できるような、町営バスのダイヤができないかなと思ってます。なかなか難しいこととは思いますが、せっかく通っているバスなので、目的に応じて改正ができたかなと思います。

2番目の、買い物のためのバスツアーなんですが、これ、町長が願っておられる住民からの提案でバスツアーが始まったりしております。住民の力で、行政がこのバスツアーしませんかしませんかって斡旋したわけじゃなくって、まちづくり委員会の中でだとか自治会の中でだとか始まって利用があるからずっと続いているんだと思います。利用があるってことはやはり買い物に行きたい、その気持ちを持っておられる、だけど行けないからこのツアーに参加するんだということと続いているんだと思います。

バスツアーだけでは、やっぱり、たまの楽しみなので、日常生活で買い物ができるようにと思います。

3番目ですが、移動販売で民間の業者さんが頑張られてます。どんどん撤退する中でも、新しく起業された方もおられます。東京のNPO法人のバルーンさんが、津和野町、日本の中の中山間地の中で津和野町を選んで実証実験をされてますが、うちの青原のほうにも来られて、いろいろお話をお聞きしたことがあります。その中で、やはり移動販売ってということだけでは利益を上げにくいので、福祉の面をつけ加えて、存続するためにはそこをつけ加えたらいいんじゃないかっていう提案をされております。移動販売のみでこれから存続していく、だから、今、移動販売をされてる方が生活を、その移動販売で生活を支えて、じゃあ次、誰かに継承していくかっていうとそここのところはまだまだ難しい状態にあるので、そここのところに行政が力をかけて、その見守りの視点を入れていただけたらなとは思ったのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 移動販売の御質問ということで。よろしいですか、最初の2点ほど御意見等ございましたが、移動販売のほうで。

○議員（7番 寺戸 昌子君） はい。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） はい、わかりました。

議員、今御指摘のとおり、移動販売、去年、おととしと、バルーンというところに、この移動販売の実証実験を行っていただいて、いろんな課題を出していただきました。今、新しい1業者が、その後引き継ぐところの路線もあって、路線というか、引き継いだ場所での販売、そういったところで移動販売を続けておられます。

先ほど議員から御指摘になられたように、なかなか状況的には経営面で厳しい状況があるということでお伺いしております。この移動販売も、やはりその地域地域で品物を見て買い物するというので、そういったところではその住民の皆さんにとっても、より有効的な買い物の不便者対策だというふうに認識をしているところがございます。この経営上難しいというところが、なかなか日商でいいますと、1日の売り上げがそれほ

ど上がらないような状況の中で、コストあるいは人件費、どのように捻出するかというところで課題があるということで、承知をしておるわけですが、私どもが進めています宅配サービスの関係、そういったところでいいますと、やはり、商店で注文を私どもが受けたときに、今回実証実験を行うところでいいますと、誰が、その商品を見てお客様が注文した魚であるとか生鮮食料品であるとかを、要はその商店から買い上げるのかというこの役割が、基本的に今民間事業者がやっておられるところでいいますと一番重要なところになります。いいものをいい状態でお届けするというところの視点でいいますと、私どもは今回も移動販売車を運営している方に、そういった商品の、ピッキングといえますか、商品を買う作業を、お手伝いをしていただく予定にしております。

今後、これを来年度以降、宅配サービスを制度化するということになれば、こういったところの作業を誰がやるのかというところで、いろいろ課題があります。そういったところでいいますと、今回も移動販売をやっておられるような方々と協力をしていただきながら、福祉的要素といえますか、それは行政的に、やはり、なかなか収益が上がらないわけですから、これをやろうとするとどうしても赤字と、民間事業者だけで取り組むところではなかなか難しい、そういったところを連携しながら、行政と連携をしながら、基本的にはこういった宅配サービスあるいは移動販売の存続につなげるような形がとれないかなということで、今検討しているところでございます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 宅配サービスのところを移動販売っちゅう格好もありますし、注文を受けたものを移動販売の車でそのままお届けするという形もなきにしもあらずかなと。

私が何で移動販売にこだわるかっていうと、やっぱ、そこにお客さんとして2人でも3人でも集まる、そこで会話が弾むっていうのは、やはりお年寄りにとっては脳の刺激にととてもなると思います。それから、いつも買ってくれるおばあちゃんがきょうは顔出さないけどどうしたんだろかっていうことで、顔ものぞかしたりして、おばあちゃんどうしたのっていう話をするすることで、おばあちゃんが元気になることもあります。科学的にああだこうだっていうのはちょっと言えないんですが、宅配で物が届くっていうよりも、移動販売に人が集まる、移動販売のお兄ちゃん、お姉ちゃんと話をする、そういうのにすごく魅力を感じます。ですので、津和野町でこの移動販売っていう形態が広がって安定していけばなと思ってます。

それから、買い物タクシーの提案をさせていただいたんですが、これは、私、住民の方からちらっと「こういうのがあったら利用しやすいよね」っていうのをお話をいただいて、私もこりゃあちょっといいなと思ったので提案させていただいたんですが。

タクシーは町内のタクシーに限っての利用にするとか、買い物に行くのは町内の商店にしか買い物に行っちゃだめだよとか、例えば、1人500円補助っていうことで町が補助を出してくれる、そういうシステムをつくっておけば、4人集まってお年寄りが買

い物に行った場合、2,000円手に入ります、あとのタクシー代を手出しでやれるってことで。何もシステムがないと一緒にタクシーに乗って買い物に行こうやっというのはなかなか言いにくいんですけど、町がせっかく制度つくってくれてるからちょっと利用してみよう、500円もらえるし、行きやすいよねってことで、お年寄りが集まって買い物に行っていたらいいかなと、ちょっと素人考えで申しわけないんですが提案させていただきました。で、万が一100人利用があったとしますと、年間で60万円です、500円の援助で。なので、ちょっとシステムをこう、ありますよっていうのをつくっていただけたらいいかなと思います。

お答えいただいてもいいです。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員から御質問いただきまして、民間でやられてるケースというのは、この買い物タクシーというのはたくさんあります。先ほども御提案で、500円負担して4人乗られれば2,000円ということで、それプラスのところを乗られた方でお支払いするというような形だろうと思いますが。

私ども、去年から津和野のほうで上下分離方式のタクシー事業ということで、今、展開をさせていただいております。津和野からタクシーが撤退をしたのは、基本的には経営状況がなかなかまいぐあいにはいかなかったということで。今は、タクシーを使って妊産婦さんの、1歳未満のところ、1万8,000円までは無料でタクシーを使っていただいて医療機関へ行かれるようなシステムをつくっております。こういったタクシー利用というの、基本的には有効活用ということで考えられる点ではあろうかと思えます。

町長が答弁をさせていただきましたが、この民業としてバス路線もございます。そういったところの圧迫というところも、いろいろ総合的に検討させていただきたいというふうに、今時点では考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 前向きにちょっと検討していただけたらなと思います。

日々の食料品を手に入れるっていうことは、生きていくことには欠かせないことです。昔のように、自給自足で家の回りだけで済めばいいですけど、やはり外に頼る時代になっているので、欠かせないものです。けど、移動の交通手段を持たない高齢者にとっては、その買い物ってというのは重労働になっています。交通手段がないことで、その場所にも行けない、場所にもし行けたとしても、その物、重たい物を買って帰るっていうのは大変な決心がいるみたいです。万が一、お米とか買おうものなら大変なことになると思えます。

そのうちに、この津和野町に暮らす人がこの津和野町に住み続けたい、住みなれたここで暮らしていきたいと思っても、御存じのように年月を重ねるといろいろな、それをできなくしてしまうことが起こってしまいます。仕方なく離れるっていうことにな

るんですが、その中の一つの原因に、その買い物ができないっていうのが原因にならないように、買い物支援を、もうほんと迫ってます。ひとり暮らしのお年寄りどんどんふえてますので、早く対策を練っていただいて、今住んでる人が安心して住み続けられる津和野町にしてください。買い物の不便を感じない町にさせていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、7番、寺戸昌子君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、10時5分まで休憩といたします。

午前9時54分休憩

午前10時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序2、2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、スポーツ行政についてお伺いをいたします。

ことし3月、津和野町はスポーツ推進計画を策定されました。

この計画の中にある計画の目標を推進していくためには、課題をどのように解決していくかが重要であると考えております。

例えば計画にある「町内の小学校・中学校・高校で一貫してスポーツ活動できる体制づくり」はかねてより懸念されている課題であります。

中体連や高体連、各競技団体組織など所属組織の兼ね合いや、関係する団体の運営組織やその保護者の思いなどもあり、そして何よりも少子化により町単独でその体制を築いていくのは困難であると思います。

しかし、合同チームの結成や町内というくりにこだわらなければ、郡内や益田圏域という地域で一貫してスポーツ活動ができる体制を整えることは可能であると考えております。

何より好奇心旺盛な時期にさまざまなスポーツに触れることは、ゴールデンエイジ期に向けて大変重要なことであり、町民が町内にこだわらずに選択した競技を続けていける体制を整えていくことに重点を置くべきであると考えております。

町内においていえば、既存のスポーツ少年団単位団における各競技における審判員や指導者が不足していることは各競技を行っていく上で大変懸念される課題であります。

昨年度より、スポーツ少年団単位団の認定員資格取得者が2人以上いることが義務づけられ、ある面では指導者が拡大されたようにも思いますが、ゴールデンエイジ期に各競技における適切な指導や助言を行える指導者が不足していることは青少年の健全育成に適切ではないと思います。また、審判員の不足は、競技の醍醐味でもある試合や大

会の運営が困難になり、単位団に審判がないことは競技規則・ルールの適切な指導が日ごろから行えないなど憂慮すべき問題であると思います。

このことに関し、以下5点質問をお伺いしていきます。

まず、有資格者の拡充に向け、認定員資格や各競技の指導員資格、審判員資格の取得を目的とした助成を検討すべきと考えますが所見をお伺いいたします。

どの年代においてもスポーツを行う上で、けがや熱中症対策等の知識について関係者や保護者は十分考慮しなければならないことでもあります。津和野町においては緊急時に対応できる体制を整えておく必要がありますが、公共施設に、自動体外式除細動器、いわゆるAEDが設置されております。設置されていても使用できなければ意味がない、ということは言うまでもありません。

そこで、関係者を対象とした普通救命講習を実施すべきと考えますがいかがでしょうか。

そして、このAEDは全ての公共施設に設置されているかどうかをお伺いをいたします。

四つ目であります。全ての公共施設に公衆電話など救急車を呼べる状況になっているかをお伺いします。

そして、体育施設に熱中症指数計を設置すべきと考えますがいかがでしょうか。

そして、これは提言ではありますが、このたび老健施設長に三輪茂之先生が就任されました。この三輪茂之先生の御令嬢広瀬順子様、先日のオリンピック、パラリンピックの柔道において銅メダルを獲得されておられます。また、順子様の御主人であります広瀬悠さん、この方も、パラリンピックに出場され、メダルを獲得には至りませんでしたけれども、この津和野町に縁のある方がパラリンピックに出場されたということは非常に喜ばしいことでもあります。

このオリンピックであるお二人を津和野町にお招きし、交流事業を実施されることを提案いたしますが、いかがでしょうか。

以上、お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、1番目の御質問はスポーツ行政についてでございますので、教育長からお答えをさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、2番、川田剛議員のスポーツ行政に対しての御質問について御回答申し上げたいと思います。

まず一番最初の、有資格者の拡充についての御質問でございますが、津和野町スポーツ少年団に対して、補助金として団補助金21万円（各団3万円）を交付しておりまし



て、この団補助金は、認定員資格等の取得も対象でありまして、現時点では新たな補助金は考えておりません。

2番目の、関係者を対象とした普通救命講習の実施についてでございますが、普通救命講習につきまして、津和野町体育協会や津和野町スポーツ少年団で取りまとめて、講習を実施することができないか、議員の質問の趣旨をお伝えをして、検討をお願いをしたいというふうに思います。

三つ目の、全ての公共施設のAED設置についてでございますが、AEDの普及に伴いまして、保育園・学校・公民館・主な文化施設・体育施設等、多くの公共施設に設置をされておりますけれども、公共施設全ての設置には至っておりません。

なお、両分遣所と教育委員会にはイベント時等の貸し出し用としてAEDの用意がしてありますので、必要時にはそれを利用しております。

四つ目の、全ての公共施設の公衆電話等救急車を呼べる状況でございますが、公衆電話につきましては、NTTは携帯電話等の普及によりまして、採算の取れないものについては徐々に廃止をしております。おおむね主な施設については、ケーブル電話等もあり、緊急時の対応はできると思っておりますけれども、例えば小川体育館のように夜間、職員が不在になるために、緊急時には公民館のドアを壊すしか電話の方法がないような場所もございます。しかし、実際には、現在では個人の携帯電話で通信をすることになるのではないかというふうに考えております。

五つ目の、体育施設に熱中症指数計の設置についてを、でございますけれども。

現在、各小中学校にはこの熱中症指数計については設置をしておりますけれども、体育施設には設置がされております。

今後、設置場所も含めて前向きに検討していきたいというふうに思っております。

最後に、三輪先生の御令嬢と御主人をお招きすることについてでございますが、現段階では検討をしておりますので、どのようなスタイルで交流ができるのか、御提案等お伺いをして、関係部署等で検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 再質問に入りますが、まず、前段申し上げましたこの津和野町において、小中高一貫してスポーツができないというのはございます。

で、人口減少もありますので、全てのスポーツの選択肢というのは難しいとは思いますが、このスポーツ推進計画においては、今後検討していくということですが、こういった形をとっていくのか、具体策がありましたらお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 議員さんが言われますように、かねてから系統だったスポーツを決めるとか、そういったスポーツの推進に当たってのものが若干弱いなというところがありまして、スポーツ推進計画の中でも、小中高とつながった形でのスポー

ツの検討ができないかという御意見もあつたりして、そういった課題として捉えた中で、今後検討していきたいというスポーツ推進計画での方向性でございます。

実際には、計画を策定する中で、そんな具体的な競技を挙げられないかとか、そういった意見も当時あつたわけですけれども、なかなか計画の中でそれではこのスポーツを津和野町のスポーツとして重点的に進めていったらどうかというような意見にまではなかなかまとまることができなかつたのが現状でございます。

結果的に、津和野の高校といえば津和野高校がどうしても中心になります。そうした中で高校としてどういった形が、今後重点なスポーツとして捉えておるのか、そういったものも含めて、それに合わせるような形で中学校・小学校というのを考えていくのが一番手っ取り早いのかなというふうに思っております。

現在、津和野高校では、女子のバレーボールに力を入れておるようでございます。なかなか中学校全部が女子バレーというわけにはいかない部分があるかもしれませんが、そういったものを中心に、今、中学校、中学生が津高に行って交流をしながらとか、そういったような取り組みもされておるようでございます。そういったことを足がかりにして、一つ一つ、そういったスポーツ、中心となるスポーツを組み立てていく、それが一番手っ取り早いのかなというふうに思っております。

ただよく言われます、少年、いわゆるスポ少で、競技をして、中学校へ行ったときに部活がないと、そういった部分の懸念は、これ毎年どこかのところで意見を伺うわけですが、議員さんの言われますように、そのパイとなる子供たちの数がやっぱり少な過ぎるという部分でなかなか特定のスポーツ少年団でやってるものを新しく部活をつくるというのが難しいというのが現状でございます、今でもいわゆる社会教育の中の、スポーツ少年団の続きとして社会人の中に入ってという形で、細々ではありますけれども競技を続けておるといのが現状でございます。

ここの部分については、子供の数の問題が一番のネックになりますのでそこをどういうふうにふやしていけるかというところが一番の課題というふうに捉えておまして、一朝一夕で簡単に答えが出るものではないかなというふうに思っております。

また、議員さんのほうからもこういう形があればという御提案でもいただければ、またその辺も検討の材料にしていきたいというふうに思いますのでよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 早速、提案させていただきたいんですけども、いわゆる中体連・高体連という組織があつて、一方でクラブチームというものもあつたり、スポーツ少年団があつたりするわけです。

で、小中高で一貫してスポーツをするっていうことは、部活動っていう考え方の中だと思うんです。

で、一方でクラブチームがあり、地域のスポーツがありっていろんなかわり方ができると思うんですけども、例えば高校中心に今女子バレーがという話でしたけれども、高校だとやはり教員の先生方の移動っていうのもあったりして、やはり公立学校でいえば強い先生がいるときは強くなったり、そうじゃない先生、競技に詳しくない先生が担当になった場合はなかなか技術が向上しないですとかそういったことも私、津和野高校におりましたので経験しております。で、じゃ他の地域はどうかといいますとやはり高校の選択肢があったり、さまざまな小中学校があったりするわけですから、そこと比べて勝負をしようとしてもしょうがないと思うわけです。

で、一方で現在、学校の教員の皆さんのその部活動の時間に対しての、時間外労働なのかそれともボランティアなのか、といった意見も全国ではあるようであります。

幸いにも津和野町においては、そういった声はなく、クラブ活動の運営も順調に進んでいるとは思っているんですけども、現在、小川体育館、小川体育協会が総合型スポーツクラブをやっておりますけれども、なぜかこの津和野町の総合型スポーツクラブの推進ってのはどうしても地域の総合型スポーツクラブをつくっていかうとしてるようなんですが、例えば津和野町全体として体育協会レベルでの総合型スポーツクラブという格好にはできないんですか。

その中にさまざまなスポーツがあって、スポーツ少年団から中学生までスポーツ少年団行けると思うんです。その後、ユース世代それから社会人といったさまざまなスポーツがいろんなところできる、そして指導員もいろんなところで指導ができるっていうような形をとれば、学校内でのスポーツではなくて、地域でできるスポーツは地域でできると思うんです。

それでもできないスポーツもあると思います。それはやはり益田圏域ですとか郡内でできるのであればそこでやっていただくしかないと思うんですが、できるスポーツというのは町内でやったほうがいいのかと思うんですが、総合型スポーツクラブっていうのは基本的には地域の活動としてやるものだという考えなんじゃないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 総合型スポーツクラブにつきまして、おっしゃいますとおり、津和野町内で行くと小川地区だけになっております。ここができる過程の中で、なぜ小川にできたかというところですが、小川地区は体育館もできまして、体育館を中心にいろんな活動をされております。

で、もともと小川地区体育協会というのがありまして、これは津和野町で、旧津和野町のほうでは、木部と畑迫と小川の3地区に地域ごとの体育協会のようなものが設置をされておりました。それがベースになって、小川地区にそれができたということが現状でございます。

で、できて初年度、補助金もらいながら活動をしたわけですけども、なかなかその補助金に見合ういわゆる事務的なこと、その部分がかなり煩雑だということで、補助自

体もなくなったわけではございますけれども、その辺でちょっと小川地区のスポーツ、総合スポーツクラブとしての動きが若干鈍ってきておるとというのが現状かなというふうに思っております。

で、その後、畑迫とか木部にも同じようにつくろうというような動きをしておりましてけれども、国自体の方向性が若干弱まったところもあったりして、その後の進展に至っていないというのが今の現状かなというふうに思います。

で、町全体がその地域に絞って総合型をやつとるという意味合いでは当然ないんですけれども、今のような流れの中で必然的に地域ごとの総合型というような形になったのかなというふうに思ってます。

一つの提案として、町全体で総合型を入れたらどうかということでございますけれども、そのところが町が主導してそういう形ができるかどうかというのがちょっと疑問が若干あるかなと思います。

その一つとしては、町に体育協会というか、まとまったそれぞれのスポーツを取りまとめた体育協会がございますので、その中でそれじゃあこのスポーツをピックアップして町として進めていこうというようなまとまりが本当に協会の中でなせるのかなというのが若干、私の今のイメージの中では、組み立てが難しいかなというふうに思っております。

で、そういった御意見がその体育協会の中で盛り上がって、ぜひ総合型で全体、町でやってみようじゃないかというような意見でもなれば、それは全面的に、町教育委員会としても応援をしたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 少子化の中でやはりその団体競技がどんどん削られていく、で、個人競技も一番陸上なんかは個人もできますし団体もできると、で、多岐目ありますので、いいのかなと思うのですが、その一方で指導者ってのも必要になってくると思うんです。

で、いろんなその競技がある中で、その一番最初に僕が質問させていただいた有資格者の必要性っていうのはそこだと思うんです。

で、まず今、中学校や高校、小学校も含めて、指導者がいるから安心して保護者の皆さんは預けられると思うんですけども、やはりその部活動っていうくくりではなくて、学校単位ではなくて町単位でチーム編成ができるわけですから、そういった意味ではもっと選択肢がふえていくと思うんです。

で、放課後の時間はそういった地域でスポーツを行っていく、そのために僕はあらゆるその指導者のパイをふやしておく、審判員のパイもふやしておく、ことから町全体で一貫してスポーツができる体制づくりになっていくんじゃないかという思いで、この有資格者、審判員に対する助成金の提案だったんですけどもいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 確かに、全ての競技を社会教育で賄うという方向にもう決めてしまうと、そういう進め方ができるのかなというふうに思います。

ただ、今の段階で部活動をそれじゃあ廃止をして、全て社会教育でやりましょうということには多分ならないかなというふうに思います。

やっぱり部活動としてやる意義というはあるのかなというふうに思ってますし、逆に、そういう形を強めるとそこへ子供たちが流れていくということになりますので、そうするとまた部活動のパイが小さくなってくる、そうすると部活動自体がなかなか活性化しないというような逆のことも心配されますので、今の時点でそれでは全て社会教育でスポーツについてはやりますということはちょっと危険かなというふうに私個人としての考えでは思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） いろんな意見もあると思いますし、私が言っていることが正しい、全て正しいと思っていません。いろんなやり方はあると思うんですけども、やはり、地域で一貫してスポーツをできる体制っていうのは整えていかないといけないと思いますので、ぜひ検討のほうよろしくお願いします。

それと、公衆電話について御回答ごもっともです。もう今、携帯電話がありますので、携帯電話で緊急の連絡をするのは当然だと思うんですけども、一方でその体育施設、体育館とか学校っていうのは基本的には災害時にも利用される場でもあると思います。

で、熱中症とかそういうときは携帯でも対応できると思うんですけども、例えば御高齢の方が集まっている場合ですとか、携帯電話を持っていないような状況っていうのも十分あると思いますので、公衆電話をつけなさいというぐらいの気持ちではなくて、できるだけつけてったほうがいいんじゃないかという提案であります。

いろんな、スポーツだけではなく災害とかそういった部分を踏まえた上で、公衆電話、今、逆にふえてるようでありますので、その点も考慮していただきたいのと、それとWBGT計です、熱中症指数、スポーツによってはこの熱中症指数計が31度以上になると、もうスポーツをやっちゃいけませんよと。やった場合には、懲罰委員会にかけられたりするような状況でありますので、じゃどの線で31度以上なのかとか、そういったのはグラウンドにいたら体感温度と湿度によって全然感覚が違ってきます。

で、サッカーでいいますと、サッカーの松本ヤマガにいた松田直樹選手というのが突然死されてます。この方もAEDがあればもしかしたら助かっていたかもしれない、こういった熱中症指数計があれば、もしかしたら助かるかもしれないという命があるということですので、ぜひ設置、前向きに検討していただけたらと思います。

最後に、お答えをお願いします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） AEDにつきましては、かなり高額にもなりますので、主要なところまた地域を考慮しながら設置をして随時ふやしてきたというのが現状でございます。

で、今の熱中症の指数計でございますが、これについては比較的安価に販売をされておるようでございますし、当町も津和野小学校で、数年前に熱中症の、大規模な熱中症が起こったりをして、あの辺を気をつけて、各小中学校には既に全て設置をしておりますけれども、言われるようにその体育施設、それぞれにもやはり設置をした方がいいというふうに私も思っておりますので、今からですと来年に向けてでいいのかなというふうには思いますけれども、来年に向けて設置という方向でぜひ検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） では、次の質問に入らせていただきます。

定住についてであります。

空き家バンク制度やつわの暮らし推進住宅など、さまざまな施策により町外からの移住者が増加していることは大変望ましいことであります。

しかし、一方で町民の方の中にも住宅を必要とされてる方がいらっしゃいます。

まず、津和野町の住宅の整備について所見をお伺いいたします。

また、医師・看護師など、医療従事者の住環境の整備は、医師・看護師を必要としている我が町にとって重要課題と考えます。医療従事者住宅の整備について所見をお伺いします。

また、高齢者や障がい者などがこの町で暮らすためには、その方々の生活の特性に配慮されたバリアフリー化された住宅や、グループホーム、ケアホームも必要であると考えます。

そこで、高齢者や障がい者など、生活特性に配慮された住まいの整備についての所見をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、定住施策についてお答えをさせていただきます。

まず、1番目の御質問であります。町営住宅の整備につきましては、平成24年度に津和野町公営住宅等長寿命化計画を策定しており、耐用年限を経過している住宅を建てかえ又は用途廃止、耐用年限を経過していない住宅を長寿命化のための改修等を実施することとし、平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間としております。

改修等の事業につきましては、平成26年度から着手しており、26年度に青原団地2棟11戸、27年度に青原団地2棟10戸の改修工事を実施しております。また、28年度は、小川団地2棟10戸の改修を計画しており、現在、発注に向け準備をしているところです。29年度以降につきましては、小川団地、中座団地（集合住宅）、枕瀬

若者定住住宅、サンハイツつわの、土井敷団地（集合住宅）、畑迫団地の改修、また、中座団地（平屋）、中島団地、土井敷団地（平屋）の建てかえを計画しております。

二つ目の御質問であります。御指摘のとおり、町外から津和野共存病院等に就職をされる医師・看護師等の医療従事者及び町外からの非常勤医師確保において住環境を整えていくことは重要であります。平成24年に建設をした駅前医療従事者住宅は、就職決定の重要な要因となったという結果が出ております。また、島根県の地域医療支援センターからも人材を集めるには住まいの環境が非常に重要であり、研修先を選ぶときの最重要項目であるとアドバイスを受けておりますので、今後も住環境整備に力を注ぎたいと考えております。

三つ目の御質問であります。現在、町といたしましては、津和野町地域福祉計画における「地域での活躍する人とまちをつくる」という項目において、「誰もが地域で快適に安全に安心して生活でき、そして生きがいをもった暮らしを実現するためには、障がいのある人もない人も、また、子供や高齢者など誰もが自由に行動でき、積極的に社会参加できるバリアフリーの環境づくりが必要であり、道路、公共施設を初め既存施設について、バリアフリー化が可能なものについては積極的に改善に努めます。」とうたっており、町施設の新設や改修時にはバリアフリー化を推進しているところでございます。

議員御質問の高齢者や障がい者のための住宅整備についてであります。現時点ではなかなか実行することは難しいと考えております。

疾患や障がいの特性によっては居宅介護等のサービスを利用し、または御自宅の改修等を行うことにより、日常生活における障壁を取り除き在宅での生活が可能となるケースもあります。これらについてはそれぞれ補助金の申請により個人負担の減額ができることがあります。

グループホームにつきましては、現在、町内には高齢者の認知症対応型グループホームが2施設ありますが、障がい者のためのグループホームはない状況であります。

障がい児の保護者の方々が子供の将来を不安視され、生活の場としてのグループホームが町内にあればという御意見は伺っておりますが、規定により町が直接運営することはできないため、事業実施いただける社会福祉法人等があれば運営の支援を行っていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） まず、1点目御回答いただきましたことに対して質問をさせていただきます。

この、住宅ストックのほうなんですけども、この進捗状況といいますか、28年度、29年度と始まるわけなんですけども、この進捗状況、いわゆる住民説明会ですとかその理解ですとかその住まい、代替えの住まいなどの進捗状況についてお伺いすると、新たに建てかえた場合、改修する場合においてそのバリアフリーといいますか、高齢者

が多い住宅もあるわけですし、そういった配慮もされるつくりになるのかをまずお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 住宅の建てかえの関係でございますが、これまで、用途廃止をする元藩庁住宅については、入居者の方の御心配の声もございまして、その状況について説明に行かしていただいております。で、他の住宅についても希望があれば出かけるというふうに御案内はしてはしておりますが、出てはおりません。

で、元藩庁住宅の入居者の方にお話をしましたのは、基本的に、そこに住んでおられる方の大半の方が建てかえに同意をされないと、こちらが一方的な建てかえというのはいけませんので、そのようなことで説明をさせていただいております。

それから、個別のところでございますが、平成25年の災害がございまして、そういう関係もあってなかなかすぐに対応していないところがございまして、1年、2年ぐらい今、計画的にはずれて実施をしております。

で、それぞれ建てかえをする住宅のところでございますけど、具体的な計画ができた段階で、設計図ができた段階で、今説明会を開くというふうなことにしとりまして、今年度計画しとります小川団地については、今から設計が行われるというふうなこともございますので、それができた段階で、お話には行こうというふうなことを考えております。

今後計画しとります住宅についても同じような考えを持とりまして、早くからいつでも青写真がないと話にならんということもございまして、そのような考えをしております。

改修工事については以上でございますが、建てかえについてでございますが、当然、バリアフリーの関係も考慮しないとはいけないと思っておりますけども、集合住宅のような形になった場合に、1階部分については当然高齢者の方が入っていただく、2階ぐらいまではあるかもしれませんが、3階をつくった場合には、一般の若い方が入っていただく、エレベーターをつけない限りには若い方になろうというふうに思っております、バリアフリーも上に行くほどそこまで対応を厳しくする必要はないのではないかというふうに思っております、1階部分、平屋等については、高齢者の方が入れられるというふうなことが想定されますので、当然バリアフリー等については検討して、設計もして、建築もしていかないとはいけないというふうに考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） わかりました。

で、この質問の趣旨といいますか、そのいわゆる町民の方にも住宅を必要とされている方ってのは住宅困窮者ではありますけれども、そのいわゆる収入の部分においては比較的高い収入を得られてる方もいらっしゃいます。



恐らく、今、説明いただいた町営住宅ってのはいわゆる公営住宅法にのっとった建物だと思っんですけども、それに該当しない、該当しないっていったらおかしいですが、いわゆる住宅困窮者ではなく、住めればいいところに住みたいという方々にとっては住宅がないわけなんです。

先ほど、2番目の質問でもいたしましたけれども、医療従事者住宅でもそういった声があったようであります。やはり、きちんと住まいがきれいで、もちろん水洗で、いろんな家具が整っていてすぐにでも入れる状況っていうのがやはり望まれるんだと思っんですけども、この津和野町においてはやはりその住宅が少ない、じゃ空き家がありますよっていいまでも、空き家もすぐ入れる状況ではないんですが、このいわゆる住宅です、公営住宅ではなく例えば公共賃貸住宅、特定公共賃貸住宅ですか、そういった建物も日原にはありますけれども、これは町ではなく県が進めていくのかなと、僕はちょっとそこ不勉強なんですけども、この特定公共賃貸住宅などっていうのは今後は建てる考えとかはないんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 住宅の建築に関しましてですが、国の補助金をもらって建てるというふうなこともございまして、公営住宅については住宅に困窮している低所得者層ございまして、議員のおっしゃるとおりでございます。

ただ、その住宅を町の一存で幾らでも整備ができるかということとそこができないというふうなことになってりまして、一応計画を策定しております津和野町住宅マスタープランというふうなものもつくっておりますが、通常の借家の半分程度までしか、建てることはしませんという計画でございます。ということになりますと、今後人口が減り、世帯数が減ると当然住宅の数も減ってくるというふうな状態にもなっております。

現状でお話を申しますと、公営住宅の必要戸数というのは27年度で268戸というふうなことになっております。で、実際のところ今、公営住宅、公社の住宅、その他特定公共賃貸住宅ほかを足しますと327ございまして、公営住宅の数でいうと201、あと公社とその他、定住促進も含めて126戸ございまして、数的には、国がいう考え方でいきますと、十分にあるという状態でございますが、じゃあ、生活レベル的にどうかということ、家賃が2,000円を切れるようなところもございまして、そういうところはやはり今の住宅の住む水準よりかなり下の部分もあるというふうなこともありますし、耐震もあってそのあたりのところを建てかえをしていかないといけないというふうなことでございます。

で、御質問のありました特定公共賃貸住宅というものでございまして、これは町でも建てることは可能です。で、旧日原町においてつくりましたときには、ちょうど私担当しておったんですけど、公営住宅の数が国からどうしても制限がかかって住宅が必要だというふうな状況もございまして、マスタープランには引っかからないのが特定公共賃

貸住宅、これは定住施策の中のものでありますので、そのあたりのところで建設した経緯はございます。

ただし、今、津和野町において計画があるかというところでは計画はしておりません。で、つわの暮らしの関係の住宅が今整備をされておりますので、その辺の兼ね合いもあり、計画上の中では計画はしてないというところではございます。建設については計画を立てて新たにそれに対応することは可能ではありますが、むやみに建てるとまたいろんな、逆に不公平な部分もあるというふうなところもございまして、ずっと定住をするための特定公共賃貸住宅というのは難しいのかもしれないというふうにご覧のとこでございまして。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） ちなみにその公営住宅の家賃の上限ってのはどれぐらいになるんですか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 基本的には建設費の関係がございまして、その建設費によって算定をされてまいります。

で、ほいじゃあすごく豪華なものができるのかというところとやはり国の基準がございまして、それによって建てるというふうなところもございまして、今、家賃として幾らかというのを調べておりませんが、3万から4万ぐらいのところだというふうにご覧のとこでございまして。

で、建てかえた場合には家賃が10倍以上になるというふうなことで、既存の入っておる方からいうとすごく高くなった、ただし、都会からIターンUターンされた方は恐ろしく安いというふうな評価をいただいております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） もちろんその公営住宅を建てるその意味っていうのはあくまで公共性をもって建てるものですので、もしもこの津和野町内に不動産屋がたくさんあって、住宅を建てるということになれば民業圧迫にもつながってくるかと、全くないわけじゃありませんし、町がどこまで絡んでその住宅整備をしていくかってのは難しいところでもあるとは思いますが、ただ一方で、この住宅がないということで、やはり町営住宅に入ってもそのクーラーもないですとか、給料が頑張った上がったと思ったら今度は住宅の賃料が上がると、そうすると何のために頑張ってきたんだというような声も聞きました。でも僕以外にも多くの議員さんがこの住宅の困窮というのは聞いていると思います。そして、現在、つわの暮らし推進住宅25戸を建設する中で、もちろん津和野町民を排除するものではないとは思いますが、基本的にはUIターン者を優先されると思います。で、現在その、この応募された土地、建てるのは25戸だとは思いますが、これまでに応募された土地の数、区画でいうと、何戸分ぐらいの応募があるか、で、把握されていてまだその応募されてい

ない状況でもあるかもしれませんが、声が上がってるようなものを含めてどれぐらいの戸数の応募があるかをお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 応募といいますと、まちづくり委員会から提案があって、その土地で住宅を建ててくださいということで、そういうところでの御回答でよろしいということですね。

そうしますと、今、今年が木部ということで、平野団地ということで3戸ということになっとなります。今、津和野の地域からも複数の土地で津和野地域のまちづくり委員会、ここも複数の土地があります。それから須川のまちづくり委員会、今回、商人からも今出ているところでありまして、あと青原の方から出ております。

で、そういったとこトータルでいいますと、ほぼほぼその25棟分というところでは、面積的には、それに匹敵するぐらいの土地が今、提案をされているということで考えておるところであります。まだ来年の畑迫の部分での4戸、ここももう土地も提案をされて、建設の候補地は決まっている状況でございますが、今後の部分についてはまだどこに何棟建てていくかというところは決まってませんので、そういった意味では25棟というのは若干今おくらしているところでございますが、その棟数分ぐらいの土地については、御提案いただいているものと思っておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） この住宅25戸全て整って、で、UIターンの方に利用していただくのは結構でありますけれども、やはり一方で先ほどのその町営住宅、3万円近くの家賃を払っている方からすると、あつちは土地も家ももらえて、もらえないんだという、予想されていたものではあるとは思いますが、だからといってその施策をやめろというわけではありません、であるとすれば、町民にとってもその住宅整備するのは必要となってくると思います。

で、これだけのその土地、使っていいよと言っただけの方がいらっしゃるのであれば、本来のやはりPFI方式をもってでも、民間事業者が入ってでもやるべきではないかと、ただ民間事業の方も、やはりどうしても踏み込んでいい分野なのか、今、不動産の資格がなくても、不動産資格を持って入っても果たしてもうけが出るかどうかというのがやはり未知数なところがあると思います。

そういった部分においては調査、どれだけの方が町内に住居を欲しているのか、空き家でいいよっていう方はそれでいいかもしれませんが、やはり整備の整った住宅、益田市に行ったらあるのに、吉賀町に行ったらあるのに、津和野は何でないのか、特に津和野地域ってのは昔からない土地でもあります。日原地域においてもだんだんとふえてきてはいるとは思いますが、あれだけ入っただけというところは、それだけの需要があるのではないかと思います。

そのあたりの所見をお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 実際に公営住宅で申しますと本当に老朽化しております。

ただ、入っておられる方の意見とすると、私が生きとる間はとにかく壊さんでくれという方が結構おられる。若い方からいうとないという声も聞きますし、その辺のところ非常に難しいなあ、というふうに思っておるところでございます。

で、町営住宅についても、通常の場合に、集合住宅、一戸建て住宅にしても1,500万から2,000万の建築費が必要になってまいります。で、この辺のところ住宅に入っておられる方と戸建てを持っておられる方の比較をさせていただくと、町営住宅の場合は土地の関係の固定資産税が発生いたしません。それから2,000万円のその建物のやはり固定資産税が発生してまいります。

20万から30万ぐらいは当然年間納めていただくものが入ってこないというふうなところもございまして、全てを、住宅に入っていくのがいいのか、それともやはり自分で建てて、そこに定住の住まいを持っていただくのがいいのかというふうに考えますと、やはり後者であろうかというふうに思っておりまして、一時的なところでやはり入っていただきながら出ていただくのがいいのかというふうに思いますが、家庭的にはそういうふうにならない場合もあるというふうなところもございまして、今後も住宅の整備についてはそのあたりも考えながら、必要と求められる、本当に住宅のない方とそれと入っておられる方の考えも踏まえながら対応してかないといけないのかなあというふうに考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） もうおっしゃるとおりだと思います。

そりゃ確かに一時的なもので一生住むっていう住宅にはならないかもしれませんが、ただあるかというとないわけですから、そのあたりは検討していただきたいなと思います。

最後に、障がい者の方ですとか高齢者の方の住宅っていうのも意味がありまして、御家族がいる方があればいいわけなんです、そうじゃない方ってのはどうしても町外に住まないといけないっていうのは、これはやはり悲惨なことだと思います。地域に帰ってこれるように、このグループホーム、ケアホーム、町ができないという回答ではありましたが、ぜひ、その支援といいますか助言をしていただきながら、この町内で住んでいただける対策っていうのをとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 高齢者、障がい者ということですが、障がい者につきましては3障がいありまして、精神、それから知的、身体ありますんで、そういった内容の中で、そういった集合住宅的なものは、なかなか難しいかなと思っております。で、ということで町長の回答にもありましたけども、やっぱり県の支援事業的なもの

とか、介護保険法の中でのバリアフリー等の助成、それから、障がい者についてもそういった補助等ありますので、そういったものを使って居宅において、住宅の改修をしていただくというようなことが、今のところ望ましいかなと考えております。高齢者につきましては、いろんな高齢者のための住宅っていうのは特老であったり、それから、管内でありますと養護老人ホーム、それから、認知症のほうのグループホーム等々ありますけども、それにつきましてはいろいろと介護サービスを使うということで、介護保険法の中で、今6期の介護計画建てておりますけれども、27年から29年までの間ですけれども、それを計画をつくる段階26年度のときに、町民の方へアンケート調査をやっております。その中で、自宅で老後は生活したいと、介護になっても、介護を受けるようになって自宅に住みたいという方が、6割以上の方がおられるということで、そういった方がおる中で、住宅で町内の町に建てるほうがいいのか、そういったこともいろいろと問題でしょうし、その6割以上の方の次に求められるのが、年にとって自宅を離れるのであれば子供のところへ行きたいというような方がおられます。そういったことを考えると、今後30年から32年までの第7期中で、介護サービスを使う事業所等の設置については、来年度協議しながら計画を進めてまいりますけども、そういう御要望等、それから、法人等、事業所等が建てたいということがあれば、そういった住宅的なことも検討の余地はあると思いますけれども、今の状況なかなかそういった事業所がおりませんし、国の65歳以上の高齢者の人口につきましては2042年これから26年後がピークを迎えるということになっておりますけれども、津和野町の場合は、もう高齢者の人口自体は、ある程度頭打ちの状況になって、これからどんどん減っていくような状況になっております。そういった中でその新たなそういった高齢者のための住宅なりその施設を追加していくということになると、お互いに事業所同士が潰し合いということはないですが、なるおそれもありますので、そういった計画等も考慮しながら第7期中で計画を練っていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） いや、それは、おっしゃることはごもつともだと思っておりますけれども、いわゆる子供さんのところに出るっていうことは町外に出ていくと、この津和野で死ねないという意味ですよ。

そうではなくて、この津和野で最後まで住める家、もちろんその申請すれば住居の改築はできますよと、じゃ独居の方が改築して最後まで住める家をつっていうのはそれは難しいと思うんです。選択肢の幅として、そういった施策もあってもいいのではないかなと思います。津和野町の人口減少で理由の一つでもあると思うんです。その御家族のところに出られるというのは。

やはり最後、地域で生涯を終えることができる施策を検討していただきたいと思い、終了させていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、2番、川田剛君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、11時5分まで休憩といたします。

午前10時57分休憩

午前11時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序3、1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） おはようございます。質問に入る前で、今回、台風10号で大きな被害が出ました東北、北海道の皆様方に、心より御見舞いを申し上げます。また、一日も早い復興を願うものであります。

それでは、通告しておりますので、逐次質問に入らせていただきます。

まず、1点目であります。水道事業についてお尋ねをいたします。

笹山地区簡易水道事業について、今回、津和野町の簡易水道統合整備事業の笹山配水池の築造工事が請負契約をされたわけでございますが、これで笹山全地区に、待望の飲料水供給施設が完成の運びとなるわけでありまして、秀峰青野山より、湧水が湧き出る笹山部落の協力において、津和野町の水道事業が昭和32年10月に完成いたしました。現在まで、それを供給されているわけでありまして。水源である天然の湧水は、古来笹山部落の水田のかんがい水に用いられていたものであります。これを、しかも町水道の直接利益を受けることのない笹山部落は、進んでこの水源を津和野町に提供されてから、約60年間もたっております。津和野町民はこの恩恵をこうむっておるわけでございますが、ただただ、感謝感謝の気持ちであるわけでありまして。

今回、沼原、木野地区に送水する中間施設が着工になり、その後、沼原地区に貯水タンクが完成すれば、笹山全地区に待望の飲料水供給施設が完備するわけでございますが、これは、長い年月、地元の方も待っておられたわけでありまして、この全工程の完成目標年度がいつになりますかお尋ねをいたします。

2番目に、麓耕地区の水道整備についてお尋ねをいたします。

麓耕地区は独自に水道施設を設置されておったわけでございますが、施設が老朽化し、また、高齢化によって施設の維持管理が大変困難な状態になったということで、このような現状を踏まえて地元自治会が上水道の参加へ、水道施設の整備について要望をされておるわけでございますが、町もこの負託を受けて今年度調査費を計上されております。この9月の議会にもその調査費が計上されたわけでございますが、これが実現しますと、直地による麓耕地区へポンプアップの給水方法や、また、麓耕地区に深い井戸を掘られて、これの水源をもとにこのような工法をとられますと、もし豊富な水量があれば直地地区への自然流下の方式で送水もできるわけでありまして。これが、自然流下方式をすれば直地浄水場も廃止できるようなことになろうかと思っておりますが、何せ調査してみ

ないとわからないわけではありますが、今回、国の方針で、2016年度末で簡易水道事業を上水道事業への統合する計画があるわけではありますが、統合されますと過疎債が適用されないと、このように言われております。そうしますと、財源確保が大変難しくなるんじゃないかというふうに思っておりますが、統合後も簡易水道が過疎債の対象になるように、県の過疎地域対策協議会の会長であります津和野町長、下森町長が、国やら県に要望されておるところであります。過疎債が適用されますように、県下町村のリーダーとして大いに手腕を発揮していただきたい、このように大いに期待をしておるところではありますが、この地区の水道調査等が、まあ、これは試掘してみないとわからないわけではありますが、これの完成年度、目標年度をいつにおかれますか。これをお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

水道事業についてでございます。

まず、1番目の、笹山地区簡易水道事業についてであります。平成28年度の補助事業で全送配水管の設置事業申請を行いました。申請額の半分程度しか認定がなされなかったために、平成29年度に残りの事業費を申請する予定であります。しかしながら、今年度の状況から鑑みて、平成29年度に全額認定されるかどうかは不透明であります。国では今年度、大型補正予算を検討されているとのことであり、その状況を見据えながら、平成29年度中での完成を模索しております。

続いて、麓耕地区の水道整備についてでございます。今回の補正予算に、深井戸探査委託を計上しており、平成28年度に井戸掘りを完成させることとしております。また、公営企業化にあわせ、平成29年度に麓耕地区についても統合認可変更を行い、平成30年度補助事業にて整備を進めていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 人間の生活には大変なくてはならないものでありますので、水道事業について、特に、町長、御努力いただくようお願いをしておきたいと思っております。

それでは次に、地籍調査についてお尋ねをいたします。

高齢化によりまして山林の管理が大変今、難しくなっている現状であります。今後、境界を知る人が少なくなってきております。地籍調査事業や山林境界保全事業によりまして、境界の確定調査が急がれるわけでございますが、津和野町も、平成26年度より直営の現地調査は中止されております。全てが外注調査となっているわけでございますが、現在までの進捗状況はどのようになっておりますかお伺いをいたします。

ここに出しております数字は、地籍事業の概要であります。これは、25年度調査したものであります。津和野町全域では、307.09平方キロメートルというふう

にしておりますが、調査済みの面積が46.75平方キロメートルあるように聞いております。また、本町の進捗率が17.49%、島根県全体では、これ、ちょっと数字が違っておりますが、37でなしに、47.34%に訂正していただきたいと思います。それで、全国の進捗率が、約50%であるように聞いております。これにつきまして、外注調査の経過、現在までどのようになっておりますかお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、地籍調査についてお答えをさせていただきます。

本町の地籍調査事業につきましては、地籍調査対象面積267.31平方キロメートルに対しまして、平成27年度末における調査実施済面積は、57.46平方キロメートルとなり、進捗率は21.5%となります。なお、平成27年度末の全国の進捗率は51.0%、島根県は49.4%となっております。

平成25年度までの現地調査は、直営が1班、外注2班、計3班で3地区を実施する体制でありましたが、平成25年7月の豪雨災害発生により、直営班職員1名を災害復旧業務へ配置がえすることとなり、次年度において直営による調査が困難となりました。しかしながら、住民からの地籍調査に対する強い実施要望がありますので、平成26年度からは、直営班1班を廃止、外注を2班ふやして4班体制とし、以後、毎年4地区を調査してきております。

現地調査の進捗状況ですが、平成25年度では、直営1地区0.79平方キロメートル、外注2地区2.06平方キロメートル、計3地区2.85平方キロメートル、平成26年度では、外注4地区4.32平方キロメートル、平成27年度では、外注4地区4.27平方キロメートルとなっております。今年度の計画では、外注4地区3.03平方キロメートルを予定しております。なお、年により変動はありますが、1班1.0平方キロメートルを基本として実施しております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 地籍調査も進捗しないと、なかなか自伐も、これも進行しないと思っておりますので、これにも十分力を入れていただきたいと思っております。

次に、造林事業についてお尋ねをいたします。

まず、1点目、町行造林についてお尋ねをいたします。この事業は昭和46年度ころより始まった、当初は35年間の契約年数であったと思いますが、平成15年度より、島根県林業公社が長伐期施業への移行に伴い、長伐期変更契約の契約更新手続に入っております。当初は35年契約の造林事業でありましたが、これがさらに45年間も延長され、80年間の変更契約であるわけでありましたが、仮に二十歳の青年が親から受け継いで、これをキサト契約をしたときに百歳までかかるわけですが、このような現状について、今、長伐期変更契約の改正が周知徹底されているのか、また、変更契約の実態数について、どのくらい進捗しておるのかお尋ねをしたいと思います。



これも23年度調査したものでありますが、津和野地区の契約件数は116件であろうと思います。また、日原地区の契約件数が107件であると思っております。こういったことで、契約件数がどのくらいふえてきておるのか、また、進捗状況はどうであるのか伺いたいと思います。

そして、民法第269条の第2項の地上権の消失であります。これは、地上権の消失したときは、地上権から樹木を時価で買い取ると通知された場合には、正当な理由がない限りこれを拒むことができないというふうにあります。町のお考えはどうでしょうか。

また、民法第167条の2項、地上権の権利であります。地上権は、権利を行使しない状態が20年間継続することにより消失するとあるわけですが、契約の更新ができない場合には、地上権の設定ができないというふうに思っております。そのような場合には、町は権利放棄をされるのかどうか、どのような対策をたてられるのか、その対応についてお伺いをいたします。

続いて、公社造林についてお尋ねをいたします。公社造林事業も同じく、地権者と契約変更を80年に延長されると思いますが、その他の規約も変わらないのではないかと、どう思っておりますか、どうでしょうか。町行造林と公社造林は、同じような契約であるのかお尋ねをいたします。

また、公社造林事業についてであります。津和野町の契約件数は154人、日原地区が134人というふうに言っております。平成15年度より契約期間を80年に延長する長伐期変更契約を締結をされた件数、これは何件あるのか、また、その実態と進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、造林業についてお答えをさせていただきます。

町行造林と公社造林についての御質問であります。公社造林では、長引く木材価格の低迷などにより、35年から55年くらいの期間では、当初試算をしていた収益を得ることができないため、平成13年度より当初の造林契約の期間を延長する長伐期変更契約の開始し、津和野町では、平成15年度に最初の変更契約を締結しています。変更後の契約では、植栽から80年をめぐりとして育林を行い、最終で主伐することになっております。

町行造林では、公社造林と同様の長伐期変更契約の開始を平成18年度から行っております。間伐においては国の補助制度がありますが、最終の主伐においては補助制度がないことから、長伐期変更契約を行うことにより、間伐回数を増加させて、残された樹木の成長を促し、最終的な材積量を拡大させることで、多くの収益を得ようとする考え方でございます。このことは、樹木は年間成長率が一定でなく、樹齢が高くなるほど成長率が増加をしていくという特性を生かして育林をするものでございます。

町行造林、公社造林ともに契約者の方に対し、これらの現状と今後の考え方を示した資料を送付して、変更契約の契約についての御理解と御承諾をいただき、変更契約書の締結を進めているところでございます。

現在までの変更契約の進捗状況は、公社造林では津和野地区の契約件数30件中26件、日原地区の契約件数54件中50件において、長伐期変更契約が終了しております。一方、町行造林では、早期に契約満期を迎える津和野地区から変更契約を開始しており、現在、契約件数116件中60件が終了しております。今後は日原地区での変更契約も開始して、両地区での手続を進めていく計画でございます。

民法の地上権についても御質問がありましたが、仮に契約者がお亡くなりになられて、相続される方を探すまでに時間がかかり契約満期を迎えた場合であっても、一旦地上権の抹消登記を行った後に、相続される方を探して造林の意義を御理解をいただき、新規契約で締結させていただくことを想定しております。他の造林地と同様に、植栽後80年をめどに育林することと考えており、町の権利を放棄するという考えは現在のところございません。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） これも後継者不足がだんだん言われておる中で、一日も早い変更契約をされて、100%達成されるように、ひとつ大いな努力をしていただきたい、このように思っております。

次に、質問に入ります。地域提案型助成事業についてお尋ねをいたします。

1番目に、町内会、自治会活動の支援についてお尋ねをいたします。今までのこの事業では、町民皆平等原則として施行された本事業であります。これも2編に入っております。補助事業の対象項目が8項目ある中で、日原地区の自治会では2年間も活動計画が出されない、事業に参加をされていないというところがございます。また、津和野地区の一町内会が脱会をされているようでありますが、昨年までは全地域に商店会、町内会は全町が足並みをそろえて入会されていたわけですが、大変残念であります。こういったまちづくり委員会に対しまして、また、町内会に対しまして、地域コーディネーターの方もいらっしゃいます。そして、地域担当職員もいらっしゃいます。これがどのようにこのまちづくりに支援活動されていかれるのか、どのように対応されていかれるのかお伺いをしたいと思います。

2番目に、防犯カメラの設置についてお尋ねをいたします。今年度のまちづくり委員会の中で、各地区より防犯カメラの設置希望があったように聞いております。これからは増設の傾向にあると思われませんが、津和野町にも防犯カメラの設置及び運用要綱があるわけですが、この運用要綱の中で、第3条の管理、運用の基準、基本ですね、防犯カメラの所有者は設置者というのは、自治会が申し出ますと自治会がその管理運用をするようになるわけですが、また、この第4条においても、管理において修繕、移転、更新の費用は設置者の負担。これは自治会が設置したら当然自治会の者が負

担することになります。また、第5条で町の役割として、町はこの防犯カメラの台帳作成と管理維持にかかる電気料は、協議の上、合した額を支払うと、全額自治会で払うんでなしに、話し合いのもとに何ぼかを町と一緒にして払うということであろうと思いますが、この中でまた、第8条の3項で、審査基準というのがあるわけですが、防犯カメラの設置は管理責任者、名称と連絡先を示すような看板をわかりやすいところに設置してあること、ということになりますと、管理責任者といいますと、自治会長の名前をその看板に書いて、見やすいところに設置するというふうになると思うんですが、いかなもんでありましょか。また、第10条に設置者の義務として、情報漏えいや当初仕様改ざんの防止とかいったこと、また、設置運用に関して町民等から苦情があった場合には、設置者、これは自治会長が適切に対応するということになるんですが、各自治会長も輪番制の自治会もあるわけでございます。こういった事業を継承していくからにも、いろいろと問題が起こってくるように、私は思っておりますが、本来、防犯カメラの設置事業は町と警察、また、まちづくり委員会で進め、設置場所の必要性、多様性を現地調査をされた上で協議していただいて、町の事業として取り組んでいかれる問題ではないかというふうに思っておりますが、どのようなお考えをされておるか、お伺いをいたします。

ちなみに、益田の安全運転市協議会が市の防犯協会、これは市長であります、この防犯カメラを毎年贈っておられますが、益田市内では40カ所の68台が設置されておるようですが、これも企業が管理をするのは別として、これも市が管理されていると思うんですが、町はどのように思っておられるかお伺いをしたいと思います。

3番目に、AEDの設置についてお尋ねをいたします。今年度も、まちづくり委員会でもAEDの設置が検討課題に上がったようでありますが、平成22年度調査した段階では全町で25カ所の26台が設置されておりました。あれから6年経過しておりますが、相当数の設置がされておりますが、企業、団体、個人の所有は別でも、全町設置件数の一覧表を提示していただきたいというふうに思っておりますが、ここに、設置箇所が48カ所ですか、これをいただいたわけでございますが、このAEDの管理体制についてお伺いをしたいと思います。この、町が所有分とリース分があると思うわけでございますが、割合はどのようになっておりますか。当初設置されたときには25個つけられて、11個は町の購入分でありました。いや、失礼しました。11個がリース分でありました。そういったことがあるんで、ほとんど半分はリースじゃないかというふうに思うんですが、この割合はどのようになっておるんでありますか。また、2年ごとに電池補充、メンテナンスについての対応、これは、リースと購入じゃあ大変な経費の違いがあるんじゃないかというふうに思いますが、このAEDは一本化されて、町が買い取るなら全部買い取ってやる方法のほうが安く上がるんじゃないかというふうに思われますが、この問題もまちづくり委員会、検討されるんでなしに、これは、津和野町

と消防署が協議の上、町の事業として対応されるような問題じゃないかというふうに思うわけですが、これについて御所見を伺います。

また、設置台数をいかに増設しましても、BLS 1次救命処置の方法をマスターして、AEDが完全に使えないと、救急隊に引き継ぐまでの対応ができないわけですが、これには、救急隊に引き継ぐまでの早い対応が必要であります。このドリンカーの救命曲線というのを見ますと、6分間で25%の蘇生率であるようでありましたが、10分間たつと蘇生のチャンスは0%であるというように書いてあります。いかにAEDを多く設置されましても、BLSの方法をマスターしないと宝の持ち腐れになるんじゃないかというふうに思いますが、ちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが、今の多くの企業でもAEDはほとんど設置されております。現場にも持って出たりされておりますが、このBLSの普通救命講習修了証を習得されている町の職員、消防団も含めてどのぐらいいらっしゃるでしょうか。町長も私と一緒に講習を受けましたが、恐らく覚えておられんと思いますが、再々講習を受けにやあこういうものは生かされんと思うんですが、こういったことについてこれだけの設置台数があれば、職員でも大いに講習に参加していただいて、余り利用するようなことがあっちゃいけません。そういうふうを活用していただきたい、そのためには職員が率先して講習を受けさせていただきたい、このように思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、地域提案型助成事業についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問でございますけれども、町内会、自治会活動支援について。今年度においても、6月から8月の間、12地域全てのまちづくり委員会と意見交換会を実施し、今後のまちづくりについて話し合ってきたところでございます。議員御指摘の、地域から提案のないまちづくり委員会につきましては、まち・ひと・しごと津和野町総合戦略に位置づけております、まちづくり計画等も含めて、関係機関等と協力をしながら、活動支援をさせていただきたい旨、協議を行っているところでございます。

次に、二つ目の御質問であります。議員御指摘のとおり、近年、防犯カメラの設置が増加をしております。防犯カメラの取り扱いについては、津和野町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の基本理念に基づく、津和野町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の定めにより対応しているところであり、今後も、同様に対応したいと考えております。

具体的には、自治会や防犯団体等が設置する防犯カメラで、管理責任者や維持にかかる電気料が明確であることなど一定の審査基準を満たしている場合、設置者の申請に基づき町が管理する防犯カメラ台帳に登録するとともに、維持にかかる電気料を町で負担するなど、地域が自主的に設置する防犯カメラの管理及び運用を支援するものであります。

三つ目の御質問であります。津和野町内のAED設置状況は、益田広域消防本部が有するAED設置状況一覧表によりますと、民間事業所等に設置されているものも含め、平成28年7月1日現在、48カ所となっております。具体的には、別紙、AED設置状況一覧表をお配りしておりますので御参照いただきたく思います。

また、公共施設に設置しているAEDのバッテリー等の消耗品類の交換について、購入または寄贈を受けたことにより町が所有するAEDは、随時、設置業者に交換を依頼しており、町がリース契約により対応しているAEDは、消耗品類の交換を含めてリース契約しております。なお、町が設置及び管理を行うAEDの取り扱いについては、町民の皆様を初め不特定多数の方の利用が見込まれる町有の公共施設において、対応したいと考えております。

なお、リース契約の割合についての御質問もありましたけれども、正確な数は現在把握しておりませんが、大半がリース契約の設置だということだそうでございます。

次に、普通救命講習修了証を習得している職員数については、職員1人1人の正確な受講状況は把握しておりませんが、消防団に所属する職員は受講経験を有しており、平成25年から平成27年に消防団員として受講、修了している職員は33人となっております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

水路水系の調査についてであります。水路水系の防災対策基礎調査事業が実施されたわけでありましたが、調査目的は、重要伝統的建造物群保存地区の消火栓や防火水槽との整備上必要な水量調査で、具体的な調査内容としましては、現在の水路の取り水口より放水口までの利活用状況や流量調査、沢水等の地表、地質の踏査、また、地下水や湧水の水分気質踏査等の調査内容も多岐にわたっているようでありましたが、調査の結果報告についてお尋ねをしたいわけでありましたが、殿町の掘割に入る新たな水源踏査で沢水や湧水、地下水等の水脈の可能な場所があったのかどうか、また、代替え水源の可能性についてどのようであったのか、そして、汚濁防止についてであります。殿町の掘割の濁りについては、この前質問したときも、県と対応策について協議したが、水路の水量からするとネットろ過では効果は出ないと、また、根本的な防止策になると大変な費用がかかるという旨、申されております。そして、対応が大変難しい。このような答弁でありましたが、それ以後、どのような試案を作成されましたか検討されておりますか。

2年前に、高校下流の河川公園に緊急用用水場の設置について質問をしておりましたが、そのときに答弁をいただいたのは、関係各課の担当課で構成している歴史的風致維持向上計画推進検討委員会、大変長い名前ですが、これで具体的な方法と設置箇所の検討をするというふうに答弁されておりますが、これが2年も経過しておりますが、その歴史的風致維持向上計画推進検討委員会は、何回ぐらい開催されてこのことを検討された経緯があるのか、ないのか、これについてお尋ねをしたいと思います。

なぜ、私がこの水路のことを申し上げますと、このたび日本遺産に認定されました津和野町が、SLが走り、また、鯉が泳ぐ町、観光立町というふうに宣伝をされているわけであります。その宣伝文句じゃありませんが、殿町の水路の鯉が、姿がひとつも現在見られません。これをそのまま、今、観光立町として歩んでいる津和野の殿町の鯉は、何にもせずにそのままほっといいんでしょうか。どう感じておられますか。災害復旧工事も、これはいざ仕方のない事業であります、これもまだ、今年度完成ではありません。来年度続くわけでありますが、このような現状そのまま続けていかれる、このようなことがあってはならないというふうには私は思うんですが。この前、町長さん、親子連れがこんな会話をされました。「お父さん、鯉の餌は売っているけど、どこの鯉に餌をやるんで。」このような観光客の親子が話しておられました。これを聞いたときに、本当、残念であるなあというふうには私は思っておりましたが。四、五日前にも、掘割の鯉が7匹ばかり死んでおります。また、二、三日前にも鯉が3匹死んだというふうに町民の方から連絡を受けましたが、こんなような状態が続いておったら鯉は本当になくなるんじゃないかというふうには思っております。もっと観光立町で言われるのであれば、鯉のことにも力を入れていただきたい。このように思っております。観光課長さんばかり言うわけにはいきませんが、町全体で考えていただきたい問題と思っております、どのように思っておられるか御答弁をいただきたい。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、水路水系調査についてお答えをさせていただきます。

平成25年7月、豪雨災害の後に津和野川の川底が変化し、水の流れも変わったことから、西周旧居付近から町中へ供給される用水路と、それから枝分かれする水路について、水の量やその水質、損傷状況について調べるとともに、周辺の山の沢から津和野川へ流れ出る水量とその変化、水質などを1年かけて調べました。結果的には、周辺の山からの水量は絶対的に少なく、全てを合わせても用水路の約4分の1しかないため、用水路の代替になる水源はありません。そのため、殿町を初め各水路へ現状の水量を確保するには、津和野川から直接水を取る方法しか見当たらない状況でございます。また、既存の用水路や水路の完成後、時間が経過しており、水路に水が十分に流れていない箇所、複数の漏水箇所等があることもわかりました。特に殿町の水路は石垣や川底に穴があき水が漏れているところもあり、整備の必要があることも判明をしたところでございます。

水量が減った場合、川からポンプアップをして水量を確保することはできたとしても、水質改善のためには用水路の途中で水質を改善する施設を設置するしか方法はないと思われま。また、地下水をくみ上げることについては、井戸水への影響を考慮し、安易に行うべきではないと推察をいたします。水質を改善するための方法については、川底に炭を入れたかごを設置してろ過をする、途中でアシを植えてみる等のさまざまな意

見がありますが、専門家によりますといずれも効果は期待できないとの回答でありました。また、用水路の途中にろ過装置を設置することも考えられますが、適当な場所がない上に、相当な費用がかかるものと思われまます。

今後、河川関連の工事の進捗も見ながら、当面は水路の水漏れを改善するための措置を検討するとともに、河川工事完了後の経過を観察し、その上で水質を改善する方法を検討していくべきであると考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 大変寂しい答弁であります。町長、もっと前向きに考えていただきたい。ここの答弁で、今、地下水をくみ上げると井戸水に影響があるとかいうふうに、そういうことを安易に行うべきではないというふうに申されておりますが、私が前にお願した場所は、高等学校の公園の下側でございます。ここは、お城山からの伏流水もありますし、ここなら井戸等に影響はないというふうに思っ提言をした場所であるんですが、そういったことを1回でも皆さんと検討されたことがあるんか、私は大変に不満であります。また、伏流水のことはそのぐらいにしておきますが、高校の公園の下側へ滞留するような沈殿槽が、大きな水路があるわけです。広げてあります。ここへ水を持ってきますと沈殿をさす機能が十分あります。見られたらわかると思いますが、少々の平米数じゃない広いところがあるんですが、この場所を水の浄化をするようにいろいろの計画をされたら絶対できないことはない、私は確信を持っております。このような河川工事が完了するまでに経過を観察されるというふうなことであれば、もう、この汚泥防止対策はしないというふうに受け取っていいんでしょうか。このままで置きますと本当、鯉は全滅すると思います。もっと鯉に対しても温かい気持ちで対応していただきたい。このように思っておりますが、何らかの対応策をする気はないか、あるんか、それをお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘でございますが、大変悩ましい問題であるというふうに思っております。歴史的風致維持向上推進協議会の中でも、この水路調査についても検討した結果を御報告もさしていただいております。確かに、広く滞留する場所をつくって、そこで汚泥が沈殿した上で持ち込むという部分でございますが、具体的な施策としては今のところではまだ、それを検討するまでには至っておりません。きょうの御意見も踏まえまして、また、今後この協議会の中でもひとつ議題として取り上げさせていただいて、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 課長さん、課長さんらが来られる東殿町やら、いろんなところ水路がありますね。この中の底を見てみなさい。どのぐらい色が変わっておるか。あれを見たら本当、観光客びっくりしますよ。そういったぐらいに殿町だけでな

しに、町内全体に今沈殿しておるわけです。そういうところを本当、観光客に見せるちゅうのはいかがなものかと思いますが、何せ、あれだけの工事をされて汚泥が出るんですから、汚水が出るんですから、対策はないというふうに思われるかもしれませんが、今、高等学校の、私申しましたそういうところでも沈殿施設ができるようなところがあるんですから、一遍やってみちゃどうですか。検討するちゅうのはせんちゅうのも同じじゃけえね。そんなこと言われるような……本当に1回やってみてだめなら私も言いません。ほんじゃが毎日毎日鯉が本当死んでいく姿を見たら、何が観光立町ですか。そねんこと言うとする暇があったら、1匹でも2匹でも鯉を助けんにゃならんというふうな方向に向いていただきたい。このように強くお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、1番、後山幸次君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、午後1時まで休憩といたします。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。発言順序4、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 6番、丁泰仁です。本日は、通告に従いまして4項目の質問を準備しております。どうかよろしく願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。

1問目は、JR駅前総合開発計画に関してでございますが、今年度6月補正予算におきまして、昨年度のデザインコンペの結果をもとにした駅前開発の予算が計上、可決されました。

予算詳細内訳は、以下のとおりです。津和野駅トイレ改修設計管理業務委託料320万、改修工事請負費1,998万、津和野駅周辺整備設計管理業務委託料626万、周辺工事請負費3,262万円、津和野駅舎耐震診断業務委託料367万です。

この事業に関しまして、以下のことを問います。1、トイレ改修工事の着工予定と終了時期は。2、周辺工事の事業内訳及び着工予定と終了時期は。3、駅舎の改修工事の着工予定はどうなっていますか、お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

JR駅前再開発についてであります。



J Rの駅舎及び周辺工事については、歴史的風致維持向上計画に基づき、都市再生整備事業を活用して整備を行う計画で、現在、デザインコンペの結果に基づいて基本設計を行っております。

計画の策定に当たっては、島根県都市計画課や文化財課、J Rはもちろん、県道との関係で島根県土木部と、S L館跡地については津和野警察署などと協議を進めております。

トイレについてはJ Rからの希望もあり、来年度、山口県を中心としたJ R大型観光事業ディスティネーションキャンペーンに間に合わせるため、年内に実施設計を行い、年明けから工事に着手する予定です。工事中は、仮設トイレを設置し、排水は下水道につなぐこととなります。

周辺工事については、デザインコンペの結果をベースとし、第1期として本年度桑原史成写真美術館前の広場整備、第2期として駅北側の町営駐車場のロータリー整備、第3期として駅前ロータリー部分の駅前広場整備を行う計画です。第1期は本年度に着手、2期、3期についてはディスティネーションキャンペーン終了後の来年度後半から順次事業を着手する計画です。

駅舎の改修については、J Rとして切符の有人販売を継続する予定であり、コンコース、改札と切符販売所を除き、ディスティネーションキャンペーンが終了後、津和野町に施設を譲渡する意向を示されております。

また、観光客や町民の皆さんから、バリアフリー整備に対する要望などもあり、国とも協議を進めながら計画を立てる必要があることから、早くとも平成30年度以降の着手になると考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 考えてみましたら、昨年、当町が日本遺産の認定を受けまして、並みの観光立町から政府公認の観光立町へ変性しているわけです。そういうことを踏まえまして、今後、観光事業におきましてはいろいろ考えてまいらなけりゃいけないと思うんですが、ここ最近、ちょっと苦情が観光客のほうから2点ほど苦情が入っておりますので、ちょっと紹介いたします。

1点は、これはずっと前から言われておったことですが、やはりトイレが余りよろしくない。特に御婦人から、やっぱり旧式の便器だと思うんで苦情が殺到していた。それで、最近でも、とにかく観光で来た、日本遺産なので、指定されたんで、どんなすばらしい町かと思って来た。ところが、そのS Lにでも乗って。ところがトイレに飛び込んだ。まあこんなトイレ見たことないと、非常にその時点でもう既に苦情ですね。もう二度と来ないわというような口ぶりになってくるという、こういうのを町民が聞いている。このトイレの問題は私も頭を痛めて、どうしたらいいものかと。しかし、これJ Rの管轄でしょう。だから、町はどうもならんという矢先に今度改修のこういう計画が出されましたんで、私もほんと、やれやれ、やっとなつの苦情が解消できるなど、

そういうふうになんかちょっと安堵しているものです。すぐ着工してもらいたかったんですが、来年からということですが、一日も早くこういう苦情があるということを感じながら事業に着工し、またでき上がりましたら、御婦人から非常にきれいなトイレですばらしいというふうに言ってもらえるような、すてきなトイレをつくってほしいなど、そういうふうには思っております。

それから第2点目は、これは駅舎の話なんですけど、今から冬季に入りますね。冬が非常に駅の待合室寒いと。それで暖房がないと。こんな駅は本当、観光地でこんな暖房がないなんて、もう耐えられないと、これも非常にお怒りの観光客、二度と来ないと、こういう苦情が出るわけです。

見ますと、確かに正面は扉があるんです。ところが、改札口のほうがそのまま何もありませんので、もうそのまま外の空気と一緒になるということで、これは本当、私も考えて、どうしたらいいものか。それで、局所暖房でやはりストーブを置いてこうだろうけど、そこもどう節約を考えてか知りませんが、どうも暖房がなかったみたいです。

それで、いよいよ駅舎を改修するのがすぐであれば、そのときにと考えたんですが、どうも30年といますと、もう2年先ですから、二冬越さなければいけないんですけど、今から冬に入ってまいりますので、そこで一つ提案でございますが、よく新幹線なんかでもホームに寒いので冷暖房室がありますよね。それで待合室。そういうふうには、その駅の待合室の中に小部屋を、そういう冷暖房のきく小部屋をもう一つカプセル型といますか、そういうものも設置して、しのぐようにすることを考えなきゃいけないんじゃないかなと思うんです。だから、こういうことはぜひ考えてほしいなど、そういうふうには思うわけでありまして、このことに関しまして、ひとつお答えをお願いします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘でございますが、まずトイレにつきましては、議員のほうからもございましたように、いよいよ着工ということになると思っています。その上で、当面JRさんのトイレをこちらに譲っていただいて直すということになりますので、もう一つ高岡通り側から来られたお客さん用のトイレというような視点もございまして、オストメイトという多目的なトイレを使うについては、また場所を再度いろいろ考えておる部分もございまして。当面、ディスティネーションに向けて、今のトイレはもう改善をされて、洋式の温かいものになっていくというふうには思っておりますので、そういう点は御理解をいただきたいと思っております。

次に、駅舎の暖房等につきましては、当然この30年の着手ということになりましたら、今日いただいた御意見、大変貴重な御意見だと思っておりますので、今後JRとの協議の中ではお話をし、そういうあたりの視点も持って、計画を練る上では考えてまいりたいというふうには思っております。

当面の30年までの当面の対応についてでございますが、いかんせん、これはJRさんの持ち物になりますので、これにつきましても、先ほどあった御意見ということを引き

つちり伝えまして、まず何かできないかということをしてJRさんとも話をしてみたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） それじゃあ、ぜひ検討しまして、いいほうに運ばせてください。

駅前開発に関しましては、津和野町民全町民はもとより、駅前住民は非常に期待を寄せております。どういうふうになるのかと。だから、非常にそういう点では今後の開発に期待を裏切らないように、素晴らしいものにしてほしいなど、そういうふうにあります。よろしく願いいたします。

1問目はこれで終わります、次に2問目に入りたいと思います。

2問目は、（株）柚の里よこみち島根型6次産業ステップアップモデル事業に関してでございます。

あらかじめ申し上げておきますが、以下説明することは取り寄せました資料に基づき、私なりに判断、検証させていただいたものなので、その点、若干の誤りがあるかもしれませんが、後ほど指摘していただければ幸いです。

また、島根型6次産業ステップアップモデル事業を、以下しまろく事業と省略させていただきます。

それでは本論に入ります。

柚の里よこみちのしまろく事業に関する事業計画書及び収支予算書の概要によれば、第1次産業、素材、原料生産として大豆、タマネギ、ゴマなどを地元生産し、2次産業の製品製造として、1次加工工程で従来の技術とノウハウを生かし、柚の里よこみちの米こうじをみそ加工し、十数年来加工販売、好評のそまっこみそを製品製造販売すると。また、2次加工工程として、自然のまま安心、安全のそまっこみそをベースに、イ、ジンジャーみそドレッシング、ロ、ワサビみそドレッシング、ハ、ゴマみそドレッシングの3種、ヘルシーフーズの新商品ドレッシング製品加工を行うというものです。

3次産業の販売、営業、販路開拓として道の駅販売、それから地元スーパー卸販売、それから自然食品専門店と取引の販売、既に神戸のヘルシーフーズ通販専門店ココムスからOEM、これは相手方ブランドによる製造の引き合いがあり、商談を始めると。また、観光協会津和野東京事務所の力をかり営業活動を展開すると、以上がしまろく事業計画書の概要です。

次に、収支予算計画書で新製品、ドレッシング加工販売売り上げとして、ジンジャー、ワサビ、ゴマ各ドレッシング、年間1万6,000本、総計4万8,000本製造、卸単価1本336円掛けるの4万8,000本を売り、年間1,612万8,000円が売り上げとして予算計上されています。

平成27年度、柚の里よこみちの総合事業予算書では、農産物加工340万、旅館宿泊600万、木工加工85万、ドレッシング加工1,612万、売り上げ総計2,637

万、売上原価1,045万、人件費1,289万、そのほか経費206万、営業利益96万としております。営業外収益はありません。純粹にこういう組み立てをしております。

以上の事業計画書及び収支予算書に基づき、島根県へしまろく事業補助金申請をしたのだと思います。その内訳は、ソフト事業116万総額のうち77万8,000円の補助金、ハード事業294万総額のうち147万の補助金申請です。

そして、平成27年度、これらの事業計画書に従い、しまろく事業がいよいよスタートしたわけですが、その結果は、平成27年度杣の里よこみちの決算書の概要は、総売り上げ1,121万、売上原価286万、販売費及び一般管理費1,419万、営業外収益578万、これはもろもろの補助金などです。当期損失29万、営業外収益がなければ500万超の営業赤字です。

さらに、これを部門別売り上げに分析しますと、宿泊で533万、対前年比43万の黒、農産物加工254万、対前年比28万の黒、木工部門219万、これは対前年比203万の黒を出しているんです。6次産業、いわゆるドレッシング製造ですね。売り上げ100万。事業計画書で1,620万、これ100万です。そしてまた、平成27年度の杣の里よこみちの予算では2,400万計上しているんです。つまり、この事業がいかに杣の里よこみちにとりまして期待された事業であったかというのがこの予算計上からもうかがわれる次第です。

そして、今度は6次産業単独部門の決算をちょっと見てみますよ。そうすると、売り上げ100万、仕入れ原価111万、一般経費402万、営業外収益164万、これは補助金ですね。営業利益、損失245万です。ここで、いわゆるドレッシング加工において245万、補助金がなければ400万近い営業損失を出しているわけです。

ちなみに、平成27年度杣の里よこみちの決算におきまして、資本金1,205万を取り崩し、欠損補填及び節税のため340万の減資を行い、減資後の資本金が865万円となっております。

以上、杣の里よこみちの決算概要と現状です。

さて、質問に入りますが、これらの平成27年度杣の里よこみちの決算を受けて、現状を考慮し、6月の定例会で(株)杣の里よこみちに関して補正予算で約433万円の再生支援資金、内訳は地域おこし協力隊員1名、144万、集落支援員1名、176万円の各人件費及び活性化交付金113万円が提示、可決されました。

27年度決算にて大幅な営業赤字を計上、主な原因は、これまで概要で説明しましたように、しまろく事業に関して、つまりドレッシング加工事業におきまして大幅な営業損失を出した結果だと言えます。

このことに関して問います。1、しまろく事業の営業赤字決算の主な原因は、理由を説明してください。2、原因を踏まえての再生支援事業の新規事業計画及び収支予算書の概要はいかがなものか。3、しまろく事業に関する行政のチェック体制及び監督責任はいかがなものか、お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、柚の里よこみちのしまろく産業事業に関してお答えをさせていただきます。

まず最初の御質問であります。県事業でありますしまろく事業への提案は、柚の里よこみちで生産しているみそをベースにした生ドレッシングに着目し、従来のドレッシングとの差別化を図るため、合成保存料等一切使わず製造する計画にて、柚の里よこみちが事業主体となり行われ、採択されたところであります。

当初、生産量は日産500本という計画を立て、施設整備、充填機やキャップホルダーなどありますが、そうした整備や臨時職員を雇用してスタートいたしました。しかし、益田市に本店を持つスーパー全22店舗の契約を取りつけるなど、販売ルートの確立等は一定の成果を得るに至ったものの、思うように販売額が伸びず、計画量には及ばなかったというのが実態であります。

販売量が伸び悩む中、柚の里よこみち代表が、ドレッシング責任者に対してコストの適正な管理の徹底を初め、再三にわたり注意勧告をしてきましたが、意思疎通が十分に図られず、生産体制を変えることなく継続したため、柚の里よこみち全体の経営にも影響を与える結果となりました。

2番目の御質問であります。柚の里よこみちの平成27年度決算によると、部門別の売り上げ金額の前年度比較は、宿泊部門は43万4,206円の増、農産加工部門は28万7,163円の増、木工部門は203万4,396円の増となっておりますが、全体の収支は29万2,521円の損失となっております。

今年度の営業計画案では、宿泊部門では体験型宿泊プラン等のリピーターが順調に増加していることもあり、新たな宿泊プランを開発するなどして、事業収益の安定化に努めるものとしております。

また、農産加工部門ではみその販売が好調であり、集落支援員を配置して、しまろく事業関連商品も含めた既存の人気商品の生産力の向上と販路拡大、さらには新商品開発に取り組み、平成27年度並みの収益確保を図るものとしております。

ただし、柚の里よこみちは人手不足が常態化をしているため、今年度の営業計画案を達成するためには、人的支援策を講じる必要があると考えているところでございます。このことから、町としましては収益力向上を図るため、集落支援員を配置して、人的な面で支援をしてみたいと考えているところでございます。

3番目の御質問であります。しまろく事業に関しては、補助金の計画申請及び交付申請等は柚の里よこみちが島根県に対して行ったものであります。町の一般会計を通しておりますので、事業計画等についても町においてチェックをしてみました。

町としましては、販売促進対策、臨時職員等の雇用関係の見直し等アドバイスを行ってまいりましたが、ドレッシング事業の発案者でもある事業責任者が経理や運営管理を

一手に行ってきたために、状況の把握が十分でなく、その対策が後手に回ったことは否めません。

事業責任者は、Iターンにて本町にお越しになられましたが、御高齢でもあり、現在は故郷にお帰りになられ、当事業からは離れられております。ドレッシング事業自体は多方面から評価をいただいているものでもあり、新しい集落支援員を迎え入れ、柚の里よこみちに対しても事業の継続をお願いしているところでございます。

今後は、柚の里よこみち内部においても新体制により、意思疎通と会計の一本化が図られると思いますので、町においても早期の実態の把握に努めながら、適宜、助言、指導を行ってまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 答弁をいただきましたが、その答弁も交えながら、再度少し質問をさせていただきたいと思っております。

私も、どういう原因かなというのは自分なりにいろいろ考えてみました。まず第一は、考えられるのは、当初事業計画書どおりドレッシング製造加工が進んだのか。それから生産本数は予定数どおり、つまり年間総数4万8,000本か、それがクリアできたのか、そういうこと。それから、このことは売り上げが100万ということは、例の卸単価336円掛けるこれ3,000本ぐらいかな、そうしますと約100万になりますよね。だから、3,000本はつくられたかなと。そして、それが売られて売り上げで100万円計上されたのかなと。そうしますと、予測していた年間4万8,000本というのははるかに全然違った数字になってきますので、そこにどういう原因があったのかなと、そういうふうに考えますと、どうも販売が伸び悩んだんだと。そうすると、これは伸び悩んだから、先ほど答弁もありましたように生産コストを落としたり、計画を変更しなさいという何かアドバイスをしたみたいですが、その販売の伸び悩んだ一番の原因は何なんだろうかと。そういうクエスチョンが出てきますよね。だから、ここはどういう伸び悩んだ原因は何なんですか。これ、ちょっと答えてください。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） しまろくの担当課であります農林課のほうとしては、しまろくの担当者から聞いたところ、当時の責任者の方に確認してみたところ、地方のスーパーではそもそもの顧客数が少ないために、ドレッシングブームに火がつくのに時間がかかったと。山口県や広島県などのスーパーも最初から考慮すべきだったというふうに言っておったと聞いております。

ただ、最初の計画が少し大げさ過ぎたのではないかなというふうに思っていて、事業計画する場合には、単年度目にはマイナスになることは仕方がないにしても、2年目以降から黒字を出すような計画をすべきではなかったかなとっております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今の答弁によりますと、地元スーパーの購買客が少ないんだと。私思いますに、味のほうはどうだったんですかね。これ、購買客、消費者にこれは人気があったんですか。ここは評判がいいという答弁もありましたけど、私が考えるに、これ、このドレッシングが消費者に受けたのかどうかというのも一つのポイントですよ。それから、現実には、さっきの質問に戻りますが、何本一体生産されたんですか。どの時点で、これ、事業はずっと継続されたんですか、それとも途中で頓挫したんですか、この事業は。そこをちょっと。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 私どもが柚の里よこみち担当課ということで、会社の経営とかで今回のしまろく事業がどういうふうになったかというところは、いろいろ社長等からお聞きをして内容の把握に努めておるわけなんですけど、今の本数、どのぐらい生産されたかというところでいいますと、私どもが聞いているのは4,000本ということで聞いているところでございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 大体私が計算しましたように、100万の売り上げだと大体3,000本そこら辺かなと。そうしますと、今4,000本ですから、若干在庫があったのではないかと思いますけど、それを要するにもう一つ、何か月かけて4,000本つくって、その事業は1年間継続されたんですか、ずっと。そこがまた疑問になるんですよ。1日生産500本の予定を先に立てておって、1日生産500本でスタートしたら、6日で3,000本、8日間で4,000本つくれるんですよ。だから、そこはどうなんですか。初めから1日、2日でこれはまずいなんかやってないと思うんですよ。ずっとつくったんじゃないかなと思うんです。そこら、いつまで継続したのか、この事業は。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 昨年の秋ぐらいのところで、今回のドレッシングが売り上げが不調であるということで、柚の里からも状況の報告を受けたということでもあります。

原材料のほうは、なかなかこの売り上げが不調なところで、支払いのほうも今回町長申し上げましたように、ドレッシング事業の発案者の方が事業責任者となって経理や運営管理を一体的にやっていたということで、基本的にそういった売り上げがなかなか上がらない中で、柚の里のほうに、本体のほうにその原材料とかの仕入れの関係の請求がどんどん来るようになったというような中で、9月中旬には、たしか9月だったと思いますが、そういった年度途中のところで、基本的には事業がいかげなものかというようなことになったかと思えます。

したがいまして、この4,000本ということで私どもお伺いしておりますが、その部分につきましては、半年間ぐらいのところで生産的には、なかなかその後のところはうまいぐあいにいかなかったかなというふうに承知しているところです。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） はい、わかりました。大体の様子がわかりました。

それで、今後のことですが、このたび地域おこし1名、それから集落支援員1名を派遣していますね。これは人材不足だというんで、そこの補給だと思うんですよ。それで、また次に新商品の開発にかかると、も考えているんだと。ドレッシングも評判がいいから継続してほしいんだと、こういうふうに答弁されましたね、先ほど。そうしますと、ドレッシングはこのまま事業はまた継続していくという気持ちなんですね。それで、新商品の開発というのは、これはドレッシング以外の新商品の開発なんですか。ここはどうなんですかね。

そして、もう1点、私が心配したのは、これが消費者に受けない味であったならば、幾らドレッシング事業を続けたって、これは売れないですよ。で、そこへ専門の何かそういう調理師とか何とかいう方を派遣するなら、そういうところからも商品に関する監査ができるんですが、今地域おこしと集落支援員という、全くこれは食品に関して素人の方を派遣するわけでしょう。ただ人材パワーでしょう。労働力でしょう、一種の。そういうことで、こういう食品生産に関して、事業をまた継続していくというのは、また同じことを繰り返すんじゃないかなと、こういう懸念が私あるんですが、これいかがですか、そういうところ。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） ドレッシング自体の味ということでいいますと、売り上げにつながらなかったという点でいいますと、基本的には添加物が入らないそういった安心、安全の食品という点では魅力のあるものということで私たちも理解しているということ。ただ、この味の点については、幾らかの改善は必要ではないかというところは思っているところでございます。

集落支援員と地域おこし協力隊ということで、6月の議会のところで1名ずつ認めていただきました。集落支援員のほうについては、地元の方で農産物の栽培等もたけた方を集落支援員でございますので配置をして、そういう大豆の生産であるとか、いろんな柚の里がやっている事業に対して、作業的などころでの支援を行っている。

もう一方で、地域おこし協力隊というのは、私どもが当初考えたのは、販路拡大等にそういったたけた方をお越しいただきたいということで、これは3大都市圏とか、そういったところから来られるということでございますが、ちょっとファンディングベース等も御相談をさせていただいて、いろんな東京の企業とかで働かれています方で、こちらに来られる人おられんかなということで御相談したんですが、ちょっと今年度途中ということもありまして、その点に関しては、ちょっとやることができなくなると。で、



私どもとしたら、全国のそういった地域おこし協力隊のネットの中で募集もさせていただいたんですが、これもまた一人の応募もなかったということでもあります。

9月補正予算のところで、集落支援員に今回切りかえて、この支援をしていこうということを考えておるわけなんです、この集落支援員さん、味でいいますと、やはり柚の里で今だんだん御高齢になってきていますが、そまっこみそであるとか、トウノ酢漬けということでワサビ漬け等も今まで生産されてきました。豆腐なんかも結構味的にも評判もよくて、売り上げもあったわけなんです、今現状はやはりそういったマンパワーの地元の御婦人方のマンパワーというのがだんだん高齢化してきて、その辺がそういうことができなくなったがゆえに、生産のほうもなくなってきたということでもあります。

今回、集落支援員について、そういった視点で今社長さんとも相談をさせていただいておりますが、地元の方で味の、今まで伝えてきた味を継承できるような形で、この機会を通じてこの後に残していくというような取り組みを含めて、柚の里を支援していきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） じゃあ、そこら辺はそういうことで了承したとしまして、最後に監査チェックのところですね。つまり、こういうことが起きる前にどうして行政のほうでチェック体制ができなかったのかなど。

先ほどの答弁によりますと、1人の責任者に、発案者に事業もそれから経理も全て任せていたと。これは普通常識でいえば、大体2人チェック体制やるというのは、必ず2人いなければ、1人は経理を受け持ち、1人は現場を受け持つというのが普通だと思うんですよね。そこを1人に任せたと、それはしたい放題ですよ。しかも、情報開示しなさいと、異常に気がついて開示しなさいということを聞いても、情報も開示しない、ずるずるそのまま過ごしていったと。ちょっと聞いたときに、こんなずさんなチェック体制ってあるのかなど。だから、やっぱりこれは今後のことを考えた場合に、きっちり担当責任者、現場にずっとついておらなくてもいいですから、こういうことが起こったときに、どこの課が担当するのか知りませんが、課でその最後の責任を請け負う担当者を決めておくべきだと思うんですよ。現場とは別に。だから、それがなかったからこういうことが起きるわけですよ。だから、今後も三セクに関しましてはいろいろな事業が行われる場合、必ずその担当の課の責任者を、担当責任者を決めておいてほしい。そこに私ども今度はいろいろクエスチョン出して、それからアンサーももらいます。そういうことです。だから、そういう点どうですか。ちゃんとできますか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、農林課のほうがしまろく事業ということで、こういったドレッシングをつくらうというそういう志の高い方をお招きをして、柚の里に声をかけてこういう事業をしてきたと。

先ほど議員からも御指摘ありましたけど、やはりそこにはプロ的な要素というのが必ず必要になると私どもも思っています。そこで、やはりこれをドレッシングで柚の里とすれば、2,000万ぐらいの売り上げがあつて、その26年の株主総会では27年度はもうこれだけの黒字が出るということで、期待も込めてこれやってきました。

その事業主体者というところでいいますと、やはりその人がやっぱり中心になってやっていただけるんだという、そういうふうな行政的にも柚の里の組織的なところでいっても、期待感という部分と、やっぱりお任せせにゃというような部分というのがあつて、最終的にはこういうふうになってしまったということでもあります。

議員御指摘のとおり、私どもとすれば、やはりいろんな事業、コンサルタント、あるいは先生をお願いをして、この事業のところを見ていただいて、私どもの能力では補えないものというのをやっぱり補完といいますか、やっていただくんだというような気持ちの中で受け入れておるといふような状況があるので、そういったところについてはこういった今回の状況を受けて、議員御指摘のとおり、やはり担当責任者というのを三セク、ほかの会社もありますけど、そういうことで新しい事業をやるときには配置をするというようなところで進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 大体そういうところですが、27年度の決算を見ますと、ほかの部門の方々は非常に頑張ったと思うんですね。本当、前年対比ですね、皆黒を出して、特に木工部門の方々というのは203万の黒というのを見ますと、草刈りまでやっている。この暑い中で、恐らく草刈りというのは夏ですからね、それをやりながら200万も黒を出すのに苦勞されたと思うんですよ。それだけ汗を出して苦勞して、やれやれことしは利益出たなと思つたら、きれいにそういうところ、ドレッシング加工で全部食われてしまったと。こんなことはないですよ。もう本当にやる気がなくなりますよ。

だから、初め、今課長おっしゃいましたように、恐らく、柚の里の人はこのドレッシング加工にこれだけ、この見積もり見ますと、これは企業化できるんじゃないかと、それは小躍りしておつたと思うんですよ。これはすごいものを手に入れたと。そういうところで、ちょっとのミスがいろいろ監督責任も引きずり、こういうミスを起こしますので、重々に今後気をつけるようにしていただければ幸いです。

以上でこの質問を終わります。

3問目の質問でございますが、小規模企業振興条例制定に関してでございます。

平成26年6月27日、国は小規模企業振興基本法を公布しました。その中で、第3条の基本原則で、小規模企業の振興はその事業の持続的な発展が図られることを旨とし、また、第6条には、地方公共団体においても小規模企業の振興に関する施策を策定、実施する責務が明記され、さらには9条において、国、地方公共団体等は小規模企業の振興に関する施策があまねく全国において効果的、かつ効率的に実施されるよう適切な役

割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないことが規定されました。

以上のことから、地方自治体における小規模企業政策の一層の推進を図るためには、都道府県及び市町村における小規模企業振興に関する条例の制定を促進し、地方自治体の行政の中においても小規模企業振興を明確に位置づけることが極めて重要だと思われれます。

言うまでもなく、小規模企業は就業機会の提供、地域経済の安定、地域住民の生活の向上、新たな産業の創出など、地域の経済基盤、社会基盤を支える存在です。

ちなみに、中小企業基本法によれば、小規模企業者とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人、商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては5人以下の事業者をいいます。

島根県は、平成27年11月、島根県中小企業小規模企業振興条例を制定、県下市町村におきましては、雲南市が平成26年3月、奥出雲町が平成28年3月に既にこの条例を制定しています。

以上のことから、当町の小規模企業振興条例制定に関する考えをお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、小規模企業振興に関する条例制定についてお答えをさせていただきます。

本町の事業所は、その大半が小規模事業者であることから、これまでも利子補給、保証料補給、個別商業包括的支援事業、事業承継施策の展開など、町独自の取り組みを実施して、商工業の振興を図っているところでございます。

議員御指摘の、小規模企業振興基本法に伴う条例の制定については、ことし8月商工会から要望を行っていただいております、その重要性と必要性について十分に理解しております。

さらに、法律の中でも、国、地方公共団体が連携して取り組むべきと内容が規定されていることから、本町においても小規模事業の振興に係る条例を制定し、商工業の振興を図ることは、法の趣旨に照らしても極めて妥当であり、意義のあることと考えております。

こうした経緯から、既に担当課に対して条例案の草稿についての指示を行っており、現時点では12月議会において条例案の提案ができるよう、商工会関係者とも協議の上、担当課において調整を図っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 当町地域活性化のためには、当町の事業者数の9割を占める小規模企業の振興が不可欠であり、小規模企業対策の一層の推進を図ることが求められています。早期条例制定を要望しまして、この質問を終わります。

それでは、最後の質問になります。

津和野町国際交流協会の本部事務所設置に関してでございますが、去る6月28日、津和野町民センターで津和野町国際交流協会の設立総会が開催され、発起人、会員、そのほかの町招待関係者40名ほどが出席し、会則、役員体制等が審議され、議事の承認を受け、設立が承認されました。

目的は、1、ベルリン市ミッテク区との交流継続。2、津和野高校の国際化による魅力化支援、留学生交換等です。3、観光事業におけるインバウンド対策等を目的とし、地域の国際交流意識を醸成し、子供たちに国際的な視野を持つ機会を設けることです。事務局は当面つわの暮らし推進課が担当ですが、将来、会員——ただいま公募中ですが——とインバウンド客との交流が活発化することが予想されます。このことから、交流の起点であります本部事務所を旧津和野地区内に設置する必要があると思われれます。このことに関しまして、行政の意向を伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、国際交流協会の本部設置に関してお答えをさせていただきます。

国際交流協会本部事務所の津和野地区への設置についてであります。国際交流協会がインバウンド対策を進める中で、観光拠点といった観点からは有効なものと思察するところでございます。

本年設立した国際交流協会は、役員会において今後の事業内容を精査しているところでもあり、現時点で具体的な計画を打ち出すまでに至っておりません。今後事業内容やスケジュールを定めた上で、観光案内もしくは関係者が集い、交流する場所として、必要であれば本部事務所の設置について、役員会等で検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 前向きな答弁でうれしく思います。

実際に、ただいま会員を公募中ですが、会員というのは本部事務所がありまして、現実に国際交流協会という看板がちゃんとかかっている。そこへ行って、どういう役割を担うのかとか、あるいはいろいろな国際交流協会のそういうもろもろの仕事とか、あるいは自分たち会員はどういうことをすればいいとか、いろいろ聞きたいことがあるんです。その場で。そういうときに、国際交流協会はあるけど、本部はどこかと。いや、それは本部はないんだと、そんなばかな話はないですよ。これ、早速やっぱり設置すべきだと思うんです。

それから、やっぱりこういう本拠がありましたら、そこでいろいろ会議を恐らくやっていると思うんですけど、今も。そういう本部でやって、それから実際にどういう各部門がありますけど、どういうスケジュールで、どういうことを今から企画しようとか、そういうことも話し合えると思うんです。実際に、今ある商工関係の婦人部からですか、こういう希望が出ているんです。今インバウンド客が今から観光に向けて、今までもそ

うですけど、日本遺産を求めてどんどんやってくるわけです。インバウンド客の人が来ましたら、お店に入ってくる。お店に入ってくると、お客さん来たんだけど、どう答えていいのか、日本語が通じんだらうから。英語をしゃべらなきゃいけないんだけど、不安でたまらない。しかし物は売りたいですよ、販売は。そこで、実践英語教室、そういうものをつくれるものじゃないかなと。つまり、簡単にお客さん入りましたらウエルカム、それから、そういう簡単に何ぼだというような、そういう簡単な実践英語というものを、そういう教室を設けて、早くそういう英語教室をやるべきだと思うんですね。だから、そういうのも、本部があったらどんどんそういうところで企画が練れるんじゃないかなと思うんですね。だから、そういう意味で早急にそういうのを設ける。今から観光シーズンを控えていますので、それから実際にそういう看板がありましたら、横文字でも書くと思うんですけど、インバウンドのお客さん入ってきますよ。それからいろいろ聞きたいことを観光協会もあれですから、そういう横文字で書いておるところだったら、自分たちの母国語で書いておるところに入ってきますよ。だから、そういう本気でやろうと思ったら、それだけのことはもうやらなきゃいけない。だから、ぜひこれは実践してほしいなと、そういうふうに思います。

最後に一言。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 一番目の御質問とも少々関連してお話をさせていただきたいと思えます。

きょうは丁さんから日本遺産の認定を受けたことで、国公認の観光立町になったんじゃないかというようなこともお話をいただいたわけではありますが、まさに私どもも実感としてはそうございまして、このたび、政府のほうもこの外国人観光客、今2,000万人ですが、これを6,000万人へ持っていこうという計画において、観光振興プログラムというのをつくっております。その中に、日本遺産を生かした観光振興というものが明記をされておまして、それに基づいて国も現在いろんな動きが始まっているということでもあります。

具体的なところでは、文化庁が全国から5地区ぐらいをモデル地区として指定をして、具体的な観光振興をやっていこうという計画があるということ。それから、国交省サイドもこれは全国で20地区程度ピックアップをして、そこをモデル地区として観光に力を入れていこうという考えであります。

ありがたいことに、津和野町はその文化庁の5地区、それから国交省の20地区両方ともに選定いただくというような、現在その計画の中で話がいつているという状況でありまして、この国交省と文化庁両方ともにモデル地区指定いただくのは、全国で恐らく津和野だけじゃないかというようなことも言われているということでありまして、まさにこの日本遺産の認定によって、さまざまな津和野の観光にもこの国の応援がいただけ

るというような状況になってきているということで、私どもも相当大きな期待を寄せているというところでございます。

ただ、そうは申しましても、応援といいましても社交金というような形であります。現在社交金全体もなかなか十分に予算がつかない中なので、このモデル地区指定をいただくことで、確実に社交金が出てくるということは、町の財政にとってもありがたいことではあります。ただ、そうは申しましても、これは45%ぐらいの充当率ですので、残りは起債をするなりやっつけていかなきゃなりませんので、そのもろ手を挙げてということでもなりません。いろいろ財政面も考えながら事業を進めていかなきゃなりませんけれども、ただ、そういうふうに関から大きな有利な財源が出てきて、そしてモデル地区指定もいただいているということで、我々としても今後しっかり取り組んでいきたいと思っておりますし、その中で、またこのJRの駅前再開発というようなこともさらに進めていくというふうにも考えているところであります。

ただ、そういうふうに関ハード面は進んでまいりましても、やはりソフト面でいかにこのおもてなし観光、外国人に対してもするかということが両輪でやっていかないと、観光の成果というのはつながっていかないというふうにも思っております。きょうは後山議員からも午前中に貴重な御指摘もいただいたところでありまして、そういうところもやはりきめ細かく整備をしていくということも大事な視点でもあろうかと思っております。

そのソフト対策のほうに戻りますけれども、そうした中で、やはりこの丁議員から御指摘をいただいたような、この国際交流協会を使ってのいろんなインバウンド対策ということも進めていくということが非常に重要でもございますので、できるだけこのせっかくできた協会でありますから、すばらしい事業展開がされていけるように、町としても応援をしていきたいという思いでもございまして、今年度も初年度として50万の予算をつけさせていただいたのも、わずかではあります。その思いのあらわれでもあるというところでございます。

今後、本部につきましては、現在観光協会が入っておりますところは桑原史成記念館、写真館でございます。ということになりますと、その関係者のやはり御理解もいただきながら、本部も設置をしていかなきゃならないというようなこともございますので、我々としてはその辺も協議をしながら、我々の思いとしては、そこに本部を置けるようなところで話を進めていきたいと考えているところでございます。それと同時に、協会が行う例えば先ほどの英語教室のようなものでもありますけれども、協会のほうでやろうということになれば、しっかりとした応援体制もとっていきたいというふうにも考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） まことに前向きな回答をいただきまして、うれしく思う次第でございますが、ぜひ建設的に進めてほしいなど、そういうふうに思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、2時10分まで休憩といたします。

午後1時55分休憩

午後2時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序5、4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） それでは、通告に従い、3点、質問をさせていただきます。

第1点目でございますが、ロタウイルスワクチンの公費接種についてでございます。

ロタウイルスによる胃腸炎は、乳幼児が感染するウイルス性胃腸炎であります。脱水症がひどくなると、点滴が必要で、点滴をしても重症で死亡することもあります。日本で毎年80万人が外来受診をされ、8万人が入院、約10人が死亡、けいれんや脳炎が毎年、約40人、腎障害等、重い合併症を引き起こす、そのウイルスであります。感染力が非常に強く、根本的な治療法がないため、ワクチンによる予防が重要であります。WHO（世界保健機関）は、子供が摂取する最重要ワクチンの一つに位置づけています。

今回、津和野共存病院に来られる小児科医師から御指導いただき、ワクチン接種の重要性を教えてくださいました。奥出雲町なども、ロタウイルスワクチンの公費接種を行っています。

津和野町の出生者数、罹患した場合の医療費、そして、その危険性、そして、その経費に係る予算概算を鑑みれば、小児科医師の御指摘、御指導のとおり、経済的理由で接種が困難な家庭であっても、公費接種で受けられるように対処すべきだと考えます。

所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ロタウイルスワクチンの公費接種についてであります。

ロタウイルス感染症は、乳幼児に多い急性胃腸炎を引き起こす感染症で、激しい嘔吐、下痢を伴い、感染すると、ウイルスが体外に排出されるまで、脱水を防ぐなどの対処療法しか手段がありません。また、40人に1人が重症化するとされており、入院や場合によっては、ロタウイルス脳炎にまでなってしまうケースもあり、WHO（世界保健機関）では、ロタウイルスの感染を防ぐワクチンの予防接種を推奨しております。

現在では、アメリカを含む12カ国で定期予防接種となっておりますが、日本においては任意予防接種にとどまっているのが現状であります。

議員御指摘のとおり、島根県内におきましても、現在、奥出雲町と知夫村が予防接種にかかる費用を全額公費負担しているという例もありますし、ロタウイルスの感染を防止するためにも、予防接種は重要だとは考えてはおりますが、現在、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン部会で継続して検討が続けられておりますので、国において定期接種に位置づけをされた場合には、予防接種にかかる費用を公費負担で実施したいと考えます。

なお、ロタウイルスと同じく、WHOが最重要ワクチンとしているもので、これまで任意接種であったB型肝炎予防接種が、10月1日から予防接種法の改正により、定期予防接種に位置づけられましたので、現在、実施に向けて準備をしているところでもございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） ただ今、答弁がありました、定期接種に位置づけられたならば公費負担で実施したいということではありますが、定期接種と任意接種でどれだけの違いがあるのか、定期接種を待たなければならない理由は何なのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 定期接種と任意接種の違いでございますが、国が認めるか認めないか、国のほうで、定期として実施するように指導するかしないかでございます。

特に、金額的にも、先ほど議員さんが言われましたけども、当町の場合、年間約42名程度出生するとすれば、そのうちの対象者につきましては、約、26名ぐらいが対象かなと思っております。そうすると、ロタウイルスの場合は、そのほかの予防接種と違いまして、ちょっと単価が高いということで、2回接種と3回接種、2種類あるわけですが、合計額で1人負担が約3万程度かかるということで、年間にすれば町が持ち出す金額的には、七、八十万程度は要るのではないかと考えております。

それが、今は、任意接種であるためにですね、個人で払われておるということでございます。

で、定期接種を待つということでもありますけども、これまで、国のほうでいろいろな予防接種について定期接種化されております。

一番古いところでは、1994年に、日本脳炎を初め、その後も、2006年、それから、2010年には4種混合、それから、13年には4種類、HIV、小児用の肺炎とBCG、それからHPV（子宮頸がん）でございますが、そういった4種、2013年の4月に、定期接種になっております。で、2010年の10月には、水疱瘡。それから、先ほど、町長の答弁にもありましたが、本年の10月からは、B型肝炎につきましても定期接種となっております。



WHOが指定しております最重要ワクチンということで、HIV、小児用の肺炎、それからB型肝炎につきましても、先ほども言いましたように、もう定期接種化されるということでございまして、残るロタウイルスだけということになっておりますが、これにつきましても、定期接種を待つということなので実施をさせていただいたらと思っております。

特に、町で実施しております子育て支援策等、いろいろありますけれども、その中で、それじゃあ、どれが優先するものが等ありますので、その順位決めではないですけども、定期接種まで何にもしないというわけではありませんけれども、いろいろと、これについて定期接種前の実施ができるか等も、検討しながら、考えてまいりたいと、今のところ思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 任意接種と定期接種については理解できますが、これは小児科の医師が、子供たちが、このロタウイルスの感染というものが、実際、感染したときに、抜本的な治療法がないということで、これは、ぜひとも町でやっていくべきではないかという、この御指摘をいただいての質問であります。

私が、ただ単に思いついたとか、これは定住のために、ということではなくて、子供の命を守るために、医師が、まず、このような重篤な状態になる前に予防接種をすべきではないかという、そのお勧めをいただいて出しておるものであります。ということは、極めて医学的見地に基づいたものであります。

決して、任意接種だから今はしないと、そういうものではありません。やはり、命を守るために、実際にロタウイルスにかかったときに、その抜本的な治療法がない限り、予防接種ということが最大の治療法だと思っております。

そういう意味でも、定期接種に位置づけをされた場合にはということですが、町もいろいろな、さまざまな形で、予算を組んでおられます。この、年間出生者の方々に対して七、八十万円という予算が、私は、いろんな形で捻出できないとは思いません。特に、命にかかわるものであります。

先回でも、津和野暮らし定住住宅に8,000万、3戸で建てるという、そういう御提案もありました。確かに、人をふやしていくという、そういうことにおいて、そういう予算も必要なのかもしれませんが。

しかし、今、現に、住んでいる住民、後ほどの質問でも出していきますけれども、生活保護を受けてなくても、非常に、年間122万円以下の貧困家庭でも、生活保護を受けずに生活しておられる世帯がたくさんあります。

そういう世帯でも、子供の命を守るために、このようなワクチン接種をしていくということは、町が公費負担でやっていくということは、特に、奥出雲も、そして知夫村も、やっておられるということは、これはかなり、安全性の面でも、両町村ともに、かなりの検討を重ねてされたことだと思います。

そういう意味では、私は、やはり、このような抜本的な治療法のないものに対しての予防接種というのは、町が、きちっと、やっぱり、公費負担で行っていくべきだと考えますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 岡田議員の思いつきで、当然、質問されているとは思っておりませんが、そうした医師という専門家の方々の見地から非常に必要なものだということで質問されておるということで、当然、我々もその必要性ということについては、深く、また、強く理解をしているというようなところでございます。

そのことだけを、一つ見れば、本当にこれ、命にかかわる問題だということ、優先順位は高いとは思いますが、いろんなことを、どう言いますか、そのほかにも、いろいろやらなければならないということもある中で、どこに優先順位をつけてやっていくのかということになるかと思えます。

特に、こういう事業というのは、扶助費にかかわってくるもんだと思えますけれども、一旦やり始めてしまうと、もうなかなかやめることは難しくなってしまうから、経常経費になってしまいます。

で、経常経費比率というものも、27年度も数値的には改善をいたしましたけれども、今後かなり上昇していくということで、今の中期財政計画では平成30年ぐらいから、いよいよ90%を超えてきて、平成32年度には92%ぐらいの見込みではなかったかと思えますけれども、かなり、もう90%を超えるということは、我々、行政の、この組織として、相当硬直化をするというような状況です、財政状況が。

で、そういう中で、またこの経常経費を、たとえ10万、20万であってもふやしていくということは、非常に財政状況からみると大変だなあという思いがあるので、なかなか、今すぐに思い切ってやりますと言うことが、我々も財政をあずかる責任から、申し上げることができないという側面も御理解をいただければというふうに思っております。

で、ただ、そうした中でやはりこれは、命にもかかわる重要な問題だからということも十分理解もしておりますから、きょうのまた御質問というものも真摯に受けとめながら、もし仮に、七、八十万の事業を、いわゆる、お金を捻出するために、では、ほかの事業でやめるべきものはないのか、今やってる経常的なものからということも含め検討しながら、この事業についての応援ができるかということも今後の検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今、町長の答弁を聞きまして、非常に重要度は理解していることではあります。

全額公費負担ということも考えられますでしょうし、また、一部助成ということも考えられますでしょうから、その点についての重要性について、町長が深く理解している

ということでしたので、これ以上質問をするつもりはございませんけれども、今後、このワクチンの重要性も鑑みられまして、最善の対策をとられますことを期待いたしまして、1番目の質問を終わらせていただきます。

それでは、二つ目の質問であります。

津和野共存病院、日原診療所の役割についてであります。

先般、身内で益田赤十字病院に入院、島根大学医学部附属病院に転院、手術を行うことになり、改めて、津和野共存病院、日原診療所などの役割について考えることになりました。

現在、津和野共存病院には須山院長、飯島副院長がおられ、島根大学医学部で医局長を経験され、知識、経験も豊富で的確な診断力があり、検査機器も津和野共存病院は充実しております。

まずは、津和野共存病院、日原診療所で診察し、津和野共存病院で検査を行い、治療の選択や適切、最適な医療機関へ紹介することに重点を置くべきではないかと考えますが、所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野共存病院、日原診療所の役割について、お答えをさせていただきます。

津和野共存病院につきましては、益田圏域における医療の連携推進、国の政策、地域医療構想等、さまざまな課題が山積する中で、平成25年12月より、夜間救急外来の縮小を行いました。平成26年10月から、地域包括ケア病床を導入し、さらなる医療連携を深め、圏域における役割分担を明確にすることで、地域包括ケアシステムを推進しております。

町民の皆様が、住みなれた家で、住みなれた地域で生活し続けることができるように努力し、急性期からの回復期、在宅復帰支援、在宅療養支援に重点を置いて実施しております。適切な診察を行い、高度医療機関等への紹介とその後の受け入れを可能な限り行っております。

日原診療所の役割においても、これまで同様に適切な診察を行い、津和野共存病院で検査を実施し、必要ならば他の医療機関に紹介するという流れを継続をしまいたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 先般、今、申し上げました、身内で起こったことの中で、まずは2次救急医療として益田赤十字病院があるという、当然、そのときも土曜日の夜でありましたので、津和野共存病院では受診ができないということで、益田日赤に行き、その後、島根大学医学部のほうに行ったわけで、医学部附属病院のほうに行ったわけであります。

まずは、やはり、この圏域の中で、2次救急医療の益田赤十字病院が、この病院が充実して2次救急医療を行えるという、その体制を、やはり、圏域全体として大事な課題として担うということ。

今、益田医師会病院も非常に診療体制が縮小しておるところもあり、その中で、やはり、益田赤十字病院の果たすべき役割は非常に大きいと思います。

そして、その、以上の医療になったときには、3次救急医療、高度医療ということで、島根大学医学部附属病院や島根県立中央病院、そして、お隣の山口県立中央病院、山口大学附属病院等、そちらのほうへドクターヘリで行くということも考えられると思いますけれども、今、医療対策課のほうで2次救急医療について、そして、3次救急医療についてどのように考えておるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、益田圏域の中核的病院の益田赤十字病院、これは、4疾病の急性心筋梗塞、がん、糖尿病、そして脳卒中という状況の中で、やはり、この4疾病、そして、救急医療、小児医療、災害医療、僻地医療、そのような状況の中での担う益田赤十字病院において、まずは、医師をここに集中するという状況を考えております。

圏域の病院長会議、あるいは市長会議においても、やはり、この益田圏域の中で2次救急医療を、まずは、維持をしていくという状況であります。そこには、やはり専門的な医師、あるいは総合診療医等を、医師を益田赤十字病院に集め、その中で津和野共存病院にも派遣をしていただくという状況を考えておまして、まずは、中核的病院である益田赤十字病院にこの圏域の医師を集め、そして津和野共存病院、六日市病院等に、支援をしていただくと。

一昨年、益田赤十字病院と津和野共存病院、医療の連携協定も結んでおります。協定の内容は、救急患者の受け入れ、紹介等をやっていただく、そして、診療においても相互の協力をするという状況をやっておりますので、まずは、2次救急医療においては、中核的病院である益田赤十字病院の機能を、今まで以上に、機能を高度にして、2次救急で、この益田圏域の中で医療が完結できるという状況を保っていきたいと思っております。

高度医療におきましては、先ほど、議員が言われましたように、島根県におきましては、県立中央病院と島根大学附属病院、ドクターヘリ等も県立病院等から約40分かかりますので、現在の状況におきましては、広島のだクターヘリ、15分で県立あるいは大学病院、そして山口の附属病院ということで、3次救急においてはそういう状況で、今、対応したいと思います。

ドクターヘリにおきましては、いわゆる転移搬送は、津和野の地域においては、27年度、28年度に今のところ1件ずつあるということでもあります。

現場救急においては、津和野地域においては、現在のところはないという状況であります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） かつては、津和野共存病院でも脳外科があったりした、そういう時代もありましたけれども、現代においては、やはり、機能分担、今、課長が言われましたような、まずは、圏域で益田赤十字病院の機能を高め、医師を集中していくという。

そして、まず、2次医療を全うし、そして、それ以上に関しては、3次救急、高度医療ということで、ドクターヘリ等で搬送されるわけでありましてけれども、電子カルテが導入されまして、そこら辺が、今、津和野共存病院と日原診療所、そして益田赤十字病院、島根大学医学部附属病院、県立中央病院等の連携がどのような形になっておるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 電子カルテにおきましては、島根県のみめネットを利用して、まずは、各医療機関からみめネットのサーバーに全てを集中しまして、そこから医療機関へ転送するという状況を、今、やっております。

しかし、この、みめネットの部分、患者の承諾書等要りますので、今、圏域の中でも、これを周知をしていこうということでやっております、電子カルテにおきましては、この部分で非常に有効があるんじゃないかと思っております。

ただし、転移搬送等の救急のときには、今の、MRI、あるいはCTは、CDに焼きつけて、そして、現場の者が一緒に持っていくという状況で全て解決をしておりますので、今のところ、その部分においてはそういうやり方でやっていきたいと。

ただし、議員がおっしゃったように、電子カルテにおいては患者のこれまでの状況等が把握できますので、まずは、この益田圏域において、連携をとって、今後は県内というふうに、の方向であります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 電子カルテは、その人の疾病、また既往歴等が一瞬にしてわかるということで、そのときに、例えば、2次救急医療ですぐに手術をしなければいけないというようなときに、糖尿病の有無だとか、さまざまな形で、この薬を投与していいのかとか、点滴とか、そういう部分でも、非常に、こう、情報が共有できれば、素早い治療ができると思いますので、これの充実を願い、また、この津和野共存病院、日原診療所が、やはり、この住民の、まず、1番最初の日ごろの健康状態をチェックし、そして、そこに異常が見つければ紹介していくという、そういう体制の大もとになると思いますので、それとともに圏域、そして広域での医療の充実を願い、二つ目の質問を終わらせていただきます。

それでは、3番目の質問であります。

低所得家庭に対する生活支援についてであります。

2012年の貧困世帯収入、世帯年収122万円未満の率は、現役世帯では15%でありますけれども、ひとり親世帯では55%、約9割がシングルマザーになっており、跳ね上がっております。

しかし、生活保護受給率は14%程度であり、所得が少なくても生活保護を受けずに家族を扶養している家庭が大多数であるということが、この数字からもうかがわれます。

現在、さまざまな方々によって、子ども食堂などが全国で展開されています。当町も食事のみならず、例えば、制服や体操服、日用品などを、使わなくなったものを、低所得家庭に使っていただく取り組みなどを行ったり、支援団体のサポートなどの実績や、その考えはあるのか、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、低所得家庭に対する生活支援について、お答えをさせていただきます。

近年、本町におきましても、ひとり親世帯の割合はふえている傾向にありますが、ひとり親世帯で生活保護を受給されている世帯はおられません。

生活保護制度は、命を守る最後のとりでと位置づけられていることから、今後も、この理念に基づき生活に困窮する全ての町民に対して、困窮の程度に応じて必要な保護に努めてまいります。

また、平成27年度から展開されております生活困窮者自立支援制度でも、必須となっている自立相談支援事業を津和野町社会福祉協議会に委託して、生活困窮者からの相談や支援に当たっております。

本町においては、議員御質問のような、低所得家庭に対しての生活支援策を実施している団体もサポート実績もありませんが、津和野町社会福祉協議会においては、生活困窮者の救済措置としてのフードバンク（食料支援）、生活福祉資金貸付事業と入居者債務保証支援事業（住宅支援）を実施しておられます。

生活困窮者自立支援法については、平成30年度に制度の見直しが行われる予定で、生活困窮者へのさらなる支援策も考えられますし、現在、未実施の任意事業の取り組みについても、困窮者のニーズに応じて検討していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 生活保護の金額が切り下げられたという、そういうことはよく問題として出される方もありますけれども、やはり、それ以上に、生活保護を受けられずに、年間122万円以下で生活しておられる方がたくさんおられる。そこら辺を、やはり、きちっと認識しながら、私たちは税金を投じて、いろんな形で、生活保護の家庭もそうでありますし、生活困窮者の方々に対して支援をしていくわけでありませう。

少し前に、東北のほうで市会議員の妻が生活保護を不正受給していたということが出ておりました。そのニュースは全国で放映され、非常に注目をされたわけでありました。

しかし、そのみならず、四国のほうでは、四国のある市会議員は、長らく母親と連絡が余りとれないような状況であったそうでありますけれども、実の母に生活保護を支給していたという、そういう事実が明るみに出たときに、自分がたばこを、ヘビースモーカーである自分がたばこを節約、やめて、そして、親を扶養すればよかったという、そういうことで議員辞職をして、また、新たに活動されておるわけでありまして、やはり、そういうところは、この生活保護費というのも住民の税金から出ているものでもあります。そういうところは、福祉事務所としては、チェックをしておるのか、そして、その家庭状況、そして、その親族等の収入状況等も把握しながら生活保護の支給を決めているのか、そこら辺を、現在のところをお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 議員御指摘の不正受給でございますが、都会地では、かなりの受給者が多くて、生活保護に担当しとる職員の対応が間に合わない状況の中で、不正受給が見抜けないという実績等も上がっておりますが、津和野町の場合、世帯数では40から50程度の世帯数でございますが、基本的にはケースワーカーというのが2名おまして、それが、津和野地域と日原地域と分かれて対応しておりますけれども、世帯数的には、そんなに無理がある状況ではありませんので、国の制度に基づいて、適正な対応をしておるということで申し上げておきます。

そういうことでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 住民の税金が、このような形で本当に困っている支援をするというような、そういう形であるべきだと思っております。

そのためには、先ほど申し上げました、今、全国でも、こども食堂という、これはただ単に貧困家庭のみならず、親が朝から深夜まで働いている、そして、子供と一緒に食事ができないという、そういう家庭に、子供さんたちに対して、NPOやさまざまな団体が行っておるものであります。

これは、それぞれの団体が自発的に行っていくものだと思いますので、その点では、そういうことを、町としても、またやっといこうという方に対して、いろんな、例えば、やり方の教授だとか、いろんな形での支援、紹介、そういうものも必要だと思っております。

先ほど申し上げましたように、貧困家庭でも、非常に厳しい生活の中でも、家族を養ってやっておられる人もありますので、町としても、さまざまな形で支援をされますことを願ひまして、これをもちまして、私の質問を全て終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、4番、岡田克也君の質問を終わります。

---

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会したいと存じます。御苦勞様でした。

午後 2 時 41 分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 28 年 第 7 回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第 3 日）

平成 28 年 9 月 14 日（水曜日）

---

議事日程（第 3 号）

平成 28 年 9 月 14 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名



日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

出席議員（12名）

1番	後山 幸次君	2番	川田 剛君
3番	米澤 宥文君	4番	岡田 克也君
5番	草田 吉丸君	6番	丁 泰仁君
7番	寺戸 昌子君	8番	御手洗 剛君
9番	三浦 英治君	10番	京村まゆみ君
11番	板垣 敬司君	12番	沖田 守君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	下森 博之君	副町長	.....	島田 賢司君
教育長	.....	世良 清美君			
参事（兼健康福祉課長）	.....				齋藤 等君
総務財政課長	.....	福田 浩文君	税務住民課長	.....	吉田 智幸君
つわの暮らし推進課長	.....				内藤 雅義君
商工観光課長	.....	藤山 宏君	農林課長	.....	久保 睦夫君
環境生活課長	.....	和田 京三君	医療対策課長	.....	下森 定君
建設課長	.....	田村津与志君	教育次長	.....	羽多野寿子君
会計管理者	.....	山本 典伸君			

---

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続き、お出かけをいただきましてありがとうございます。これから3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、米澤宥文君、4番、岡田克也君を指名します。

---

### 日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。

発言順序6、5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 皆さん、おはようございます。5番、草田吉丸でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。よろしく願いをいたします。私は今回、1点だけ一般質問をいたします。防災対策についてでございます。

近年、異常気象により全国各地で局地的豪雨災害、また、雷による災害が発生をしております。津和野町におきましても、平成25年、経験したことのない集中豪雨によりまして、名賀地区を中心に大災害が発生をいたしました。現在、この復旧が進められているところであります。

私たちは、この災害の経験をしたことに対して、災害に対する認識を新たにし、今後の防災対策に取り組む必要があると考えます。

また、本年発生をいたしました台風10号は、観測史上初めて東北地方に上陸し、大きな被害をもたらしました。台風の経験がないために、避難指示のおくれや避難準備情報についての認識の甘さ等により被害が増大したと言われております。まさに想定外の、経験したことのない異常気象が頻発をしております。

9月4日に放送されましたNHKスペシャル、日本列島を襲う異常気象、メガクライシスと言っておりますが、この番組によりますと地球温暖化はますます進み、2100年、21世紀の終わりには地球の温度が4度上昇するとの報道がありました。台風10号の異変も地球温暖化による海水温の上昇が影響していると考えられ、異常気象は今後も増加するであろうとの報告でありました。異常気象による災害に備え、さらにインフラ整備や避難対策の強化が求められています。

そこで、次の点について伺います。

1点目でございますが、防災行政無線についてであります。その1といたしまして、現在、設置工事が行われています防災行政無線の進捗状況について。2番目といたしまして、新たに設置される防災行政無線の効果と具体的な運用方法について。3番目といた

しまして、防災行政無線施設の景観について。これは本庁舎前につくられております施設についてお伺いをいたします。

2点目であります、緊急時の物資の備蓄状況について。

3点目、自主防災組織の状況について。

4点目、土砂災害特別警戒区域基礎調査の状況について。

5点目、日原中心市街地の防災対策についてであります、その1といたしまして、土石流警戒区域に指定されております岩川の危険度の見解について。その2といたしまして、指定避難所が高津川沿いや岩川沿線に指定されておりますが、少し高台に緊急避難所を設置すべきではないかと考えます。

以上についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。一般質問2日目ということになります。本日もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、5番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

防災対策についてでございます。

先立ちまして、本年も台風10号の発生に伴いまして、東北地方を中心にさまざまな被害が出ているところでございます。被災をされた皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げる次第でございます。

それでは、防災行政無線についてでございますけれども、防災行政無線の進捗状況につきましては、今年度末を工期として整備を進めており、親局整備、中継局整備、再送信子局整備、屋外拡声子局整備についてはおおむね完成し、現在、各世帯に戸別受信機を設置する作業を行っております。

戸別受信機の申し込み件数は、8月末現在で一般住宅が2,214世帯で、うち19世帯が文字表示つき戸別受信機となっております。そのほか、事業所として126件の申し込みを受けております。また、公共施設や関係機関、集会所、公営住宅等が約500件ありますので、全体で2,800件強の申し込みを受け付けている状況であります。

しかしながら、一般住宅につきましては、いまだ1,000世帯が申し込みいただけていない状況にありますので、引き続き設置の推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、設置作業の進捗状況は約1,000件の設置を完了しており、ほぼ予定どおりの進捗となっております。

防災行政無線の設置により考えられる新たな効果と具体的な運用方法についてですが、土砂災害等による断線等の心配がなくなり、より災害に強いシステムとなると考えております。また、孤立した場合の通信手段として、アンサーバック機能を有した屋外拡声子局を、指定避難所を中心に整備しており、親局との双方向通信が可能となっております。また、親局機能としましては、避難勧告等のテキストデータをもとに音声告知

放送と同時にエリアメールや職員参集メールの自動配信、ホームページへの表示等を行うことができ、より迅速に住民の皆様への情報発信が可能となると考えております。

運用方法につきましては、現在、検討中ではありますが、注意喚起などの情報は、これまで以上にきめ細やかに発信していく必要があると考えております。

本庁舎前の防災行政無線施設と景観についてであります。本庁舎前に自家発電機と屋外拡声子局設備を新設しております。当初計画では本庁舎の中庭に設置する計画で進めておりましたが、発電機設備が大きいため中庭までの経路が確保できないことが判明し、断念せざるを得なかったという経緯があります。キュービクルまでの距離が大きくなることも難しいため、現在の位置に決定したところでございます。

なお、フェンスにつきましては、発電機を動かした場合に大きな音が発生するため、防音対策として設置をしております。

次に、緊急時の物資の備蓄状況についてであります。災害時の主な物資の備蓄状況については、平成28年4月1日現在、乾燥米飯2,690食、クラッカー・ビスケット722缶、ペットボトル飲料水2,880リットル、毛布1,220枚、寝袋239枚、アルミマットや畳マット等のマット類583枚、非常用携帯トイレ4,785回分などを役場や消防分遣所、各公民館など18カ所に分散して保管しております。決して十分な物資の備蓄量とは言えませんが、食料品など一定の消費期限が定められているものも多く、大量に確保するには購入及び更新に係る財政負担が大きくなるため、今後の財政状況を踏まえ計画的な備蓄物資の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、あわせて、災害に備え、日ごろから御家庭で食料品等の備蓄に取り組んでいただけるよう、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

自主防災組織の状況についてであります。総務財政課において把握している町内の自主防災組織については、平成28年5月31日現在、28行政区で9組織が結成されており、結成率は全世帯比で20%となっております。

一方で、自治会活動として、地域提案型助成事業を活用した非常用持ち出し袋等防災用品の整備や防災訓練の実施など、地域の防災対策に積極的に取り組まれている実態もあり、このような取り組みも地域の防災力の向上につながっているものと考えております。今後とも、防災・減災の基本である自助・共助の推進の観点から、地域防災力強化の必要性の啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、土砂災害特別警戒区域基礎調査の状況についてであります。土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域基礎調査につきましては、平成26年度より津和野地域において津和野土木事業所による基礎調査等が行われ、調査結果が示されたところであります。住民に対しまして、木部、畑迫、小川、津和野公民館及び津和野町役場庁舎窓口におきまして基礎調査結果の縦覧を行っており、平成28年2月の前後において、町・津和野土木事業所の共催で地区説明会を開催させていただき、さまざまな御意見をいただいたと聞いております。

平成27年度からは日原地域においても基礎調査等が始まり、今年度より一部地域において調査・説明会等を行う計画であると聞いております。

特別警戒区域指定についてであります。土砂災害特別警戒区域基礎調査の公表は義務づけられており、本町においても実施しているところであります。土砂災害特別警戒区域の指定については、津和野町の判断により指定されると聞いており、県下及び管内の対応も見きわめながら結論を出してまいりたいと考えております。

日原中心市街地の防災対策についてであります。土石流警戒区域に指定されている岩川の危険度の見解につきまして、下流部につきましては土砂災害警戒区域に指定されており、今年度、島根県（津和野土木事業所）が土砂災害特別警戒区域基礎調査を実施されます。上流部につきましても、県において整備、管理されている砂防堰堤により、土石流流出防止効果を発揮していると判断しております。

しかしながら、近年の異常気象等により、不測の事態が全くないとは断言できないところもあり、緊急連絡及び避難体制の整備については万全を期さなければならないと考えております。

次に、指定避難所が高津川沿いや岩川沿線に指定されているが、少し高台に緊急避難所を検討されてはとの御指摘でございますが、指定緊急避難場所等については、公共施設を基本に、災害種別に応じて指定しております。土砂災害警戒区域が広範囲に広がる日原中心市街地において、日原小学校及び日原山村開発センターを指定緊急避難場所としておりますが、その理由は、日原小学校は土砂災害警戒区域に校舎が含まれておらず、両施設とも2階以上の建物であるため、避難者の安全を確保できる可能性が高いと判断したことによるものでございます。

したがって、これらの条件を満たす建物等が当該地の高台にはないため、現状では、新たな指定緊急避難場所の選定は困難であると考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） それでは、各項目につきまして再質問をさせていただきます。

最初の進捗状況についてでございますが、ただいまの回答によりますと一般住宅や事業所、公共施設等、合わせて2,800強の申し込みがあったということですが、しかし、まだ1,000世帯が申し込みをされていないということでありました。この1,000世帯でございますが、申し込みをされていない理由と伺いますか、そういったことは把握されているのか、また、命にかかわる大変重要な施設であるというふうに考えますが、これらの世帯に対してどのように推進をされていくお考えであるのか、まずそのことについてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 先ほどの質問でございます。1,000世帯が——いわゆる一般住宅でございますが——いまだにお申し込みをいただけないという状

況でございます。申し込みの手法につきましては、5月の嘱託員さんの文書でもって町民の皆様にお知らせをいたしまして、その後、まちづくり委員会のところで自治会長さん等にも御説明をいたしまして、今日に至っているところでございます。当初のこちらのほうの説明の文書のところが、こちらとしては考えた中での文書でございましたが、わかりづらいというような御意見もいただきました。そういった状況の中で、そういうところも含めまして1,000世帯の方が、いまだに、まだお申し込みいただけてない状況の一つの原因でもあろうかというふうに考えております。8月の中旬に、その当時お申し込みいただけてない方に対して、再度、戸別に、文書でもって御説明と申し込みのお願いの文書を出しております。それ以降、順調に申し込みのほうもいただきまして、現在では、町長のほうから答弁ございましたが、70%弱のところまで申し込みいただいたという状況でございます。

お聞きする中で、申し込みをいただけてなかった理由というところがございますけれども、やはり最初の文書の部分がわかりづらかったというところ、それからよくお話をお聞きするのが、いわゆるケーブルテレビの告知端末との関連性がなかなか、ちょっとわからないよと。今後の運用につきましては、防災関係につきましては、防災行政無線のみで放送するというのを、こちらのほうは周知をしたつもりでございますが、その辺がなかなか御理解がいただけなかったというところがございます。

それからもう一つ、よく聞くのが、いわゆるラップでございます。家の近くにラップがあるので、すぐに聞こえるので家の中までは要らないよというようなお話も何件かお聞きしたところでございますが、今、先進的に導入されております町村のほうに聞きましても、やはり豪雨等におきましてはラップからの声というものはなかなか雨、風等にかき消されて聞こえづらいというようなところのお話も聞いておりますので、その辺も丁寧に御説明をしながら御理解いただいているというところがございます。

今後につきましては、やはり1,000世帯が申し込みをまだいただけてない状況もございまして、今後は戸別に、まだ申し込みいただけていない世帯のほうは把握しておりますので、お電話あるいは職員のほうが実際お宅のほうに参りながら、御説明を兼ねて、またお願いのほうに回ってみたいというふうに、今考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） できるだけ全世帯加入という方向で、ぜひ進めていただきたいというふうに思っておりますが。

いろんな文書の発送、あるいは戸別に対応されるということでございますが、どうしても、なかなか戸別に相談に行っても理解できないような世帯もあるかというふうに思いますが、そういったときには、いろんな自治会でも取り組んでおられると思いますが、自治会長さんあたりも、そういったことでは、随分各戸を回りながら努力をされていることも聞いておりますので、できればそういった自治会長さんあたりにもう一度お願い

をして、設置についての協力をお願いするというような方法も、ぜひしていただきたいなというふうに思っておりますので、その辺についてよろしく願いをいたします。

それから、19世帯、文字つき表示の戸別受信機の設置要望があったということでございますが、これは耳の不自由な世帯の方であるというふうに思っておりますが。この19世帯であります、町でなかなかそういった世帯が何世帯あるかということは把握は難しいかと思いますが、その辺の、この文字表示つき戸別受信機、これについての推進と申しますか、これについてはどのようにお考えかをお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 文字表示つきの19世帯の申込者の方でございます。現状で、今19世帯の方から申し込みのほういただいております。いずれも身体障害者手帳の耳の御不自由な方のほうからいただいているというところでございます。こちらとしては、ほぼ、そういった該当の方につきましては申し込みのほうを確認を済んでいるように感じておりますけれども、再度、本庁のほうの担当課であります健康福祉課等とまた協議を重ねまして、わからずに申し込みをされていないという方がございましたら、行政無線のほうで確認のほうをとりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 次に、効果と具体的な運用方法ということでございますが、今回、無線ということでもありますので、当然、断線ということはなくなるということでございます。

しかし、無線が確実に届くかどうかということではありますが、特に津和野町あたり、大変山が多い起伏に富んだ地形でありますので山かげに民家があるとか、いろんな状況が違うわけですが、特に戸別受信機の設置におきまして、受信状態は現時点でどのような状態であるのか、また、そういった受信が難しいような世帯についてはどのような対策をとられているのか、これについてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） やはり議員さん御指摘のとおり、本町、大変急峻で山深い土地柄でございます。そういったところは当初から予定されておりましたので、その辺の対策のほうもとってきたところであります。

今、設置のほう完了しておる世帯の状況を見ますと、当初こちらのほうが考えておりましたより、電波の受けぐあいのほうがよろしいような状況でございます。多くのところでは、いわゆる戸別受信機の内臓のロッドアンテナのほうで受信ができるというふうに聞いております。

また、どうしても山深い集落等におきましては、ダイポールアンテナといいまして、家の外に簡易なアンテナをつける、あるいは八木式のアンテナ、大きいアンテナでございますが、そちらのほうをつける世帯のほうもぼちぼち今、できたというふうなお話を

聞いているところでございますが、多くはロッドアンテナで、今のところは対応できているという話でございます。

今後、まだ1,000世帯程度の取りつけでございますので、今から設置する中では、やはりダイポール、八木式のアンテナをつけざるを得ないという御自宅のほうも出る可能性があらうかと思いますが、いずれにしましても電波が届かないという状況が生じましては本来の意味がなしますので、それにつきましては対応を十分に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 次に屋外拡声子局ですが、これが23カ所、津和野町内に設置されると思いますが、ここについては双方向通信が可能ということです。緊急時の親局での受信体制が、十分とれるかなというふうに思っております。非常に、緊急時ですから混雑して、いろんなところからの情報を受けるというような立場に親局となる状態が考えられるわけですが、そういった複数の受信に対して対応できる状況になるのかどうか、こういったことはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 広範囲にわたりまして災害が発生した場合には、今現状のNTTの電話あるいはケーブルテレビ電話等におきましても、特に25年災害の発生時等におきましては、かなりの住民の方からお電話をいただいて、つながりにくいというようなお話もいただいたところでございます。

親局と再送信子局とのやりとりにつきましても、複数の回線のほうを準備できている状況ではございません。そういったところで、今後、町長の答弁にもございましたが、運用面の検討を今から努めてまいりますので、そういった中で、そういった集中した場合の対処の方法等、十分検討してまいりたいというふうに思っております。現状のシステムの中では複数の複数台で、親局のほうもどうしても1局になりますので、管理するということできませんので、その辺の管理の運用の部分で何らかの検討をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、関連でございますけれども、当然、災害等起こりましたら電気が寸断という状況にならうかと思えます。この場合、拡声子局も含めまして当面の電気が、停電になった場合のバッテリー等につきましては、最低限の容量を持ったバッテリー等を、蓄電池を持っておりますので、その辺につきましても、ある程度対応がなされているというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 次でございますが、少し運用方法のことですが、屋外拡声子局からどのような情報を流されるかということですが、当然、災害発生時の避難準備情報あるいは避難勧告あるいは避難命令、緊急地震速報あるいは火災発生のお知らせ、消防団の招集、鎮火報告などが考えられますが、市町村によっては朝・



昼・夕方の時報を知らせる音楽あるいは鐘、サイレンとかチャイムなどの放送を流すところもあるようですが、現在考えておられるこの屋外拡声子局からの情報は、どのようなことを考えられておられるのか、これについて伺います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） まず、大原則でございますが、防災行政無線運用開始となりましたら、町長答弁にもございましたように、防災系の御連絡等につきましては防災行政無線のほうから行います。それ以外の一般行政情報等につきましては、従来どおりケーブルテレビの告知端末のほうから行うということでございます。

運用方法につきましては、まだ詰めている状況でございますが、先ほど議員がおっしゃいましたような情報、火災等の消防団の招集、鎮火の情報あるいは当然避難勧告、避難準備情報等々はもちろんでございますが、それに関します事前の天気等の防災情報等も流す予定にしております。

それから、チャイム、音声でございます。これにつきましても、現状のところも流しているところでございますけれども、やはり日々の機器のほうに不具合がないかという確認の意味もございますので、頻度につきましては、まだ検討中でございますが、現状のところではチャイムあるいは音声等で定時に流す方向で考えているところでございます。特に機器の確認というような意味合いも含めまして流す方向でございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） いろいろ流されることも、これからの検討課題であろうというふうに思いますが、いろいろと騒音被害等も、いろんなところで出ているというようなこともありますので、あんまりそれを使って流し過ぎるということは、またちょっと、そういったことも出てくると思うし、いざちゅうときに緊張感が欠けるというようなこともあるというふうに思いますので、その辺を少し検討して、どういった情報を流すか検討いただきたいというふうに思っております。

次でございますが、防災無線の施設と景観ということで、今回、一般質問をさせていただいております。役場の前にできております施設でございますが、回答の中で、場所については中庭を検討したということでございますが、面積的に無理ということで現在の位置に建てかえるということでございます。そして、音が出るということで、周りを防音壁で囲んだということですが、これができたときに、突然黒い囲いができたということで、これは何かなというふうに私も思いまして、町民の方からも何人かの方が、あそこにああいうものができたがどうかなあというような声も若干聞きました。そういったことで、きょう質問をさせていただいておりますが。

特に、津和野町の場合は景観条例というものもつくっています。そして、景観計画区域、これは全町であろうと思いますが、また景観形成地区というものも地区指定をしながら、こういった景観を守っていこうということを非常に強く進めている町であります。あの施設が、この条例に違反するとか、そういう建物ではないというふうには思います

が、観光客をもっと呼んできて、誘致もしながら進めていこうという町にしては、あそこにああいうものができたというのは、いささかどうかなという気が私も感じておりますが。特に本庁舎の前でありまして、一番人が集まるところでもあります。あるいは観光客の方も、この日原地区にも来られる、そういったことも十分あるわけでございますが、これについて、そういった景観的なことも、これをやられるときに検討されたのかどうか、その辺についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） まず、今の現状の場所に先ほどの設備が置かれた状況でございますけれども、これにつきましては町長の答弁にあったとおりでございます。当初は中庭のほうにということで、仕様のほうではうたっておったんですけれども、実際、施工業者のほうと工事に入る現状では、ちょっと中庭のほうにおさめるほどの大きさでなかったという部分と、中庭のほうに持っていく道筋がちょっと本庁舎のほうは狭いということでございまして、当初はクレーン等でつり上げをして何とかいかないだろうかという話もしたんですけれども、それもちよっと、なかなか大きいものなんでできないという状況で、現状の場所に設置したところでございます。キュービクルがそもそも中庭にございますので、そことの距離もございまして、今の現状の場所に設置したところでございます。

当然、議員御指摘のとおり、景観条例、本町ございまして、それにつきましては検討してまいったところでございます。特に色でございますけれども、景観条例上、近隣に溶け込む色をすべきということでございましたので、現状申し上げました色のほうが白、シルバー、黒といたしますか、あれはダークブラウン、焦げ茶色という色でございまして、その3色の中からどれがいいかということで選択をしたわけでございますが、景観に溶け込む色という大原則のもとで、現状の焦げ茶を選定したところでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 検討もされて、一番溶け込む色であるということで設置をされたということでございます。何にも感じない人もおられるかと思いますが、どうかなあというふうに思われる人もおると思いますが、これから町民の方からいろいろの反応もあるかと思いますが、そういったこともまたしっかり聞きながら、これをやりかえるというようなことも、なかなか難しい状況とは思いますが、そういった町民の声もまた、今後は少し聞いてみていただきたいとそういうふうに思います。

緊急時の物資の状況についてはお聞きをいたしました。どれぐらいの災害が発生するか、なかなか想定はつきませんので、どれぐらいの備蓄をすればいいか、そういったところも大変問題ではあるというふうに思いますけれども、最大限の備蓄について努力をしていただきたいなというふうに思っております。

あと、6月議会で同僚議員からの一般質問もありましたが、業務継続計画の中で指摘をされておりまして食料供給協定についてもありましたが、こういったところも、ぜひ検討いただきたいというふうに思っております。

それから、自主防災組織の状況でございますが、28行政区中9組織が結成されているというような回答でありました。また、まちづくり委員会でも防災についてのいろいろな取り組みが行われているようでありますが、私は、やっぱり命にかかわるような問題でありますので、まちづくり委員会での取り組みも、こういったところはある程度必須事項として、町からお願いをしたらどうかというふうに思います。自主防災組織等も結成することが一番とは思いますが、地域により、どうしても取り組めない地域もあるかというふうに思いますが、最低でも緊急時の連絡体制の確立ぐらいは、やっぱり全地域で確立すべきではないかなというふうな思いがしております。

それから、防災無線とはいいいながら、情報は各世帯に届けられるわけですが、やっぱり聞き逃し、こういったことも当然あるというふうに思います。そういったときに地域での連絡体制というのは大変重要であるというふうに考えます。啓発に努めるというような回答もありましたが、これらについてどのように啓発をされているのかということ、それからまた回答の中でありました地域提案型助成事業を活用して、非常用持ち出し袋等の防災用品の整備に取り組む地域もあるという回答でありましたが、こういったものは、その一部のまちづくり委員会で準備するというより、町全体として全世帯に、やはりこれは行き渡るようなことを考えていくべきではないかというふうにも考えますが、この辺についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 自主防災組織につきましては、世帯割で20%ということでございます。ただ、これにつきましても私どもが確認しておりますのは、ここで自主防災組織としての規約を持っている、あるいは自治会の規約の中で、その自主防災に関しての部分が書いてあるところの数字でございまして、実際、自治会活動とされましては、当然、自助・共助の観点から、こういった活動はほとんどの自治会のほうがされているというふうな認識でございます。大変、本町の自治会のほう、どちらの集落のほうも、そういった防災意識というのは大変高いところをお持ちというふうな認識でございますが、ここでも統計上、県のほうに報告しております部分でございますと、いわゆる自主防として規約を持っている、あるいは自治会の会則の中にそういったものをうたっているという数字でございまして。

それから、今後の周知の方法でございます。大変ありがたいことには、出前講座等で本課の職員が本当、よく呼んでいただきまして、防災に関する話をさせていただきたいというふうな話を、ここ数年いただいているところでございます。特に、25年災害を受けまして、その辺で住民の方もそういった危機意識を持たれているというところでございます、そういった場所を通じながら、防災の意味合いとかそういったところも周知

をしているところでございます。当然、広報等でも定期的に、広報活動等も通じまして、今後も周知をしてみたいというふうに考えております。

それから、備蓄の関係でございます。議員御提案の部分でございます。緊急時におきましては、いわゆる救急的な物品も当然必要になろうかと思ひますし、飲料水あるいは短時間での食料的なものも必要になろうかと思っております。全世帯へという御提案でございましたが、現状では、なかなかそこまで至ってないというのが正直なところでございます。本町といたしましては、まちづくり委員会等の補助金等を使われて、今後も準備をしていただいたらというところでございまして、全住民のほうに、全世帯のほうに一律配付というのは、現状では今考えておりません。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） いろんな、これは予算的なことも十分あるというふうに思ひますが、一部ということできしに全世帯という考え方で、ぜひまた検討を進めていただきたいというふうに思ひます。

次に、土砂災害特別警戒区域基礎調査の状況についてでございますが、回答の中で津和野地区が済んで、ただいま縦覧にされているということでございまして、日原地域については、今年度より一部の地域において調査、説明会等を行うということでありまして、これは、それらの状況をまっして対策を練るということになろうと思ひますが、特に土砂災害——現在、これには二つ、土砂災害の警戒区域、いわゆるイエローゾーンと、新しく土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンということで、これ呼ばれているということでございますが、津和野地区でこのレッドゾーンといった区域、これが調査の結果出てきているのかどうか、その点について一つお聞きします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 津和野地区におきまして、数までは覚えておりませんが、現実にはあるということで、10カ所以上はあったというふうに記憶しております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） このレッド地域の、基礎調査の中で出てきた部分をどうするかということが今後出てくるというふうに思ひます。最終的には県が指定するんではないかと思ひますが、当然、町のいろんな意見を聞いてそういったことがされるというふうに思ひます。ぜひ、この辺について、いろんな条件が出てきますので難しい部分もあるかというふうに思ひますが、安全を第一にした方向で検討していただきたいと思いますというふうに思っております。

最後でございますが、日原中心市街地の防災対策ということでございまして、私、これを今回、一般質問を取り上げましたのは、ハザードマップを見ましても一番危険地域が目につく地域であります。土砂災害の警戒区域として急傾斜、そして土石流、この二つがあるわけでございまして、この日原中心市街地を見ますと、それらが全部関係をして

きております。特に土石流の関係では岩川、これが栄町から扇町、そういったところまで全て危険地域ということになっておりまして、その下の春日谷、これについても土石流の危険地域であります。そして、その下の下の谷川、これも土石流の危険地域になりまして、そして山側に行きますと急傾斜でございます。全て、こういったことに囲まれた日原市街地でありますので、大変住民の方も不安を抱えておられるというふうに思っているところでございます。そして、中の避難所についても、全てこういった危険地域に指定をされております。回答にありました日原小学校、これが唯一、この警戒区域から外れているかなというふうに思いますが、しかし、高津川の増水による氾濫が起きれば、こういったところも危険であるわけでありまして。

そういったことで、特にこの地域はこういった災害が発生したときにどういった避難命令を出し、誰がどこに行くとか、きめ細かい、これをやっていかないと大変な状況になるというふうに私は思っておりますが。避難所の関係につきましても、対岸の枕瀬地区においては、こういった土石流等の区域はありません。ただ、急傾斜地域のことありますけれども、日原診療所あたりは、まあまあ安全な地域ということではないかなというふうに思いますが。そういったことを考えると、早目の避難誘導ということで、枕瀬地区あたりをもう少し、市街地の避難場所としても考えていくべきではないかなというふうに、ちょっと考えているところでございます。なかなか場所的なこともあって大変難しいとは思いますが、その辺を考えていく必要があるのではないかなということと、それから岩川が、一番これ、保全対象が多いところでありまして。人口にして484人、人家にして167戸、これが保全対象ということになっております。

そういったことで、この岩川については砂防指定が1本入っておりますが、これ、河川自体は砂防指定河川ではなくて、恐らくその砂防の堰堤があるとこだけを砂防指定地として、あの堰堤がつくられるというふうに思っておりますが。もし、これだけの保全対象があるということになると、できるかできないか、私わかりませんが、砂防指定の堰堤をもう1本入れるとか、そういったインフラ整備はできないのかなという、こういった避難体制もつくっていかねばなりませんけれども、そういった不安を和らげるためにも、そういったインフラ整備、これは必要ではないかなというふうに思っております。

あと、今、市街地と言いました桜谷川についても、これも砂防指定で堰堤の大きいのが入っております。このあたりも同じことではございますけれども、何かそういったインフラ整備ももう少し進めるべきではないかなというふうに感じておりますが、その点についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） まず、岩川の関係でございますが、県道に沿ってずっと奥に入っておるところについては、議員も御存じのように砂防堰堤がつくられております。一応、その規模に応じて設計をされて施設をつくっておりますので、これまで

の想定の中の雨量であれば、何とかもつというふうなことでございますが、最近はその想定を超えるというふうなところもございまして、安心もできないところでございますが、この辺のところでは国の基準なり変われば、また整備するような方向になるのではなかろうかというふうに思っております。

一つ申し添えますと、県道須川谷日原線の日原側、通称、三段道路の2段目から3段目、谷側が崩れておるといことで、今工事をしとりますが、あの下のところには砂防堰堤も整備されております。その辺のところでは県の見解としては、今それで対応できるというふうな考えをお持ちと思っておりますし、桜谷についても同じように、これまでの災害の規模を想定しながら、安全を確保できるという施設であるというふうに聞いておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 枕瀬地域への避難でございます。本町の場合、町長答弁にございましたように、公共施設を基本に指定緊急避難所のほうを設定しておりますので、考えられますところといたしましては、日原診療所あるいは老健せせらぎあたりになろうかというふうに考えておりますが、いずれにしても、その施設が医療機関等でございますので、その部分でもちょっと難しいかというふうに考えております。とはいいいながら、岩川、下の谷川等の土石流の発生というような状況が考えられる場合には、避難判断をする段階で、枕瀬地域への避難のほうも考えるべきというふうに考えておりますが、ただ高津川というものがどうしてもございますので、当然避難する場合にはどちらかの橋梁を渡るということもございまして、その辺の高津川の増水状況等も考えながら総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 最後でございますが、もう一点、市街地で避難所を高台にどうかという質問をいたしました。場所的になかなか難しい地域でありますのでどうかとは思いますが、やはり高津川が増水をした場合、なかなか高津川沿いで避難というのが難しくなるというような状況も、今後考えられるというふうに思います。少し高台でそういったところがあれば、そういったところを避難所に指定するという方法も検討すべきではないかというふうに思っております。これも、私が今どこであるということは持ってはおりませんが、地域の人とそういったところがないかどうか、少し検討をしていくということもしていただきたいなというふうに思っております。

以上でございますが、大変異常気象が頻発する時代になってまいりました。津和野町においても防災無線という新しい設備を準備して、この防災に力を入れていくわけでございます。あらゆる面で人命を守るということに対しまして、さらなる努力をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上、5番、草田吉丸君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、10時10分まで休憩といたします。

午前9時57分休憩

午前10時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序7、3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 議席番号3番、米澤宥文でございます。通告に従い、2点質問をいたします。

まず一つ目に、中座バイパスと県道萩津和野線連結道の建設要望についてを質問をいたします。

国道9号線から、津和野の東の玄関口が青野トンネル出口からJR津和野駅方面に通じる県道萩津和野線であり、平成30年3月末完成をめどに現在建設中の9号線中座から、道の駅なごみの里前の県道萩津和野線に交差する中座バイパス2,160メートルは、西の玄関口になると思います。中座バイパスの完成により、山口、岩国方面からの交通量は飛躍的に多くなると思われま

す。しかし、残念ながら、なごみの里前交差点から100メートル先の川向こうの県道萩津和野線に連結道路の計画がないと聞いております。

ちょっと説明させていただきますと、鷺原地区には、全国でも珍しい2本の県道萩津和野線が通っております。1本は、東の玄関口であります国道9号線を出たところから鉄砲丁、殿町、津和野高校を通り、鷺原公園西交差点を左折して萩市へ向かう線であります。もう1本は、鷺原地区の清水で県道萩津和野線を左折し、新橋を渡り、津和野道の駅なごみの里の前を通過し、流鏝馬橋で、本来の県道萩津和野線と交差する線であります。

この2本の県道萩津和野線を結ぶ連結道路建設が可能であれば、次のような効果が見込まれると思います。

まず、一つ目に、木部、畑迫、萩市田万川、益田方面は、現在、道の駅なごみの里から大きく左に迂回し、1,000メートル走行で鷺原公園西側交差点に至ります。連結道路取りつけ可能なら、半分の距離の500メートル走行で鷺原公園西側交差点に至ります。

2番目に、逆に、木部、畑迫方面からも、直通とはいませんが、1カ所曲がれば国道9号線に至りやすく、益田、山口、また柿木津和野停車場線を通って岩国方面に行きやすくなります。

三つ目に、国道9号線から中座バイパスで来町される観光客や来町者が、旧堀氏庭園や太鼓谷稲成神社、また津和野高校の父兄等は津和野高校に行きやすくなります。

4番目に、緊急車の救急車や消防車が木部、畑迫方面への進行が500メートル短縮でき、緊急現場にいち早く到着いたします。警察車両につきましては、でき上がった後に検討するとのことでありました。

5番目に、現在、建設計画中の山陰道への円滑な通行へもつながるのではないのでしょうか。木部、畑迫方面とは逆方向へ向かい、右折し、また左折して目的地に行くのは不自然であり、不親切な道路と言わざるを得ません。燃料と時間の無駄でもあり、地球のエコにもなりません。

以上、住みやすい津和野町の生活道路、また、観光客に親切でおもてなしにもなり、観光立町としての観光道路のためにも、連結道建設の要望書を津和野町から島根県知事に提出されてはいかがでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

中座バイパスと県道萩津和野線連結道の建設要望についてであります。平成26年3月になごみの里において開催された津和野川・名賀川災害復旧助成事業に係る地元説明会において、議員から同様の要望をされたと聞いております。議員の要望に沿った線形となった場合、いろいろな利点があることは理解できますが、現状では課題もあると考えております。

一つは、今の時点では、県が作成した災害復旧助成事業の整備計画の変更は困難であること、二つ目は、これまで町が要望してきた事項に含まれておらず、県の県道整備計画に掲載されていないこと、三つ目が、沿線住民の理解が得られ、なおかつ予定路線の用地の確保が果たして可能であるのかが課題となります。特に沿線住民の理解について、県は最重要の採択要件であるとの認識でございます。

現在、本町としては、主要地方道萩津和野線の整備が重要であり、県に対して町道森野坂線、新橋から幸橋間の県道昇格、道路改良を最優先に要望しております。県も財政的な問題があり、優先順位をつけながら県道整備を行っており、新規要望に対して、早急な対応はなかなか困難であるとの説明を受けております。

議員御提案の建設要望については、その効果は理解をいたしますが、関係する沿線県道改良整備期成同盟会とも協議する必要がありますので、今後の課題とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） ただいまいただきました答弁の3点について質問をいたします。

一つ目の災害復旧助成事業の整備計画変更は困難とのことではありますが、災害復旧整備計画とは、全く別物と考えております。この連結道は新規であり、もとあったところ



に復旧するものではありません。災害復旧の復旧のことはちょっと聞いたことがあります  
が、災害復旧はもとの位置に建設または道路をつけるもので、道幅等、また橋の幅をほ  
とんど変えることはできないと聞いております。現に名賀の田んぼの災害復旧、橋の復  
旧等を見ましても、全くそのような状態ではないかと思っております。田んぼも、小さ  
い町は小さい町で一緒にすればいいんじゃないかなと思うこともありますが、全くその  
とおりに再現した復旧をされているように見しております。

二つ目の、これまで町が要望してきた事項に含まれていないとのことではありますが、  
だからこそ新規に要望して、県道整備計画に記載していただくべきではないでしょうか。

三つ目の沿線住民の理解につきましては、木部、畑迫方面、また地元住民も、大きく  
迂回し、または下流に行きましては狭い風呂屋橋を通過して稲成神社等、目的地に行かれ  
る方も随分おられます。また、帰宅をしております。

その建設に対して、反対する理由が見つからないと私は思っております。強いて言え  
ば交通量がふえる、これは活性化があつていいんじゃないかと思っておりますけれども、  
このことが予測されると思います。そして軽自動車はなごみ上の大蔭橋を渡り、連結道  
と似た条件で近道を通って、鷲原八幡宮側の県道萩津和野線に通る車両がたくさんあり  
ます。

予定路線の用地の確保は可能と思われます。それとなく聞いておりましたが、協力は  
するというものであります。

現在聞いたところ、悲観的な、ちょっと寂しいような答弁ばかりですが、まずは要望  
書を提出しないと前には進みません。要望書を提出しても、1年や2年、3年でできる  
とは、実現するとは全く思っておりません。

そして現在、本町は新橋、幸橋間の町道森野坂線の県道昇格が重要であることは認識  
し、理解をしております。そのために測量も始まっております。そして、この町道森野  
坂線につきましては狭いところがあり、大型自動車同士が離合できない、バスも待つて、  
お互いに離合している状況もよく見ます。小中学生、高校生の通学路も必要なことはわ  
かっております。このことは頑張りたいと思っております。

連結道につきましては、まずは要望書を県に提出していただき、県の整備計画に記載  
していただく努力は必要ではないでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、助成事業の関係の整備計画が今、土木のほうでつくっておられます。通  
常、その計画をつくる際に、当然国の査定を受けるというふうなことでございますが、  
橋等をつくる場合については、将来このあたりに橋をつくりますというふうなことで、  
実際は査定を受けてくることになってまいります。今回の場合に、そういうことではな  
くて、改修も含めて河川整備を行うというふうなことになっておりますので、国におい

て、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、略して適化法というふうに呼んでおりますが、この関係がひっかかってくるであろうというふうに思っております。年数については何年というのを把握しておりませんが、7年か8年か、そのあたりの制限がかかってくるのが、まず1点ございます。

それから、町長が答弁いたしました中の県の関係で、今、計画に入っていないというふうなことでございますが、県の基本的な考えとしては、今、森野坂線のほうを県道昇格をした際に、議員がお話しになった高津川左岸、城山の下を通つとります鷺原橋から幸橋の間でございますけども、それについては町のほうに移譲するというふうな考えでございます。森野坂線が県道昇格になる、イコール、対岸の高津川左岸については町道に移管するというので、町のほうで管理をしてほしいという考えでございます。

これまでの要望を、平成元年ぐらいから要望しておりますが、県道に昇格したときには、町のほうで町道で管理していただけるものというふうなことでお話がなっておったようございまして、県のスタンスはそういう気持ちでおります。となりますと、その橋をつける県の大義名分がないという状況でございまして、町のほうに言われとるのは、町費でつけてくださいというふうな基本的な考えを持っておられるところでございます。このあたりのところが大きな問題になるかというふうに思います。

それから、現場に行きまして、実際どうなるのかなというふうなことで検討させていただきました。山田土木さんの倉庫がありますところのなごみ側でございますが、その堤防高、改修事業でもう少し上がるのかもしれませんが、現状の今の堤防の高さと、歩道がついておりますが、鷺原公園側、大体1メートル低くなっております。1メータは最低でも持ち上げないといけない。それからあと、橋をかけるようにすれば桁がかかってまいります。最低でも1メートルは上げないといけないというふうなことでございまして、歩道から今、県道の車道の部分が約60センチぐらい下に下がっておりますので、最低でも2メートル60は持ち上げないと、車が通るのは難しいだろうというふうに判断しておるところでございます。そうしますと、吉岡商店側について、どこまで持ち上げないといけないかというふうなことにもなりますし、水的な、その排水路がどうなるのかというのも、まだ実際にはわかりません。

それと、農業用水路が山手のほうに、今、名賀川からサイホンで水を引いてきておりますが、このあたりのところも、最低でも2メートル60ですので、埋没してしまうというふうな問題もあるのかなというふうなところでございます。

それと、現県道の幅員が狭いというふうなことで、車道内で大型バスが曲がり切れるか。多分、回ろうとすれば、反対車線まで切り出していかないと難しいのかなというふうな状況もあるなというふうなことで、現場は見させていただいたところでございます。

具体的なお話しますとそのあたりもございまして、あと、沿線住民の理解というふうなところは県で求めています、県としては、県道昇格になれば町のほう

で管理をしていただくので、町のほうでという考えを持っておられるところでございます。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 堤防等、また鷺原公園側の高低差というのは、私らじゃ、測量機器を持ってませんのでわかりませんが、2メートル60、左岸側の道路を上げないとだめということです。さまざまな条件が、こうやって聞いてみますと出ますけれども、しかし、何らかの手が打てればと思います、これは難しい問題でしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 仮に高津川左岸側の道路、鷺原公園側の道路が町道になるというふうなことであれば、やはり県に要望しても、柿木津和野停車場線が萩津和野線と合流して、合流したところから町道までつなげる県道というふうなときになった場合に、費用対効果で、なぜ、しないといけないのかという問題も出てまいりましょうし、かなりのお金になってまいるところでございまして、現実、森野坂線が県道になると、要望にも上げられないというふうな状況になると思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） こういうことは、私らは専門でないのでわかりませんが、例えば2メートル60、右岸側をそのまま、もしくは少し削って——削るわけいかんですね、堤防だから。傾斜をつけた橋というのはできないもんですか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 仮定としましては、できるのでございますが、現実問題としては、増水をして堤防の片一方の高いほうの高さまでは水が来るというふうなことでございます。下げるということになると、当然、橋の桁に水が当たるということになりますと、当然、流木が流れたりしますと、それによって橋が落ちて、橋が落ちるとそれがせきとめて下流のほうに被害が及ぶというふうなことで、仮に計画をしても河川を管理する県としては許可が出ないというふうなことになってまいりますので、どうしても最低でも2メートル60センチ以上は持ち上げないと、橋をかける許可も出ないという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 素朴な質問ですが、右岸側より左岸側が低いということは、ある程度出たら、左岸側は皆、越水して水の中に入ることです、住宅も何も、皆。特に、これは要らんことですが、新橋のとこだけ、極端に狭くなっております、土地の広さが。でも、そういうことを計算して、今、1メートル20掘り下げると、川床を、計画で進んでいるところですが、そういう心配は余りないんじゃないかなと。この前の大洪水でぎりぎりだったものを、さらに1メートル20下げるといふことですので、その心配はないような気がするんですが、それはわかりませんが。

なかなか難しいということであり、また町道に譲っていただいたときには県からは難しいということであれば、また町の重要課題、住民は恐らく反対の理由はないと思うんですよ、これほど便利なものを。せっかくあそこまでついたものが、全然利用できないとはいませんが、もったいないなと思っておりますので、今後の重要な検討課題としていただきたいと思います。

また、中座バイパス建設計画時には、この連結道路取り付けの話はあったと関係者の方から聞いております。いつの間にかなくなると、これは仕方がないことです。

3年前の平成25年7月28日に発生しました津和野町の激甚災害復旧も、平成30年には、ほぼ完了すると思われまふ。津和野町としても森野坂線の次に、次の目標にしていきたいと思っております。そして、このすばらしい中座バイパスを建設をいただき本当に感謝しております。しかしながら、中座バイパスの価値をさらに高め、観光立町、津和野町の将来を見据え、そして住民が暮らしやすい町を目指して、ぜひ実現するよう重ねて努力をお願いしたいと思っております。

それでは、次の質問に入ります。2番目に、津和野城跡災害復旧仮設道路完成後の修復及び整備計画についてを質問いたします。

青野山県立自然公園は、津和野のシンボル、青野山を中心とする山岳地域、津和野城跡を中心とする歴史・文化景観の地域、モリアオガエルの生息地として有名な千倉沼の湖沼地域の三つからなっております。

津和野町の誇る築城692年の、吉見氏が築城しております津和野城跡は日本の山城として、その規模において代表的なものとして昭和17年10月に国史跡に指定されております。昭和17年というと、多分、戦時中であつたと思ひます。すばらしいことだと思っております。

平成28年3月末に津和野城跡災害復旧仮設道路1,311.7メートルが完成し、豪雨から本丸と出丸の間の平坦地に至っております。

津和野町の観光振興に大きく貢献し、また多くの町内外の方が関心を持たれている災害復旧仮設道路完成後の城跡修復計画について質問をいたします。

まず一つ目に、城壁修復着手の時期と期間、予算がわかれば予算、おおよそでないと思ひますが。

二つ目に、城壁下の樹木伐採時期と期間と予算。樹木伐採につきましては、いろいろな規制があることは知っております。

三つ目に、崩落危険度カルテの作成はどうなつていふでしょうか。

四つ目に、町民代表参加の調査、整備委員会等の設置はいかがでしょうか。

五つ目に、石垣表面の除草と小木——小さい木がたくさん生えております——これの除去計画。ほつておけば、また大きくなつて石垣に影響を及ぼすと思ひます。

樹木の根による被害は、松江城では平成23年、石垣上の松が傾き、一部が崩れていふます。平成24年の新聞報道では、福島県の国史跡小峰城、香川県の高松城、国宝であ

ります兵庫県の姫路城、滋賀県の彦根城、愛知県の犬山城、長野県の松本城、これは主に明治期以降に植樹した桜が原因で被害が出ております。

文化庁が、植栽によって史跡が壊される可能性があるとして把握する事例は全国で約10件あるとしています。しかし、津和野城跡は、桜などの植栽ではなく、大半が種で飛んできて、石垣の間や真上で約100年成長し、そして石垣を壊し、また壊すおそれのある箇所が多くあります。

安来市の教育委員会、月山富田城整備を担当する文化課の方にお話を聞くことができました。月山富田城では、平成27年度から5年計画で伐採に着手され、城壁内の樹木伐採及び城壁下の樹木伐採に取りかかられております。予算は、5年間で約5億円、そのうち国の補助金は2分の1の2億5,000万円、県の補助はなし、残り2億5,000万円は起債なしの市の自主財源と聞いております。月山富田城では、5億円の予算のうち3億円が樹木伐採費用に充てられております。県立自然公園施行法令等厳しい条件もありますが、安来市の月山富田城では諸条件をクリアし、既に平成27年度から整備に着手しておられます。

しかし、多額の予算が必要となることも事実であります。とはいいいましても、石垣あつての津和野城跡です。修復等の事業が早期に実現することを強く期待しまして質問をいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、3番、米澤議員さんの御質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、1番目でございますが、城壁修復着手の時期と期間及び予算でございます。出丸石垣修理につきましては、今年度着手しまして、平成31年度までの4年間、予算は約2億円の見込みであります。本城の石垣修理につきましては、平成32年度以降に着手をいたしまして、期間は6年間以上。これは現在、国のほうで、いわゆる認定をいただいている期間ということで6年間ということをお伝えをしております。予算については約5億円以上と見込んでおります。

続きまして、城壁下の樹木伐採時期と期間、それと予算についてでございますが、城壁下の本格的な樹木伐採につきましては、城下町から遠望確保のために必要であると認識はしております。文化庁の史跡現状変更許可や県の自然公園樹木伐採許可等の協議、手続を行うことが前提となります。時期は未定であります。期間及び予算につきましては、樹木伐採の規模や方法によって異なりますため、明確ではありませんが、石垣周囲の延長距離が長い場合、数年間、数億円はかかる見込まれます。今後、補助事業費の枠の中で石垣修理を最優先としながら、本城の石垣修理と並行して長期計画の中に組み込むことが可能か検討してまいりたいと考えております。

崩落危険度カルテの作成でございますが、津和野城跡では、石垣の崩落危険度の概要調査は実施済みであり、この結果に基づいて、出丸石垣から修理することにしておりま

す。石垣カルテは、石垣一面ごとの現状の記録台帳であり、修理箇所を検討する以外にも、万が一、崩落時に備えて必要となるものです。津和野城跡での石垣カルテ作成は、本城石垣修理設計に伴って作成を検討してまいりたいと考えております。

続いて、町民代表参加の調査、整備委員会等の設置でございますが、津和野城跡整備に当たっては整備検討委員会を設置をしておりますして、整備方針を定め、意見を伺いながら事業を実施しております。整備検討委員は6名で、うち学識経験者は大学教授等の4名、町民代表者といたしましては町文化財保護審議会の会長、町観光協会の副会長の2名の方に就任をさせていただいております。

石垣表面の除草と小木の除去計画でございますが、石垣表面及び石垣下の除草や小木の伐採を毎年秋に実施しておりますして、ことしも10月ごろに実施する予定であります。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 1番、2番、3番、4番は、大体わかりました。

5番目の石垣表面の除草と小木、小さい木の除去計画でありますが、これにつきましては伐採ではなく除木でないと、伐採、切っただけでは、また出てきますので、また大きくなって切るときには、また問題が発生すると思っておりますので、今、木を枯らす薬剤もありますので、できればその方法と、写真資料にもありますように人質やぐらと三の丸と、草で石垣が見えない状態になっております。もったいないと思っております。除草につきましては、それほど予算も伴わない、またはされるとは書いてありますけれども、できるだけされたほうがよろしいのではないかと考えております。

8月に津和野城跡で会った大阪の夫婦2人、まだほかにもたくさん来ておられましたけれども、やはり城跡が好きで、山城が好きで、月山富田城も行った、備中松山城、そして竹田城も行ったといろいろ話をしましたけれども、やはり、ここの城の石垣、崩れたところは置きまして、残ったところはすばらしいと言ってもらいました。本当にうれしかったです。それで、樹木伐採の最近の新聞報道は、愛媛県今治市の無人島の能島城跡、これは1500年ごろ、村上海賊、海賊ちゅうよりも、村上水軍というんですが、ここが城壁をつくったところですが、やはりソメイヨシノが植樹したのが遺構を壊して大変なことになっておるということで、市は地元住民向けの意見交換会を開き、順次、伐採や移植の方針を伝えておるとの切り抜きを、わざわざ町の人が持ってきてくれました。そんなこともあります。

ほかにも兵庫県の姫路市、これは国宝ですが、やはり白壁や石垣を傷めるおそれがある樹木を伐採計画、神奈川の小田原城址の小田原城跡でも、松やクスノキも、やはり年月がたち過ぎておって、大きくなり過ぎて、どこも問題を抱えているということと思っております。松江城でも石垣近くの樹木の根が石垣裏に侵入し、腹が出たような——はらみというんですが——高まるとも載っております。

築石、石ですね、石垣の裏にある石は雨水を逃がすための役割を裏込め石というそうで、これにも影響が出るということで、いろんな伐採方法を考えておられます。

木の根は石垣の天敵であります。これは新聞にも、いろんなことが載っております。例えば、本丸修復に10年かかれば、木の幹や根も成長し、10年間で、今から台風などの強風で揺れれば石垣を崩すということも、これも石垣の天敵ということでもあります。現状維持の管理伐採で申請すれば、被害の規模をできるだけ小さくできるともバヤスギで聞いております。これができるかどうか、今から実際に着手するわけですので、二重手間は避けるといわれればそれまでですが、もし、この管理伐採、危険な、危ないところだけできるかどうかをちょっとお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 管理伐採でございますけれども、もちろん台風等で傾いたりとかいうような事例が出た場合には、当然その危険を除去するというところで、許可がおりると思います。ただ、今の道をつけるときに県の自然環境課とも御相談をさせていただいてるんですけども、その時点で、とにかくなかなか木を簡単に切らせてもらえないというのが現状であります。

県立自然公園という指定を受けておりますし、保安林のほうについては、それほど厳しいことにはならないとは思いますが、特に自然公園のほうについては、一本一本について、今後、検討をさしてほしいというふうに言われておまして、仮に切るとすれば、この木は切っていいか悪いというのを、それぞれ御相談をしながら進めていくということになります。

ですので、本当の小木の部分については、いわゆる管理上、草刈りと同等のような形の小木については問題はないかと思っておりますけれども、ある程度の太みが出てきたもの、特に石垣等に絡んだものについては、切ることによって石垣を傷める、逆に切り株が腐った状態の中で、そこへ水が入って石垣を傷めるという逆のこともございますので、一本一本を、これが切れるか切れないという相談をしながら進めるというのを、今後の方針としても守っていかないといけないということがございます。

今、現状では、出丸のほうについては、一応確認をして進めておりますので、切れるものというのは、ほぼ確定をした中で進められますけれども、本城のほうにつきましては、今後のことになりますので、先ほども申しましたけれども、実際に危険な部分が生じたときでないと協議ができないのかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 樹木の伐採について、ちょっと反論ではないんですが、私が調べたことを言わせていただきます。

鳥取市の石工の棟梁、これは鳥取城の修復、二本松城、福島、これも修復したという方です。この方に、この写真を見せて聞いたところ、切ったほうがええか、切らんほうがええか、それは切ったほうがいいですよ、当たり前ですよ。例えば、切らなくてもどんどん成長して崩す、石垣を。切ったら、そこでとまりますと、成長も。腐っ

でも、どっちが被害が大きいからと、置いとくほうが大きいという答えをいただいております。

文化庁は平成13年度をめぐりに、樹木の根などによって、はらんだ石垣の修復についての手引書を刊行方針とあります。これは本当に刊行されたかどうか、私も確認しておりませんが、文化庁がこのように進めるのであれば、いろんな公園法とかいいましても、文化庁本体が進めることであれば難しいことではないんじゃないのかなと思っております。

それと多額の費用がかかるということであれば、やはり、ふるさと納税で寄附を募ってはいかがでしょうか。この、ふるさと納税に限って、ちょっと回答をお願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） ふるさと納税については、ことしリニューアルということで、10月末までのところで農産品等のカタログを、今、新しくリニューアルする予定にしております。また、ウェブ等も使ってふるさと納税を集めるための手段、こういったことも広範囲にしていこうということで、今、作業を進めているところでございます。

今回、ふるさと納税については、返礼品として何を送るかというところで農産品等カタログ等もリニューアルしているということでございますが、議員御指摘のこういった、例えば伐採、除草等について、この事業があるからというような目的の中で、このふるさと納税を進めていくというところにつきましては、ほかの事業も、例えばうちでいいますと、総合戦略で今回、基本的な目標としている若い女性が住みたいまちづくりという、そういった視点でこのふるさと納税をしていただくようなところも考え方として持っていますので、議員御指摘のところは、今後検討課題とさせていただきますと思います。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） こういう施設とか、例えば公園をつくる。千葉県のある山林の開発して、ふるさと納税で募ったところ、返礼なんかは多分なかったと思うが、かなり集まってできたテレビでもやっておりましたので、余り返礼品とかは考えなくてもいいんじゃないかとは思いますが、城の好きな人はやはりしてくれると思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、3番、米澤宥文君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、11時5分まで休憩といたします。

午前10時56分休憩

午前11時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。



発言順序 8、11 番、板垣敬司君。

○議員（11 番 板垣 敬司君） 11 番、板垣敬司でございます。今回、9 月の定例会において、4 項目について質問をいたしたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

まず最初に、国が進めております地方創生ということで、今回、本町が地域再生計画をいろんな形で積み上げたものを国のほうへエントリーし、最終的に二つの事業が採択された。そのような中で、地方創生推進交付金活用事業が、いよいよ着手されようとしとる中で、一つであります定住の基礎となる仕事をつくるという視点で、その先駆性が認められたということで、今回、私どももいただいております資料によりますと、企業誘致のための IT 人材スキルアップ事業の事業計画フローチャート図をいただいておりますが、全体の計画フローについて十分理解はしてはおりませんが、その中で、人材育成は特に中心的なテーマとして、この受け皿となり得るのは、現在、津和野町に進出してきたいただいております株式会社 Nex-E という会社のほうへ全てをお願いするものなのかどうか。

そしてさらに、年次ごとにいろんな形で、これから IT 産業の進出、雇用、そういったことで創業補助の予算組み等々がなされておりますが、その辺について企業誘致や、そしてこれから始まろうとしております受講者の募集等々について、今後の取り組みについて伺うものであります。

もう一つは、いち早く本町に進出をいただいております、先ほど申し上げました株式会社 Nex-E 様とバルトソフトウェア様の現状、人材確保と事業展開は、今日どのような推移になっているのかを伺いたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11 番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地方創生推進交付金活用事業についてでございます。

まず一つ目の御質問であります。企業誘致のための IT 人材スキルアップ事業の委託先についてでございますが、株式会社 Nex-E は IT 人材育成の委託先の候補の一つとして認識をしております。委託を行う事業者の決定方法につきましては、一般公募を含めたさまざまな形を検討している段階でございます。

本事業の中では、IT 人材育成に取り組むことで、習得した知識や技術を生かし企業へ就職することを目指しながら、新規創業という選択肢も盛り込むことで町全体の産業の底上げに寄与できればと考えております。新規創業への補助につきましては、他の方面からも支援を受けることができ、本事業の中では IT の利活用を事業の中心に捉えた新規創業者を想定しております。

株式会社 Nex-E が事業の柱の一つとして掲げている IT 人材育成は、町が IT 系企業の誘致に取り組んでいく際の課題である人材不足を解決する方法の一つでございます。

ます。そうした意味では、町が抱える人材不足という課題に対する解決策として、目指す方向性は同じであると認識をしております。日本国内のIT系事業の人材に関する状況としましては、独立行政法人情報処理推進機構が公表しているIT人材白書の2016年版において、およそ9割強の企業が人材の不足感を感じているとまとめられています。

近年、島根県全体としてもIT企業の誘致が進められておりますが、人材不足の課題は共通しており、町がそうした企業のニーズに合った人材の育成を担うことで町への企業誘致の促進、また地元企業においても、ITスキルを持った人材が不足していたがために取り組めなかったITの利活用が進められれば、町全体の発展にも貢献できるのではないかと考えております。

IT人材育成のカリキュラムについては、一定のITスキル、例えばマイクロソフトオフィスプロフェッショナルなどの習得を目指した内容としながら、町内の方を始め、UIターン者へも対象を広げながら、幅広く募集をしていきたいと考えております。募集要項等については、現在詳細を組み立てている段階でございます。

二つ目の御質問であります。バルトソフトウェア株式会社につきましては、平成27年1月から3名体制で津和野開発室がスタートしており、現在も同様の人数で業務を行っていると同っております。計画上は最大で7名体制を目標としており、現在3名のうち町内が1名、吉賀町1名、京都市1名となっております。

業務内容としては、大阪本社で行うプログラミング開発全体における設計などの一部の業務を切り出して行っており、大阪本社や和歌山にある開発室と打ち合わせを行いながら取り組んでいただいているところでございます。

今後の事業展開としては、採用するスタッフの技術やこれまでの経験値を考慮しながら柔軟に対応すると伺っており、まずは人材確保について、町としましても協力をしていきたいと考えております。

株式会社Nex-Eにつきましては、平成27年9月から4名体制でスタートし、現在は正社員6名、パート2名、合計8名体制で業務をされております。8名のうち4名は津和野町内の方で、残りの4名は益田市3名、吉賀町1名から採用されていると伺っております。また、4名の町内在住者のうち3名は正社員、1名はパートタイムでの勤務とのことでございます。

人材確保の面では、現在の8名体制に加え、正社員3名、パートタイム7名の合計10名の追加の求人を出されており、ハローワークや町の無料職業紹介所へも同様の情報を掲載させていただいているところでございます。

追加の求人を出される背景としては、新規案件の受注がふえてきたことと、受注の可能性が高い案件が複数存在しているためであると同っております。こうした案件の受注についても株式会社Nex-Eの営業努力と、センターで働く自社スタッフの教育に取り組んできた成果のあらわれであると認識をしております。

町のほうで伺っている事業展開としては、今後はスタッフのITスキルのレベルアップを図り、より専門知識を必要とする高品質・高単価の業務を受注していくことで経営基盤の安定化を図るとともに、津和野町に雇用の場を生み出しながら、コールセンター事業と並ぶ柱の事業である人材育成事業にも取り組んでいきたいとの意向を伺っており、このことは町の経済発展、人口減少対策にとっても非常に意義深いことであると認識をしているところでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 今年度、9月の中旬に、この最終的な国からの交付決定があつて事業実施ということになるのかなと思っておりますが、質問に入る前にちょっと確認なんです、この人材スキルアップ事業は単年度5,000万程度で3カ年の事業実施ということになっておりますが、国の交付金はあくまでも2,500万で、残りは一般財源を投ずるちゅうことで、そのようなことでよろしいでしょうか、どうでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 国からは、事業費ベースでいいますと5,000万、その2分の1が2,500万として推進交付金として入ってくると、あと残りの2,500万については、基本的には交付税措置ということで、地財措置があるということになっております。ただ、ハード部分とソフト部分では、その割合が若干異なるということで、今聞いておるところです。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） このフローチャートばかりで、私ほうのみにしてもいけないかなと思いますけども。今年度、環境整備ということで高津川清流館のセキュリティーを中心とした、それからスペースの改装等について既に設計管理等の事業は入札に付されているかなと思います、いち早くそういう事業を完成してほしいというような声もあるように聞いておりますが、来年の3月ぐらいまでに最終的な工事が終わるといふことで、よろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回の推進交付金につきましては、ハード部分とソフト部分、この5,000万に対して、およそ半分がハード部分、半分がソフト部分ということで、そういったハードだけで5,000万ということは、なかなか難しいということでもあります。

今回のハード部分の整備につきましては、設計管理のほうを、今、指名審査のほうを終わらしまして、今月中の入札ということになっております。議員が御質問なられたように、今回はことしのところで人材育成に関するところの整備と、それからもう一点は今回もセキュリティーの関係、そういったところもレンタルオフィスとして活用していた

だいておりますが、その辺の整備もあわせて行わせていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 人材育成ということで見ますと3カ年で21名を、できれば募集したいというふうに計画になっておりますが、さらにその最初の年、今年度は3人、しかも募集から始めて、来年1月からかなというふうに、3カ月ということで生活支援金等が予算のもくろみになっておりますが、その基礎学習をやって、さらに専門学習へ進むというそういうような型の仕組みにも受け取られますが、この修業年限というようなものはあるのか。そしてそれに伴う生活支援金、月々5万円というようなこともうたわれておりますが、そういうことが受けられるのかどうか、具体的なものがあるのかないのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） IT人材の関係で育成でいいますと、基礎専門学習の受講者というところでいいますと、今年度については議員御指摘のとおり3カ月ということでございまして、一つの受講については10名の定員を予定をしております。来年度が15名、再来年度、また15名ということで、およそ1年かけてこの受講をしていただくということで考えているところでございます。

ここにある、先般お配りしたこのフロー図のところで、今、生活支援金というところを事業計画上は、今持っております。ここの部分につきましては、この地場産業のIT化のところで環境整備の補助であるとか、雇用奨励であるとか、創業補助であるとかということで、これが企業に行ったり法人に行ったりというような補助金になりますが、ここの部分についてはトータルで、この補助のところの部分については今、検討中ということで、特にこの生活支援のところにつきましては、詳細を今、詰めているところということでございます。

最終的にこの部分が、例えば創業補助であるとか雇用奨励のほうに回るとかいうようなところも含めながら、今ちょっと検討をさせていただいているところでございます。

今回、この推進交付金の内示というのが8月中に出ております。8月中のところでも交付申請は今やっているところでございますが——内示額といたしましては事業費5,000万を全て認めていただいて、2,500万の推進交付金が交付されるというところで今、内示を受けているところでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） あわせて、先ほどの答弁でありましたが、新規創業者を想定しているということで、創業ないしは誘致ということも含めてでございますが、説明では来年度1社、その次の年に3社、そういうようなことも説明の中にもあったような気がしますけども。そうした新規創業なり、来られた場合に、環境整備補助というようなものが補助され、そしてその企業なり創業者に対しては雇用奨励金と

というようなものが支出されると、そういうことがこの事業に盛られているということで、ようございましょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 創業補助については新しく誘致企業ということで新規に来られた方ということでございまして、環境整備補助については、今、津和野町内に会社を持っておられるちゅうか、津和野町内の企業を対象として環境整備の補助は行いたいというようなところで今、考えているところでございます。

雇用奨励金につきましても、正規職員、IT関連の企業で雇用された場合に、この奨励金も交付させていただきたいというところでございまして、ここの部分の要綱を今、詳細を詰めているところでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 大体、それじゃあ年内、12月末ぐらいにその要綱等ができ上がり、年明けからそういうことを広く周知するという段取りになると、そのように理解してもよろしゅうございましょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御指摘のとおり、12月までのところでこういった要綱については詰めさせていただいて、スタートできるようにしていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） それじゃ、次の質問に入りたいと思います。

名勝「旧堀氏庭園」の活用策についてということで、今回、旧畑迫病院がこの11月をめどにリニューアルオープンの運びとなっておりますが、竣工式典や内覧会等計画がどのようになっているのか、そのスケジュール等について少しお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、御承知のとおり、もともとの旧堀氏庭園と、今回リニューアルオープンする旧畑迫病院の間においては若干距離があり、県道という非常に狭い道路が若干気になるところでございますが、今回新たにできた病院に対して、お客様の誘導なり安全対策等、大変これからの活用の中で重要になってくるものと思っておりますが、その辺の対応策についてお伺いをいたします。

3点目として、現在、旧堀氏庭園を守り活かす会の中でボランティアガイドや周辺の環境整備等の事業を地域提案型助成事業で賄っておりますが、これらが、地域提案型助成事業は今年度2年目、来年度3年目で終わろうとしておりますが、この辺について、今後そういった重要な部分がどのようなことになるのか少し気がかりですので、その辺についても考え方を伺ってみたいと思っております。

それから、樂山荘、和樂園、そして周辺の名勝指定のエリアにある山林等が所有者の方から町のほうへ移管されるようにも聞いておりますが、その辺の所有権移転等についての進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、11番議員、板垣議員の質問に対して御回答申し上げます。

まず1点目でございますけれども、旧畑迫病院の修理工事につきましては8月末で終了いたしましたして、現在は展示工事、厨房工事などのオープンに向けての準備を進めているところでございます。11月4日に竣工式、町民向けの内覧会を実施いたしまして、その後、一般公開をする予定で日程調整を行っているところでございます。

2点目につきましてでございますが、堀庭園と旧畑迫病院とは約300メートルの距離が離れておりまして、旧堀氏庭園として一体となる国の名勝指定地でございます。旧畑迫病院展示室の開館後には、堀庭園と共通入館券を発行するなど、相互の連携を図ってまいります。両所の移動には一般のお客様は車を利用することが多いと思いますので、特に繁忙期の駐車場の確保が課題と考えています。

また、両施設間の環境がより整備され、徒歩で移動するお客様が増加すれば、県道沿いの安全対策について、検討する必要が生じるかと考えております。

三つ目の点でございますが、現在、旧堀氏庭園につきましては、ボランティアガイドや周辺環境整備を、旧堀氏庭園を守り活かす会の皆様に御尽力いただいているところでございます。今後も引き続きお願いをいたしたいと考えているところでございます。今秋、新たに旧畑迫病院のオープンに当たり、新たに発生いたします薬草園や芝生の管理につきましては、守り活かす会に管理委託を行う予定にしております。いずれにいたしましても、引き続き町と守り活かす会とで連携を図り、御支援をいただきながら、名勝旧堀氏庭園を生かした取り組みを図ってまいりたいと考えております。

四つ目の点でございますが、9月に入り、文化庁より公有化事業についての内示がありましたので、国庫補助事業の申請を行ってまいります。交付決定につきましては11月上旬を見込んでおりまして、交付決定後、補償調査業務や不動産鑑定業務を委託いたしまして、鑑定評価額をもとに売買仮契約を行い、契約の議会議決の後、所有権移転登記を行う予定でございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 竣工式典等について、一体どうなっとるんかいなというような感じがありまして、11月の1日はいろんな、議会のほうも、もう既に8月ぐらいから公式行事を組どって、1日にやるというようなことが何か担当者の中から聞こえてきたときに、いかにも日程調整等が曖昧なというか、おろそかなというか、その辺について少し苦言を呈したいと思いますが。特に答弁が要するというわけではありませんが、しっかり、中での日程調整については慎重に当たってもらったらい

ますが。結果的には、11月4日ということで先ほど答弁がありました。竣工式典等についてのざらっとした当日の内容等、概略がありましたらお願いしたいと思いますが。

さらに、式典に御案内される方々も、当然、国の方も含め、内外、多数に及ぶものかと思いますが、私の個人的な見解で恐縮ですけれども、山東先生の御子息の方が近く、町内ではありませんがおられますけど、その方には、直接、私が個人的に、ぜひオープンするときには来てくださいねというようなこともお話しした経緯もありますが、名簿の中に加えていただくと大変ありがたいと思いますが。内容等について、竣工式典がどのようなイメージで行われるのか、そして山東先生の御子息の方に対しての御招待等についてはどのような見解をお持ちか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 日程の調整につきましては大変御心配をいただきまして、御迷惑をおかけした点もあったと思いますけれども、その点に関しましては、この場をおかりいたしましておわびを申し上げたいというふうに思います。

先ほど申しましたように、最終的に11月4日ということで、文化庁のほうも一応日程を調整することができましたので、その形で、今後進めていきたいというふうに思っております。

それから、式典の中身でございますけれども、これについては具体的に、まだ完全なストーリーをつくっておりませんので、今後、通常の式典と同様な形で組んでいこうというふうに思っております。テープカット等行いながら式典を進めていきたいというふうに思っております。

また、内容につきましても、守り活かす会とも相談をしながら、式典の後の、いわゆるオープニングに当たってのお披露目のような形も検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、招待客、御案内をする方々でございますが、おおむねの名簿の候補というのは、ある程度は考えておりますけれども、まだ最終的な詰めは行っておりませんので、あそこの病院の最後のお医者さんでありました山東先生の御子息ということで、御案内をすることは十分可能だというふうに思っております。また、これについても守り活かす会とも御相談の上、この方にもということがあれば加えていきたいというふうに思っておりますので、そこの辺も御協力いただけたらなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 全体の旧堀氏庭園のこれからを考えてみますと、もろもろ不安もよぎるわけでございますが、旧堀氏庭園の過去数年間の入館者数等を事務報告等で見ると、もとの母屋が修復がなって一般公開された年には1万2,000人を超える方が来館者としてありましたが、昨年1年間では、約その半分にも満たない、そういうことでございます。ちなみに町内の安野光雅先生の美術館と、

それから鷗外記念館等は、実績的に見ますと90から、鷗外記念館のほうでも60%ぐらいをキープしておるという中では、旧堀氏庭園、これから全体の活用として考えたときに、非常に、今までのやり方でいくとするならば、なかなか厳しいものがあるなど思っておりますが。

世界遺産になりました大田にあります石見銀山のことでございますが、確かに世界遺産に認定されたその年には相当の数が来られたけども、現在は10分の1にも減ってしまったというような、そういうことで大変関係者も努力しておられますけども、この畑迫の旧堀氏庭園についても、なかなか、考えてみますと厳しいものがありますが。たまたま、その熊谷家の住宅というのが銀山の中にありますが、その受け入れ態勢というのは、非常におもてなしを大切にして、さらに住居内の生活感を醸し出すために、特に掃除を徹底しておられます。そういうようなことからして、これから旧堀氏庭園を活性化するためにはおもてなし、そして環境整備、そういったものが必要になってくると思いますが、今日まで地域提案型助成事業をいただきながらやってきた、そういったものが今後どのような形で行政からの支援がいただけるものなのか。

先般、まちづくり委員会の会場が畑迫公民館の中でありましたが、町長は、その地域提案型助成事業はことしと来年で一応、一つのめどではあるが、引き続き地域から提案があることについては何らかの支援を講じてまいりたいと、そのような力強いお答えもいただいたと記憶しておりますが、その辺について、特にこれからの支援としてどのようなものがいただけるか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 地域提案型助成事業は、事業を始めて、ことしで5年目を迎えているところでございます。初年度はコミュニティー施設の充実ということで、集会所等、椅子をかえられたりクーラーをつけられたりと、そういうような整備が中心に提案をされてきたということでもあります。それはそれで、それぞれの集会所も老朽化をしておったり、会合を開く上では不便が高かったということもありましたので、その改善につながったという意味で、非常にいい取り組みをしていただいたと思っております。

ただ、そういうものはいつまでも続くということではございません。また、それに伴って、年を追うごとに地域提案型助成事業の、その提案をいただく内容についても変わってきておまして、特にことしあたりは、それぞれの地域が自分たちの課題を解決するというそういう観点の中から、大変にすばらしい事業を提案をいただいているというふうに、私自身は評価をしているところでございます。

この夏に12のまちづくり委員会、全て意見交換会を開催しまして、いろんな御意見をいただいていたわけでもございまして、この地域提案型助成事業も来年度までは続けることを約束をしておりますが、その後どうなるのかというような御意見もいただいたわけでもあります。私のそのときの回答といたしましては、私としてはこういうすばらしい



事業が提案が続く限り、今後も続けていきたいというふうに考えているということをお話をしたところであります。ですから、来年度までは決まっておりますので、再来年度以降についても、この事業は続けていきたいというのが基本的な考え方でございます。

ただ、もともと地域提案型助成事業も、4年目に、まちづくり組織交付金と分けるような形で制度の改善も図ってまいりましたので、来年度の一応は区切りの中で、この3年間、さらには最初の3年間からの6年間を振り返って、再来年以降、もう少し制度の改善をするべきであれば、改善もする必要もあるかと思っておりますが、ただ基本的な考えは継続というふうに考えているところであります。

ただ、これも、時に、これはばらまきじゃないかとか、そういうような御意見頂戴するわけでございますから、やはり我々としては、この地域提案型助成事業というのは、まさに住民の主体性というものに、ひとつ、そこに基本を置く事業、制度でもあるわけでございますから、住民の皆さん方から、これは必要がないと、無駄なものだというふうな御意見が多ければ、それはそれで我々も厳粛に受けとめて考え直さなければならないというふうにも思っているわけでありますので。そういう住民の皆さんからの、まだまだ続けてほしいという御要望があるというのを前提に継続ということを考えていきたいと考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） ありがとうございます。

9月の補正予算でも掲げられておりますが、今回の公有化ということでございますが、本当、四半世紀、25年にわたって個人の方が私財を投じて守り維持され、さらにその中にはいろんな小さな修復、それこそ行事を行うに当たって、相当の費用を投じながら、ここまで守り育てていただいたと思っております。今回、この土地、建物等々が、町のほうへ譲りたいというようなお話でございますが、この際、少し町民の皆さんに全体のイメージを持っていただきたいということで、今日まで、旧堀氏庭園を町がいただくというか、寄贈していただいた部分もあろうし、既に旧畑迫病院の土地を購入したというような経緯もありますが、全体で町の持ち出しというものがどの程度なのか、わかればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 失礼します。今回、補正で上げさせていただいております土地の公有化の予算も含めて、お答えをしたいと思います。

全体予算で8億2,200万円程度で……（「ちょっと待ってくださいよ、ゆっくり言うてください。8億……」と呼ぶ者あり）2,200万円。国の起債が4億3,400万、済いません、失礼しました。国の補助金でございます、4億3,400万、県のほうからは1億1,300万、町債のほうの過疎でございますが2億6,000万、町の単独の持ち出し部分が130万……（発言する者あり）済いません、失礼しました。町の持ち出し部分は1,300万になります。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 今回の、改めて町が購入しようとしている土地建物等をもう一度確認しますが、母屋の土地は既に購入したんでしたかいね。今回、購入する土地というもの、建物、もう一度、これから発生する費用はどの部分なのかを、ちょっと確認したいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今、議員さん言われましたように、母屋のほうについては所有者の方から、工事をやる時に寄贈という形でいただいております。それを除く部分の楽山荘、それから庭、それから周囲の指定地内の山、山林ですね、そういったものを今回購入をさせていただくというふうなつもりでございます。全体で、おおよそですが5万4,900平米程度になろうかというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） ちょっと突っ込んであれですが、和楽茶屋というのがあります、和楽茶屋というのは今現在、受付をしておるものがあるんですが、あれは何か、国の補助の対象にもなりにくいとかいうようなことがあります、所有者とのお話はどのように進めていかれて、もし譲っていただけるとするならば、その財源はどうなるのかな。やっぱり全体としては一括購入したほうがいいんじゃないかなと私は思うんですが、その辺についての考え方がありましたらお願いをいたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） ここの部分については今、指定の外になっておりますので、あれと、若干、指定外の駐車場で使わせてもらっている部分とか、そういった部分は指定外になります。ですので、この国の補助の対象にはならないということになりますので、もし購入ということになると町単費で購入ということになりますが、その辺、できるだけ、何とか御厚意ができないかという協議を今しておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） ちょっと、そのような希望を持ちながら進めていただきたいと思います。

最後に、この旧堀氏庭園については、先般の臨時議会でも大変議論が及んだところでございますが、その旧畑迫病院の一角をお借りして、これからやろうとしているその事業、既に全員協議会の中でも資料お示しがありました、町民がやはり支えていく、そういうことも大変重要なファクターになっていると思います。資金的にも、非常に運転資金等、不安な材料がたくさんありますので、今まで、そこそこの整備、施設をしてやったんだから、あとは自分で、自主自立で自己責任のもとにやれよというような、そう

いう声も妥当かなとも思いますが、引き続き温かいお見守りをいただきたいと思っております。

それじゃ、続いて3番目の美しい森林づくり条例と構想についてを質問いたします。

津和野町が、今回、全国的にもまれな条例として提案され、既に議決したところでございますが、大変、私は評価するものでございます。早速、これに伴う将来の形、目標等、構想という形で積み上げていくように伺っておりますが、その構想を練るに当たって、より積極的な議論を期待している一人でございます。構想委員会のメンバーと構想はどのような状況になっているのか、伺いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、美しい森林づくり条例と構想について、お答えをさせていただきます。

御質問にあります構想委員会メンバーとは、美しい森林づくり条例の第5条で明記しております美しい森林づくり委員会と思われませんが、この委員会のメンバーは林業事業体、製材関係、自伐林家、地域おこし協力隊、教育関係、観光関係、一般市民の15名で構成されております。また、委員会の下に具体的な事業の検討などを行うワーキンググループを置いております。

構想については、市民の皆さんの御意見を聴取しながら、1年かけて美しい森林づくり構想を作成していきたいと考えております。具体的には、委員会を年3回、ワーキンググループ会議を年6回、美しい森林づくり講演会を年4回開催いたします。

また、現在、町内12地域のまちづくり委員会単位で、美しい森林づくり条例のPRと市民の意見をワークショップ方式でお聞きしているところでございます。たくさんの方の意見を集め、ワーキンググループにおいて、短期的、中期的、長期的な分類に分け、やるべきことやできることから予算づけし行動するとともに、しっかりとした中長期的な計画を作成していきたいと考えております。

美しい森林づくり条例には、市民の思いを込めた森林憲章が記載されております。今回の構想は、未来の子供たちに美しい津和野の森林を伝えるための美しい森林づくり構想にしていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） この件に関しても、少し苦言というか、残念なというか。この前、まちづくり委員会の呼びかけ、窓口をまちづくり委員会にして、ワークショップでの集いがあったわけですが、我が畑迫の集まりには、私を含めて3人で行きました。それは、その説明会等は事前に嘱託文書から、そして各戸の回覧という形で流されたこと承知しておりますが、その日の出席者の中からも——私自身もそうでございますが——せつかく市民に広く、この条例の重要性とこれからのまちづくりをどうしていこうかというそういう取り組みに対して、市民に周知が、あのままでよかったのかな。そして、これからどういうふうな手はずで、せつかくの条例、そして

構想というものを広く町民に理解してもらう、そういうスタートから、私はちょっと残念な結果だなと思っておりますが。

農林課長、これから住民に、より関心を持ってもらわんにやいかん。そういう中で、これからどういうふうな——全体の12のまちづくり委員会でのワークショップというのがどれだけの出席者であったのかどうか、まだ私は聞いておりませんが、あのようなやり方では少し物足りないなと思っております。

ただ、そのワークショップの中で、大変ユニークな取り組みをしておられました。「う・つ・く・し・い・も・り」というか、そういうタイトルのもとに参加者が、例えば美しい森林という「も」のところは何が書いてあるかといいますと「もうかる山」、そういうものに関心があれば、そこに自分なりに、二つだけ許されるんで、二つほど選択して、そこにワッペンを張りなさいよとそういうワークショップでございましたが、非常にユニークでいいし、これはやっぱり町民に、広くそのような形で住民参加をしていただきたいな。もちろん、山を持ってる持っていないじゃなくて、広く住民の方にそのように取り組みをしていただければ、せっかくつくった条例そのものが新しい町の顔になってくると思うんですが、その辺について所見を伺いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 先ほど、名賀地区のお話……（「畑迫」と呼ぶ者あり）畑迫地区の。畑迫地区では3名の参加ということで、本当に残念な思いでございます。どういうふうな形で人を集めたらいいかというのは、ちょっと模索中ではございまして、そういう方法を今後は検討していかなくてはならないわけですが、今回のワークショップをもとにいろんな方向性が決まりましたら、ケーブルテレビ等でも周知できるような体制もとっていかんやらんかなと思っております。

この条例自体が、昨年度、委員会を立ち上げて、この6月に議決を受けたものであります。この条例の中にありますように、美しい森林にしていかななくてはならないというのは、手を加えていかなくてはならないということなんです。これがただ単に補助金でできるようなことではございまして、なりわいとしてやっていけるようにしていかななくてはならん。それから、強制力を持つようなことでやっていくものではないというようなことがございまして、その辺は慎重に1年間検討しながら行動計画を立てていくということにしておりますので、今後は皆さんにもいろんな形で、方向性が決まった段階では周知ができるようなことも考えていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） なりわいということですね。自給自足も一つのなりわい。業ということは、やはりそこに価値というか対価というか、そういうものがどうも私にはよぎるわけですが。今回、そのテーマは、この条例と構想ということで絞っておりますが、何年か前から津和野町が取り組んでいる山に対するいろんな施策が、ますますこの条例をつくることによって、さらにその構想の中にいろいろ盛り込んで

くれることを私は期待しておりますが、先ほど担当課長が言われるように、なりわいという。そのためには、やはり山を持っている人はもちろん、もうかれれば山へ行くでしょうし、自分の生活のために燃料として自給自足の生活をしたい、シイタケのほど木が欲しいと思えば、そこで何らかの形で山を生かすという形につながってくると思いますが、町民全体の意識を高めていくためには、もっともっと目に見える形で山が利用され活用されることが必要だと思うんです。

そのためには、やはり今、大変議論されている具体的なハード事業をどうするのかということをやっぱり考えて、そのためには何をすべきなのか。地籍調査が進まないから木材の搬出が難しいんじゃないかとか、どうだこうだという議論もありますが、それならば、今回、私は特にこのワークショップの中で担当者にも申し上げましたが、地域提案型の助成事業で、現在1,500万が具体的な地域提案型になってるし、交付金として1,500万、集落のほうへ出されております。全体で3,000万ばかりがありますが。どうもこの使い方について、私は今回の美しい森林づくり条例の中の具体的な施策として、例えば地籍調査に準ずるような境界確認事業というのが県の補助事業の中にもありましたが、そういうものを町の単独事業として、集落がその山の境を住民で互いに確認し合う、そして境界費を提供する。いささかの境界確認に伴う費用、人件費というか、不在地主の方がこちらに帰ってこられれば、いかばかりかの交通費も要るわけですから、そういうものを手当てしながら、やはり集落で——境界確認というものは国がするわけじゃなくて、結局は自分たちがやらにやしようがないんです。生きとるもんが納得せにやいかんのです。そのためにも生きた金を使う、そのようなことが、この構想の中にあってしかるべきだと私は思っております。

ちょっとボルテージが上がりましたて済いませんが、そういうものがあるということと、もう一つ、平成29年から森林環境税というものが創設されて、山なり国土の云々等ということで町長からもお話を伺っておりますが、本町はその森林簿の整備を国のほうへ提案して、それが採択された暁には普通交付税措置が受けられるだとか何とかいうようなことも説明にあったかに思いますが、町長、今のまちづくり委員会の地域提案型助成事業を、そういうふうに集落で何かをする、そのことが将来に、定住なり産業につながる、そのものがより生きた金の使い方じゃないかと思っております。来年度まではどうかと思っておりますが、次の年の新たな3期目というようなときに、そういう思いを反映することはできないでしょうか。

それと、先ほどの森林環境税のことについて、もう一度確認したいと思っておりますが、普通交付税がもし採択されたとするならば、28年度はあるということをご期待してもよろしいでしょうか、どうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、地域提案型助成事業でございますけども、これは先ほども申し上げたように、私どもは地域の主体性というものに基本を置いて、地域発で

提案をしていただく、そこに金銭的な応援をしていこうという事業でございまして、要は例えば畑迫地域でこういう森林整備や、そのための地籍調査のようなものに使っていこうというお考えで提案をしていただければ、そこに全体として採択されれば、御自由にまた使っていただけるという仕組みになっていくのではないだろうかというふうに思っております。

ただ、今年度も12地域、まちづくり委員会の全ての上がってきた要望額というのが幾らでございましたか、3,000万ちょっとぐらいですので、実際の財源は1,500万しかありませんから、実に、要望していただいた額の50%以下のところしか、我々としてはお応えできなかったという問題もあるわけでございますけれども。ただ、やはり今後は、その額の総額の拡充というのは、なかなか財政状況からどうなるかわかりませんけれども、ただ、地域提案型助成事業というものはそういうものでございますので、また地域のほうでお考えになられて、そういうものを使っていただいてもいいかもしれませんし、また一方で、まちづくり組織交付金というものも、これもそれぞれの自治会にお配りするものでありますから、例えば畑迫地域の自治会の中でお話しになられて、その交付金というものも、そういう地籍調査の前段階のようなものに使ってみようという——まとめれば——それはそれで御自由に使っていただけるものだというふうに思っております。

ちなみに、現在、地籍調査事業の前段階として、それぞれの集落が自発的に境界確認をしようという場合に、そのくい等を無料でお渡しする事業というのは既にやっております。ですので、そういうものも十分に、もうほかの地域ではやっておられるところもございまして、そういうものもお使いいただきたいと思っておりますし、それにプラスして、例えば人件費のようなものも、そのまちづくり組織交付金のようなもので充てていくとか、そういう工夫はできるのではないだろうかというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、森林環境税ですが、これは大きく前進をするということでありましたが、まだ、じゃあいつ、実際創設をするのかということでは決まっていないということでありまして、これから国のほうも検討が始まっていくということでもあります。

そうした中、先週、島根県町村会として、会長は邑南町の石橋町長、副会長で私、それからもう一人、西ノ島の町長さんが副会長ということで、3人で国関係、総務省から、また県選出の国会議員さんにも、これは医療も福祉も教育も全部含んだ来年度予算にかかわる要望であったわけでありまして、その重点要望の中に森林環境税の創設ということも盛り込んで、ここを重点的にお願いをしてきたということでもあります。

この森林環境税につきましては、島根県選出の国会議員さんにつきましては、これまでもこの創設について非常に力を入れてきてくださっているという理解者でもございますので、またこうした訴えも繰り返していきながら、森林環境税の創設に向けて早

く取り組んでいただけるように、実現できるように、引き続き声を上げていきたいというふうに思っております。

そうした中で、その森林環境税の創設はまだ先であります。それに向けてということで、この28年度から地方財政計画の中に500億円程度、その資金の手立てがしてあるということで、これを全国の森林整備に取り組む自治体に対して、特別交付税等で充当していこうと、そういうものが28年度からも動き始めているということでもあります。

これが、現在お聞きしたところによると、その特別交付税の充当率、例えば5割になるのか7割になるのか、100%になるのかわかりませんが、その辺をどうするかとか。あるいは、森林整備といってもいろいろな事業内容がありますので、その内容のどこまでを特別交付税対象とするのかとか。例えば、先ほども言われた森林台帳の関係でいいますと、我々は航空レーザー測量というものをやりながら、それにつなげていこうかという話もあるわけですが、そこもまだ総務省と森野庁が協議中ということでありまして、その森林台帳整備は特別交付税を認めたとしても、測量のところまでが特別交付税の対象にするかどうかとか、その辺を現在協議中ということでもあります。これが9月の中旬ぐらいにはまとまるというような予定だということにも伺っておりますが、もしかしたら、もう既にまとまっているかもしれません。私がまだ、そこを知らない、情報として知ってないだけかもしれませんが、そういうような動きになっているということでもあります。

我々も、実を言うと9月の補正予算に、その辺の森林整備台帳とともに航空レーザー測量の関係の予算を上程をしようかということをお悩みのわけですが、まだ国のほうの方針がはっきりしないという状況でもあるので、見送ったというような状況もございます。今後、そうした国の進捗状況を見ながら、正確にそういう事業の、特別交付税等の方針が決定されましたら対応は考えたいというふうには考えております。

以上のような状況でございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） ありがとうございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君に申し上げておきますので、あなたの持ち時間がほとんどなくなりました。1項目残ってしまいますが、最後に何かありますから、御意見があれば言うて。

○議員（11番 板垣 敬司君） 1分以内に質問を起こして、あとは答弁ということになればよろしいのでしょうか。それはいけませんか。

○議長（沖田 守君） それはあなたの判断でございますが、1分間で質問ができるわけないでしょう。次回回しにされますか。そのほうが潔いと思えますよ。

○議員（11番 板垣 敬司君） それじゃあ、もう一点ほど。それじゃあ、今の4項目めは質問をちょっと棚上げさせてもらって。

先ほど町長も言われましたように、地域提案でその地域がやりたいと言やあ、やりやあええじゃないかと、それは自由じゃないかちゆうて言われましたが、やっぱりこれは町全体で取り組むべきであって、だから前から言うように、私はテーマでくくるべきだと。地域でやると地域エゴが出るが、テーマでやればいいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。町長、簡単に。

○町長（下森 博之君） どう申しましょうか、全体でやるということになったときに、それは別の町の事業として取り組むべきことではないかという考えもあるかと思っています。地域提案型助成事業という事業は、あくまでも地域の主体性のもとに出されていくお金だというふうな、私としては整理があってしかるべきではないかというふうには思っておりますが。また、そうした御意見も踏まえて、再来年度以降のところにおいての、一つの検討課題というふうにもさせていただきたいと思えます。

○議員（11番 板垣 敬司君） これで質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上、11番、板垣敬司君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、午後1時まで休憩いたします。

午後0時06分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序9、10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） それでは、通告に従いまして、今回、高齢者福祉施策に絞り質問をさせていただきます。

団塊の世代が4人に1人、高齢者となり、爆発的に高齢者がふえる、いわゆる2025年問題を前に、それを見据えて介護・医療、一体的に高齢者を支える在宅を中心とした地域包括ケアシステムにシフトしていこうと、国も町も方向づけています。

しかし、これは都会地と田舎では、かなりな時間差があります。我が町は、既にこの問題の10年先を走っていると言われていています。高齢化率がどんどん上がることで、さも高齢者がふえるようなイメージを持ちますが、人口そのものが縮小していく中で高齢者の実数は既にピークを過ぎようとしています。支える若年層の減少があるから高齢化率は今後も上がっていきますが、今後、高齢者も減少していきます。我が町のその現実をしっかりと把握した上で、これからの高齢者福祉の施策など、以下5点について質問いたします。

1問目として、平成29年4月から開始されると言われている新たな介護予防・日常生活支援総合事業の具体定な施策と方針、対象者、時期についてなどお聞かせください。



2点目として、その具体的施策にも含まれるのかもしれませんが、介護保険適用外、また認定外の方の津和野町独自の生活支援の具体策があるのでしょうか。どのように盛り込まれているのでしょうか。

3点目として、先ほど申しましたように、今後、高齢者の絶対数も減っていくという中、現在、老健せせらぎの稼働率が下がり始めております。この原因と対策として、何か考えがあればお答えください。

4点目として、津和野町では元気な高齢者の町外転出が多いということが問題になっています。入居施設と在宅介護の中間的施設としての高齢者集合住宅の設置を考えておられるのでしょうか。

5点目として、幾らそのようなさまざまな事業展開をしようとしても、介護現場は慢性的なマンパワー不足で悩んでおられます。人材育成、確保の具体的支援策はあるのでしょうか。

以上、5点についてお答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、京村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

高齢者福祉施策についてでございます。

まず、一つ目の御質問であります。新たな介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、要支援者等（要支援1・2及び基本チェックリスト該当者）の多様な生活支援ニーズに対応するため、介護予防等のサービスに加え、住民主体の支援等も含めた総合事業でありまして、平成29年4月の事業開始に向けて準備を進めているところであります。

具体的には、本年1月より町内の多様な組織等により構成された協議体を設立し、定期的に会議を開催しており、まずは地域資源と地域ニーズの把握を目的とした65歳以上の介護保険未認定者にアンケート調査を行っております。結果を集約後は、地域に出かけ、地域の生活課題とその解決に向けての取り組みや、充実させたい事柄についての役割分担など話し合うワークショップを実施中であります。

また、これまでどおり町内介護事業所において実施していただく訪問型サービス、通所サービスについては、6月下旬から7月上旬にかけて町内介護事業所にて事業所ヒアリングを開催し、要望や現在の状況等の確認も行っておりますので、今後の各サービスに反映をしまいたいと考えております。

二つ目の御質問であります。介護保険適用外の生活支援の町独自策につきましては、現在設置している協議体において把握した地域資源や地域ニーズをもとに決定してまいります。現在、町で実施している介護保険適用外の生活支援事業としては、津和野町高齢者等配食サービスがあります。この事業は、在宅の要援護老人に対し、配食サービスを提供することにより、在宅の要援護老人等の自立と生活の質の確保を図るとも

に、安否確認を行い、在宅福祉の増進に寄与しているところであり、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

三つ目の御質問であります。介護老人保健施設せせらぎの稼働率が下がっている原因については、現在、要介護4・5以上の利用者割合が35%以上の在宅強化型老健を標榜し、在宅復帰支援を実施しておりますが、介護報酬改定に伴い、特別養護老人ホームの入所基準が要介護3以上に引き上げられたことにより、重介護者が特別養護老人ホームに入所され利用者が減少しております。また、益田圏域における介護つき有料老人ホーム等の増加により、益田方面からの利用者の減少が主な要因であります。

対策としては、在宅強化型老健から従来型老健にシフトすることで、軽度の要介護者の利用につながると考えております。重介護者比率の要件がなくなるので、入所者の介護度の制約が軽減され、軽度の要介護者の利用が増加することで稼働率の増加を図りたいと考えております。

四つ目の御質問であります。2013年に行った津和野町高齢者動態調査の結果から、町内における介護施設の入所時の平均年齢は81.5歳であり、介護だけでなく、買い物や通院なども含めたそれまでの生活を支える仕組みが必要であり、また、施設介護を要するまで入居することができ、短期入所後の帰る場所としての施設が不可欠であると考えております。

対象者は、要介護度は高くないが、日常生活に不便や不安を感じている独居高齢者や介護施設への待機待ちの一時入居の方々を考えております。具体的な施設としては、複合型高齢者施設が適していると考えておりますが、財政状況を踏まえ、今後も引き続き検討したいと思っております。

五つ目の御質問であります。本年度より介護職員の育成や人材確保を目的に、介護職員初任者研修を受講・終了した者に受講料の一部補助（上限1人当たり3万円）を実施しておりますが、今後も、さらなる支援策について検討してまいりたいと考えております。

また、人材確保策ではありませんが、介護保険制度の改正により、厳しい事業運営を実施している事業所に対して、県と町が連携し、介護サービスの維持を図ることを目的に福祉車両の購入費の助成も考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 再質問いたします。

具体的な施策を伺っているのですが、確かに協議体を設立して、今それをつくっている最中だというようなふうには受け取れるんですけども、まだ具体的なものはできていないということよろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 平成26年の12月の一般質問で2番議員の質問にも答えておりますけども、その時点から進んではおりますけども、結論は今の時点、出ておりません。

先ほど町長の答弁にもありましたが、協議体の中で——その協議体になる前ですが——地域のアンケート調査をしておりまして、その中で、それをもとに協議体のほうで、それではどういった受け皿があるか、それからどういったものが町民がニーズとして求めているのか等を、そういったものを実際に地域に出て行って、その内容を確認するというので、現在、協議体のほうを主体になって地元のほうに出ていております。

今のところ、その町民のアンケート調査の中で、全体的にどこも変わらないような状況のところへ行っても、なかなかデータがつかめないということで、特徴のある結果等が出たところをピックアップしております。畑迫であったり、木部、池河、商人、溪村、青原地域を8月中旬から9月中旬にかけて5地区を回って調査をしております。それをもとに、それでは津和野町として、新たな事業としてどんなものを取り組んでいこうかということを決定する、今、途中でございますので、現在では、まだ方向は決定をしております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 福祉関係職員の方々も、さまざまな個別の町民のいろんな事例に対応するという仕事が大変だと思いますし、なかなか普段の業務の上でこういうこともつくっていかねばならないということで大変だとは思いますが、あと半年で4月を迎えるという今の時点で、まだアンケートを集計して何たらかんたらって言っとるような時期ではないように感じます。

先般計画された6期目の計画の中には、認定されていても介護保険外の生活支援が必要だということも記述されています。具体的に認定外の方とか、認定の中の人とか、どういう人が対象で、どんな事業があるかないかによって、事業所とか誰が委託先になるのかとか、そういうことが早い時点で決まらないと、人員を、ただでさえ介護職員は応募しても人がいないというような中で、来年度の予定が立たないんじゃないかと思うんですが、そのような事業所からの声というものはないのでしょいか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） この総合事業につきましては、これまでも御説明しておりますけども、現行であります訪問型サービス、それから通所型サービスについては町のほうでやっていくということでありまして、各事業所の方々にはこれまでどおりの対応でやっていただきたいと、予算的なものもありますけども、ある程度、今までどおりの単価で実施していただきたいということで事業所説明は行っております。

新たなサービスにつきましては、これは国からも厚生労働省等からも説明がありますが、29年4月から一斉に全てを取り上げる必要はないと。少しずつ、その地域が必要とするニーズを着実に調査して必要なものを取り込んでいってくださいというこ

とですんで、全ての市町村で一斉に新たなサービス事業がそこで開始されるかということはないと思います。

今までも事前に進んでおられる市町村におきましても、今まであった介護訪問とか通所介護、それに加えて買い物であったり掃除であったり洗濯、そういったものを訪問型サービスAとして新たに組み込んでおられると。本当、小出しのようではありますけども、できるものから拾っていったサービスを提供していくということでございますんで、津和野町においても29年4月に、一つでも多くスタートできるようには、今、努力はしてありますが、実際に受けていただける場所等、調査も必要ですし、先ほど町で取り組んでおります——社協さんのほうへ委託をしておりますけども——配食サービス等については、今まであったものを、その新たな総合支援の中に入れていくかということも考えながら今後検討していくということでございまして、なかなか今の時点で遅いように見えますけども、町とすれば努力して進めておるということでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 遅いように見えるというか遅いんですね、やっぱり。

4月から始めるのに一つでも二つでもいいっていうんなら、なおさら一つでも二つでも具体例をここで示していただけないかと思うのに、それが示していただけないというのがとても残念だなと思うんですけども。もちろん利用者のニーズなどを調査することも大事ですけども、ほかの自治体のやっていることなどを、先進事例などを調べたり、モデルにしてやってみるということも一つの方法ではないかと思えます。

お隣の吉賀町についてですけども、御存じだとは思いますが、旧吉賀町時代からの制度で、介護・支え合い事業というのをやっておられて、これは介護保険対象外の方、また適用外の部分を町が9割負担して、個人負担は1割で生活支援をやっておられます。これ、一般財源を財源として200万から300万ぐらいのそんなに大きな予算ではないと思うんですけども、っていうことは、結局、使う人が少ないからだろうというようなこともあるんですけども、たとえ使う人が少なくても、制度と制度のはざまに落ちてしまう人とかを支えるっていう公的サービスにつながるまでの橋渡しとして、こういうもの、例えば具体例として草刈りとか除雪とか墓掃除、買い物、ごみ出し、手紙代筆、布団干し。また昨日、同僚議員が買い物支援のバスや移動販売などの見守りをセットでやったらとかいう提案なんかもありましたけど、そういう細かい具体的なものがさまざま載っています。吉賀町の例規集をネットで検索すればすぐ出てきますけれども。

そういう、保険の適用の中でできない、例えばショートステイでも、保険の適用の中では、今回使ったら、もうあと3カ月はできません。でも、その3カ月の間に家族が病気になるったり冠婚葬祭などがあって預けたいというときには、こういう制度を利用でき

るというようなことだそうです。一つでも二つでもいいので、こういうふうにはほかの事例をやってみるみたいなことも必要じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 吉賀町さんの場合、これまで県内で29年4月一斉スタートという形で御説明しておりましたけども、吉賀町さんの場合、ちょっと飛び込みのような形で28年4月から、この事業を開始しております。それについては、あくまでもこれまで現行であった訪問型サービス、通所型サービスのみを移行したという形でスタートを切られております。

今後、今、議員言われたような既存の、町で取り組まれているものを新たなサービスとして計上していくと、乗せていくということは考えておられるのではないかと思います。うちの場合も、先ほど言いましたような配食サービス等については、この事業の中に含めていけるかなと考えております。

そういったものもありますし、先ほど言いましたように買い物であったり掃除であったり洗濯、調理等、訪問介護等では対応できない、今の、これまで要支援1・2の方は受けれたサービスでもチェックリストにひっかかって、たまたま総合事業対象者となった場合は、そのほかの事業も使えるような形になりますので、新たにスタートする事業については使えるようになりますので、そういったものを考えていかなくはいけませんけども、あくまでもこれをしていただける事業者なり法人等がないと、それかボランティアであったりNPO、そういったものの誰がやっていただけるかというのも、この協議体の中で今、審議をしておる最中でございまして、議員御指摘のように遅いと言われるものも十分わかっておりますけども、やっぱり慎重に内容等も協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 本日に4月から進められるのかなっていうのがちょっと不安ですけども、その協議体の構成メンバーが、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 名前ではなくて団体ですか。（発言する者あり）はい。メンバーにつきましては、町のまちづくり委員会の委員さん、それからシルバー人材センター、それから老人クラブ、地域運動推進員、レクリエーションボランティア、民生児童委員、社会福祉協議会、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所、病院等医療機関、行政——行政では健康福祉、それから地域包括支援センター、それからつわの暮らし推進課で構成しております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 今後、各事業所も生き残っていくためには利用者の取り合いというような形に——言葉は悪いですけども——なっていくのかなという気がしています。

老健せせらぎの稼働率が下がっているということに対する原因と方策について、今、答弁いただきましたが、対策として在宅強化型老健から従来型老健にシフトするということが、軽度の要介護者の利用につながるということは大変期待が持てることというか、すごく門戸が開かれて助かるんじゃないかなと思います。というのも、どうしても在宅強化で、3カ月の後は1カ月は自宅へ帰らねばならないという老健のハードルというか、そこがなかなか厳しいところだったのが、多分、その辺も緩和されていくというふうに私はとっているんですけども、そのような考えでよろしいのかというのと、あと、強化型にすることによる加算措置みたいなものがあったと思うんですが、それをなくして従来型にすることで、どの程度人数がいれば、バランスというかペイできるといったらおかしいですけど、強化型老健の加算部分をマイナスにしなくて済むようになるのかというようなことが、もしわかれば教えてください。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、在宅強化型老健。今、老健の施設入所、以前は約100人ぐらいおられましたけど、現時点では75人ぐらいの状況であります。その状況の中で、町長の答弁にもありましたように、やはり要介護度4・5、この占める割合が35%ということになれば、以前約100人おった部分で、その中で35%を維持するという状況で、以前は、やはりこの津和野においては、そういう状況の中での介護老健施設としての役割があったわけではありますが、現時点で当然そのような状況をキープするのは難しいと。これは3カ月平均をとっての要介護4・5の35%であります。状況に応じて、今、基金を取り崩して、収入のほうもその中で落ちている中で、運営は橘井堂ではありますけど、どこまで税金投入をするかということ、この12月までには中期計画を立てて、そのような状況の中で運営をしていくということではありますが、現実的に入所の数が、ショートと合わせて七十数人ぐらいになっております。その中で強化型老健でありますので、要介護4・5を維持するのは難しいということでもありますので、収入もふやす形と、これは自然に、要介護4・5以外の要支援からのショートステイ、そして要介護1からの入所ということで、これは経営の部分も踏まえながら、自然的にこういう状況になったと。

先ほど町長の答弁にもありましたように、介護保険制度の中で特養が要介護3以上ということになりましたので、特別養護老人ホームにおいても、やはり要介護3以上の人をキープして収入を上げていくという状況であります。平均で約、要介護4.1以上ないと特養の場合は収支、なかなか利益を出すのは難しいという状況も入っておりますので、その辺を踏まえて、今の状況の中では議員さん言われたような形で、やはり要介護1・2等も入所して、そして在宅重視のほうに復帰をするということで考えております。

その状況の部分でありますけど、やはり介護度が軽くなることによって在宅重視で、家族介護も、その辺ではショートあるいは入所する形によって、家族の方も一時的に休めるということがありますので、そういう状況で進めていきたい。

そして、入所の数としましては益田圏域等も、益田市もそういう養護老人ホーム、そして六日市におきましても療養型病床を老健に展開をしたということがありますので、その辺を踏まえれば80のショートと入所を合わせたら、若干、今の時点では、橘井堂とも先日話しましたが、80を上回ることは難しいということでありまして、やはり76ぐらいの入所数になるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） さまざまな要件を緩和することで、事業所としての運営自体は、もしかして大変になるかもしれませんが、利用者の側に立ったら本当に、軽度といいますけれども、要介護5で寝たきりの方もですけれども、逆に要介護2・3あたりの方のほうは、常について歩かないといけないみたいな、とても大変だなというのを私もいろいろ見て感じています。やっぱりその辺の方々の、本人さんもですけれども、御家族の方の大変さを少しでも和らげてあげられるような方法があればいいなと思っております。

さまざまな要望がある中で、やはり事業所そのものが、たとえ多いとしても、現在の医療や介護の施設の維持を尽力すべきだと思っております。その方策として、役割の分担とか調整が必要だと思うんですけども、そのかなめとなるのが、やはり保険者としての町の任務ではないかなと思います。例えば生活支援の部分を、そういう事業所に委託するとか、現在、デイサービスは朝9時前後から夕方まで送迎して4時か5時ぐらいですか、それぐらいですけれども、支える家族の方々は仕事に朝8時ごろに出て、5時、6時に帰ってくるという中で、保育園と同じように、朝・夕の延長サービスや、また夜間デイとか休日デイなどの要望もあるのではないかなと思うんですけども、そういうところを町内の事業所が、それぞれが役割分担をして一緒に存続していくというようなことを考えていかなければいけない時期に入っているんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） いろいろな要望等、先ほど言った総合支援の事業の中で取り組んでということであります。先ほども言いましたが、6月の30日から7月の5日にかけて町内の各事業所にヒアリング、聞き取りをしております。その中で、やっぱり不安なのは今までのサービス、居宅介護とそして訪問介護ですか、そういったサービスの単面的なものがすごく気になっておられます。そういったことは、ある程度、町として今までどおりの対応でしていきたいという考えは示しておりますけども、それとは別に、新たなサービスへ取り組みというのもお話をさせていただいております。

けども、仕事はあっても、今、現実として雇いたい、そういった介護サービスをするための専門職員がなかなか集まらないという現状もあります。そうしたことを考えると、仕事はあっても、それじゃあ事業所で受けていただけるかというようなことも、この辺も危惧される場所でもありますので、そういったところ、先ほど言いましたように仕事もニーズも考えていかにやいけませんけども、受け手があるのかないかというのも今後の検討課題ということで、町としてはいろいろと意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 今、人材確保のことを言われましたけども、そのためにも早いうちに計画を立てていかなければいけないということがあるのと、あと、町として、こういうふうには、介護にしても看護師にしても人材が不足している職種があります。これが使えるのか使えないのかわからないので聞いてみるんですけども、地域おこし協力隊とか集落支援員という制度で、そういう財源で呼び込んで、ついてもらって、そのまま定住につながる。または、県の事業だと思っただけで、半農半Xの中で半農半介護っていうような事業があったと思っただけで、そういう事業を使って、来るきっかけとか呼び込むきっかけみたいなことにするということは考えられないかなと思っただけで、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 地域おこし、集落支援員の関係でございますけども、福祉部門のほうからの考え方的には、介護専門職、それから看護、介護等は、ある程度資格を持った人でないと仕事のほうには、ただの事務員とか、そういった仕事ではありませんので、そういった資格を持った人をそういうような地域おこし、集落支援員でということになると、やっぱり単価的にもすぐわないような形もありますんで、福祉部門とすれば、今まで町でいけば農林であったり商工観光、つわ暮らしのほうで採用されていますけども、福祉のほうではどうだろうかということも考えましたけども、そういう厳しい面もありますので、なかなか集落支援員としての採用は、実際に、よその市町村でおられるのかもしれませんが、ちょっと今確認は全てしてございませんけども、なかなか難しいんではないかと思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 制度的には、議員が御指摘になったような形での地域おこし協力隊員というのは、そういう制度を使うことは可能であるということでもあります。

先ほど参事のほうで御説明をしたように、資格をどうするかというところ。私ども、昨年、医療の関係のツアー等を実施をして、共存病院と連携をして、そういった定住を図っていきたいというところの部分で取り組みを行ったところでございますが、そういった団体の中でも、例えば看護師の資格を持って医療版の地域おこし協力隊をやるとい



うようなことは、今でも検討されている団体もおられるということで聞いているところでございます。

そういったところでいいますと、先ほど参事が御説明したように16万600円という地域おこし協力隊の報酬というところで、本当に実現可能かというようなところもありまして、そこら辺は、やはりそういった資格に見合うような町単独の手当というものを考えていかにやいけんのではないかとということで、別の側面からも、私どももそういった資格のある方を地域おこし協力隊で配置できんかというところは、内部的にも少しは検討していると、今そういう状況であります。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 私が想定しているのは、あくまで資格者を募集するということです。16万600円でどうかということですが、それ以上の部分を事業者なりが負担をすればいいだけの話じゃないかなと私は思います。緊急雇用とかのときでも9万円とか、そういうわずかなお金ですけども、それだけで研修手当とするのか、プラス、あとは受け入れた事業者が負担するのかは自由だっというようなことと同じような考え方が多分できるんじゃないかなと、勝手に私は思っと思っています。そういうところも含めて、ともかく、いなくて困っているんだから、何とかしようという、いろんなことを考えてもらいたいと思います。

もう一つ、最後になりましたけども、高齢者集合住宅についてですけれども、答弁を聞く限りでは前向きに検討しておられるというようなふうに感じますが、一つ、複合型高齢者施設が適しているという考えだっということでしたけれども、具体的に、この複合型っていうのはどういうものを指すのか教えてください。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 複合型高齢者福祉施設におきましては、町の地域医療審議会の中で地域包括ケアシステムを確立するためという状況で、その中で医療、介護、予防、その中で生活支援、そこにはやはり住まいが必要だという条件がありまして、いわゆる65歳から74歳までの、この段階が転出をしているという状況を踏まえて、一度調査をしてはどうかということがありまして、調査をした結果、やはりその年代が出ていくと。いわゆる要介護1もしくは2以下の要支援等の65歳以上の方が出ていくということがありまして、その中で複合型の施設というのは安否確認と、食事がつけば有料老人ホーム等になりますので、サービスつき高齢者住宅、その1階部分をデイサービスにして、そして、そこで介護保険の利用をする人もいれば、そこで実施をしていくと。どうしてそういう形をとるかということ、やはり収支をとらないとなかなか難しいと。都会でサ高住をつくった場合は、それなりの資本金も要りますし、投資もしなくてははいけないと。この町内でそういうことができる部分は、やはりより安く、年金プラスちょっとでできるような形でいかなくてははいけないのではな

いかということも踏まえて、複合型施設の1階をデイサービス、そしてショートステイもできるような形をとってはどうかと。

ただし、部屋数が、最低でもこれは20はないと収支はとれないであろうという状況までの検討はしている状況でありまして、複合型施設はショートステイ・プラス・デイサービス、そして2階部分から住宅というサービス高齢者住宅に照らし合わせた部分であります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 今後、そういう住宅の必要性も高くなっていくのかなと思う反面、今のようにサービスつきとかがなると、利用料も住宅のお金も高くなっていくということを考えたときに、なかなか難しいなということが一点と、町の中で、今までずっと会社勤めだった方が退職されて、家で何もすることがないとかいって、だけでも家族が近くにいない、子供のところへ行こう、一人じゃ老後が不安だっというときのためには、こういう住宅が、町なかにさまざまなものが集約された便利な場所にあるってということも一ついいのかなと思います。逆に周辺部で、ずっと国民年金でやっておられる方々が、畑とか田んぼとかを、もう背中も曲がって腰も曲がって、押し車につかまりながら、それでも、はいつくばってでも家周りを環境整備をして、それが生きがいみたいなお年寄りも一方ではおられると思うんです。

そういう周辺部と町部の事情とか、経済的な事情や環境の事情とかいうものも考慮しながら、一つの形ではなく、何通りかの形を考えていくべきではないかなというのが私の考えで、季節的なもので、例えば周辺部なら雪の季節は除雪もできない、屋根の雪もおろせないっていう方々が季節的に集まる場所とか、そういうことも考えていただくといいかと、今後、参考にしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 先ほど町長の答弁にもありましたように、その地域地域で、やはり行政としてやらなくてはいけないこと、また地域住民の中でできることという部分で、現在、協議体の中でワークショップを開いているという状況であります。

先ほどの複合施設におきましては、あくまで地域包括ケアシステムの中で、つくるとするんであるならば、やはり病院があり学校があり、そういう状況の中での津和野地域の旧、今の津和野地域、あるいは日原においても町部というような状況での高齢者の複合型施設を考えております。

今、議員さんが言われましたように、その状況、自分が住みなれたとこで暮らすという状況になれば、生活支援の部分で何を行政がして、そして地域では何ができるとか。やはりこれからは、そこが津和野町、高齢化率45%、国は2025年問題ではありますけど、もううちはその部分を通り過ぎて、ある程度のものはクリアしたと。今後は、

そこの状況の中で、在宅で最期までみとりができる、そういう状況の中での住まい等も、今回の協議体のワークショップを含めて、今後、町として施策を内部、つわ暮ら、あるいは健康福祉課、関係部門で協議をしていった中で、財政状況を踏まえ、そういう形の部分ができるとどうか検討して前向きに進みたいと思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

京村君、先ほどの質問の中で、人的支援が地域協力隊等の制度では認められるという回答もあって、それであなただけは、事業者等が資格を持った者を求めて、その上積みを実業所や町やなんかでフォローすればいいのではないかと、そういうことを言うたが、回答をもらわんでいいの。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 回答をいただければと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど議員が御提案された内容というのは、今、私も内部で検討させていただいているところがあります。16万600円、上積みということで、やはりそういうふうな手当ををしていかにやいけんちゅうところ、指摘されたとおりだと思っております。

ただ、これでネックになるのが、人材をどういうふうな——3年間の地域おこし協力隊員です——どうやって確保していくかというところが一番問題になっておまして、看護師さんでいえば、やはり病院と何か連携をしながら休職をしていただいて、例えはこちらのほうに地域医療ということになるとかというふうな方法、そういうふうなことで、資格を持った方が、そのまま卒業されてこちらに来るとするのはなかなか難しい、地域おこし協力隊として。だから、その辺の人材確保の点が、今、内部で協議をしているところですが、課題になっているというふうなところをつけ加えて御説明をさせていただきました。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） ありがとうございます。

先ほど医療対策課長の答弁でありましたように、やっぱりきめ細かなサービスが不可欠だと思います。今までは何人かで1人の高齢者を見るという形だったのが、これからは1人で1人を支える肩車式という言葉をネットの中で見つけましたけれども、支える側が1人で在宅の高齢者を支えるということは、本当にすごく大変なことだと思っています。そういうシステムを構築する気があるのであれば、きめ細かなサービス支援が不可欠で、今現在、在宅で見られる方々のニーズを反映した事業展開を望みます。それが結局、高齢者福祉施策は支える側の若い世代の支援策にもなるという視点も持って、より具体的で、新たな日常生活支援総合事業の助けとなるように望み、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 以上で、10番、京村まゆみ君の質問を終わります。

.....  
○議長（沖田 守君） ここで、2時まで休憩といたします。

午後1時47分休憩

.....  
午後2時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序10、8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 8番、御手洗剛でございます。本定例会の最後の質問者になりました。2項目通告しておりますので、質問をさせていただきたいと思えます。

1点目であります。観光行政についてでございます。

昨年、文化庁が新たに創設いたしました「日本遺産」制度に本町からエントリーした「津和野今昔百景図を歩く」が認定を受け、10月には本町通りに日本遺産センターが開所しました。その後、改修工事も行われ、ガイドンスセンターの役割を持ち機能させることで、町なかの回遊を促し、観光客の滞在期間延長を目指すとしております。津和野観光の現状と今後の対応についてお伺いをいたします。

その一つといたしまして、日本遺産センターへの入館状況並びにストーリーに描かれている名所旧跡への観光誘導の状況はいかがでしょうか。

二つ目に、津和野城跡やJR津和野駅周辺の整備、藩校養老館の改修等が計画されておりますが、その他の文化財においても老朽化が著しく修復の必要なものも多く、計画的な取り組みが急がれております。今後、優先して対応すべき物件はどのようにお考えでしょうか。

三つ目、観光の環境整備には、道路整備が不可欠でございます。主要地方道萩津和野線の町なかの幅員は狭く、大型観光バスの離合の際に支障を来すところも現存いたします。道路改良について、県等への強力な要請活動が必要であると考えられます。今日までの要請状況及び改良実施の見通しはどのような状況にありましようか。

四つ目、県道柿木津和野停車場線中座バイパスの竣工は、平成30年3月末となっております。新たな道路整備により、本町への誘客が大いに期待されるところであります。入り込み客の増加とともに、それをいかに観光に結びつけるかが課題でございます。本路線開通に備えての具体的な対応についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

観光行政についてでございます。

まず、一つ目の御質問であります。昨年10月9日に津和野町日本遺産センターが開館し、ことし8月末で約1万7,000人の皆様に御来場いただきました。全国各地

からお越しいただいておりますが、まだまだ日本遺産の認知度も低く、これからも積極的に情報発信を行うほか、イベントを実施するなど、津和野の魅力発信に努めていく必要があります。外国人の観光客も目に見えてふえてきており、外国の皆様にも日本遺産の魅力を発信するためには、外国人の視点からの情報発信も必要であると感じてきているところでございます。

各名所旧跡への誘導については、まち歩きストーリーに応じた各種道案内パンフレットを作成するとともに、スマートフォンを活用して位置を確認しながら、百景図のポイントを訪ねるアプリケーションも利用できるようにしました。

また、8月からは週末に森鷗外旧宅、殿町、永明寺に観光協会のガイドクラブのメンバーに協力をいただき定点ガイドを始め、今後、センター内の案内に自動音声を利用して紹介するシステムも検討したいと考えております。

しかしながら、せっかく現地を訪れても施設が整備されていない、案内する人がいない、単に見るだけで体験できるメニューがないなど、滞在時間を延ばしていくためには、さまざまな課題がありますので、さらに個々の魅力を高めて、町なかの回遊を促す必要があると考えております。

二つ目の御質問であります。現在、町の計画に上っている多くの文化財のうち、特に優先して対応すべき文化財としては、継続事業として実施中の津和野城跡と今年度、解体工事予定の藩校養老館を除けば、現在、県指定の永明寺については、国指定の申請に向けて調査しており、認定後は速やかに修理事業を申請していきたいと考えております。

また、津和野町郷土館につきましても、新館につきましても雨漏り箇所を応急処置としている状況であり、旧館も耐震化等も含め、急がれます。

山陰道につきましても、災害箇所の応急処置は行っているものの、国指定後、まだ整備基本計画の策定を行っていないため、今後、策定の後、整備が必要となります。

また、旧堀氏庭園の楽山荘や土蔵も修理が必要であり、多胡家表門についても、番所については修復が完了したものの、門については傾きが見られるため、本格的な解体修理が必要ですが、現在の体制や費用面からも応急処置で先延ばしを図る必要があるかと考えているところでございます。

さらに、伝統建造物群保存地区の中には貴重な建物もあり、その指定手続が整えば、優先順位が変わる可能性もあります。そのほかにも鷲原八幡宮や流鏑馬馬場なども改修の候補に挙がっておりますが、県からも、現状でも事業量が多過ぎる旨の助言を常にいただきながら、事業を進めているところでございます。

三つ目の御質問であります。一般県道萩津和野線は、国道9号を分岐し、橋北橋南から名賀を経由し、萩市を結ぶ県道であり、1級町道森野坂線（起点、幸橋分岐から終点、新橋分岐までの間）が、起点・終点を挟まれるように通っております。

議員御指摘のとおり、町道森野坂線は歩道が狭く、対面通行となっており、大型車の離合の際には歩行者が道路端まで寄らなければならない等、歩行者にとって危険な状態となっております。このようなことから、平成元年以降、毎年、本町及び菘津和野線道路改良促進期成同盟会において、島根県に対して、町道森野坂線の県道昇格による道路改良について要望を行ってまいりました。

平成25年度要望において、津和野土木事業所より、県道昇格には三つの課題があるとの指摘がございました。一つは沿線用地の土地境界の明確化、次に津和野町としての道路改良ビジョンの提示、最後に沿線住民の改良に対する理解と協力を挙げられました。

このため、26年度より、沿線を対象にミニ国調を実施、今年度には完了する予定でございます。また、25年度において、ビジョン作成のための庁舎内担当者検討会、26年度より地元関係者による検討会を開催し、おおむねの案を作成しております。

また、平成28年2月には、津和野地区自治会連絡協議会から県及び町に対して、町道森野坂線の県道編入及び整備について要望があり、これにより、町としては地元の合意が得られたと判断しております。

以上のことから、県の提示された課題については、全てクリアできる見通しとなり、昨年度からは、津和野土木事業所と実務者協議を開始いたしました。現在、協議の中で問題となっているのは、津和野川側水路が津和野城の外堀であり、町において埋蔵文化財の発掘調査を行い、その全容を確認しなければ工事ができない状況であり、教育委員会とも協議をし、その対応を依頼しております。県道柿木津和野停車場線中座バイパスの供用開始が平成30年度当初と聞いており、それまでには関係団体等との連携を図り、県道昇格を実現させたいと考えております。

四つ目の御質問であります。平成16年度以降、国土交通省の事業により本町で実施した社会実験「津和野町人と環境にやさしい交通社会実験」では、北のJR津和野駅、南の道の駅津和野温泉なごみの里をそれぞれ拠点として、観光客等が車を拠点に停車し、町なかをバスや自転車で観光するというコンセプトを設定、実験が行われたところでございます。

今後、県道柿木停車場線中座ルート of 竣工により、南（山口方面）からの入り口となる道の駅の案内機能の強化は必要と考えます。さらに、新しいルート開設による車の流れをシミュレーションすることで、団体バス等の動向も踏まえ、現実に即した対応を検討する必要があります。また、市街地の車の渋滞緩和のための駐車場の整備、バスやタクシーの乗車場の整備などもあわせて必要であると考えております。

なお、特に津和野中心地域においては歴史的風致を維持していくことを念頭に置き、安易に道路の拡幅や景観を阻害するような整備は控えるべきと考えております。

いずれにいたしましても、本年度後半に観光振興計画の見直しを行うこととしておりますので、これまでの課題を整理し、観光業者や商業者、地域住民の皆さんの御意見を集約し、実行可能な計画をまとめてまいり所存でございます。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 日本遺産センターへの入館状況であります。お話をありましたように、まだ1年もたたない段階、8月末現在で約1万7,000人ということでございます。この数字をどのように見るかはいろいろあるかと思いますが、1年たたない中で、これだけの方が入館をされたという事実は大変うれしいことでもあろうというふうに思っております。

ただ、質問いたしました日本遺産センターでの働きかけもあって当然であります。各ストーリーに描かれてる名所旧跡への誘導状況についてはパンフレットの制作整備をされたようではあります。なかなかその実態についての把握というものは数字にはあられない回答でございますが、わかれば、多少以前よりふえてきたとか、そういった状況を把握されておれば、お知らせをいただきたいというふうに思っております。

また、定点ガイドということで、ガイドクラブのメンバーがおられるということでもございます。このメンバーの人数、また、ここで回答に書いてありますように森鷗外旧宅、殿町、永明寺での定点ガイドというふうなことで認識してよいものか。先般、稲成神社に私も上がりまして、そのときに2名の方が観光者に向けて説明されておられる姿も拝見したところであります。そういった、ここに書かれていないところでの活動もされておるのかなというふうにも思ったところでございますが、その状況についてどうでございましょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員からの御質問でございますが、まず日本遺産センターから、それぞれの日本遺産の百景図のポイントへの誘導ということにつきましては、なかなかそのことによって、どのポイントにどれだけのお客様がお越しになられたかということとはつかみにくい部分が正直でございます。

ただ、日本遺産センターについては、本町通りの皆さんも含めて、とにかくあそこに行けば、いろんなことを案内してくれるよということで、そちらへいろいろと誘導をいただいております。その部分では利用される方がふえております。まず、あそこに寄っていただいて、いろんなところを回っていただくということを、一つ大きな、こちらでも方向性として捉えておるところでございます。

全体的な部分で言いますと、平成27年度、昨年におきましては、町内全体としては観光の入り込みが117万9,558人、津和野地区においては85万517人、前年比で4.5%増、日原地区については32万9,041人、2.0%の増ということで、豪雨災害によります影響もございますが、何とか豪雨前の状況に、ほぼほぼ復旧してきたのかなというところは感じておるところでございます。

そういったところで、今後も、そういった議員の御指摘の部分についても、各ポイントにおける、日本遺産センターへ寄ってこられたかというあたりも、何らかの形で今後、統計がとれば、そういうようなことも考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、定点ガイドでございますが、大変申しわけございません、観光協会のガイドクラブのメンバーの数についてはちょっと、きょうの時点では資料を持ち合わせておりませんので、人数について、わかりかねる部分がございます。

なお、定点ガイドの位置につきましては、一応、森鷗外旧宅、殿町、永明寺ということで、こちらは把握をしておりますが、観光協会の差配の中で、議員のおっしゃいました稲成神社というような部分も出てきているのかなというふうに捉えております。

なぜ、この定点ガイドを設けたかという部分についてでございますが、ガイドクラブにおかれては、団体のお客様等で御予約をいただければ御案内をするということで、ある程度そこでは費用もいただきながらということにはなりますが、観光協会のほうで受け付けを行っておるところでございます。

ただ、個々のお客様がお越しになられたときに、まさに百景図で回っていただくようなときに、その絵と対比をしながら、その場その場で、昔の絵をごらんいただきながら、今このようにその風情も残っておるといような形で、いろんな情報も、御説明を個々のお客様に対してさせていただこうという趣旨で、町のほうで予算を組みまして、観光協会のほうにお願いをして実施をしております。こちらあたりからも、今後、議員の御指摘の日本遺産センターを経由してお越しになられたかどうかというあたりも、聞き取りというようなことも可能かと思っておりますので、考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 以前、有償でガイド、2時間で3,000円程度いただくような対応もあったかに思っておりますが、現在は、そういった有償での団体客に対する対応というのは、この定点ガイドでの対応にとどまっているという状況でありますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘でございますが、この点につきましては、定点ガイドだけということではありません。団体等の受け付けは受け付けとして、一つのグループを御案内するガイドと、また定点で、これは町のほうでお願いをして、そういうことを、まず実験的にやってみようということで始めましたので、そういった、ある意味2パターンあるというか、そういう形でやらさせていただいております。以前はボランティアガイドという形で進めさせていただきましたが、現在は観光協会の下部組織として位置づけておりますので、そういった形で、サービスをさせていただいただけの対価はいただくような形をきっちりした上で、おもてなしをしていきたいということでございますので、そういった二つのパターンで、今はやっておられるということだと思います。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。



○議員（8番 御手洗 剛君） いずれにいたしましても、観光客がおいでになって、ただ、自分で名所旧跡を回っていただけでは、なかなか理解が深まらないとか魅力を十分理解されないということにもなるかというふうに思うわけでございますし、こういった対応をすることが、やはりおもてなし観光ということにもつながっていくのではなかろうかなと感じたところであります。

2番目の、観光立町であります津和野においては、国、県、町が指定する文化財、建造物、たくさんあるわけございまして、この維持につきましては大変な御苦勞もあろうかなというふうに思っておるところであります。御回答ありました中で県等からの修復に関しての助成というものが、十分認めていただける状況にないというふうに感じております。なかなか大変なこともあろうかと思いますが、観光の町・津和野を維持するにおいては、こういったことは当然の対応でもございまして、今後とも町長を中心にひとつ頑張っていたいただきたいものだというふうに思っておるものであります。

それから、環境整備の中の道路整備であります。これは前々から多くの議員の方からの一般質問もあったかというふうに思っておりますが、一挙には進まない現状もあるんではなかろうかと、そういう実態にあるというふうにも理解しておるところであります。御回答ありました町道森野坂線の県道昇格については、地元住民の理解もありまして、県道昇格に向けて着実に進行しているというふうに感じたところでもございます。

いずれにいたしましても、主要地方道の萩津和野線そのものを、名賀を通りましてなごみの前を通り、本町に通じる道についても、なごみの先のほうからは狭まっておりまして、観光バス等の離合というものが、大変待たないと通っていけないという状況が見当たります。少しでも、単年度ではできないことも、やはり予算計画をとっていただく中で着実に進行する姿が欲しいものだなというふうに思っておるものであります。

県道柿木停車場線中座バイパスの関係であります。以前、津和野土木との協議の中にも私も参画した経過もありまして、そのときに、殿町、本町等の名所旧跡への誘導のためのサイン整備ということが計画されておりました。徐々に整備はなされたという状況にあらうかというふうに思っておりますが、現在までどのような状況にあるか、整備の状況がどのような状況であるかについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 近年の状況で申し上げますと、ただいま、さまざまな事業を実施をしております。歴史的風致維持向上計画の中におきまして、サイン整備を、昨年度、一昨年度と2年続けて行っております。

まず一つは、津和野の連担地域、中心街の地図を何ポイントかに設けまして、いわゆる拠点になる部分に設けまして、それをごらんいただいて、行く方法を、まず定めていただくというような形の地図を何地点か——5地点以上だったと思いますが——整備をさせていただいております。

昨年は、さらに今度はそれぞれのポイントポイントへ、ある程度道しるべを設けるような形で統一的な、サイン計画に準じた案内誘導サインを設けさせていただいておるところでございます。

また、今年度につきましては、今回の補正予算におきまして慎重に御審議をいただいた上で、お認めをいただきましたならではございますが、先日の町長答弁にもございましたが、今回、国の観光モデル事業というような形で、文化庁、また国交省、それぞれの一つのモデル地域としての認定を受けるというような形になりそうでございます。その中の前段の事業といたしまして、今年度、社会資本整備総合交付金、いわゆる社交金という歴史的風致維持向上計画の財源となるものでございますが、それをまず前段で、津和野町、取り組みませんかということで国交省のほうからもお話をいただきました。来年度以降、そのモデル事業にエントリーをさせていただくということを前提に、今年度については暫定的に、その社交金を利用した事業で取り組んでみてはどうかということでございますので、まずそれについては、せっかくのそういうお心遣いをいただいた部分もございますので、何としましてもまずはエントリーをさせていただきたいということで、今回の予算化とさせていただいた部分ではございます。

その中では、さらにサインについて、今年度についてもまだ抜けておる部分、今回、高岡通りを中心に、また殿町もありますが、稲成神社に対しての誘導あたり、歩いて稲成神社に上がっていただくというようなことも、一つの視野に入れながら、照明等も含めたサイン等の整備ができないかというようなことを現在考えております。

そういった部分で当面の、まだ予算、今回の補正予算での御対応をお願いしておるところでございますので、内容につきましては、今後さらに詰めが必要ですので、まだまだ確定とは言いがたい部分でございますが、そういった部分で、さらにサインを充実させていきたいと。これにつきましては、全て津和野町のサイン計画に準じて行っておりまして、そういう部分に合わせて、今後もやらさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 県道の中座バイパスの関係でございますが、国道9号線から中座バイパスにおりまして、なごみの里のところの交差点等がございます。そういうところのサイン、看板については、県のほうで今、整備するような計画になっております。一昨年ぐらいになろうかと思いますが、建設課、商工観光課、警察、国交省等が関係者が集まりまして、この看板でいいのかどうか検討をしながら、今、県のほうでは整備をするというふうな形をとっておられます。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） この県道柿木津和野停車場線のルートが、平成30年の3月末には完成できるということで、大いに楽しみに待っておる一人であります。確かに、山口・九州方面からの誘客が期待されるところでありますが、県を中心とし

た環境整備になろうかというふうに思っておりますが、やはり、今の状況では周辺の雑草というものが繁茂しております、またこれが山になるような状況にもございます。こういったところを、やはり環境整備をしなくては、せっかくたくさんのお観光客がおいでになったとしても、いい感じは持たれないのではなかろうかなと心配をしておるものでございますので、今後、土木等の協議の中では、特にそういった点にも配慮した動きをされますように要望方をお願いをしたいというふうに思っておりますが、何か担当課長さんのほうでありましたら、お願いしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 今、中座バイパスについては、まだ工事中ということでございます、そういう関係で、管理をするというよりも工事の進捗のほうが中心になっておると思っています。供用開始されますと、当然県のほうでも管理をしていただけるというふうに考えております。議員さんからの要望については、また機会を捉えて、お話をしておきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 津和野町の観光計画というものを見させていただきました。答弁の中にもございましたように、以前の観光客の動向といいますか動態調査を見ると、やはり昼間に食事を挟んで津和野を観光すると、その後には大方が他地区へ行かれる、宿泊される方が少ないというふうな状況にある。これを、いかにこういった傾向を脱却するかということが、滞在期間の延長ということで掲げられておるんだなというふうに思ったものでございますし、その必要性が大きいものがございます。この観光客の滞在期間をいかに延長させるかの施策構築、これが急がれるものでございます。そこで、新たな津和野観光の展開において提案を申し上げたいなということでもあります。

一つには、町内の名所旧跡へ誘導する周遊バスの運行ということでもあります。幸いにも、現在3月から11月の間、SLの運行がなされております。この運行日は土日、祭日でありまして、年間、数えてみますと78日間ございます。このSL運行日を特にポイントと捉えまして周遊プランの作成というふうなことに取り組んでみたら、以前は、駅前下車されたお客様が駅前の自転車を利用して名所旧跡へ出向かれるというパターンをよく見ておりましたが、最近では、その当時に比べますと、はるかに少ない自転車での利用という実態がございます。その一つには、やはり以前と違いまして乗用車がふえてきたということもありましょうし、なかなかお年寄りとか子供さん方が自転車を利用していろいろ町なかを歩くというのは困難なところもあろうかというふうにも思っておりますが、そういう実態を踏まえて、また日本遺産という新たな一つの観光振興拠点ができ上がったわけでございます。JR山口線津和野駅を起点に、特に個人観光客、グループ観光客、インバウンド客をターゲットとしたおもてなし観光を目指せないか、そういったことで、SL運行日に、名所旧跡の近くの停車場に停車できる周遊バス

の設置ができないか、このようにも考えたところでもあります。やはり、老若男女がゆっくり観光を楽しめることが何よりも必要でございます。

また、この周遊バスにおきましては、津和野観光協会さんの御協力の中で、1日の中で、自分が希望する場所で何度でも乗りおりにできるような周遊券を発行して、それをお買い求めになって、いろんなところへ観光できる手法、手段、これを構築していかないと、津和野へ来られて、御自由に回ってくださいというふうな手法では従来型と変わらないのではなかろうかなとそんな思いをし、先ほども申し上げましたように、それぞれの名所旧跡においては定点ガイド等の御協力もいただきながら、おもてなし観光ができるような状況をつくり上げられたい、そのようにも感じるものであります。このことは、町とJR西日本、観光協会——これは日本遺産センターを当然含むものでありますが一連携強化と、全ての町民が、地元のこの財産、観光という資源を認識し、観光案内人となるような観光情報の共有化も不可欠ではなかろうかなと思うところでもあります。

また、単なる周遊バスではおもしろくございませんので、全国に多数あろうかとは思いますが、SLをおりられた方が、独特な体裁をしたバス、いわばレトロバスのものを配置することによって興味を持って、乗ってみようじゃなかろうかなというふうな思いをかき立てるようなことがあって初めて、観光時間が延長できるような動きにもつながっていくのではなかろうかなというふうなことであります。ぜひ、このことについての御検討もお願いをしたい。それが、ひいては宿泊客の増大にもつながるような、ゆったり観光が実現できる一助でもなかろうかなというふうな思いをしておるものであります。

二つ目に、県道柿木津和野停車場線中座バイパス竣工に合わせての環境整備の一つとして、いわば誘客を促進する手法として、今、津和野の観光にとって一番不足しているものは何かと思ったときに、子育て世帯が、幼児や児童を持つ家族が津和野に来て、ゆっくりと親子で楽しむ場、いわば遊びゾーンがないというものであります。これを創設して、そこに草花の植栽や遊び場、遊具の整備、このようなことがあれば、観光客1人が何人かを連れて来るパターンは確実にふえるわけでありますので、そういった対応での施策、その構築があればなと思うところでもあります。従来型も一生懸命やられて今日があるわけでありますが、やはり観光時間を延長させる、この手段として、ぜひ検討していただきたいなと思うところでもあります。見解ございましたら、お願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、周遊場所等についてでございますが、町長答弁にもございますが、実証実験の中で一度試みたということがあるところでございます。タクシーの周遊、またバス、さらにはレンタサイクルの乗り捨て等を実際試みられたという記録も残っております。ただ、実績については詳しいものはちょっと持ち合わせておりませんが、あとはなかなか、実際のところでは経費といえますか、その

中での採算性というものがどうしても問題になってきたのかなということはあると思います。

ただ、議員御指摘のように、SLの運行日に限るとか、そういった部分も踏まえた上で、まず検討してみるということ。さらには、当時とは違いまして、現在の津和野町としましてもK o i K o i タクシーなりを積極的に利用促進しながら、町の交通体系の維持を図っておるといふところもございませう。そういった部分との連携の中で、今後そういった部分について考えてみるという一つのアイデアというものは議員からもいただいた部分では十分検討の価値があるのではないかとこのように思っております。そのあたりについても担当課のほうと、ちょっと連携をしながら考えていきたいというふうに思っています。

もう一方の子供さんに対する観光的な誘客に資する施設等でございますが、おっしゃいますように、なかなか対子供向けというものがないのが正直なところでございませう。今後、駅前の周辺整備等の中で何らかの形が盛り込めれば、それも一つだと思いますし、ただ、現在、日本遺産の、それこそまち歩きプログラムの中で、一昨年につきましては、小学校の子供さんあたりに遠足として使っていただきたいということで、子供向けのパンフレットのようなものも作成をして、ポイントポイントでチェックをしてもらうというようなことで、お子様向けのそういったパンフレット等も準備をして積極的に、修学旅行とまではなかなかいかないかもしれませんが、遠足として津和野にお越しいただきたいというようなことも考えて、実験的に進めさせていただいております。この前には学校関係者に対しても、そういった部分でお話をさせていただいたような機会もございませう。夏休み中になりましたが。

そういった部分で、ソフトの部分では、また具体的に何かそういった部分も進めていけたらというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 滞在時間の延長というところが観光振興につながるというお話でございました。

たまたま、先週の日曜日、文京区のほうで、島根県に資金を出していただきまして、日本遺産の認定記念シンポジウムというのをやりまして、300人近い方々、東京文京区を中心に集まっていただいて、そして日本遺産の審議委員を務めていただきました下村先生初め、京都から府立大学の宗田先生、そうした方々にも出演をいただいていたのパネルディスカッション等もやってきたということでもあります。

そうした中で出たお話で、やはり津和野のよさっていうのは、時間がゆっくり流れているという環境があるということと、それから静かであるということと、それから夜が暗いということも出ました。その、夜が暗いというのは、それはよくお叱りを受けるんですよという話もしましたが、いや、むしろ、それはそれとして一つの逆手にとって、観光のほうへつなげていけばいいみたいな。例えば、夜が暗いがゆえに星がきれいに見

えるという、これもまたすばらしい環境じゃないだろうかとか。それから、夜神楽のことも出たりいたしまして、そういう面で、もっともっとやれることはたくさんあるという、そういう御提言もいただいたというところでありまして。それから、今後さらには朝霧というのも、これが、やっぱり泊まっていただけないと朝霧も見れないわけでございます。そういう面でのこともできると思いますし、それから、最近、町家ステイで朝食を出しておりますけれども、それが非常にシンポジウムのパネラーの先生方からも評価が高かったというようなところがございます。町家ステイも、今回2棟目がいよいよ完成をしたということではありますが、その朝食、特に地産地消に基づいた健康につながる朝食ということ、こういうこともやりながら、それが滞在時間の延長、宿泊客の増につながっていくというようなところも受けとめたところでありまして、今後、まだまだやることはたくさんあるわけでございますけれども、一つ一つ丁寧にやっていきたいという思いでもあります。

それと同時に、この観光振興というのは、我々行政だけで成果が上がるものじゃないというのが私の常々の思いでございます。やはり民間の皆さんが、そこにまさに観光に携わる民間の関連の、特に業者の方々のおもてなし力が上がるということが非常に大事だと思っておりますし、あるいは、そういう民間の関連団体であります観光協会やさまざまなそういう組織、そうしたものも観光に一生懸命取り組んでいただくことで、そして行政がそこをバックアップすることで、その関係性が保たれてこそ、この観光の成果というのは上がっていくんだらうというふうにも思っているところでもあります。そうしたことを踏まえて、また民間の皆様としっかりと連携を図れるように努力をしていきたいというふうに思っているところでもあります。

それから、もう一つだけ、この文化財の保存でございます。きょうもこの御質問いただいているところではありますが、やはりここがしっかりできないと観光資源としてつながっていかないというような状況でございます。

ただ、何と云っても、やはり財政的な問題というのが出てまいります。本町、27年度の実質公債比率10.9%、数値的には非常に改善してきておりますけれども、この辺が大体そのピークじゃないかという思いがありまして。どんどん、やはり今後、上昇傾向になっていくんじゃないかという、中期財政計画上は見込みを立てております。

きょうも山陰中央新報には、吉賀町が実質公債値6.1%、川本町も9%台というような話も出ておりましたけれども。そういう意味では、津和野というのは文化財が非常にたくさんあるがゆえに、こういう公債比率がちょっと高いという、そういう特性もあるかというふうに思います。先ほど板垣議員がお話し合いが出たように、堀庭園関係でも2.6億円ぐらいの起債をしとるようなわけでありまして、それが津和野の特性でもありますし、ただそれはもう文化財の整備というのは当然やっていかなきゃならないわけですから、そのことを津和野の特色として、いわゆる起債等の公債比率が高いけれども、投資がしっかりとバックしてくるよう、それはまさに観光振興の経済効果と

ということになると思うんですが、そういう流れをつくり出していかなきゃならないだろうというふうにも思っております。

実質公債費比率を考えながら、そういう文化財の整備もやらなきゃならないというのは我々の悩みでもあり、頭が悩ましいところでもあるというところではありますが、そこはしっかり工夫を凝らしながら努力をしていきたいというふうにも思っているところでもあります。

今回、地方創生の交付金、日原にぎわい創出事業、こういうものも交付金として認めていただいたということは、これは起債の額が少なくなるわけでありますから、非常にありがたいことだと思っております。

それから、現在、住宅整備も、これも相当お金かかる話であります……。

○議長（沖田 守君） 町長に申し上げますが、議員はもう1項目、質問がございますから、時間がございませんから、簡単にして。

○町長（下森 博之君） わかりました。そういうこともいろいろ踏まえた中で、今後、その住宅政策というものも、今PFI方式というのを始めておりますけれども、そうしたところで、今後は民間資金を使う本来のPFI方式というものも、やっていきたい。そういうふういろんな面で、その文化財の整備だけにかかわらず、いろんな面での財政的な工夫を凝らして、起債もできるだけしないような形で取り組んでいくと。そういう中で進めさせていただきたいという思いでもございますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 私の思いといたしましては、従来型でない、新たな取り組みは、観光事業においてもやはり必要であるということでございます。この周辺地域から津和野に日常的に、休みの日には何か新しい取り組みがあるから行ってみようでよと、こういった動きになってもらえれば、かなりの誘客があり、それが観光に寄与できる姿が見えるのではなかろうかなと。ある面、実証試験をもう一遍やるというふうな格好になろうかと思いますが、それを踏まえて、できれば恒常的な津和野の観光の一つの姿だということまで持って行っていただければ、何よりだなと思っておるものであります。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

消防・防災対策についてであります。このことにつきましては、本日、前段の同僚議員から多岐にわたる質問をされ、また詳しい御回答もいただきましたので重複は避けたいというふうに思っておりますが、若干確認もさせていただきたいというふうに思っております。

とにかく、デジタル防災行政無線整備事業、一般世帯で約1,000世帯が、まだ申し込みをいただけてないという実態がわかりました。今から限られた時間に、その必要性について理解を深めて普及啓発をしていくと担当課長からございました。ぜひ、町の

一大事業でもございますので、小まめに対応いただきますように、ひとつお願いをしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 御手洗議員、要約して質問しないと時間がありませんよ。

○議員（8番 御手洗 剛君） わかりました。

2番目に掲げておりますが、県において土砂災害特別警戒区域の基礎調査が実施され、調査結果が住民説明会で随時公表されております。この調査は、災害から人命や財産を守るために、危険性のある区域を明らかにし、その中で避難体制の整備や危険箇所への新規住宅等の立地抑制等の対策を講じようとするものでございます。

町内には、急傾斜地の崩壊や地すべりの可能性が高い地域が多うございます。平成25年集中豪雨災害の実態を踏まえ、県に対し、危険地域に治山事業、地すべり防止事業、砂防事業等の実施について、当面の工事予定箇所の明記を求める必要があると考えます。町としての見解を求めるものでありますが、先ほど前段議員の回答である程度は見えたわけでありまして。町としての要望活動は着実に実施をされておりますが、施工に至ることについては、限られた予算の中で難しい部分もある実態を見ておりますが、このことについて現在までの状況、また町としての見解についてお聞きを申し上げます。

それから、3番目ではありますが、町内には、火災発生時に消火のための水利確保に困難な地域も多い実態にあります。特に山間部であります。防火水槽の設置は年度ごとに計画はされておりますが、対象地域の住民にとって安心できる状況にはなく、依然として設置要望が多い実態にございます。このことへの対応についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、消防・防災対策についてお答えをさせていただきます。

防災行政無線の戸別受信機については、今年度、各地区まちづくり委員会意見交換会において説明を行ったところであります。また、防災行政無線の本格運用は、平成29年4月の開始を予定しております。

戸別受信機の申し込み件数と設置状況についてであります。申し込み件数は、8月末現在で一般住宅が2,214世帯で、うち19世帯が文字表示つき戸別受信機となっております。その他、事業所として126件の申し込みを受けております。また、公共施設や関係機関、集会所、公営住宅等が約500件ありますので、全体で2,800件強の申し込みを受け付けている状況であります。しかしながら、一般住宅につきましても、いまだ1,000世帯が申し込みいただけていない状況にありますので、引き続き設置の推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、設置作業の進捗状況は、約1,000件の設置を完了しており、ほぼ予定どおりの進捗となっております。



2番目の御質問であります。土砂災害特別警戒区域の基礎調査については、平成26年度より津和野地域が先行して行われ、平成28年2月上旬から5月中旬にかけて住民説明会を開催いたしました。

議員御指摘のとおり、町内には多数の土砂災害等危険箇所を有しており、県に対して、砂防及び治山事業の実施要望を行っております。

今年度、本町における砂防事業としては、下山川（中川）、上寺田川（寺田）、下の谷川（左鐙新畑）を施工しており、次年度以降、太鼓谷川（稲成丁）、鍛冶屋谷川（下左鐙）を新規採択要望としております。

治山事業といたしましては、今年度、緊急治山事業関連で吹野溢（吹野）、白井上、白井下、木尾谷、清水谷（名賀）、流石（中座）、復旧治山事業関係で喜時雨（田二穂）を施工しており、次年度以降、復旧治山事業関係で徳次、白井シャンシャン谷（名賀）を新規採択要望としております。

林地荒廃防止（治山）事業としては、今年度、野地（笹山）を施工しており、次年度以降、木ノロ（枕瀬）、福谷、長野（長福）、下組（山下）、鳥井（高峯）を新規採択要望としております。

しかしながら、県予算の割り当てが不透明であり、現段階では要望箇所の事業化については確定しておりません。

今後も、自治会等から要望をいただいております土砂災害危険箇所への防災施設設置の事業化に向け、県と引き続き協議してまいりたいと考えております。

最後の御質問であります。防火水槽の設置に当たっては、火災発生時に被害を最小限に食いとめるために必要な量の水を蓄えておかなければならないため、その設置場所については、一定程度の敷地面積と、長年にわたり設置が可能な場所を確保する必要があることから、用地の確保が課題となっております。

一方で、消防水利の確保は、その確保が困難な地域において重要な消防・防災対策であると認識しているところであり、整備計画を策定し、緊急度の高い地区から優先順位をつけ整備を行っているところでございます。

近年は、大規模災害への対策に重点が置かれており、財源の確保に苦慮しているところでございますが、消防防災施設整備費補助金や緊急防災・減災事業債等を活用し、計画的に整備を進めてまいります。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 防火水槽の設置につきましては、特に上水道が未設置地域がございます。特に木部地域でもあるわけでございます。一集落に一基あればいいというものでもないわけでありまして、川が小さくて、なかなか水利が、年間を通じて確保できないという実態がございます。そういった中で、やはり地域の実態を見ながら整備をしていく必要があるかと思いますが、このことへの設置の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 消防水利の防火水槽でございます。現在、本町の計画を立てておりまして、今年度以降のところでは21カ所の消防水利の防火水槽の整備が必要だという認識を持っているところでございます。これにつきましては、消防団の団長さん等々の集まりの中で計画を立てたところでございますけれども、その中で町長答弁にもございましたように緊急性の高いところから順位をつけまして、今後、年次的に設置のほうに向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

特に、先ほど議員も言われましたように、水利がない場所が当然緊急性が高いところでございます。水利としましては河川あるいは学校等のプール、堤等がありますけれども、先ほど議員もおっしゃいました上水道の消火栓等もございますが、それが無いところを優先順位を上げて、今計画を立てているところでございます。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 御回答いただきました。いろいろと施策をするには、お金も要ろうかというふうに思っておりますが、やはりあつた災害も多いわけでありまして、緊急時に対する対応、十分に確保できますように、また計画的に整備されますように、ひとつお願いを申し上げまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、8番、御手洗剛君の質問を終わります。

今定例会10名の通告をいただきましたが、以上で全員の質問が終わりました。一般質問を終結いたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。大変御苦勞でございました。

午後3時02分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 28 年 第 7 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 28 年 9 月 15 日 (木曜日)

---

議事日程 (第 4 号)

平成 28 年 9 月 15 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 101 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画 (平成 28 年度  
～平成 32 年度) の変更について
- 日程第 3 町長提出第 102 号議案 津和野町定住支援体制整備基金条例の制定につ  
いて
- 日程第 4 町長提出第 103 号議案 津和野町公共交通整備基金条例の制定について
- 日程第 5 町長提出第 104 号議案 津和野町 I C T 機器整備基金条例の制定につい  
て
- 日程第 6 町長提出第 105 号議案 津和野町地方活力向上地域における固定資産税  
の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第 7 町長提出第 106 号議案 津和野町障害者福祉センター設置及び管理に関  
する条例の制定について
- 日程第 8 町長提出第 107 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支  
給条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 108 号議案 津和野町税条例の一部改正について

- 日程第 10 町長提出第 109 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 110 号議案 国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 111 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 町長提出第 112 号議案 平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 町長提出第 113 号議案 平成 28 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 町長提出第 114 号議案 平成 28 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 町長提出第 115 号議案 平成 28 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 101 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の変更について
- 日程第 3 町長提出第 102 号議案 津和野町定住支援体制整備基金条例の制定について
- 日程第 4 町長提出第 103 号議案 津和野町公共交通整備基金条例の制定について
- 日程第 5 町長提出第 104 号議案 津和野町 I C T 機器整備基金条例の制定について
- 日程第 6 町長提出第 105 号議案 津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第 7 町長提出第 106 号議案 津和野町障害者福祉センター設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 8 町長提出第 107 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 108 号議案 津和野町税条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 109 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 110 号議案 国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 111 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計補正予算（第 3

号)

日程第 13 町長提出第 112 号議案 平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 14 町長提出第 113 号議案 平成 28 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 15 町長提出第 114 号議案 平成 28 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 16 町長提出第 115 号議案 平成 28 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

---

出席議員 (12 名)

1 番	後山 幸次君	2 番	川田 剛君
3 番	米澤 宥文君	4 番	岡田 克也君
5 番	草田 吉丸君	6 番	丁 泰仁君
7 番	寺戸 昌子君	8 番	御手洗 剛君
9 番	三浦 英治君	10 番	京村まゆみ君
11 番	板垣 敬司君	12 番	沖田 守君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	下森 博之君	副町長	.....	島田 賢司君
教育長	.....	世良 清美君			
参事 (兼健康福祉課長)	.....				齋藤 等君
総務財政課長	.....	福田 浩文君	税務住民課長	.....	吉田 智幸君
つわの暮らし推進課長	.....				内藤 雅義君
商工観光課長	.....	藤山 宏君	農林課長	.....	久保 睦夫君
環境生活課長	.....	和田 京三君	医療対策課長	.....	下森 定君
建設課長	.....	田村津与志君	教育次長	.....	羽多野寿子君
会計管理者	.....	山本 典伸君			

---

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続き、お出かけをいただきましてありがとうございます。

これから4日目の会議を始めたいと思います。

米澤宥文議員より遅刻の届け出が出ております。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、草田吉丸君、6番、丁泰仁君を指名します。

昨日の一般質問で、5番、草田吉丸議員の質問に対して、答弁に誤りがありましたので、ここで訂正をさせていただきます。建設課長。

○建設課長（田村津与志君） おはようございます。昨日、5番、草田議員の防災対策に関する再質問の中で、土砂災害特別警戒区域の数を問われまして、10以上あると思いますというふうな回答をいたしました。その後、県の資料を確認をいたしまして、数字が余りにもかけ離れておりましたので、本日、訂正させていただきたいというふうに思っております。

正確な数字を申しますと、345カ所ということになっております。お手元のほうに資料をお配りしておりまして、内容的にまたごらんいただければと思いますが、土石流の関係、急傾斜の関係、それぞれうちで持ち合わせる数字をお出ししておるところでございます。

裏面を見ていただきますと、法律によらずに、島根県のほうで土砂災害危険箇所というものを調査をしておりました。この関係で、土石流の関係、急傾斜の関係の定義については、こちらをごらんいただければというふうに思っておるところでございます。土石流警戒区域等については、土石流により災害発生がある、そういうところ。それから、急傾斜地の関係については、傾斜度30度以上、高さ5メートル以上というふうなところで、このあたりのところは変わっておりません。

それと、及び整備の状況についてもつけておりますので、ごらんいただければと思います。

○議長（沖田 守君） 以上、訂正がございました。

---

### 日程第2. 議案第101号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第101号津和野町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。  
これより、議案第101号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第101号津和野町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第102号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第102号津和野町定住支援体制整備基金条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。  
これより、議案第102号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第102号津和野町定住支援体制整備基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第4. 議案第103号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第103号津和野町公共交通整備基金条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第103号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第103号津和野町公共交通整備基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第104号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第104号津和野町ICT機器整備基金条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第104号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第104号津和野町ICT機器整備基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第105号



○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第105号津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第105号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第105号津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第106号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第106号津和野町障害者福祉センター設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 第8条の（4）のところなんです、「公益上やむを得ない自由が発生したとき」のこの「自由」は、ひょっとしたら漢字の間違いかなど思うんですが。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 大変申しわけありません。訂正をしていただいたらと思います。

○議長（沖田 守君） ちょっと、詳しく、どこ。第8条の……。

○参事（齋藤 等君） 第8条の（4）、「自由」が「こと」の「事由」で……。大変申しわけありません。（「こと」に「よし」で「事由」。事由が発生したとき……と呼ぶ者あり）

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君、いいですね。

○議員（7番 寺戸 昌子君） はい。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第106号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第106号津和野町障害者福祉センター設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議案第107号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第107号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第107号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第107号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議案第108号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第108号津和野町税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第108号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第108号津和野町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第109号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第109号津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第109号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第109号津和野町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11. 議案第110号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第110号国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 別表第2の2ページ目の表の一番下、「写真撮影等で断続的に全体を占有する」とあるんですけども、この半日当たり1,500円、1日

当たりが3,000円、1カ月はこれ5,000円でいうのは、数字、間違いなくこれでいいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） この5,000円で間違いはないつもりでございます。この想定は、建物の風情が、昔ながらの建物に復元しましたので、例えば、ドラマとか映画とかそういったもので使っていただければいいなという思いも込めて、低額の設定にさせていただいております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 3ページ目になると思いますが、備考で（5）水道費・光熱費が別途実費を徴収するとなっておりますが、現実的にこの徴収が可能かどうか確認をしたいと思いますが。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 通常の手洗いとか、そういったものの水道料は当然取るつもりもございません。一応あそこで営業を想定してますので、営業される場合の光熱水費、水道料、そこの辺あたりについて、応々の分を払っていただく、そういうつもりでございます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） ちょっと基本使用料でお尋ねをしたいんですが。これの基本使用料ちゅうなあ、町内と町外とがあろうと思うんですね。ほいで、ここへ表示してあるのは、町内の料金か町外者の料金か。というのは、3番目に「町内と町外の混同で使用する場合は、それぞれの料金を加算し、2で除した料金を納付する」と。ほいじゃけえ、町外と町内とで料金を足して2で割ったものを払うようにと、ここに書いてあるんですが、そうすると、この料金表は町内の分か町外の分かがちょっとわかりかねるんですが。そこはどうなんでございますか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 基本的には町内という形になると思いますけれども、実質には、普通の方は、いわゆる減免という形で、入館料については町民は無料という形で今やっておりますので、営業があった場合とか、そういう場合には町民の方も対象になる。基本としては、町民の部分が基本になっています。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） ほいじゃあ、この基本使用料ちゅうなあ、町民の、町内の者が使ったときの基本料金ですね、使用料ちゅうなあ。そうすると、町外の人は何ぼになるんですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 町外については、基本条例のほうにあったと思うんですが。備考の4のところを見ていただいたらと思いますけれども、町外使用者については4

倍の額を使用するという形になっております。（「営業で使用すれば」と呼ぶ者あり）  
営業の場合ですね。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君、いいですか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） そうすると、この基本料金の、今言う3倍になりますね、町内の使用者が。町外の使用者は、ほいじゃあ、この金額に4倍を掛けて、町内の者は3倍で、それを足して2で割ったものを払えという意味で、そういうふうに理解するんですかいね。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 商品見本市で町内と町外が一緒にやった場合には、そういう形になると思います。

○議長（沖田 守君） いいですね。

ほかにありますか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） もし個人的に営業とか商品見本市をせずに借りる場合は、どの設定になるんです。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 基本的には、入館料については、町内も町外の方もこの金額で入館をするという形になります。ただ、町内の方は、実質には受付で、要は住所と名前を書いていただくと無料になりますので、設定とすれば、町外の方はこのままの金額を払うと、そういう形になります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。——ありませんか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 濟いません、確認です。先ほど、映画の撮影だとか、そういった場合ってというのは、これは、いわゆる備考の4にかかってきて、5,000円ではなくて2万円になるということなんですね。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 理屈上はそういう形になると思います。ただ、その中身によって減免とかの可能性は残したままの形で考えておりますので、逆にうちの宣伝になるとか、そういったものに有効的に使えるということになれば、そこら辺は減免をさせていただく形になろうかというふうに思っております。

それと、いいですか。

○議長（沖田 守君） はい、どうぞ。

○教育長（世良 清美君） 若干誤解があつてはいけないのであれですが、この使用料というのは、要は、入館料もそうでございますけれども、町内、町外にかかわらず、拝観をするときにはこの金額を払ってもらおうと。ただ、町内の方は、一応今、規定として文化施設全て無料という形にしていますので、その住所とお名前を受付で記入をいただければ、無料で入られるという形でございますので、御理解をいただいたらと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。——いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第110号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第110号国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、9時40分まで休憩といたします。

午前9時24分休憩

.....

午前9時40分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

3番、米澤宏文君がただいま到着いたしました。議員12名の出席であります。

#### 日程第12. 議案第111号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第111号平成28年度津和野町一般会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 町民の方々から少し尋ねてほしいというお問い合わせがありまして、43ページの児童福祉総務費の委託料、保育所等整備補助金2,692万5,000円でありますけれども、この保育園は、同僚議員が園長を務める保育園であるわけでありまして、この保育園の整備の補助金の、多分見積書を提出して、その割合に応じて交付、そして、設計書等も出して、そして、後、支出が終わった後に確認等がされると思うんですが、そのことについて、流れを聞いてほしいというお問い合わせが数件ありましたので、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 流れですか。この委託料2,692万……、（「委託料じゃないですよ」と呼ぶ者あり） 濟いませぬ、補助金につきましては、町内にある、うし

のしっぽ園さんが新たに園舎を新設するということで上げております。この事業につきましては、国の事業を使うわけですが、保育所等整備交付金等ですが、これにつきましては、国が2分の1、町が4分の1、事業主さんが4分の1の負担で実施されます。これにつきましては、正式に、以前から県のほうには、県を通じて国のほうに、ある程度整備計画があるということをお願いをしておりましたが、一応内々定が今来ておまして、実施されるということでございます。場所につきましては、左鐙の一ノ谷の京村牧場の横のほうに設置されるということでございます。面積的には約230平米の1階平家建てでございます。基本的には、今、定数12名で園のほう、運営されておりますけども、今後、19名等を設定——小規模の最高が19名でございますが、19名を予定しながら園舎を建てるということでございます。一応そういった感じなんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） お問い合わせがあった事項は、これは、建築された後には確認等を行って、領収書等を確認して、それで補助が終わっていくのか、どのような形なのかというお問い合わせでしたので、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 検査等はちょっとわかりませんが、県のほうからは、入札等については町のほうが立ち会うようにということでは言われておりますので、そういったことは町としてやっていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） 関連でお聞きします。歳入では1,795万円、ほいで合併特例債を使つての850万、これが、先ほど言われた歳出の2,692万5,000円を引くと、歳入歳出の差額が47万5,000円になりますよね。これが経営する方の4分の1の負担に入っているということになるのでしょうか。どんなですか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 濟いません、先ほど内訳を説明しましたが、事業所のほうで2分の1、それから、あ、国が2分の1ですね。町が4分の1、事業者さんが4分の1と。その中で、4分の1分町が負担するわけですが、これにつきましては、歳入のほうの、20ページ、21ページ、民生債の中の一般単独事業債の合併特例債を使います。それで、町の全体の3,590万の中の、4分の1の897万5,000円が町の負担になるんですけども、普通債を使う場合、0.95を掛けますので、852万6,000円が実質的には町の負担でございます。そのうち合併特例債のほうは10万単位で切り落としていくので850万。残りの47万5,000円につきましては、町単独で負担という形になります。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） ちょっとお聞きしますけど、これは国庫のほうから出る保育所等整備交付金、これは民間経営の保育園にしか出ないものなのか。そうだとすると、公設の保育所が同じように建てようとする、という形の補助金があるのかお聞きしたいんですけども。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 議員御指摘のとおり、民間の場合は国からの補助がありますが、町の場合はありませんので、起債対応等で対応するという形になると思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。——ありませんか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 59ページに商工費ですね。商工費でちょっと確認したいんですが、JR津和野駅トイレ改修設計監理業務委託料ですか、これ102万2,000円の設定と云々とありますが、これは6月の補正で、一応駅の関連で出てますよね、補正が。それに、このたびさらにトイレの改修設計監理業務委託料は102万ですか、これをのせるということですね。それから、改修工事の請負費も、これはさらに附帯工事で2,149万1,000円を、これも追加ということですね。それから、JRの周辺整備工事の……、これはどういうことですかね。2,149万7,000円を減額して2,321万4,000円を再計上してるということで、プラス180万追加したと、こういうふうに理解していいんですかね。ちょっとそこら辺は……。それから、1回6月に設計監理やって、もし102万を追加するなら、どういう設計変更があったのか、あるいは追加の設計があったのか、そこら辺をちょっと詳しく説明してください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、改修の設計の関係でございますが、設計についてはJRさんとの協議の中で、歴史的風致維持向上推進協議会の中で、周辺の基本設計も含めて御提示を申し上げた中で、若干、今度検討しております駐車場、またロータリーからのアクセスの部分で、トイレの位置が若干出っ張ってしまいというようなことがあって、これではなかなか動線的に無理があるんじゃないかというようなことがあって、若干何点か変更が出ております。そういった部分を踏まえて、これは設計をする上で、もう少し設計費についての変更が出そうということで、今回、そういう御指摘を踏まえた上での設計監理の変更が出ております。

それと、工事費についてでございますが、これは、トイレのほうが少しそういうことで、若干状況が変わりまして、増が見込まれそうだという部分で、逆に周辺工事については、若干ボリューム的に落ちそうということもございまして、トイレの改修について、その一連の工事につきまして、約1,800万程度増額をさせていただきました。その片一方で、駅前周辺整備については約2,100万程度の減額を生じさせたと。ここでプラスマイナスが300万のマイナスが出ますが、先ほど町長の答弁にもございました



が、今回、旧城下町のサイン整備を2,300万、来年度以降のモデル事業も踏まえまして、追加で国のほうからもぜひ取り組んでほしいということもございましたので、取り組むことになりまして、これで2,300万ふえておるといふ……。その差し引き計上の中で2,300万程度がふえてくるという形になっております。ということになります。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） もう一度確認です。じゃあ結局、差し引きしまして2,300万プラスになったってことですか。（「そういうことです」と呼ぶ者あり）そういうことですね。周辺とトイレと云々でその一帯が。はい、わかりました。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 3点ほど伺います。

38ページの社会福祉総務費の障害者福祉センターの備品購入費の876万円の財源を教えてください。

それから、40ページ、老人福祉費で、シルバー人材センター育成事業が65万減額となっておりますが、その理由を教えてください。

それから、46ページ、保健衛生総務費の職員時間外勤務手当が182万9,000円上がってますが、その理由も教えてください。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 39ページの障害者福祉センターの備品購入費等でございますが、これにつきましては、工事のほうも町単でありましたが、備品のほうも町単でということになります。

それから、41ページのシルバー人材センターの減額につきましては、当初予算、昨年12月に予算編成しますけども、その当時、シルバーのほうから上がってきた要求額、それから審査したわけですけども、その後、県のシルバー人材センターの、県の連合会等の中の全体の調整等もあったということで、シルバーのほうから今年度の実施事業的なものをちょっと減らしてほしいということがありましたので、減額をしております。

それから、47ページ、時間外でございます。これにつきましては、衛生総務費でございます。毎年、決算時にも議員さんのほうから御指摘をいただいておりますけども、保健師等の職場でございまして、勤務的に日中いろんな現場に出て、帰ってその記録を残す、それから、最近、県の会議、それから管内の会議等で、やはり医師を伴う——お医者さんと一緒にの会議等がたくさんあります。そういった関係で、どうしても時間設定が夕方7時ぐらいからの会議等、ふえてきております。そういったもろもろの原因で、課の中では、減らすように努力をなさいと言ってはおるんですけども、なかなか、現状に合った対応をすると、なかなか減らせないということでもあります。そういったことで、時間外がふえておるといふことで補正をさせていただいております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 保健師さんが主ってことですか。てことは、人員が足りないという中でってということですかね。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 一概に職員が足りないというか、1人ふえても、その仕事内容的に、それか、時間外の減につながるかというのは、なかなか言えないんですけども、そういったことの、ある程度ふえれば、多少は減るとは思いますが、課も大きくなって連携的なもんも出てきてます。生活保護の関係であったり、DVであったり、もろもろの精神の問題等、多くの問題が今どんどんどんどん山積してきておまして、それを町民さんから言われれば、それほったらかしにするというわけにはいきません。そういったことを対応していくと、どうしても時間外対応がふえてくるということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 少し件数が多いわけですけど、ページ数からちょっといきますと、27ページのふるさと納税の関係の管理システムがちょっと減額になってる、その辺の背景を少しお聞かせいただきたいと思います。

それから、29ページの女性会議が今回設置されて、支援コーディネーターというような形が予算化されておりますが、このコーディネーターの役割というか、その辺をお聞かせいただいたらと思います。

それから、39ページの介護の関係の入浴車を購入されるということで、過疎債をことし借りて、来年もう1年借りて、2台入浴車を購入されるようでございますが、介護の関係の職員というか、介護の方々が非常に最近、何ていいますか、マンパワーが少し、求めようと思っても求めにくいような状況の中で、このような入浴サービスというものが社会福祉協議会から上がってきたんだと思いますが、その辺の対応についてお聞かせいただきたいと思います。

それと、43ページは、放課後児童クラブの運営の中で、シルバー人材センターが、子供たちの通園というか、何かかかわっておられるようですが、その場所、それから回数というか、どういう運行状態なのかをお聞かせいただきたいと思います。

それと、57ページは芋煮会でございますが、当初950万で、補正で112万7,000円ということで、1,000万近いものが芋煮会というイベントに費やされるわけでございますが、この、来年、再来年と続いて、この会が持ち回りで開催されるとするならば、次回はどの程度の開催費用が地元負担として、津和野町の負担が発生するのかなと、そんなところをお聞かせいただいたらと思います。

それと、まだありますが、ちょっと61ページの東京事務所の関係で、県の6次産業の関係で20万ほど補助金をもらって、40万ほど過疎債をつけて、60万の事業でやろうとする、その取り組みについてお聞かせをいただいたらと思います。

とりあえず、よろしく申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず、議員さんの御質問の27ページでございます。これにつきましては、当初予算のところ、このふるさと納税の構築に当たりまして、システムを入れまして、このシステムによってふるさと納税を入れていただくというようなことで構築をしたわけですが、これに係る部分のところ、他社のもので利用できるということがわかりまして、同じような機能を持つところ、いいますと、具体的にはJTBが行っておりますこのふるさと納税のシステム、これが当初予定したシステム、367万2,000円を減額してありますが、これと同じような機能を持ち合わせているということで、このJTBの代行サービスを使わせていただくということになったということでございます。で、当初、これは寄附金の大体8%程度を、これ手数料でお渡しするというように考えておりましたが、これにつきましては、25万ほど現在今組んでいるところでございます。こういった手数料というところ、納税額によって手数料8%をお渡しするというようなシステムのほうに今回変更をさせていただいたということでございます。

それから、29ページの女性会議でございます。これにつきましては、本日、予算が議会のほうでお認めいただければ、早速女性会議の委員さんを募集をさせていただきたいというふうに考えております。で、18歳以上、40歳未満の女性ということで、人数的には10名ということでございます。で、先ほど御質問ありましたコーディネーターという役割ということでございます。今回コーディネーターとしてお願いしたいというふうに考えておりますのが、益田市に在住されてます、株式会社Woman'sの宮崎さんという方をお願いをさせていただきたいというふうに考えておりますが、今回、若い女性が住みたいまちづくりを基本視点として、こういった若い女性の方を、39歳までの、18歳以上、40歳未満の女性を集めて、お話し合いをさせていただくことになっております。このお話し合いのところ取りまとめのほうをしていただくことと、私どもとしては、こういった委員さんのお考えをどのように引き出すかということが、なかなか課題になっておりまして、18歳から39歳までというところの世代の中で、子育ての話、それから結婚の話というようなところで御意見をいただくものと思っておりますが、そういったところの取りまとめ役としてコーディネーターを配置をさせていただきたいということでございます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 39ページの津和野町介護サービス提供支援事業補助金でございます。これにつきましては、県のほうで、国の地方創生推進交付金を財源に、新たに6月22日に島根県介護サービス提供支援事業費補助金の交付要綱を設置しております。その中で、入浴のサービス等もですけども、通所介護事業者及び地域密着型の通所介護事業者がサービスを提供する上で用いる送迎車というような文言もあ

りまして、こういった事業を県が取り組むということでございましたので、町のほうが事業者のほうに負担すれば、県のほうもそれを見ましようということで、予算上、県のほうも多くの財源があるわけではございませんが、一応28、29年度の2年を目標に取り組みたいということで、地元の事業者さん等にそういった事例はあるだろうかということをお聞きしたところ、あるということがありましたので、一応町のほうもそういったものを取り入れようということで、このたび設置をしております。今年度につきましては、全市町つうか、県内の市町村が手を挙げれば、それがオーケーになるかどうかはわかりませんが、一応今年度要望通ったところ、1事業者さんが手を挙げられましたので、一応今年度については、それを県のほうに上げていくという考えを持っております。

それから、次の41ページのシルバー人材センター、43ページの、済いません、放課後児童クラブの運営、シルバー人材センターの委託料でございます。議員御指摘の通園にかかわっているというのはちょっとわかりませんが、今回の案件につきましては、今年度から6年生までを受け入れるということで、日原のひまわりくらぶにおきましては、校舎のほうと、それから体育館の一部の施設を使いまして、2カ所で受け入れ態勢をしております。職員体制もある程度配置はしておるんですが、なかなか休みとか、そういったものときにシルバーさんのほうのお手伝いをいただかないと回していけないということで、今回、そういった関係のお世話をさせていただいております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 57ページの日本三大芋煮実行委員会の補助金の増でございますが、これにつきましては、大変大きな予算とは私も感じておりますが、他の2地区で行われた際も、やはり1,000万以上かかっているところをお聞きはしておるところでございます。我々としましても、当初予算ではできるだけ絞って950という数字で出させていただいたところですが、正直なかなか広報系、PR系については予算が十分出切れていなかったという点がございました。その点につきまして、実行委員会のメンバーの中からも、会議場のほうで、より、やる上では県外等へのPRをもう少し強化してほしいというお声もございました。そういう部分も踏まえまして、山口・広島方面でのテレビコマーシャルということも一つと、いわゆる道の駅等に配布されます情報誌——フリーペーパー、無料で持って帰れる新聞形態のものでございますが——、そういったものについて、県内及び広島、さらには今回愛媛からお越しになりますので、松山市内あたりまで入るフリーペーパーについても、このイベント、プラス津和野町について、まち歩きとか、さらには今度できました町家ステイのPR等も踏まえた誌面を構成していただいてPRを図りたいという部分で、強化をさせていただいた分についての増額でございます。

続きまして、61ページの東京事務所の島根6次産業ステップアップ事業の増でございますが、議員御指摘のとおり、これ、県の農業系の補助事業の20万も入れた上では

ございますが、今回6次産業ということで、あちらで町内の農産物等を東京の、いわゆる新しい形で展開をされております八百屋、旬八青果さんと組んで、消費者目線の加工品を仕上げ、販路を広げていこうというようなことを考えております。それについて、東京事務所のほうで、まあ、大々的に売るといふことにはなりません、展示をしながら、ある程度販売もできるような形を整えていって、お越しいただいた方にPRをして、さらには、そこで商談を進めていこうというようなことで、CASの利用も含めて、冷蔵庫等の整備もしたとございます、そういった関連で、若干中の改修を委託先のほうで、イメージを合わせていただいた上でやっていただく予定しておりますが、この関連で、文京区の保健所のほうから若干指摘が生まれて、手洗い等を2基、整備するという必要が出てまいりました。そういった部分で、今回43万2,000円の増というのは、それに関連する予算ということになります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 先ほどの39ページの入浴車については、送迎用の車でもよかったけども、今回は、社会福祉協議会の、にちはらデイサービスですか、あのほうが入浴車を希望されて入浴車になつとるんですかね。違いますか。入浴車じゃないですかいね、こりゃあ。

それと、先ほど商工観光課長の答弁で、次年度以降、またこういうものが続くのか、そして続くとするならば、また今度は次の開催地に対して幾らかの負担金というか、津和野町としての支出が伴うのか。それともう一つ、その1,000万もかけて芋煮というものに対してどれだけの集客が見込まれているのか。そして、それが経済行為として、宿泊も兼ねて、当然そういうものも期待してるということを今言われましたが、何かその、大きなお金だなと思って、ちょっと、少し気にかかる、気にかかるというよりは、思いをお聞かせいただいたらと思っております。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 今年度、1件ほど県のほうに申請を——この予算も上げなくてはいいませんが——これからするわけですけども、一応、事業所さんにつきましては、にちはらデイサービスさんの——星の里さんのほうが、一応、申し込みをすることでございます。済いません、当初の予算では、訪問入浴サービス車ということで書いてありますけども、送迎車か、その辺ははっきりちょっと今把握しておりませんが、入浴車でも送迎車でも、別に、県のほうは要項の中にどちらでもいいですよということがうたってありますので、これから正式に申請が上がってくるとわかるんです。私が今把握しておるのは送迎車ではないかと思っております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 大変に失礼いたしました。その点に関してでございますが、おっしゃるとおりでございます。ただ、今回、各——山形の中山町、愛媛県

の大洲市、そして津和野町と、三つの市町村で、まず中山町からお声をかけていただいて、三つが連携してPRをして、全国的にこういった素材を出していこうということでやったわけですが、これについては、今回津和野が芋煮会を実施することによりまして、一応一巡したという形になります。次年度以降については、なかなかこういった形態——予算も伴うことですので——でのPRというのはちょっと限界があるかなというのが、正直3市町でも共通の認識でおるところでございます。で、ついでには、今度の16日の翌日についても、そういった部分も話し合うような席も設けるような形にしております。そういった中では、より新たな展開で、3市町が一緒になってユニークな芋煮というものをPRをしていこうと。山形におかれては、あれだけの集客力のあるイベントでございますので、そういった部分を、都市部に対してもう少し訴求力のある形で——違う形でPRをしていこうという形に転換を図っていく必要が出てくるのではないのかなというふうに思っております。

それと、芋煮の効果でございますが、現状で、すぐどういう効果があります、ということとはなかなか申し上げにくいところでございますが、ただ、比較的旅行エージェントさんあたりの食いつきはよろしゅうございまして、団体で送りたいんだが確保してもらえんかというようなことで、一応観光協会のほうで、ある程度団体客については数を別途用意をしまして、ある程度の、まあ、上限はございますが、受け付けをして進めさせていただいております。あわせてではございますが、広島津和野日原会の皆さんも、バスで大挙してこのイベントに合わせてお越しになりたいというようなお話もいただいております。

そういった部分で、秋のイメージと、まあ、食欲の秋のイメージの中で、津和野にはおいしいものがあると、この際には、小さな栗まつりについても併設して一緒に行く——栗まつりはある一定期間行いますけれど——というようなことも考えておりますので、津和野の食についてよりPRをして、お越しいただく形をつくっていったらというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） もう1点ほど、せいじゃあ59ページ、やっぱり商工観光課長に関係があるんですけど。観光計画というんですかね、津和野町観光計画の改定業務ということで委託料が277万6,000円が計上されておられますけど、早い話が、この観光計画が——ちょうど24年に策定されたものが今年度で一応終了するから、29年度からまた新たな5年計画を立ててみようという、その計画じゃないかなと推察されますが、この計画を見た限りでは、どこかに委託するというだけのものでもない。何か自分たちでもできそうな計画じゃないかと思って……。一次の場合はそれはそれでいいんですが、二次計画については、自分たちで工夫すれば、委託費をかけてまで……。そうして、この計画がなければ、国からの交付金までいろんなものがもらえないから、立派な装丁でこの計画書をつくらんにやれんのか。ちょ

っところ、もっともっと自分たちのスキルでやれる部分でやったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘の観光計画についてでございますが、御指摘のとおり、本年度から——一次が終わりまして——改めて次計画をとということになります。議員のおっしゃった部分で、自分たちの力でということは大変おっしゃるとおりでございますが、今回、その一次の計画でなかなか実現ができてない部分もございます。そういった部分を、やはり今回は委員報酬というのは特に組みませんでした。みずからのことですから、自分たちでまず考えましょうということで集まっていただいて、とにかく皆さんの御意見を出していこうということでございます。ただ、これをやる上では、なかなか内部だけの思いだけでやっていると、どうしても限界が出てくるのではないかと。そういう部分では、外部からの視点ということで、コンサル、さらにはアドバイザー制度、これは交付税での措置がございますが、そういった制度のアドバイザー等も入れながら、外からの目線も入れ……。ただ、自分たちも全部丸投げで任せるということではなくて、業者の皆さん、観光協会等も含めて、全体が一緒になって、その両方の目線で考えていきたいなあという思いでございます。

さらに、町長の答弁にもございました国のモデル観光の地域ということにも認定をされます。そういった部分も踏まえて、今後そういった部分である程度有利な財源をとった上での事業の展開もあると思います。歴史的風致、水路の問題等もございます。そういった部分も踏まえて、いろいろなものをこの中で、我が事として検討していくという御指摘の目線には気をつけて進めていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 55ページの林地崩壊防止の関係であります。これ、災害によって家の裏が崩壊した分の工事というふうに思いますが、その中に、負担金補助及び交付金ということで100万ほど計上されております。これ、多分7月、8月分、2カ所分に充てる補助金かなあと思いますが、この補助金というものはどういうものなのかをお聞きをいたします。

それから、83ページですが、山村開発センターの関係です。これの設計監理料及び工事請負費、計上されておりますが、大体この工事の概略と発注の時期をどれぐらいで考えておられるのか、また、センターの利用等に制限等は出てくるのか、そのあたりと、財源については、緊急防災・減災事業債ということですが、これの交付税措置はどういうふうになっただけかなというふうに思っているんですが、そのあたりについてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、草田議員の御質問にお答えします。

55 ページ、林地崩壊防止事業費の負担金補助及び交付金の関係でございます。この関係は2件分でございます、町単林地崩壊防止対策事業の50万円の2個分ということになっております。

一つ、相撲ヶ原岩倉の中岡さんのところが崩壊をいたしました、裏が。で、ここについては、県の林地崩壊防止対策事業の関係で対応ができるというふうなことでございますが、土砂が台所のところまで来ておまして、その撤去費について町の補助金で対応して、盆までには何とかのけようかなというふうなことで、個人のほうでは対応していただいておりますが、予算が成立して、さかのぼって手続をしたいということでございます。

もう一つは、西谷の桜井さんというお宅がございまして、ここの家の横の車庫のところ土砂が崩壊をいたしました。で、県のほうの事業がとれないかというふうなことで確認したんですが、母屋のほうに直接的な被害がないというふうなことでございまして、この辺ののり面の崩壊防止の工事の関係で、一応50万ということで上限いっぱいを上らせていただいたところでございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） それでは、山村開発センターの関係でございますけれども、一応今、耐震化の調査をしていただいております、大集会室等と防煙施設と改修も必要があるということで、きょうの補正をつけていただいたところで、今後、設計監理と工事の関係の入札等を行っていきたいと思います。で、なるべく利用は少しずつできるように計画をしてまいりたいとは考えておりますが、全面的には、一遍にせずに、計画的に少しずつしていきたいと考えております。で、財源といたしましては、緊急防災・減災の事業費を使っております。（「交付税」と呼ぶ者あり）あ、交付税でございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 財源でございますが、先ほど次長のほうが答弁いたしましたように、防災・減災事業債を充当しております。充当率につきましては、事業域の100%、後々の交付税算入につきましては70%でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 歳入のほうの17ページで、子ども読書活動推進事業費交付金がマイナスになってますが、これ、どのような影響があるのかな、マイナスになることだという質問と、今、山村開発センターのことで、83ページですが、委託料のことが出てたので、その山村開発センターでおむつをかえるのができないかな、どこでしようかと迷った、授乳も迷ったということをお聞きしたので、その辺がちょっと視点に入れていただけたらなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。



○教育次長（羽多野寿子君） それでは、17ページの子ども読書活動推進事業費の交付金でございますけども、これは、図書館司書と図書館ボランティアという二つの形式がございまして、当初、図書館司書を2校配置する予定でございましたが、応募をかけましたが人員がなかったということで、急遽、図書館ボランティアのほうへ変えさせていただきましたので、その図書館司書の1年間分の歳入を調整をしております。で、83ページでございますが、議員御指摘の授乳室とかおむつがえということでございますね。今、今後検討の中に入れさせていただいて、検討させていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 今、図書館司書の応募がなくなってボランティアに変わったというのは、学校のほうの図書館司書、去年はついておられたけど、おられなくなってボランティアということになりますか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 濟いませぬ。説明が足らずに申しわけありません。小中学校への配置の図書館司書でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 59ページの歴史的風致維持向上でありますけど、これちょっと同僚議員の質問の答弁を聞き漏らしたかもしれません。委託料1,000万からあるんですが、ここで、JR津和野駅トイレ改修設計監理業務委託料100万、102万2,000円ですか、とJR津和野駅周辺整備設計監理業務委託料169万5,000円ですか、これがわかるんですが、もう一つ下の設計業務委託料が178万2,000円ありますが、これはサイン計画か何かの補正事業の設計業務の委託料であるのか、ちょっとそこをお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘のとおりでございまして、これにつきましては、タイトルが出ておりませんで、申しわけないかもしれませんが、看板整備デザインの委託料でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） いいですね。ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第111号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。起立全員であります。したがって、議案第111号平成28年度津和野町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第112号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第112号平成28年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） いいですね。ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第112号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。（「起立してません」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。起立多数であります。したがって、議案第112号平成28年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第14. 議案第113号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第113号平成28年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第113号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第113号平成28年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議案第114号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第114号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第114号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第114号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 議案第115号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第115号平成28年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第115号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第115号平成28年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。次回本会議は9月27日であります。本日は、これで散会といたします。御苦勞でございました。

午前10時31分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 28 年 第 7 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 5 日)

平成 28 年 9 月 27 日 (火曜日)

---

議事日程 (第 5 号)

平成 28 年 9 月 27 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 116 号議案 平成 27 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 町長提出第 117 号議案 平成 27 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 町長提出第 118 号議案 平成 27 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 町長提出第 119 号議案 平成 27 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 町長提出第 120 号議案 平成 27 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 町長提出第 121 号議案 平成 27 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 町長提出第 122 号議案 平成 27 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 町長提出第 123 号議案 平成 27 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 町長提出第 124 号議案 平成 27 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 町長提出第 125 号議案 平成 27 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 町長提出第 126 号議案 平成 27 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 町長提出第 127 号議案 平成 27 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 町長提出第 128 号議案 小型動カポンプ積載車の取得について
- 日程第 15 町長提出第 129 号議案 津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 町長提出報告第 14 号 専決処分の報告について

- 日程第 17 発議第 2 号 参議院選挙における合区の解消を求める意見書（案）の提出について
- 日程第 18 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告について
- 日程第 19 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 20 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 21 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 22 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 23 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 116 号議案 平成 27 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 町長提出第 117 号議案 平成 27 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 町長提出第 118 号議案 平成 27 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 町長提出第 119 号議案 平成 27 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 町長提出第 120 号議案 平成 27 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 町長提出第 121 号議案 平成 27 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 町長提出第 122 号議案 平成 27 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 町長提出第 123 号議案 平成 27 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 町長提出第 124 号議案 平成 27 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 町長提出第 125 号議案 平成 27 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 町長提出第 126 号議案 平成 27 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 町長提出第 127 号議案 平成 27 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 町長提出第 128 号議案 小型動カポンプ積載車の取得について

- 日程第 15 町長提出第 129 号議案 津和野町地方活力向上地域における固定資産税  
の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 町長提出報告第 14 号 専決処分の報告について
- 日程第 17 発議第 2 号 参議院選挙における合区の解消を求める意見書（案）の提出  
について
- 日程第 18 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告について
- 日程第 19 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 20 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 21 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 22 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 23 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

---

出席議員（12 名）

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宥文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	下森 博之君	副町長 .....	島田 賢司君
教育長 .....	世良 清美君		
参事（兼健康福祉課長） .....			齋藤 等君
総務財政課長 .....	福田 浩文君	税務住民課長 .....	吉田 智幸君
つわの暮らし推進課長 .....			内藤 雅義君
商工観光課長 .....	藤山 宏君	農林課長 .....	久保 睦夫君
環境生活課長 .....	和田 京三君	医療対策課長 .....	下森 定君
建設課長 .....	田村津与志君	教育次長 .....	羽多野寿子君

会計管理者 …………… 山本 典伸君

---

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。9月定例会、本日で最終日を迎えました。12日に始まりまして、引き続きお出かけをいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、平成28年第7回定例会5日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、寺戸昌子君、8番、御手洗剛君を指名します。

---

日程第2. 議案第116号

日程第3. 議案第117号

日程第4. 議案第118号

日程第5. 議案第119号

日程第6. 議案第120号

日程第7. 議案第121号

日程第8. 議案第122号

日程第9. 議案第123号

日程第10. 議案第124号

日程第11. 議案第125号

日程第12. 議案第126号

日程第13. 議案第127号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第116号平成27年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第13、議案第127号平成27年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上12案件につきましては、決算審査特別委員長の報告を求めます。委員長、5番、岡田克也君。

○決算審査特別委員長（岡田 克也君） それでは、決算審査特別委員会の審査報告をいたします。



平成28年第7回9月定例会において、本委員会に付託された平成27年度津和野町一般会計、特別会計及び病院事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第116号平成27年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査の結果、認定。全員賛成。意見、後ほど一括して申し上げます。

議案第117号平成27年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。全員賛成で認定。

議案第118号平成27年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。全員賛成にて認定。

議案第119号平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。全員賛成にて認定。

議案第120号平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。全員賛成にて認定。

議案第121号平成27年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。全員賛成にて認定。

議案第122号平成27年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。全員賛成にて認定。

議案第123号平成27年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について。全員賛成にて認定。

議案第124号平成27年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について。全員賛成にて認定。

議案第125号平成27年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について。全員賛成にて認定。

議案第126号平成27年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について。全員賛成にて認定。

議案第127号平成27年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。全員賛成にて認定。

それでは、内容について御説明をいたします。

1、審査年月日、平成28年9月12日、16日、21日、23日、26日の5日間審査を行いました。

審査の結果及び概要、意見等については、次のとおりであります。

議案第116号平成27年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成27年度の歳入総額は99億1,264万9,495円、歳出総額は96億5,263万6,622円で、差し引き収支は2億6,001万2,873円の黒字決算である。

平成27年度基金残高は、一般会計基金41億4,553万131円、前年比8,178万1,937円の増であります。特別会計は、3億8,458万2,000円。前年比

1億365万4,686円の減であります。土地開発基金3,265万8,698円。前年比9,767円増で、総額は45億6,277万829円。前年比2,186万2,982円の減であります。一方、地方債残高は、総額123億6,006万9,000円、前年比4億3,064万6,000円の増であり、町民1人当たりの負担額に換算すると、150万8,000円であります。実質公債比率は、10.9%で、前年度より0.5%減で改善をしています。

町税については、滞納総額4,723万7,107円、前年比791万5,518円減で、大幅に減少しています。このことは、堅実な滞納徴収の執行と、県と町との併任制度による効果と考えます。不納欠損額は、730万734円と高額となっています。不納欠損処理は必要な処理ではあるが、極めて慎重に行うべきである。厳しい町内の経済状況ではあるが、温かみのある話し合いを行いながら、税の公平性の観点から、今後もこれまでのような強い徴収姿勢で臨むべきである。

使用料は、住宅使用料の滞納額は589万7,941円、前年比223万9,799円の減であります。保育料等の滞納額は34万4,980円、前年比11万2,700円減で、総額624万2,921円となっており、235万2,499円の減となっています。滞納額が前年度より大幅に減少しています。これは、町税と一体となった徴収努力の成果であると考えられます。徴収住宅使用料については、これまでのように話し合いにより、分割納付を行う、また連帯保証人に対しても滞納徴収を行っていくべきである。保育料等の滞納については、これまでのように話し合いにより児童手当からの計画納付も行うべきである。厳しい経済環境の中で納められている方もあり、自主財源に乏しい当町にとっては、公平性の観点からも滞納徴収に努め、自主財源の確保に努められたい。

昨年度、ふるさと納税は682万2,000円であり、一昨年度と——済いませんこれ、昨年度ですね、「一」をお消しくださいませ——昨年度と比較して267万円の減であります。平成20年から27年度までの累計が4,002万8,717円となっております。自主財源の乏しい当町にとって、ふるさと納税の収入も貴重な財源となり得るものである。過度な返礼品競争となってはならないが、現状のシステムは余りにも魅力がない。ふるさと納税の返礼品が、農業、商工業等の振興、文化財や伝統芸能などの保護にもつながると考えられるので、創意工夫を行い、魅力的なふるさと納税システムを構築すべきである。

職員の時間外は、1万5,014時間で、26年度より1,677時間増加している。時間外勤務手当は、対前年比228万8,000円の減で、5.3%減少となっています。228万8,000円で、5.3%の減少となっています。400時間以上の者が3名、健康福祉課1名、建設課2名。301時間以上の者が7名、税務住民課1名、健康福祉課1名、建設課2名、教育委員会3名であります。200時間以上の者は、昨年度14人に比べて27人に増加しています。長時間労働は、心身に多大な影響を与え、うつ病等の発生を引き起こす原因となるため、きめ細かな対応が必要であります。なお、経験

年数や個人の事務能力の差により、時間外勤務時間に大きな差が出ています。適切な人員配置とともに、担当業務の適切な配分や、課内の連携を強化して、労務管理、人事管理の徹底を図るべきであります。

予算の管理上、大きな不用額については、3月補正で減額補正の処理を行うべきである。事業の進捗状況の把握と管理を徹底されたい。

文化施設の入館者数は増加している。しかし、安野光雅美術館、森鷗外記念館、森鷗外旧宅等の入場者数は増加しているものの、旧堀氏庭園の入場者数は減少している。旧畑迫病院の一般公開も始まるので、教育委員会は、商工観光課や観光協会などと協力しながら入館者の増加対策を講じるべきである。安野光雅美術館の館外展が非常に好調で、館外展の収入も多くなっており、引き続き館外展を積極的に実施すべきである。自主財源の乏しい当町にとって、入館料収入も貴重な財源である。入館者増のために、島根県や萩市、山口市との連携をとりながら、対策を講じていくべきである。

農林業や商工観光業など、業種ごとに、町内の事業者、従事者の売上高や経営状況を掌握して、効果的に事業を推進すべきである。

地域提案型助成事業は、町で実施すべき事業との区分を明確にすべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第117号平成27年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成27年度の歳入総額は11億9,427万3,960円、歳出総額は11億5,970万3,346円で、差し引き収支は3,457万614円の黒字決算である。

国民健康保険税の滞納額は、2,015万1,854円で、昨年より3万610円減少しており、滞納徴収努力は見られるが、滞納額は大きく、税の公平性の観点から、継続して滞納徴収に努めるべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第118号平成27年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成27年度の歳入総額は13億5,352万641円、歳出総額は13億3,276万8,222円で、差し引き収支は2,075万2,419円の黒字決算である。

介護保険税の滞納額は173万8,100円で、昨年より22万4,200円減少しているが、不納欠損処理を77万500円行っている。税の公平性の観点から継続して滞納徴収に努めるべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第119号平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成27年度の歳入総額は2億8,520万8,647円、歳出総額は2億8,452万3,179円で、差し引き収支は68万5,468円の黒字決算である。

本案件は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第120号平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成27年度の歳入総額は4億4,967万4,686円、歳出総額は4億3,713万4,114円で、差し引き収支は1,254万572円の黒字決算である。

水道料金等の滞納額は636万867円で、前年比428万7,861円の減となっている。不納欠損処理を279万6,341円行っているが、滞納額が大幅に減少している。顕著な滞納徴収努力が認められる。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第121号平成27年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成27年度の歳入総額は4億3,366万1,060円、歳出総額は4億3,246万6,143円で、差し引き収支は119万4,917円の黒字決算である。

下水道料金、受益者分担金の未納額が173万8,435円で、前年度より24万4,281円の減となっており、滞納徴収努力が認められる。

年度末現在の加入率は、津和野処理区52%、日原処理区85.2%である。下水道整備は大きな財政負担を生じるため、今後の整備を推進するためにも、加入率を上げる努力が必要である。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第122号平成27年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成27年度の歳入総額は625万8,391円、歳出総額は610万2,366円で、差し引き収支は15万6,025円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第123号平成27年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成27年度の歳入総額は1,325万4,878円、歳出総額は1,325万4,878円の同額である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第124号平成27年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成27年度の歳入総額は1億5,799万9,815円、歳出総額は1億5,799万9,815円で、差し引き収支はゼロ円となり、会計は全て鹿足郡事務組合に移管して、平成27年度末で会計閉鎖となった。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第125号平成27年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成27年度の歳入総額は7,882万5,033円、歳出総額は7,737万7,004円で、差し引き収支は144万8,029円の黒字決算である。

津和野町診療所基金残高は5,944万1,327円であるが、今後経営が厳しくなることが予想するため、経営改善対策が必要である。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第126号平成27年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成27年度の歳入総額は4億6,287万302円、歳出総額4億5,521万7,387円で、差し引き収支は765万2,915円の黒字決算である。

介護老人保健施設基金からの基金繰り入れを4,047万9,000円行っており、抜本的な経営改善対策が必要である。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第127号平成27年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。

平成27年度の収益的事業収入は7億6,619万2,984円、収支的事業支出は7億5,791万6,676円で、差し引き収支は670万708円の黒字決算である。資本的収支は5,775万8,081円、資本的支出は9,438万6,763円で、差し引き収支は3,662万8,682円の不足が生じたので、過年度分損益勘定留保資金から補填した。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

平成28年9月27日、津和野町議会議長沖田守様、決算審査特別委員会委員長岡田克也。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これより、委員長に対する質疑に入ります。質疑は一般会計、特別会計、病院事業会計に分けて行います。

最初に、一般会計に対する質疑をお願いします。ありませんか。8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） それでは、質問をさせていただきます。

一般会計におきましても、滞納徴収努力は行えるわけでありますが、大変大きな滞納額にもあるわけでございます。現在、一般会計においては、県と町の併任制度による効果があるとされております。町においてですね、以前、徴収方法——滞納整理についての徴収方法について、臨時職員等を雇用しながらやっていたこともあったかというふうに思っておりますが、現在、町において、職員だけの対応になっておるのか、そのことについてお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○決算審査特別委員長（岡田 克也君） 滞納徴収の併任制度というのは、県の職員と町の職員が、お互いに併任の任命を受けまして、県税と町民税は一体となったもので

ございますので、一体となって併任制度のもとで徴収を行っております。その中で、現在、県税の徴収の徴収率としましては、県下3位ということであります。6年前までは県下最下位でありましたが、この併任制度並びに税務住民課の職員の努力により、これだけの改善が行われております。

ただ、今の臨時職員等がこの徴収に携わっているかどうかということでもありますけども、そこまでは調査をしておりますけれども、しかし、税務住民課一体となって徴収を県の職員とともに行ったその成果が顕著に出ておるといのが、今回の審査内容であります。

以上です。

○議長（沖田 守君） いいですか。8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 町の実態とといいますか、職員の徴収努力をされておる実態は、正職員対応だけではないのではなかろうかなというふうな思いも、以前の対応を見ましてですね、質問をしたわけではありますが、そのことについてわからないということですね。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○決算審査特別委員長（岡田 克也君） 実際に臨時職員等が徴収業務に携わっているかどうかということにつきましては、審査を行っておりませんので、また後日、税務住民課のほうからお聞きしてお答えしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君、担当課長に説明させましょうか。

○議員（8番 御手洗 剛君） では、お願いします。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉田 智幸君） 現在、臨時職員を雇って徴収しているかという御質問ですが、以前は旧町、旧津和野のときは、嘱託という形ですね、1人雇って、その徴収をした金額の何%という形で、基本給プラス報酬という形でお支払いしていましたが、合併後はですね、職員だけで徴収に回っているところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ふるさと納税ですか、これについてちょっとお伺いします。

今までの累計が4,200——4,002万ですか、あるとなっておりますが、基金の、今、残高が1,949万だから、たしか、それ、ふるさと納税基金があると思うんですよ。それでですね、そうしますと、2,000万ちょっと、まあ、出てるわけですね。この経費が大体27年度682万、ふるさと納税のうちに経費が306万ですから、約50パーですかね、約5割ぐらい経費かけているんですね。それで——いいですか。そうしますとね、大体、先ほど申しました、4,000万累計で1,949万の残高、基金がありまして、2,000万ちょっと出ていると思うんですが、そのうちの半分ぐらいは経費に使われておると思うんですよ。そうしますとあと1,000万近くはですね、何

かに使っておるんじゃないかなと思うんですが、全て経費に使ったのか、それともですね、いろいろ1,000万近くは繰り出して何かに支出しているんじゃないかなと、そういうふうに思う——推察できるんですが、そこら辺、委員長、ちょっとわかりますか、大体どういうところに使われているか。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○決算審査特別委員長（岡田 克也君） 内訳に関しては、平成27年度の事務報告書の12ページ、つわの暮らし推進課の12ページにありますように、ふるさと納税の内訳とそして経費とあります。

それ以外に、このふるさと納税を使ったかということでもありますけれども、この支出に関して、内容に関しては審査をしておりますので、その点については後ほどお答えをさせていただくか、もしくは、担当課長のほうに聞いていただければ……（笑声）

○議長（沖田 守君） 6番、丁君ね、委員長への質疑ではありますから、先ほど担当課長を指名しましたが、決算書を見ていただければね、事業で使ったのはわかりますから、後ほど自分で精査してください。

○議員（6番 丁 泰仁君） はい、わかりました。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 先ほど、ふるさと納税のところ、一昨年度のところを昨年度に直してございって言われ……

○決算審査特別委員長（岡田 克也君） 済いません、間違えました。議長。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○決算審査特別委員長（岡田 克也君） 私、一瞬、読みながら間違ったかなと思ったんですが、昨年度の決算でありますので、一昨年度で間違いございません。言い間違いでございます。読みながらちょっと反応してしまいました。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） そうしますと、委員長に質問していいものやら。

教育委員会の関係で質問もあるんですが、いいんですかね、これ。

○議長（沖田 守君） 委員長へ質問してください。

○議員（6番 丁 泰仁君） 委員長へですか。

○議長（沖田 守君） はい。

○議員（6番 丁 泰仁君） 委員長、教育委員会の、これ、事務報告書ですね、学校教育のところで教職員数っていうのがあるんですよ。2ページか。それで、中学校でね、津和野中学校と日原中学校でね、津和野中学校は生徒数が70か、で教員数は22名なんですよ。日原は81名生徒数おって、教員数は12名なんですよ。10名違うわけ。オーケー。それでこの、何か意味がわかりましたら教えてください。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○決算審査特別委員長（岡田 克也君） この点については、審査を行ったときに調査をいたしましたけれども、これはまず、津和野中学校というのが、この津和野町の基幹中学となっております、その基幹中学校としての事務員の配置、また特別支援学級等がありますので、それについて教職員がふえておるとい現状がありまして、その点で日原中学校と津和野中学校の人数としての、人数が多ければ先生が多いという、教職員が多いということではなく、やはり基幹とか、特別支援とか、さまざまな形で津和野中学校のほうは行っておりますので、その分の人員がふえておることになります。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 委員長、やっぱりこれは教育委員会に関するんですかね。各観光施設ありますね、施設の入館者等。71ページですかね、津和野町教育委員会、最後のほうですね、71ページ。

平成23年から平成27年までの入り込み数と、それからそれについて売り上げが書いてあります。特にちょっと、森鷗外記念館とですね、安野光雅美術館をちょっと比べましてですね、平成26年度に比べまして平成27年度はですね、森鷗外記念館はあんまり伸びがないんですね。で、安美はですね、確かに人数も売り上げも伸びてるんですね、これ、表によりますと。これ、わかりますか。わかります。

○決算審査特別委員長（岡田 克也君） はい。

○議員（6番 丁 泰仁君） 出ておるんですけど。この要因っていうのは、委員長、どういうふうに分けられているんですかね。ただ、ふえてるっちゃうんじゃないかと、なぜふえたのかと。これは考えられるのは、ひとつ、経済的環境、つまり景気がいいからふえたのか、あるいはこの館自体が、それぞれの館がですね、何か魅力化のですね、そういうイベントとか企画を新たに26年度よりやったからふえたのかと。そういうところは、どういうふうにお考えになりますかね。

それと、平成23年、平成24年、莫大いいんですよ。この当時の景気っていうのはね、恐らく今の政権の前の政権じゃないかなと思うんですよ、平成23年といいますと。で、悪い悪い言うて、株価が8,000円ぐらいで、現在は株価1万6,000円なんですよ、倍上がるとるんですよ。だから、景気はいい、いい言いながらね、かつて平成23年度は、非常に悪い言いながら、入館者、売り上げっていうのは抜群いいんですね、平成23年。だから一概に景気だけの話ではないような気もするんですね。それで、平成26年度に比べて平成27年度が上がったっていうのは、一つの要因は、日本遺産に認定されたという、これは、企画とイベントとか、そういう類いのところに属してくると思うんですけどね。

そこら辺の分析は、委員長、どういうふうにご考えておるんですか。経済的な問題とか、イベント、企画とか。ここをちょっと。



○議長（沖田 守君） 委員長。

○決算審査特別委員長（岡田 克也君） 入館者数と入館料のことではありますが、入館料というのは、町内の人につきましては、ただということもありまして、必ずしも人数イコール入館料の、その比例のような形にはならない、そういうこともあります。で、23年度、24年度が非常に多いということでもありますけれども、特に安野光雅美術館におきましては、館外展を積極的に行っておりまして、それが非常に全国好評でありまして、それを見られた方々が、また安野光雅美術館へということであられたのではないかと推測をしております。

ただ、災害もあって、災害の後はやはり減少をしておるとというのが現状であったと思いますけれども、またこの安野光雅美術館につきましても職員の努力によって、館外展やさまざまな形で広報を行っており、昨年1万6,512人から、1万9,145人へと飛躍的に伸びた。これもやはり館外展等で安野光雅先生の作品に触れた方々が、ぜひ津和野のほうの安野光雅美術館に行ってみたいという、そういうあらわれではないかと推察をしておるところであります。

そんなところでいいですかね。よろしいでしょうか。

○議員（6番 丁 泰仁君） はい、いいですよ。

○決算審査特別委員長（岡田 克也君） はい。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 2点ほどお伺いいたしますが、決算審査特別審査報告の中で、6番目に、職員の時間外勤務について、時間外は1,677時間増加しているけれども、時間外勤務手当が5.3%減少しているという報告でしたが、この内容について。時間がふえているのに、1点目が、なぜかということと、2点目は、歳入歳出決算審査意見書のほうの9ページのところで、観光リフトの利用の増減率が、42%、前年比ですごく大きくはね上がってるんですけども、このことについて、何か……。 (発言する者あり) (「審査資料……」「審査資料の……」「監査報告……」と呼ぶ者あり) 監査じゃない、決算審査意見書の9ページ。(「監査報告の……」と呼ぶ者あり) の9ページ(「9ページですか」と呼ぶ者あり) の調査しておられればお願いします。(発言する者あり) 観光リフトが42%増ってということで、このことについてもし聞いておられたらお願いします。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○決算審査特別委員長（岡田 克也君） ただいまの時間外の件でありますけれども、時間外がふえて時間外手当が減っているということは、1つには、御存じのとおり、休日等の時間外というのは、大変上増しもありますので増額になってきますけれども、これを代休を取得すれば、時間外は多くても時間外手当は少ないというような形になると思います。できるだけ代休の消化が行われたということであると思います。

建設課などにおきましては、非常に、災害復旧のときには、代休をとるということさえもかなわなかった状況だったと思いますので、それからいえば現状は、少し、健康福祉課なども、保健師などが災害に遭われた方の対応しておるときでも、代休も取得しにくい状況から、現在、代休も取得できるような状況となっておるので、その分の時間外の費用が減っておるものだと考えます。

それと、観光リフトにつきましては、近年、天空の城、竹田城を初めとして、全国のお城ブームもありまして、そういうことで津和野城へ来られる方も大変ふえておりまして、その意味で観光リフトの利用者もふえております。大変いい傾向でありますので、より一層努力をして観光リフトの利用者がふえることを期待しておることです。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。

以上で決算審査特別委員長に対する質疑を――失礼しました。特別会計がありました。次に、特別会計について、一括して質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、病院事業会計について、質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。

以上で決算審査特別委員長に対する質疑を終結します。ありがとうございました。続きまして、討論、採決に入ります。

議案第116号平成27年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 平成27年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論します。

住民協働推進事業に期待を持っています。住民が能動的に考え、住民からの提案で事業が行われることは、地域の活性化を持続的なものに導いていくと考えます。しかし、目的である他地域との連携での地域課題の解決、地域の活性化がまだまだ進んでいません。中でも、まちづくり組織支援事業は、地域の活性化につながっているとは思えません。地域の活性化を進める人材の発掘、育成に視点が置かれるよう支援するべきです。地域の活性化は単発的な事業では達成はできません。根気強く持続することができる事業に取り組めるよう、支援が必要です。

子育て支援についてです。人格形成に最も重要と考えられる乳幼児期は、やはり母親の影響が大変大きいときです。産後の母子のケアの課題にもっと力を入れるべきです。

病児、病後児保育の課題は先送りするべきではありません。また、女性のリーダーを発掘し、育成する支援、女性が活動しやすい環境の整備がもっと図られるべきではないでしょうか。津和野町には、埋もれている女性がたくさんいます。

町の将来を担う子供たちの教育費についてです。学校が必要な備品の購入は、年度当初に予算化されるべきです。

以上の立場から、平成27年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第116号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第117号平成27年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 平成27年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論します。

国民健康保険は高い、これが常識になってしまっています。町民の生活に重くのしかかっています。津和野町では、広域化につながる準備が行われています。広域化による高い保険税に備えるため、保険税を低く抑えている津和野町が保険税を引き上げることになりました。また、広域化は住民から離れた組織運営を可能にするため、過酷な滞納制裁や無慈悲な給付抑制も安易にするとされます。

以上の立場から、平成27年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第117号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。起立多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第118号平成27年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 平成27年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論します。

介護保険料は、始まりのときから2倍近くになっています。保険税が上がるのは、高齢化によるものだから仕方ないと片づけていては、払えない人、介護を受けられない人がふえていきます。

以上の立場から、平成27年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第118号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第119号平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論します。

現在は、保険料軽減特例が行われていますが、見直しにより平成29年度から原則的に本則に戻すことが決まっています。これは、後期高齢者の低所得者における保険料負担の大幅な増加につながるものです。このように、後期高齢者医療制度は、国民を年齢

で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押しつける悪法です。速やかに制度を撤廃し、もとの老人保健制度に戻すことを強く求めます。

以上の立場から、平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第119号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第120号平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第120号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第121号平成27年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第121号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第122号平成27年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第122号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第123号平成27年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第123号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第124号平成27年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第124号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第125号平成27年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第125号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第126号平成27年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第126号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第127号平成27年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第127号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

#### 日程第14. 議案第128号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第128号小型動力ポンプ積載車の取得についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 今定例会に追加でお願いいたします案件は、契約案件1件、条例案件1件、報告案件1件の合計3案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第128号でございますが、小型動力ポンプ積載車の取得について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第128号を御説明いたします。

小型動力ポンプ積載車の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、小型動力ポンプ積載車の売買契約でございます。池河地区を担当しております第8分団に配備しております積載車が、購入後23年を経過しまして老朽化が進んでおりますので、消防団総合整備計画に基づきまして更新するものでございます。

積載車の仕様につきましては、ディーゼルエンジン搭載のパワーステアリングつき四輪駆動車で、乗車定員は6名でございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札による契約でございます。指名業者は8社ございましたが、3社辞退をされましたので、5社で9月の21日に執行いたしました。落札率につきましては、91.55%でございます。

契約の金額につきましては、745万2,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、55万2,000円でございます。

納入期限でございますが、平成29年2月26日を期限としております。

契約の相手方につきましては、松江市東朝日町233番地4、株式会社吉谷、代表取締役伊藤康晃でございます。

1枚めくっていただきまして裏面をごらんください。資料でございます。物品売買仮契約書の写しでございます。



納入場所につきましては、日原地区消防センターとしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） はい、ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第128号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第128号小型動力ポンプ積載車の取得については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議案第129号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第129号津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を願います。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第129号でございますが、津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉田 智幸君） それでは、議案第129号津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

国は、平成28年5月20日に地方再生法、平成28年4月20日に地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正しました。これに伴い、津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、1ページめくっていただきまして、新旧対照表で御説明させていただきます。

1条は、認定地域再生計画認定の規定で、地域再生法第5条16項に一部改正されたものでございます。

続きまして第2条は、特別償却設備設置者及び特別償却資産の規定で、どちらの規定も平成28年総務省令第51号第2条第3号に一部改正されたものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） はい、ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第129号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第129号津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 報告第14号

○議長（沖田 守君） 日程第16、報告第14号専決処分の報告について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第14号専決処分の報告についてでございますが、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので報告をするものでございます。内容につきましては担当課長から報告をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、報告第14号を御説明いたします。裏面、別紙のほうをごらんください。

今回の専決処分につきましては、損害賠償額の定めることについて地方自治法の第180条第1項の規定に基づく専決処分をしたものでございます。損害賠償の額を定めることについてですが、まず1番目としまして額ですが、6万7,800円、相手方としまして[環境生活課長説明]でございます。

内容ですが、平成28年7月5日に、平成28年度津和野町簡易水道統合整備事業笹山配水池築造工事の入札を行いまして、4社が参加をし、株式会社日成建設が落札をいたしました。7月5日に指名審査会を開きまして入札の決定をしたところでございます。が、決定をいたしまして7月7日に日成建設と仮契約を結びました同日7月7日に、設計書の情報公開の開示を求められまして、環境生活課内で設計書を精査したところ、明らかな諸経費の計算ミスが判明いたしました。その修正をいたしますと落札業者の順位が変わるため、入札の無効と判断し参加入札者に謝罪をし、再入札をすることになりました。落札業者へは謝罪をするとともに契約解除に関する合意書を7月27日に締結をいたしまして、損害賠償額として仮契約に要した費用を賠償するものとして、6万7,800円賠償するというふうに専決をしまして支払いをしたところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑がありましたら許しますが。ありませんか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 今までにこういうふうな事件や事案がなかったもので、大変驚いておるわけでございますが、今後ともこのような事案が絶対に発生しないように、各課とも設計書をよく精査されまして入札に対応されますように強く要望しておきます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） はい、ないようでありますので質疑を終結します。

---

### 日程第17. 発議第2号

○議長（沖田 守君） 日程第17、発議第2号参議院選挙における合区の解消を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

これより本案件について、提出議員より趣旨説明を求めます。9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 今回の参議院選挙における選挙区の合区は、本来都道府県制度のもとで行われる平等な選挙制度が、都道府県単位で国政に代表を出せる県と出せない県が生ずるという新たな不平等をもたらせました。人口が少ない県同士の競争となり、人口格差と表裏一体である地域間格差が一層拡大するほか、地方創生に向けた政策課題が反映しにくくなります。よって、合区を解消し都道府県を選出区分とする選挙制度の原則を堅持して、地方の声がきちんと国政に反映できる仕組みを構築されるよう、国会及び政府に強く求めるための意見書案です。御賛同のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） はい、ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、発議第2号参議院選挙における合区の解消を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。したがって、各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をいたしたいと存じます。

---

#### 日程第18. 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告について

○議長（沖田 守君） 日程第18、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告についてを議題とします。

木質バイオマスガス化発電調査特別委員長から、調査について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りをいたします。本件について、申し出のとおり中間報告を受けることにしたいと思いますが、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

木質バイオマスガス化発電調査特別委員長の発言を許します。11番、板垣敬司君。

○木質バイオマスガス化発電調査特別委員長（板垣 敬司君） 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会中間報告書。

平成28年第3回（3月）定例会において設置された木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の調査について、会議規則第47条2項の規定に基づき報告いたします。  
記。

1、調査事件。木質バイオマスガス化発電に関すること。

2、調査目的。地域再生計画の中核施設となる木質バイオマスガス化発電事業について、議会における判断材料とするため。

3、調査方法。机上調査。

4、調査の経過。

第8回。

日時、平成28年8月26日金曜、午前10時5分から。場所、日原第2庁舎議場。出席者、委員全員、議長、久保睦夫農林課長。調査事項、エアー・ウォーター株式会社（長野県安曇野市）の視察報告と今後の動きについて。

5、検証と課題。

1、エアー・ウォーター株式会社が設置したZEエナジー社製の発電プラントは、一部に不具合が発生して運転を中止している。交換部品の調達に手間取り稼働していない状況である。国産プラントとして信頼性を重視してきたが、連続稼働のデータも乏しく、今後、検討するに値しない状況と言える。

2、新たな動きとして、フィンランドにあるVOLTER社が、ことしの4月に秋田県北秋田市にVOLTERジャパン社を設立した。VOLTER社は10年以上に及ぶ製品開発で、フィンランド国内に10施設53基を稼働させ、2万時間以上の連続稼働の実績がある。8月17日にはVOLTERジャパン社から来町され、会社概要にあわせ、7月に日本国内初のプラントが稼働することの提案を受けた。

3、超小型の「コージェネレーション」——熱電供給で、電気だけでなく、温水、温風、蒸気を取り出せる熱交換器として冷暖房や給湯に利用できる。1ユニット当たり100キロワットの熱と、40キロワットの発電仕様となっている。

4、採算ベースとなり得るプラント規模や針葉樹での燃焼効率等課題も大きいですが、VPT（バイオマス研究機関）や九州大学等、第三者機関の知見も参考にしながら協議会で検討して、今年度中に結論を出したい。

6、中間報告。

12ユニット480キロワットでの経営試算をもって協議会で検討する旨の報告があった。引き続き動向を見きわめる必要があり、継続調査とする。

平成28年9月27日、津和野町議会議長沖田守様。木質バイオマスガス化発電調査特別委員会委員長板垣敬司。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） この委員会は、議長を除く全議員での構成であります。したがって、委員長に対する質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議ないようであります。委員長に対する質疑は省略いたします。

御苦勞でございました。

以上で、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告を終了します。

----- . ----- . -----

## 日程第 19. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第 19、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。3番、米澤宥文君。

○文教民生委員長（米澤 宥文君） 文教民生常任委員会所管事務調査報告書。

平成28年第4回（6月）定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

- 1、調査事件。医療・介護の現状と課題について。
- 2、調査目的。現状を把握し議会活動に資するため。
- 3、調査方法。机上調査及び津和野共存病院聞き取り調査。
- 4、調査の経過。

第1回。

日時、平成28年8月2日。津和野町役場第2庁舎委員会室。文教民生常任委員会5名。これは調査内容の協議をしております。

第2回。

平成28年8月8日。津和野共存病院3階の会議室。文教民生常任委員会5名、下森定医療対策課長。調査事項としまして、1、共存病院の医療・介護の資料要求。2、人的、施設の、医療資源——患者のことですが、それからあと、福利厚生、勤務体制、住居問題等の課題を調査しております。

第3回。

日時、平成28年8月24日。津和野共存病院3階会議室。文教民生常任委員会4名、欠席、寺戸昌子委員、津和野共存病院統括部長、喜島悦子氏、下森定医療対策課長。調査事項、医療・介護についての聞き取りを調査しております。

第4回。

日時、平成28年9月12日。津和野町役場第2庁舎会議室。文教民生常任委員会5名。調査内容のまとめをしております。

5、調査概要としまして、1、津和野共存病院の5項目について記載しております。2、としまして、介護老人保健施設せせらぎ、2項目記載してあります。3、としまして、訪問看護ステーションせきせい、これも2項目記載しております。4、日原診療所、これも2項目記載しております。

6、これらを総合しましての調査意見。

津和野共存病院においては、地域包括ケア病床をさらに導入し、在宅療養支援の使命を果たすべく多職種が連携され、一層の活動の充実が望まれる。

2番目に、高齢化、過疎化が今後ますます進めば、医療、介護需要の減少が予想される中、病院事業、介護老人保健事業、訪問介護事業、診療所事業ともに患者数、利用者

数は減少している。より効率的な運営で限られた町支援の中でのかじ取りをしていくことが必要である。

３番目に、医師、看護師、介護従事者の確保においては、引き続き医療法人橘井堂と連携し、あらゆる手段を講じ最大限の努力をされたい。

四つ目に、医療従事者住宅の確保については、次年度以降の確保ができていない状況である。早急に対策を講じるべきである。

五つ目に、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活ができるよう、入所施設と在宅介護の中間施設としての高齢者ケア住宅の建設を検討されたい。

六つ目に、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防し自立した生活を支援するとともに、地域における新たな生活支援サービスの担い手を確保することで、地域支え合い体制の整備及び拡充を図ることを目的とする介護予防・日常生活地域支援総合事業の実施が望まれる。

地域支援総合事業としては、次の事業である。ということで、ちなみにこの地域支援事業とは、平成18年度から市町村による地域支援事業が始まる。この事業は、要支援や要介護になるおそれのある高齢者に対して介護予防のためのサービスが地域包括から提供される事業である。この事業は、市町村が行うものであり、被保険者、介護保険者ですね、介護保険が要介護状態になることを予防し、要介護状態になった場合も、住みなれた地域でできるだけ自立した生活が送れるように実施するものであります。

中身としましては、訪問型介護事業——掃除、洗濯などの日常生活の支援を提供する事業、通所型サービス事業——機能訓練や集いの場などの日常生活上の支援を提供する事業、生活支援サービス事業——栄養改善を目的とした食事サービスや、ひとり高齢者等への見守りを提供する事業、介護予防ケアマネジメント事業——上記三つの事業が適切に提供できるようケアマネジメントを行う事業、一般介護予防事業——要介護状態となることの予防など介護予防を推進する事業であります。

平成28年9月27日、津和野町議会議長沖田守様。文教民生常任委員会委員長米澤宥文。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了します。ありがとうございました。

---

## 日程第20. 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（沖田 守君） 日程第20、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

木質バイオマスガス化発電調査特別委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第21. 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（沖田 守君） 日程第21、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務経済常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第22. 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（沖田 守君） 日程第22、文教民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

文教民生常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第23. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（沖田 守君） 日程第23、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。



お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成28年第7回津和野町議会定例会を閉会いたします。大変長丁場でありましたが、御苦勞でございました。

午前10時27分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

